

目 次
第1号（6月16日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	4
出席議員	6
欠席議員	6
事務局職員出席者	7
説明のため出席した者の職氏名	7
開 会	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
諸般の報告	9
町長提出第58号議案	11
町長提出第59号議案	11
町長提出第60号議案	19
町長提出第61号議案	19
町長提出第62号議案	19
町長提出第63号議案	19
町長提出第64号議案	19
町長提出第65号議案	19
町長提出第66号議案	19
町長提出第67号議案	20
町長提出第68号議案	31
町長提出第69号議案	33
町長提出第70号議案	34
町長提出第71号議案	34
町長提出第72号議案	34
町長提出第73号議案	34
町長提出第74号議案	34
町長提出第75号議案	34
町長提出第76号議案	34
町長提出第77号議案	34
町長提出第78号議案	34
町長提出第79号議案	34

町長提出報告第1号	46
町長提出報告第2号	49
町長提出報告第3号	50
町長提出報告第4号	51
散会	54
署名	55

第2号（6月19日）

議事日程	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	57
欠席議員	57
事務局職員出席者	57
説明のため出席した者の職氏名	58
開議	58
会議録署名議員の指名	58
一般質問	58
4番 岡田 克也君	59
1番 後山 幸次君	78
11番 板垣 敬司君	94
7番 寺戸 昌子君	109
9番 三浦 英治君	129
6番 丁 泰仁君	150
散会	169
署名	170

第3号（6月20日）

議事日程	171
本日の会議に付した事件	171
出席議員	171
欠席議員	171
事務局職員出席者	171
説明のため出席した者の職氏名	172
開議	172
会議録署名議員の指名	172
一般質問	172

2番	川田 剛君	172
3番	米澤 宏文君	193
8番	御手洗 剛君	202
10番	京村まゆみ君	214
5番	草田 吉丸君	231
散	会	242
署	名	243

第4号（6月22日）

議事日程	245
本日の会議に付した事件	246
出席議員	247
欠席議員	247
事務局職員出席者	248
説明のため出席した者の職氏名	248
開 議	248
会議録署名議員の指名	248
町長提出第69号議案	248
町長提出第70号議案	250
町長提出第71号議案	267
町長提出第72号議案	267
町長提出第73号議案	269
町長提出第74号議案	270
町長提出第75号議案	271
町長提出第76号議案	271
町長提出第77号議案	272
町長提出第78号議案	272
町長提出第79号議案	273
町長提出第80号議案	274
請願第1号	282
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について	287
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	289
議員派遣の件	292
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	292
発議第1号	293
閉 会	295

津和野町告示第55号

平成29年第3回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年6月5日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成29年6月16日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

後山 幸次君	川田 剛君
米澤 宥文君	岡田 克也君
草田 吉丸君	丁 泰仁君
寺戸 昌子君	御手洗 剛君
三浦 英治君	京村まゆみ君
板垣 敬司君	沖田 守君

○6月19日に応招した議員

○6月20日に応招した議員

○6月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成29年 第3回(定例)津和野町議会会議録(第1日)

平成29年6月16日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成 29 年 6 月 16 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 58 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 59 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 60 号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について (道の駅シルクウェイにちはら)
- 日程第 7 町長提出第 61 号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について (津和野町グランドゴルフ場)
- 日程第 8 町長提出第 62 号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について (高津川清流館)
- 日程第 9 町長提出第 63 号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について (津和野温泉なごみの里)
- 日程第 10 町長提出第 64 号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について (津和野町農産物処理加工施設)
- 日程第 11 町長提出第 65 号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について (枕瀬山森林公園休養休憩施設)
- 日程第 12 町長提出第 66 号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について (枕瀬山森林公園キャンプ場)
- 日程第 13 町長提出第 67 号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について (にちはら自然商店 総合案内所)
- 日程第 14 町長提出第 68 号議案 津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
- 日程第 15 町長提出第 69 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

- 日程第 16 町長提出第 70 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 17 町長提出第 71 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 18 町長提出第 72 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 19 町長提出第 73 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補
正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 町長提出第 74 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正
予算 (第 1 号)
- 日程第 21 町長提出第 75 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予
算 (第 1 号)
- 日程第 22 町長提出第 76 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 1 号)
- 日程第 23 町長提出第 77 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第
1 号)
- 日程第 24 町長提出第 78 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別
会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 25 町長提出第 79 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第
1 号)
- 日程第 26 町長提出報告第 1 号 平成 28 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第 27 町長提出報告第 2 号 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越
明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 28 町長提出報告第 3 号 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明
許費繰越計算書の報告について
- 日程第 29 町長提出報告第 4 号 専決処分の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 58 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 59 号議案 専決処分の承認を求めることについて
津和野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 60 号議案 専決処分の承認を求めることについて

- 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅シルクウェイにちはら）
- 日程第7 町長提出第61号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グランドゴルフ場）
- 日程第8 町長提出第62号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）
- 日程第9 町長提出第63号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について（津和野温泉なごみの里）
- 日程第10 町長提出第64号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について（津和野町農産物処理加工施設）
- 日程第11 町長提出第65号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）
- 日程第12 町長提出第66号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園キャンプ場）
- 日程第13 町長提出第67号議案 専決処分の承認を求めることについて
公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店 総合案内所）
- 日程第14 町長提出第68号議案 津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
- 日程第15 町長提出第69号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第16 町長提出第70号議案 平成29年度津和野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 町長提出第71号議案 平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 町長提出第72号議案 平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 町長提出第73号議案 平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 町長提出第74号議案 平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 21 町長提出第 75 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 22 町長提出第 76 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 23 町長提出第 77 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 24 町長提出第 78 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 25 町長提出第 79 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 26 町長提出報告第 1 号 平成 28 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 27 町長提出報告第 2 号 平成 28 年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 28 町長提出報告第 3 号 平成 28 年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 29 町長提出報告第 4 号 専決処分の報告について

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宥文君	4 番 岡田 克也君
5 番 草田 吉丸君	6 番 丁 泰仁君
7 番 寺戸 昌子君	8 番 御手洗 剛君
9 番 三浦 英治君	10 番 京村まゆみ君
11 番 板垣 敬司君	12 番 沖田 守君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君
教育長 …………… 世良 清美君 総務財政課長 …………… 岩本 要二君

税務住民課長	……………	吉田 智幸君			
つわの暮らし推進課長	……………			内藤 雅義君	
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	藤山 宏君
環境生活課長	……………	和田 京三君	建設課長	……………	木村 厚雄君
教育次長	……………	中村 博己君	会計管理者	……………	竹内 誠君

午前9時02分開会

○議長（沖田 守君） それでは、改めて、おはようございます。

本日、平成29年第3回津和野町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはおそろいでお出かけをいただき、ありがとうございます。

今定例会には、御承知のとおり、総務財政課長、建設課長、健康福祉課長、教育次長、新たに今回の人事異動に伴って4名の執行部がおかわりになったと、かようなことであります。従来の議会事務局長、竹内事務局長は会計管理者、そして、総務財政課長でありました福田君が議会事務局長、かようなことでありますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、平成29年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、9番、三浦英治君、10番、京村まゆみ君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。1番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会を開催いたしましたので報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成29年6月12日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告します。

今定例会の会期は、本日6月16日から6月22日までの7日間としたいと思います。

初日の16日金曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受けたいと思います。

なお、提出議案のうち、専決案件及び町長提出第68号案件については、質疑、討論、表決を行い、報告案件を受けて散会したいと思います。

17日土曜、18日日曜は、休会といたします。

19日月曜、20日火曜の2日間で、一般質問を行います。今回の一般質問は、11人の28件であります。

21日水曜は、休会とします。

22日木曜は、議案の質疑、討論、表決を行い、請願の所定の処理、委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。平成29年6月16日、津和野町議会議長、沖田守様。議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月22日までの7日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの7日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をします。

3月定例会以降における議会行事、議員視察研修の報告等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【3月定例会以降】

- 3月31日（金） つわの暮らし推進住宅竣工式（木部公民館）
- 4月 4日（火） 全員協議会、広報広聴常任委員会
- 7日（金） 高津川水系治水砂防期成同盟会監査 議長
- 8日（土） 津和野高校入学式（津和野高校）議長
- 12日（水） 広報広聴常任委員会、水曜会（町民センター）議長
- 14日（金） 鹿足郡町村議会議長会総会（なごみの里）正副議長
- 17日（月） 山口線利用促進協議会監査 議長
- 18日（火） 文教民生常任委員会
- 20日（木） 萩・津和野線道路改良期成同盟会監査 議長

- 21日(金) 広報広聴常任委員会
 25日(火) 全員協議会、広報広聴常任委員会
 総務経済常任委員会、文教民生常任委員会
 27日(木) 鹿足郡防犯連合会監査 議長
 5月 9日(火) 高津川水系治水砂防期成同盟会外総会(益田市)議長
 11日(木) 文教民生常任委員会(今治市)
 ~12日(金)
 15日(月) 文教民生常任委員会(益田市)
 17日(水) 水曜会(町民センター)議長
 18日(木) 鹿足郡防犯連合会総会(津和野警察署)議長
 23日(火) 津和野町商工会総代会(町民センター)議長
 25日(木) 全員協議会、文教民生常任委員会
 26日(金) 県道萩津和野線道路改良促進期成同盟会外総会(萩市)議長
 30日(火) 県町村議会議長会臨時総会(東京都)
 31日(水) 町村議会議長・副議長全国研修会(東京都)正副議長
 ~1日(木)
 6月 4日(日) 長石剣道大会(津和野体育館)議長
 5日(月) 全員協議会、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会
 9日(金) 議会運営委員会
 11日(日) 津和野町消防操法大会(津和野訓練場)議長代理 副議長
 津和野自治会連合会総会(町民センター)議長代理 副議長
 12日(月) 議会運営委員会
 14日(水) 水曜会(町民センター)議長

【視察】

- 5月 9日(火) 吉備中央町議会(9名) 町営塾 HAN-KOH
 5月22日(月) 吉備中央町議会(9名) 定住住宅、就農研修制度
 5月24日(水) 人吉市議会(1名) 日本遺産センター

関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思います。

また、4月4日に広報広聴常任委員会を招集し、正副委員長の選任をいたしましたので報告をいたします。

委員長に2番、川田剛君、副委員長に9番、三浦英治君がそれぞれ選任をされました。

○議長(沖田 守君) 4番、岡田君。

○議員(4番 岡田 克也君) 済みません、1点、訂正をお願いしたいんですが、津和野町東京事務所の視察、調査報告書の6番のところ、所管委員長意見となっておりますが、これは訂正で、視察意見のほうに直していただきたいと思います。先般、全

員協議会を開催いたしましたして、皆さんの意見を聞いて、それでまとめましたので、視察意見というふうに変更していただきたいと思います。

日程第4. 議案第58号

日程第5. 議案第59号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第58号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について及び日程第5、議案第59号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、以上2案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 本日は、6月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、専決処分案件10件、条例案件2件、一般会計を初め各会計補正予算案件10件、報告案件4件の合計26案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第58号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第59号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 税務課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第58号の専決処分の承認について、津和野町税条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

説明を行う前に、訂正をお願いいたします。

新旧対照表の25ページです。表中の上段に「改正後」とありますが、その後に（案）を加えていただき、右側の「改正前」を削除し「現行」という文字を加えていただければと思います。（「もう一回」と呼ぶ者あり）上段の「改正後」の後に（案）でございます。を加えていただき、右側に「改正前」とありますが、それを削除していただいて「現行」という文字にかえていただければと思います。

また、現行の表が左側で、改正後の（案）は右側となります。右と左がちょっと変わっていますので。

お手数をかけますが、よろしくをお願いします。

○議長（沖田 守君） おわかりですか。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 新旧対照表の1ページと同じように、現行が左側で、改正後（案）が右側になります。現行が左、下も、表の中身もかわるということです。よろしいでしょうか。（「もう一度お願いします」と呼ぶ者あり）はい。左側の改正後（案）を加えていただいて、右側に改正前とありますが、これを現行という表現にかえていただいて、表が右と左がかわりますので、右側の表が左になります。（「どういう意味」と呼ぶ者あり）現行のほうは左になります。現行のほうは左側になって、改正後は右側にかわりますので、表自体が入れかわるということです。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律案が3月27日に可決成立し、3月31日に公布され、一部の規定を除き4月1日に施行されました。津和野町税条例の改正は、それに伴う改正でございます。

それでは、改正の概要を説明させていただきます。

まず、住民税関係では、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。

また、投資の拡大につなげるため、上場企業から受ける特別配当及び特別譲渡所得に関して、国税と地方税で異なる課税方式を選択できることとしました。

それと、固定資産税関係では、保育の受け皿の促進のために、小規模な保育事業に対し、減額措置を講じることとしました。

また、近年、災害が頻発していることを踏まえ、被災者や被災事業者の不安を早期に解消するため、災害免除や減免等、あらかじめ手当てしておくことが適当なものについては規定を常設化する改正を行っております。耐震改修や省エネ改修が行われた認定長期優良住宅等に対する特例を定めております。

続きまして、軽自動車に関する項目では、グリーン化特例の適用を2年間延長したものが主なものになっております。

それでは、主な改正箇所を御説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。

まず、1ページ目の第33条第4項は、特定配当に関する規定でございます。特定配当は、国税、地方税とも総合課税、源泉徴収のみで申告不要、分離課税の3つの申告方法から選択することとなっております。今回の改正で、国税と地方税で異なる課税方式を選択することが可能となりました。国税の申告が提出され、国税と違う申告方法で個人住民税の申告が提出された場合、その申告書に記載された事項を勘案して課税できることを明確化するため、改正を行うものでございます。

第6項は、特定株式譲渡所得に関する規定でございます。譲渡所得の申告は、源泉徴収による申告不要と申告分離課税を選択できることとなっており、特定配当と同様の改正を行っております。

続きまして、2ページ目の第34条第9項は、前条の改正に伴う所要の規定の整備を行っております。

3ページ目の第48条は、法人の町民税の申告納付にかかわるものです。修正申告書の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するものです。延滞金の基礎となる期間に関する規定の整備を行っており、法令改正に伴う条ずれ及び文言の整備が主なものでございます。

続きまして、6ページ、第50条でございます。これは、法人町民税の不足額の納付手続に係るものでございます。第48条と同様の整備を行っており、法令改正に伴う文言の整理が主なものでございます。

続きまして、7ページ、61条第8項は、災害により滅失した償却資産にかわって取得した償却資産に対する課税標準の特例を定めております。4年間に限り、課税標準額の2分の1としております。

第61条の2は、固定資産税の課税標準に関する新たな特例項目を加えています。これは、固定資産税のわがまち特例の割合を定める規定です。

第1項は、家庭的保育事業について。8ページの第2項は、居宅訪問型保育事業について。3項は、利用定員5人以下の事業所内保育事業について。いずれも、家屋及び償却資産について定めており、課税標準となる価格に対して減額できる割合を条例で定めております。

63条の2は、補正の方法の申し出の改正でございます。これは、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税で、高さが60メートルを超える居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る税額の案分方法に関する規定の改正でございます。

当町では該当する事案は現在のところございませんが、法改正に伴い改正を行うものでございます。

マンション等の区分所有は、専有部分の床面積が同じであれば、高層階でも低層階でも課税標準が同額になっております。これを、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定を設けたもので、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直したものでございます。

続きまして、63条の3でございます。災害が発生した場合、被災者に対する地方税の申告、納期限の延期や徴収の猶予について災害減免等の規定をあらかじめ常設化するための改正でございます。被災したマンション等の区分所有家屋の敷地となる共用土地に係る固定資産税の案分の申し出に係るものでございます。被災市街地復興振興地域に定められた場合、災害発生後4年度分に限り、従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備でございます。

続きまして、10ページ、74条の2は、被災市住宅用地の申請について常設規定されたものです。被災市街地復興振興地域内に定められた場合には、災害発生後4年度分に限り、特例を適用させるものでございます。

次に、附則の改正でございます。

11ページ、第8条。これは、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の賦課の特例でございます。昭和57年から平成30年までだった免税期間を、平成33年まで延長するための改正でございます。

続きまして、12ページ、第10条です。これは、読みかえ規定の改正で、法律の改正に伴うものでございます。

10条の2は、わがまち特例の法改正に伴う改正でございます。

13ページの第17項は、事業所内保育事業を目的とする保育施設が該当となります。平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、子ども・子育て支援法に基づく補助を受けて、一定の事業所内保育に係る施設を設置した場合には、課税標準額を最初の5年間、価格に2分の1を乗じて得た額とするものでございます。

第18項は、都市緑地法で規定する緑地保全・緑地推進法人が土地を所有し、または無償で借り受けて市民緑地を設置、管理する場合、この土地について、最初の3年間、課税標準額を価格の3分の2に乘じて得た額とすることを創設しております。これも、津和野町では該当ないと考えられます。

続きまして、10条の3、これは、固定資産税の減免申請に関する規定でございます。耐震改修または省エネ改修が行われた認定長期優良住宅に対する減額申請の規定が設けられ、15ページの第9項では特定耐震基準適合住宅の申請について、16ページの第10号では特定熱損失防止改良住宅の申請について定められております。

続きまして、17ページ、第16条は、軽自動車税の税率の特例に関する事項でございます。燃費の性能に応じ、税率を軽減するグリーン化特例に関する項目の改正で、その適用期間を2年間延長し、平成30年度課税、平成31年度課税分についても適用させる改正を行うものです。

19ページの第16条の2は、軽自動車税のグリーン化特例の賦課徴収の特例を定めたものでございます。

第1項は、軽減対象車の判断基準を国土交通大臣の認定と定め、燃費達成基準率を厳しくしております。例えば改正前では、平成28年4月1日から平成29年3月31日取得分について、32年度燃費達成基準の20%達成していれば50%の軽減がありました。それが改正後、平成29年4月1日から平成31年3月31日取得分については、今まで20%だったのが、30%達成しないと50%軽減の対象にならないというように厳しくなっております。

続きまして、第2項は、偽りの申請によって対象車両が軽減対象でなくなり、納付すべき軽自動車税の額に不足が生じた場合の納税義務者を定めております。これは、新聞

報道でもありましたが、三菱の燃費の偽りのことがありまして、こういう法律ができております。

第3項では、前項の規定が適用された場合の加算金を定めています。

第4項では、納付期限の特例を定めております。

ただし、この新設条項は軽自動車税に関する規定であることから、消費税規定予定後の平成31年10月1日に軽自動車税が種別割に改まることにより、附則第16条の2を全文削除するように定めております。

続きまして、20ページ、16条の3第2項は、前段で御説明しました第33条第4項で定めた所得割の課税標準における上場株式の配当所得に係る課税の特例を定めたものでございます。第2項で除外規定を設け、第1号、第2号と除外の場合の要件を定めております。

21ページの第17条の2は、優良住宅の造成のため、5年以上所有した土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する改正するものでございます。平成29年度を平成32年度に改め、文言の整理を行っております。

22ページ第20条の2は、特例適用利子及び特例適用配当等で租税条約締結相手国の投資事業組合等を通じて、国内に住所を有するものに対して支払われる利子及び配当等に課税する特例を設け、それを改正するものでございます。第4項で文言の整理と除外規定を設け、第1号、第2号と除外の場合の要件を定めております。

23ページですが、第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例に関する項目です。第4項で、文言の整理と除外規定を設け、第1号、第2号と除外の場合の要件を定めてございます。第6項は、法令改正に合わせた所要規定の整備でございます。

25ページ、第5条は、所得割の非課税の範囲等で文言の整理を行うものでございます。配偶者特別控除が改正され、控除対象配偶者の定義を、現行の控除対象配偶者に該当するものは、同一生計配偶者と名称を変更するものでございます。

配偶者特別控除について、配偶者控除と同じ所得金額が33万円の対象となる配偶者の前年の合計所得が、給与のみの場合で、給与収入で103万円を155万円に法によって引き上げられたことによる規定の整備でございます。

最後に、施行期日について御説明いたします。

新旧対照表の最初のページから2ページ戻っていただきまして、津和野町税条例の一部を改正する条例の附則をごらんください。

この条例の施行規則は、附則第1条で、平成29年4月1日から施行としております。

ただし、1号として、附則第6条の規定は公布の日から、2号として、附則第5条第1項の個人住民税の所得割の非課税の範囲については平成31年1月1日施行、3号と

して、附則第5条の規定は平成31年10月1日施行、4号として、改正後の附則10条の2第18項は、都市緑地法の一部を改正する法律の施行日からとしています。

第2条で町民税に関する経過措置を、第3条で固定資産税に関する経過措置を、第4条で軽自動車税に関する経過措置を定めてございます。

次ページの附則第5条は、平成26年津和野町条例第16号の津和野町条例等の一部を改正する条例の一部改正は、文言の整理のための改正となります。

附則第6条は、平成28年津和野町条例第30号の津和野町税条例等の一部を改正する条例の一部改正は、軽自動車税に係る賦課の特例に関し、消費税改定時に軽自動車が種別割に改まることにより、附則第16条の2を、平成31年10月1日に削除することを定めたものでございます。

以上、御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おはようございます。

それでは、議案第59号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成29年3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、津和野町国民健康保険税条例を一部改正したもので、平成26年、7年、8年度に引き続きまして、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るものでございます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表の第21条第2号、第3号をごらんください。国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を26万5,000円から27万円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗すべき金額を48万円から49万円に引き上げるものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第58号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第58号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第58号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正については、承認することに決定いたしました。

議案第59号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第59号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第59号専決処分の承認を求めることについて、津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、承認することに決定いたしました。

日程第6. 議案第60号

日程第7. 議案第61号

日程第8. 議案第62号

日程第9. 議案第63号

日程第10. 議案第64号

日程第11. 議案第65号

日程第12. 議案第66号

日程第13. 議案第67号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第60号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（道の駅シルクウェイにちはら）より、日程第13、議案第67号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店 総合案内所）まで、以上8案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

この8案件について、8番、御手洗剛君は、審議対象であるところの役員であります。

よって、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、退席を求めます。

〔御手洗剛君 退席〕

○議長（沖田 守君） 執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第60号専決処分の承認を求めることについてでございますが、公の施設の指定管理者の指定について（道の駅シルクウェイにちはら）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第61号専決処分の承認を求めることについてでございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決を求めます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第62号専決処分の承認を求めることについてでございますが、公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第63号専決処分の承認を求めることについてでございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野温泉なごみの里）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決を求めます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第64号専決処分の承認を求めることについてでございますが、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町農産物処理加工施設）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第65号専決処分の承認を求めることについてでございますが、公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第66号専決処分の承認を求めることについてでございますが、公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園キャンプ場）の専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第67号専決処分の承認を求めることについてでございますが、公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店 総合案内所）の専決処分について、地方自

治法第179条第1項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第60号から御説明をいたします。

公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、道の駅シルクウェイにちはらでございます。

2、指定管理者となる団体の住所氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

3、指定する期間は、平成29年6月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要については、裏面の資料を後ほどごらんください。

専決処分につきましては、道の駅シルクウェイにちはらの指定管理者である株式会社石西社が、株式会社津和野及び株式会社日原リゾート開発を、平成29年6月1日に吸収合併し、株式会社津和野開発に商号変更したことに伴い、指定管理者を再度指定する必要が生じたため行ったものでございます。

続きまして、議案第61号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、専決処分の議会の承認を求めるものでございます。

公の施設の名称は、津和野町グラウンドゴルフ場でございます。

2、指定管理者となる団体の住所氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

3、指定する期間は、平成29年6月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

専決処分につきましては、津和野町グラウンドゴルフ場の指定管理者である株式会社石西社が、株式会社津和野及び株式会社日原リゾート開発を、平成29年6月1日に吸収合併し、株式会社津和野開発に商号変更したことに伴い、指定管理者を再度指定する必要が生じたため行ったものでございます。

続きまして、議案第62号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、高津川清流館でございます。

2、指定管理者となる団体の住所氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

3、指定する期間は、平成29年6月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

専決処分につきましては、高津川清流館の指定管理者である株式会社石西社が、株式会社津和野及び株式会社日原リゾート開発を、平成29年6月1日に吸収合併し、株式会社津和野開発に商号変更したことに伴い、指定管理者を再度指定する必要が生じたため行ったものでございます。

続きまして、議案第63号について御説明をいたします。

公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求めらるものでございます。

1、公の施設の名称は、津和野温泉なごみの里でございます。

2、指定管理者となる団体の住所氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

3、指定する期間は、平成29年6月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

専決処分につきましては、津和野温泉なごみの里の指定管理者である株式会社津和野が、株式会社日原リゾート開発とともに、平成29年6月1日に株式会社石西社に吸収合併され、株式会社津和野開発に商号変更したことに伴い、指定管理者を再度指定する必要が生じたため行ったものでございます。

続きまして、議案第64号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求めらるものでございます。

1、公の施設の名称は、津和野町農産物処理加工施設でございます。

2、指定管理者となる団体の住所氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

3、指定する期間は、平成29年6月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

専決処分につきましては、津和野町農産物処理加工施設の指定管理者である株式会社津和野が、株式会社日原リゾート開発とともに、平成29年6月1日に株式会社石西社に吸収合併され、株式会社津和野開発に商号変更したことに伴い、指定管理者を再度指定する必要が生じたため行ったものでございます。

続きまして、議案第65号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求めるとのことです。

1、公の施設の名称は、枕瀬山森林公園休養休憩施設でございます。

2、指定管理者となる団体の住所氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

3、指定する期間は、平成29年6月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

専決処分につきましては、枕瀬山森林公園休養休憩施設の指定管理者である株式会社日原リゾート開発が、株式会社津和野とともに、平成29年6月1日に株式会社石西社に吸収合併され、株式会社津和野開発に商号変更したことに伴い、指定管理者を再度指定する必要があるため行ったものでございます。

続きまして、議案第66号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求めるとのことです。

1、公の施設の名称は、枕瀬山森林公園キャンプ場でございます。

2、指定管理者となる団体の住所氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

3、指定する期間は、平成29年6月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

専決処分につきましては、枕瀬山森林公園キャンプ場の指定管理者である株式会社日原リゾート開発が、株式会社津和野とともに、平成29年6月1日に株式会社石西社に吸収合併され、株式会社津和野開発に商号変更したことに伴い、指定管理者を再度指定する必要があるため行ったものでございます。

次に、議案第67号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求めるとのことです。

1、公の施設の名称は、にちはら自然商店（総合案内所）でございます。

2、指定管理者となる団体の住所氏名は、津和野町池村1997番地4、株式会社津和野開発、代表取締役橋本正嗣でございます。

3、指定する期間は、平成29年6月1日から平成31年3月31日まででございます。

公の施設の概要につきましては、裏面資料をごらんください。

専決処分につきましては、にちはら自然商店（総合案内所）の指定管理者である株式会社日原リゾート開発が、株式会社津和野とともに、平成29年6月1日に株式会社石

西社に吸収合併され、株式会社津和野開発に商号変更したことに伴い、指定管理者を再度指定する必要が生じたため行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第60号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（道の駅シルクウェイにちはら）、これより質疑に入ります。ありませんか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 第三セクターの合併ということで、これだけの施設が一緒に、一つのところが管理するということになってはいますが、指定管理料について、何か変更があるのかどうかをお知らせください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、資料のところにもおつけをさせていただきました指定管理料につきましては、管理体制については3社そのものが一緒になって変更がないということで、指定管理料については変更なしということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） 1点ほどお伺いしたいんですが。第65号であります。枕瀬山森林公園の休養の分ではありますが、これは指定管理料がゼロになっております、この分だけ。一つずついってええんかいね。みな、一つずついくんかいね。（発言する者あり）わかったわかった。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第60号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。起立全員であります。したがって、議案第60号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（道の駅シルクウェイにちはら）は、承認することに決定いたしました。

議案第61号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第61号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第61号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町グラウンドゴルフ場）は、承認することに決定いたしました。

議案第62号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第62号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第62号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（高津川清流館）は、承認することに決定いたしました。

議案第63号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（津和野温泉なごみの里）、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 先ほど、第三セクター合併の新会社についての説明があったときに、事業部の新事業推進本部というところを道の駅の中でと言われたんですが、それは、両方の道の駅でされるんですか。それとも日原の、津和野の、その辺を。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 計画上は、日原地域は日原の道の駅、津和野地域は津和野の道の駅ということで、最終的にはそういう形で行いたいと思いますが、予算等の関係というのもありまして、今回制度発足のところは、日原の道の駅にこの部署を置きたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 指定管理料のことですが、これは、隣でグラウンドゴルフ場ありますよね、道の駅、なごみの里。これの管理料も含めてこの金額ですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 日原の施設は違いまして、津和野のグラウンドゴルフ場というのは、前の、もともと公園的などころを整備をしてグラウンドゴルフ場にしております。あそこは利用料等もいただいていない施設でございまして、公認コースでもないということで、ここについても含めて芝の管理等は行いますので、指定管理料についてはここも含めたものが、今、積算されて入っているということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第63号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第63号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（津和野温泉なごみの里）は、承認することに決定いたしました。

議案第64号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町農産物処理加工施設）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第64号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第64号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（津和野町農産物処理加工施設）は、承認することに決定いたしました。

議案第65号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 65号の枕瀬山の公園のことではありますが、この指定管理料がゼロになっております。これは、施設が木造、一部鉄筋で2階建てと、平米数も633平米といかい建物であるんですが、これが、指定管理料がゼロということは、これは地方自治法の第244条の第3項によって決められておるんであろうというふうに思いますが、これは、分担金を徴収することができるようになっておるんですが、これがなかった場合には、ずっとどのような管理料が、収入がない場合ゼロになってくるんですが、そのことはどのようになるんでしょうか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 枕瀬山森林公園休養休憩施設というのはペンション北斗星のことです。今、宿泊客と食事等で、住み込みで管理を行っていただいております。利用料金についても条例上定めさせていただいて、その利用料金を取っているということで、利用料金が入ってくる分、指定管理料というのを、ここゼロにして、その中で賄っていただくというような形をとっておりますが、議員御質問の、利用料金がなくなった場合どうするかということで言いますと、電気代とか水道代とか、公の施設に係る必要経費については、ある程度指定管理料でみていくというような必要が生じてくるというふうに思っております。

現状は、お客様に宿泊していただいたり食事をしていただくという施設でございますので、全くなくなるというところの想定までは私どもしておりませんが、基本的には、そういったところで、そこを使っただいて、経営的なところもしっかりやっていたきたいというようなところでゼロになっているということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第65号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第65号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園休養休憩施設）は、承認することに決定いたしました。

議案第66号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園キャンプ場）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第66号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第66号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（枕瀬山森林公園キャンプ場）は、承認することに決定いたしました。

議案第67号専決処分の承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店 総合案内所）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第67号を採決します。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第67号専決処分承認を求めることについて、公の施設の指定管理者の指定について（にちはら自然商店 総合案内所）は、承認することに決定いたしました。

8番、御手洗剛君の除斥を解き、着席を許可いたします。

〔御手洗剛君 着席〕

日程第14. 議案第68号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第68号津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第68号津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第68号について御説明をいたします。

改正内容につきましては、第2条、議決すべき事件を改めるということでございまして、裏面に新旧対照表をつけております。ごらんいただいたらと思います。

第2条、議決すべき事件を改め、第2号、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定変更または廃止することについて、規定を加えるものでございます。

これまで、総合振興計画につきましては、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合振興計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務づけられておりました。平成23年5月2日に、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村独自の判断に委ねることとなりました。

本町といたしましては、津和野町総合振興計画を最上位の計画として位置づけており、津和野町議会の議決すべき事件を定める条例を一部改正し、第2次津和野町総合振興計画を策定させていただきたいと考えております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第68号を採決します。本案件を原案のとおり議決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第68号津和野町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第69号

○議長（沖田 守君） 日程第15、議案第69号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第69号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） おはようございます。

それでは、議案第69号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明をいたします。

今回の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成29年4月1日から施行されたことに伴いまして、本条例についても一部改正が必要となったため、改正するものであります。

昨年の人事院勧告を受けまして、国において給与法が改正されたことに伴いまして、扶養手当の支給額が改正されておりますので、消防団員の公務災害補償に係る補償基準額について改正をするものでございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令に伴いまして、1枚めくっていただきますと、新旧対照表をつけておりますけれども、文言の追加、改正をするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、10時20分まで休憩いたします。

午前10時08分休憩

.....
午前10時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第16. 議案第70号

日程第17. 議案第71号

日程第18. 議案第72号

日程第19. 議案第73号

日程第20. 議案第74号

日程第21. 議案第75号

日程第22. 議案第76号

日程第23. 議案第77号

日程第24. 議案第78号

日程第25. 議案第79号

○議長（沖田 守君） 日程第16、議案第70号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第1号）より、日程第25、議案第79号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第70号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億1,737万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ78億5,137万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第71号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ3,932万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ11億4,025万円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第72号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ2,365万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ13億4,050万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第73号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ116万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億212万6,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第74号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ1,075万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ3億9,709万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第75号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ535万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額それぞれ4億3,429万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第76号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

既定の歳入歳出予算総額を372万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第77号平成29年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ104万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ5,814万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第78号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ856万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ4億3,686万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第79号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)についてでございます。

収益的収入を488万7,000円追加し、収益的収入予算総額7億3,783万7,000円、収益的支出を193万8,000円追加し、収益的支出総額7億3,488万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第70号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、4ページをお開きください。

第2表の債務負担行為でございます。

森鷗外関連資料を購入するため、収集家である種市氏より5,000冊分を、3,000万円で購入するもので、今年度分2,000万円については、今補正予算で計上させていただきます。平成30年度分の1,000万円についての債務負担行為であります。

次に、第3表の地方債の補正の変更でございます。

総額で5,750万円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたします。17ページをお開きください。

また、お手元に補正予算の概要説明を用意しておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

なお、このたびの補正で、歳出の各費目に人件費を計上しておりますが、これは4月1日付人事異動に伴う補正でございます。

それではまず、総務費でございます。

一般管理費の委託料として、津和野町庁舎基本構想業務委託料356万4,000円を増額しております。

財政管理費の積立金として、平成28年度の剰余金に伴いまして、地方財政法第7条に基づき、減債基金積立金5,000万円を積み立てるものでございます。

1枚めくっていただきまして、企画費の負担金補助及び交付金として、栄町自治会への神楽衣装整備及び高田自治会への流鏝馬衣装等の整備に係るコミュニティ助成事業補助金500万円、津和野町地域おこし協力隊起業支援補助金100万円を新たに計上しておるところであります。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費、なごみの里管理費の負担金補助及び交付金として、なごみの里の源泉ポンプ等の取りかえ・修繕及び遊具設備の修繕として、修繕工事負担金200万3,000円を増額しております。

シルクウェイにちはら管理費の委託料といたしまして、防犯カメラシステム設置業務委託料140万4,000円を減額しまして、備品購入費として防犯カメラシステム購入費140万4,000円へ組みかえ計上しておるところであります。

負担金補助及び交付金といたしまして、身体障がい者トイレ修繕及びフードコートの床修繕として、修繕工事負担金98万7,000円を増額しております。

総務費の地方創生推進事業費（商工観光課）の委託料として、第2期賑わい創出活用実証実験調査に係る日原賑わい創出拠点づくり事業委託料200万2,000円の増額、

芋煮と地酒の会タイアップ事業等に係る日本三大芋煮事業委託料 1 5 6 万円を新たに計上しております。

工事請負費としまして、空き家 2 棟目の解体工事及び庭基本造成等の日原賑わい創出施設整備工事につきましては、地方創生推進交付金の減額決定に伴いまして 1, 3 5 1 万 3, 0 0 0 円を減額しております。

備品購入費として、第 2 期賑わい創出備品購入費 2 6 6 万 7, 0 0 0 円を新たに計上しております。

負担金補助及び交付金として、日本三大芋煮連絡協議会負担金 2 9 5 万円を新たに計上しております。

1 枚めくっていただきまして、総務費の地方創生事業費（農林課）賃金として、有機栽培技術の向上を目的とした指導員の配置及び加工品開発専門員の配置に伴う賃金 3 6 0 万円、負担金補助及び交付金として、津和野町農商工連携事業推進協議会への補助金 1, 1 2 4 万 4, 0 0 0 円を新たに計上しているところでございます。

それでは、3 1 ページをごらんください。

民生費でございます。

社会福祉総務費の繰出金として、人事異動による人件費の増減等による国保及び介護特別会計への繰出金 2 4 6 万円を増額しております。

それでは、3 9 ページをごらんください。

衛生費の保健衛生総務費の繰出金として、人事異動による人件費の増や、配水管修繕工事の事業費増により、簡易水道特別会計繰出金 7 4 8 万 7, 0 0 0 円を増額しております。

1 枚めくっていただきまして、給水施設整備費の負担金補助及び交付金として、個人で設置いたします給水施設に対する助成金、3 軒分の 1 5 0 万円を新たに計上しております。

それでは、4 5、4 7 ページをごらんください。

農林水産業費では、農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金として、産業後継者育成基金を財源とした新規農林業就業者支援事業 1 2 0 万円、農林業研修生支援事業 1 8 1 万 5, 0 0 0 円の合計 3 0 1 万 5, 0 0 0 円を増額しております。

続いて、5 1 ページをごらんください。

水産業振興費の委託料として、町内の高津川への 7 万尾の稚鮎放流事業委託料 2 0 0 万円を新たに計上しております。

続いて、5 3 ページをごらんください。

商工費の商工振興費の工事請負費として、地方創生推進交付金を減額された日原賑わい創出施設整備工事のうち、空き家解体等の造成工事について 7 5 2 万 7, 0 0 0 円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、歴史的風致維持向上事業費の津和野駅周辺整備事業費委託料として、多目的トイレ用地物件補償調査業務、J R津和野社宅等不動産鑑定業務等を199万6,000円を増額しております。旧城下町等サイン整備事業費の実施設計業務委託料として、サイン整備工事実施設計業務委託486万円、工事請負費として、旧城下町等サイン整備工事費2,592万円を新たに計上しております。

また、日本遺産センター費の修繕料として、センターロビーの入口床等の修繕118万8,000円を新たに計上しているところであります。

1枚めくっていただきまして、都市再生整備事業費の高質空間形成施設照明整備事業費委託料として、殿町から弥栄神社間の照明設備設計委託料1,360万8,000円、工事請負費として照明整備工事費3,412万8,000円を新たに計上しておるところでございます。

続いて、61ページをごらんください。

土木費の道路新設改良費といたしまして、社会資本整備総合交付金等の減額決定に伴う、事業料減額により笹ヶ谷線ほか5路線で、総額9,630万7,000円を減額しております。

続いて、65ページをごらんください。

消防費の非常備消防費の報償費として、消防団員4名分の退職報償金230万円を増額しております。

続いて、77ページをごらんください。

教育費の郷土館費の需用費として、亀井氏入城400年記念特別展示図録の印刷製本費として147万7,000円を増額しております。

森鷗外記念館費の通信運搬費といたしまして、種市氏収蔵資料の購入に係る輸送費254万2,000円を増額しております。

備品購入費として、旧宅の自動券売機購入費及び種市氏資料収蔵用物品棚購入費として84万2,000円、種市氏収蔵資料の購入費として5,000冊分3,000万円のうち、平成29年分として2,000万円を新たに計上しているところでございます。

それでは続きまして、歳入を御説明いたします。10ページにお戻りください。

国庫支出金の総務費国庫補助金として交付決定に伴います地方創生推進交付金486万1,000円を増額しております。

商工費国庫補助金として、交付決定に伴う都市再生整備事業費補助金3,623万円を増額しております。

土木費国庫補助金として、減額交付決定に伴う社会資本整備総合交付金8,171万2,000円、地方創生道整備交付金900万円を減額しております。

財産収入の有価証券売り払い収入として、第三セクター合併による有価証券譲渡による有価証券売り払い収入1,560万円を新たに計上しております。

繰入金としましては、産業後継者育成基金繰入金120万円を増額しているところでございます。

1枚めくっていただきまして、繰越金といたしまして平成28年度剰余金8,389万5,000円を増額しております。

諸収入の雑入として、消防団員4名分の退職報償金230万円、つわの暮らし推進課では栄町自治会への神楽衣装整備及び高田自治会への流鏑馬衣装等の整備に係るコミュニティ助成事業補助金500万円を増額しているところでございます。

最後に、町債でございます。

総務債の過疎対策事業債では、地方創生推進交付金の減額決定による事業費の減額に伴い、観光レクリエーション事業1,400万円を減額しております。

農林業債では農林業研修支援事業として、過疎地域自立促進特別事業180万円を増額しております。

商工債の過疎対策事業債では、都市再生整備事業費補助金の交付決定による事業費の計上に伴い、観光施設整備事業5,340万円を増額しております。

土木債の一般単独事業債では、社会資本整備総合交付金等の減額決定に伴い840万円の増額。

辺地対策事業債では、同交付金の事業費の減額等に伴い、道路橋梁整備事業450万円の減額。

過疎対策事業債では、同じく事業費の減額等に伴い、道路橋梁整備事業1,060万円を減額しております。

教育債の過疎対策事業債では、種市氏収蔵資料購入費及び資料輸送費として、2,250万円を増額しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 続きまして、議案第71号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費1,844万円増のうち、296万3,000円は職員の人事異動によるもの、1,547万7,000円は、来年度からの国民健康保険制度改革による広域化に係る電算システム改修委託料で、財源は全額国庫補助金であります。

16ページをごらんください。

後期高齢者支援金29万4,000円減、次の18ページ、前期高齢者納付金4,000円増、20ページ、介護納付金35万2,000円減は、全て今年度分の確定によるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。

国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金1,547万7,000円増は、歳出の一般管理費で説明しました電算システム改修の補助金でございます。

前期高齢者交付金14万6,000円増は、今年度分の確定によるものでございます。

一般会計繰入金296万3,000円増は、歳出の総務費で説明しました職員の異動によるものでございます。

財政調整基金繰入金2,000万円減は、当初予算において一般会計より繰り入れたものの、戻し入れを行ったものでございます。

繰越金4,073万7,000円は、平成28年分の繰り越しであります。

続きまして、議案第72号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページをごらんください。

総務費の一般管理費76万6,000円減は、職員の人事異動によるものでございます。

12ページをごらんください。

認定調査費26万3,000円増は、嘱託職員の異動に伴う給料及び手当でございます。

14ページをごらんください。

介護給付費準備基金積立金900万円増は、前年度の繰越金を基金として積み立てるものでございます。

16ページをごらんください。

地域支援事業の包括的・継続的ケアマネジメント事業費52万7,000円増は、嘱託職員の異動によるものでございます。

認知症総合支援事業費の旅費10万円増は、認知症初期集中支援研修会及び認知症地域支援推進員研修会によるものでございます。

18ページをごらんください。

諸支出金の国県支出金等還付金1,370万4,000円増は、前年度の介護給付費負担金の確定見込みによる国県支払基金への償還金でございます。

続いて、歳入を御説明しますので、8ページをごらんください。

国庫補助金、県補助金の包括的支援事業・任意事業交付金の3万9,000円増、1万9,000円増、一般会計繰入金4万3,000円は、歳出の総務費、認定調査費及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で説明しました職員の異動によるものでございます。

また、国庫補助金の介護予防事業交付金14万2,000円増、支払基金交付金の介護予防事業交付金44万5,000円増、県補助金の介護予防事業交付金7万1,000円増は、過年度分の確定によるものでございます。

繰越金2,289万4,000円は、平成28年度の繰り越しでございます。

1つ訂正をお願いします。

一般会計繰入金4万3,000円減と申しましたのは、増の間違いでございました。失礼しました。

続きまして、議案第73号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、10ページをごらんください。

後期高齢者医療広域連合納付金の保険料負担金116万円は、前年度分の確定によるものでございます。

1枚戻っていただき、歳入8ページ。

繰越金116万円は、平成28年度の繰り越しでございます。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 環境生活課長。

○環境生活課長(和田 京三君) それでは、議案第74号を御説明いたします。

歳出のほうから御説明いたします。10ページをお開きください。

水道管理費でございます。給料、職員手当等につきましては、人事異動に伴うもので合計で156万1,000円を計上いたしております。

共済費も人事異動に伴うもので、70万7,000円計上いたしております。

普通旅費として水道技術ブロック会議研修、それから水道技術者管理者研修及び地方公営企業の会計経理の事務研修等を行うということで、12万6,000円を計上いたしております。

需用費といたしまして、会議費として研修の会議参加料6万2,000円、それから修繕費としまして、公営企業化に向けての地元管理の飲料供給施設へのメーター計の購入費、それから、二俣橋強化水道管の架設修繕、瀬戸浄水場の紫外線処理制御盤の修繕、直地の開閉台、原水汚濁計修繕等、合計で579万7,000円の計上をいたしております。

委託料では、水道メーターの取りかえ委託料としまして、21万2,000円を計上いたしております。

使用料及び賃借料につきましては、商人のろ過装置のリース料としまして、9カ月分の145万8,000円を計上いたしております。

次ページ、12ページをお開きください。

施設整備費の委託料としまして、中曽野水源の揚水試験の業務としまして83万3,000円を計上いたしております。

戻りまして、歳入、8ページをごらんください。

一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で説明をいたしました水道管理費等の増額で、748万7,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金としまして326万9,000円を計上いたしております。

以上でございます。

続きまして、議案第75号を御説明いたします。

歳出、10ページをごらんください。

営業費の給料、職員手当等、共済費につきましては、人事異動に伴います、合計で、535万1,000円の減額で、計上いたしております。

戻りまして8ページ、歳入でございます。

繰越金につきましては、平成28年度の剰余金76万6,000円を計上いたしております。これによりまして、一般会計繰入金を611万7,000円減額するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第76号を御説明いたします。

歳出より御説明します。10ページを、お開きください。

営業費の業務費につきましては、3万3,000円の財源振り替えを行うものでございます。なお、財源振り替えにつきましては、繰越金でございます。

戻りまして、8ページ、歳入でございます。

繰越金につきましては、28年度の剰余金3万3,000円を計上しております。これによりまして、一般会計繰入金を3万3,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） それでは、議案第77号を御説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。

総務費の負担金補助・交付金が5月末に確定しましたので、前年度交付金精算額として31万5,000円を計上しております。

1ページ戻りまして、歳入の8、9ページをごらんください。

繰越金として、28年度剰余金104万7,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第78号を御説明いたします。

歳出の10、11ページをごらんください。

介護老人保健施設事業費の負担金補助・交付金は、交付金が5月末に確定しましたので、前年度交付金精算額として767万7,000円を計上するものであります。

1ページ戻っていただきまして、歳入をごらんください。

繰越金として、28年度剰余金856万6,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第79号を説明いたします。

収益的予算の3ページをごらんください。

まず、下段の収益的支出の医業費用の給与費19万7,000円の増額は、職員手当、法定福利費によるものであります。

経費の交付金174万1,000円は、前年度交付金精算額として計上しております。

上段の収益的収入をごらんください。

医業外収益の負担金交付金19万7,000円の増額は、職員手当等によるものです。特別利益の過年度損益修正益は、平成29年2月分、3月分の診療報酬実績額が未収額を上回った469万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第26. 報告第1号

○議長（沖田 守君） 日程第26、報告第1号平成28年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第1号平成28年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第1号を御報告させていただきます。

1枚めくっていただきまして、別紙をお開きください。

平成28年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

総務費の定住促進住宅整備事業費でございますが、所有者及び隣接土地所有者との境界確認等に不測の日数を要しまして、1,204万3,000円を繰り越したもので、5月末に完了したところでございます。

次に、第2次津和野町総合振興計画策定業務でございますが、素案の修正等に不測の日数を要し189万円を繰り越したもので、終期は9月末としております。

次に、ペンション北斗星屋根改修工事でございますが、天候不良が続き改修工事に不測の日数を要し710万7,000円を繰り越したもので、7月末に完了したところでございます。

次に、源泉付近測量等業務でございますが、境界確定に不測の日数を要し151万3,000円繰り越したもので、終期を9月末としております。

次に、つわの暮らし推進住宅整備事業でございますが、木部、平野団地の敷地の分筆登記業務に不測の日数を要し115万7,000円を繰り越したもので、終期を9月末としております。

次に、地方公共団体情報システム機構負担金でございますが、マイナンバーカードの申請件数が見込み数より減少したため、国の翌年度繰り越しに伴いまして62万円を繰り越すもので、終期は30年3月末としております。

民生費の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業でございますが、国の補正予算に伴いまして、低所得者へ臨時福祉給付金を支給するため3,782万7,000円を繰り越したもので、終期は9月末を予定しております。

次に、津和野町障害者福祉センター作業施設整備事業でございますが、就労継続支援B型事業の受託作業内容について、民間事業者との調整に不測の日数を要し350万円を繰り越したもので、5月中旬には完成をしたところでございます。

次に、保育所等整備補助事業でございますが、農地転用手続に不測の日数を要し2,692万5,000円を繰り越したもので、終期を9月末としております。

農林水産業費の野生食肉加工施設整備事業でございますが、設計業務に不測の日数を要し350万円を繰り越したもので、終期は30年3月末を予定しております。

次に、合板・製材生産性強化対策交付金事業でございますが、国の補正予算に伴いまして、造林事業を実施するため3,220万3,000円を繰り越したもので、終期を30年3月末としております。

商工費の日原賑わい創出拠点づくり事業でございますが、設計段階で基礎構造部分等の確認に不測の日数を要し3,268万円を繰り越したもので、終期は7月末としております。

次に、JR津和野駅観光公衆トイレ整備事業でございますが、用地譲渡の際の手續に不測の日数を要し3,047万5,000円を繰り越したもので、5月末に完了したところでございます。

土木費の史跡調査事業でございますが、地権者との境界確認及び境界確定に不測の日数を要し848万円を繰り越したもので、5月末に完了したところであります。

次に、吹野溢川河川修繕事業でございますが、現地精査の結果、修繕箇所がふえたため1,200万円を繰り越したもので、終期は平成30年3月末としております。

次に、道路橋定期点検業務でございますが、地権者及び管理者関係機関との交渉に不測の日数を要し863万2,000円を繰り越したもので、終期は7月末としております。

次に、倉地橋ほか修繕調査設計業務でございますが、道路橋定期点検に不測の日数を要し250万円を繰り越したもので、5月末に完了したところでございます。

教育費のグラウンド整備事業費でございますが、国の補正予算に伴い内示がおくれたため、津和野中学校校庭の排水対策9,026万円を繰り越したもので、終期は12月末としております。

次に、屋根修繕工事、多目的集会所でございますが、入札不調による設計内容の見直しに不測の日数を要し291万1,000円を繰り越したもので、終期は8月末としております。

次に、藩校養老館調査保存修理事業でございますが、県関係機関との協議に不測の日数を要し5,716万1,000円を繰り越したもので、終期は6月末としております。

次に、津和野城跡整備事業でございますが、県関係機関との協議に不測の日数を要し2,530万円を繰り越したもので、終期は9月末としております。

次に、文化財指定事業永明寺でございますが、調査報告に必要となる絵図等の歴史資料について、その所在を確認する作業に不測の日数を要し94万円を繰り越したもので、終期は6月末としております。

災害復旧費の現年農地農業用施設災害復旧事業でございますが、入札不調による設計内容の見直しに不測の日数を要し283万5,000円を繰り越したもので、終期は平成30年3月末としております。

次に、現年林地災害復旧事業でございますが、残土処理場の用地交渉に不測の日数を要し2,667万2,000円を繰り越したもので、終期は平成30年3月末としております。

次に、過年農地農業用施設災害復旧事業でございますが、島根県助成事業の翌年度繰り越しに伴い、隣接する当事業の災害復旧工事に不測の日数を要し5,460万1,000円を繰り越したもので、終期は平成30年3月末としております。

次に、現年公共土木施設災害復旧事業でございますが、入札不調及び現場の交通安全対策に不測の日数を要し2,342万7,000円を繰り越したもので、終期は平成30年3月末としております。

次に、過年公共土木施設災害復旧事業でございますが、入札不調による設計内容の見直しに不測の日数を要し2,611万6,000円を繰り越したもので、終期は平成30年3月末としております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

特に質疑がありましたらお受けいたしますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結いたします。

日程第27. 報告第2号

○議長（沖田 守君） 日程第27、報告第2号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第2号平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第1

46条第2項の規定により、平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、報告第2号について御説明いたします。裏面をごらんください。

平成28年度津和野町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。

簡易水道事業費の水道管理費の簡易水道統合に伴う、固定資産台帳データ移行の業務でございますが、公営企業化が1年延期となったためデータ整備の追加業務が発生したため、年度内の業務完了が困難となったため200万9,000円を繰り越すもので、終期は平成30年3月末を予定しております。

続きまして、青原橋配水強化工事につきましては、島根県施工の青原橋移転工事の工事延長に伴い、配水管移転工事が年度内に完了が困難になったため750万円を繰り越すもので、終期は6月末を予定しております。

瀬戸浄水場減圧弁工事につきましては、県施工の瀬戸上橋の竣工がおくれ、通行できなくなり、また、機械の製造に4カ月程度の日数を要するため、年度内の完了が困難になったため469万8,000円を繰り越すもので、終期は9月末を予定をしております。

施設整備費の津和野簡易水道統合整備事業については、資材納入の日数がかかるため、また、実質工事期間を計算し年度内に実施できないため1億4,297万5,000円を繰り越すもので、終期は10月末を予定をしております。

災害復旧費の門林浄水場災害復旧工事でございます。町道から浄水場までの地権者との協議調整に不測の期間を要したことにより2,500万繰り越すもので、終期は30年3月末を予定をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。何か質疑がありましたら、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようです。質疑を終結します。

日程第28. 報告第3号

○議長（沖田 守君） 日程第28、報告第3号平成28年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第3号平成28年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度津和野町下水道事業特別会計繰越明許費繰越

計算書を調製いたしましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） それでは、報告第3号を御説明いたします。裏面の計算書をごらんください。

下水道事業費の施設整備費の津和野処理区管梁工事でございます。

県工事の津和野川災害復旧助成工事の工事用仮設道路が下水道工事の施工区間との間に設置され、工事に伴う通行規制や工事車両の出入り等の調整が必要となったため、年内工事が困難となったものでございます。4,918万9,000円を繰り越すもので、終期は9月末を予定しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

日程第29. 報告第4号

○議長（沖田 守君） 日程第29、報告第4号専決処分の報告について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第4号専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、報告をするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御報告を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第4号を御報告いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、平成29年3月29日に専決処分したものであります。損害賠償の額につきましては3万8,340円でございます。

損害賠償の相手方につきましては、[総務財政課長説明]でございます。

事故の内容でございますが、平成29年1月26日午前11時50分ごろ、農林課職員が運転する公用車が畜産繁殖巡回中に、県道津和野田万川線新昭和トンネルを畑迫方面に出て、堀庭園付近で道路の凍結によりスリップし、その際、県道津和野田万川線沿いの視線誘導標を破損したものでございます。

次ページをごらんください。

損害賠償の額を定めることについて、同規定により平成29年4月4日に専決処分したものでございます。

損害賠償の額につきましては、10万7,252円でございます。

損害賠償の相手方につきましては、[総務財政課長説明]でございます。

事故の内容でございますが、平成29年2月16日午前8時20分ごろ、環境生活課職員が運転する公用車が、津和野町役場津和野庁舎駐車場から出る際、左右を確認して出たが、左側の確認が遅く、相手方の車が黒色で見にくく、気づかずに道路、町道駅前線に出たため、左から来た相手方の車の右側ドアに接触をしたものでございます。

1枚めくっていただきまして、損害賠償の額を定めることについて、同規定により平成29年4月17日に専決処分をしたものでございます。

損害賠償の額につきましては、26万5,119円でございます。

損害賠償の相手方につきましては、[総務財政課長説明]でございます。

事故の内容でございますが、平成29年3月28日午前11時ごろ、島根県農業協同組合津和野支店で支払業務をした後、教育委員会職員運転の公用車が島根県農業協同組合日原支店に向かう途中で、国道9号線と国道187号線の交差点で、相手方の車が、信号が黄色から赤色のタイミングで停車し、教育委員会職員運転の公用車がとまりきれず追突したものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ただいま説明がありましたが、少しお尋ねしたいと思います。

4月4日の事故の件であります。午前8時20分ごろということで、相手方の車が黒色で見にくく、と書いてありますが、夕方の6時とかそういうことなら見にくいというのはよくわかるんですが、朝8時20分ごろで黒色で見にくいというのはどういうことかということと、4月17日の事故の件で、交差点で相手方の車が、信号が黄色から赤色のタイミングで停車し、とありますが、黄色から赤色のタイミングで停車するのは当たり前のような気がしますが、こちら辺の説明がよくわからないのでお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） まず、最初の4月4日の専決処分の件でございますけども、相手方の車が黒色で見にくかったと。早朝での時間ではありますけども、見方にもよろうかと思うんですけども、見にくかったということだというふうに思っております。

それと、4月17日の件でございますけども、言われるとおりに注意をしておれば気づいたことだというふうに思っておりますので、今後につきましては事故等こういうふうに今、報告させていただきましても、件数が多ございますので職員の皆様には、交通安全運転については注意するように指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。
- 議員（7番 寺戸 昌子君） 事故の様子はこちらでわかるんですが、乗っとられた方は、大丈夫だったんですか、その辺。
- 議長（沖田 守君） 総務財政課長。
- 総務財政課長（岩本 要二君） 相手方のということですよね。大変申しわけないんですが、その辺の情報を仕入れておりませんで。
- 議員（7番 寺戸 昌子君） お願いします。
- 総務財政課長（岩本 要二君） はい。確認させてください。
- 議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

-
- 議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これで散会といたします。
大変御苦勞でございました。

午前11時11分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 29 年 6 月 19 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 29 年 6 月 19 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (11 名)

1 番 後山 幸次君	2 番 川田 剛君
3 番 米澤 宏文君	4 番 岡田 克也君
6 番 丁 泰仁君	7 番 寺戸 昌子君
8 番 御手洗 剛君	9 番 三浦 英治君
10 番 京村まゆみ君	11 番 板垣 敬司君
12 番 沖田 守君	

欠席議員 (1 名)

5 番 草田 吉丸君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 下森 博之君 副町長 …………… 島田 賢司君

教育長	……………	世良 清美君	総務財政課長	……………	岩本 要二君
税務住民課長	……………	吉田 智幸君			
つわの暮らし推進課長	……………				内藤 雅義君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	藤山 宏君
環境生活課長	……………	和田 京三君	建設課長	……………	木村 厚雄君
教育次長	……………	中村 博己君	会計管理者	……………	竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きのお出かけ、ありがとうございます。

これから、2日目の会議を始めたいと思います。

草田吉丸議員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、板垣敬司君、1番、後山幸次君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） 皆様、おはようございます。それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

まず、最初の質問でございますが、観光振興についてであります。

このたび、やまぐちデスティネーションキャンペーンの開催に合わせて、ことし9月よりSLやまぐち号の客車が全盛期の旧型客車を模し、子供からお年寄りまで快適に過ごせる空間となる。また、D51の本線運転は、SLが今後数十年にわたり動態保存できる体制をJR西日本が構築され、観光振興が期待されています。

反面、萩・石見空港の搭乗率が下がり、東京2便の維持が喫緊の課題となっています。東京便が減便となれば、当町の観光にも多大なる影響が出ることが予想されております。そこで、次の事項についてお尋ねいたします。

まず1点目、新型客車運行に当たり、津和野駅の改修と町としての祝賀イベント等についてお尋ねします。

2番目として、新型客車では子供が遊べるスペースが設置されていますが、津和野町には子供が遊べる場所がないと言われております。安野光雅先生の作品は、子供が学べる多くの作品がありますが、観光協会と連携して、美術館に子供が楽しく遊べるスペースを充実していけば相乗効果が生まれるのではないかと思います。所見をお尋ねいたします。

3点目、清流高津川のアユが数々の雑誌に掲載され、多くの観光客が来町されておりますが、近年は大変なアユの不漁に苦しんでおります。ことしは津和野町単独で5月30日に7万尾の放流を行い、県外のたくさんの釣り客にも情報が伝わり、大変好評であることをあちこちよりお聞きすることです。放流した天然系のアユが大きくなる7月、8月ごろには、さらなる期待も寄せられますが、今後の予測と効果、そして今後は益田圏域3市町村と漁協が協働して、さらなる充実を目指すべきと考えますが、所見をお尋ねします。

4点目であります。萩・石見空港の利用者増に向けての県、広域、町や個人、企業等のさまざまな取り組みと展望・対策、東京からの集客に向けての津和野町東京事務所の取り組み等についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日より一般質問でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光振興についてでございます。

JRの発表により、SLやまぐち号の旧型客車については8月27日が最終運行、新型客車については9月2日が運行初日となります。同じく9月2日は、4カ月間にわたるJR関連の大型観光キャンペーン、やまぐちデスティネーションキャンペーンの初日でもあり、今秋のD51機関車の復活に続き、12月までのSL特別運行も予定されております。当日は、JR、山口県等関連団体で構成する山口線SL対策協議会による祝賀イベントが津和野駅でも行われる予定です。

本町といたしましても、観光協会、商工会、さらに津和野高校の皆さんの協力を得て、新客車のコンセプトであるレトロ感をテーマに、駅ホーム等を利用し、お迎え等のイベントを計画しております。また、町民の皆さんにおかれましては、旧型・新型客車に対して感謝や歓迎の気持ちを込めて、山口線沿線で手を振っていただくなど、御協力をお願いしたいところでもございます。

駅舎の改修については、デスティネーションキャンペーンに合わせて修理した駅舎トイレが完成いたしました。駅周辺整備や駅舎の整備については、現在JRと協議を進めており、今議会で建物の調査費等を計上させていただいております。整備の方針につい

では、歴史的風致維持向上協議会等で具体的に検討を進め、8月中にはおおむねの方向性を定めて、改めて議会に提案をしてまいりたいと考えてございます。

次に、子供の遊び場についてですが、安野光雅美術館では、館内において絵本を使った遊べるグッズ、模型をロビーに置いて、自由にさわったり遊べるようにしております。また、これまでも絵本を使って、子供たちを相手にワークショップを開催した例もございます。

現在、館内には比較的自由に使えるスペースとして「図書室」及び「昔の教室」がありますが、こうした場所を開放して、子供たちが自由に遊べるスペースを構築すると、危機管理並びに作品保護の観点から、常に職員を配置する必要があります。残念ながら、現在の職員体制では常に職員を配置することは困難であり、常設的に子供の遊び場を設置することはできません。御要望があつて事前に御予約いただければ、ワークショップ等では対応できると考えております。

また、美術館の敷地内には「ちびっ子広場」という空き地があります。ここに、なごみの里にあるような遊具を設置すると、子供の遊び場として活用できるのではないかと考えます。

今後、JR津和野駅の整備や空き家の活用事業などにおいても、子供の遊び場を念頭とした計画づくりを進めてまいりたいと考えております。津和野町日本遺産センターで実施している和紙人形づくりや塗り絵、パズルなどは、当初、子供向けに企画したプランでしたが、今では子供だけではなく、大人にも人気となっております。町内にはさまざまな施設があることから、予算や安全管理等も考慮しながら、各施設において特徴を生かした企画により、十分子供たちが楽しめる場所を提供してまいりたいと考えております。

3つ目の御質問であります。高津川における昨年のアユの流下仔魚数から推測をすると、今年度の天然遡上に期待できないことや、漁協総代等からの陳情及び旅館組合等からの要望書をいただいた経緯もあることから、津和野町単独での特別放流を実施することにいたしました。

高津川漁協による高津川全流域への放流は、今年度は約112万尾となっており、津和野エリア内での放流は、昨年の約20万尾を上回る約25万尾を放流したと聞いております。津和野エリア内で特別放流した約7万尾を加えると、合計約32万尾になり、昨年に比べ1.6倍の数となりますが、漁獲量や産卵する親魚数の増につながるかは、期待を持ちながら経緯を観察するしかありません。

高津川漁協にお聞きすると、同時期の昨年に比べると1.5倍の漁獲量があるが、ことは雨量が少なく、川の水量が極端に減っており、捕獲しやすい環境になっていると言われます。

今後の漁獲量や町内飲食店での取扱高を調査しながら、今年度の取り組みの費用対効果を割り出したいと考えており、その結果によっては、漁協を含めた流域3市町がどのような行動が必要かを検討していくことになると考えております。

4つ目の御質問であります。萩・石見空港は、津和野町を含む圏域において、経済・地域振興を図る上で非常に重要な役割を果たしております。平成29年度は東京便の2往復運航最終年となっており、秋以降には次年度以降の運航を決める羽田発着枠政策コンテストが開催されることから、上期、4月から9月の実績がコンテストの評価に大きく反映されることとなるため、搭乗率を上げる取り組みが最重要課題となっております。

平成28年度においては13万3,000席の目標を掲げておりましたが、11万9,482席の実績となり、目標を1万3,518席下回っている状況であったことから、平成29年度に目標としている14万2,000席の実現に向け、県、広域、町としても2便化継続に向けての取り組み強化を行っております。

県といたしましては、従来の旅行商品造成支援に加え、首都圏のバイヤーを招いた商談会開催など、ビジネスでの基礎的な需要の掘り起こしを狙った独自対策を図ることとなっております。また、県職員1名を益田市に駐在し、取り組みの支援強化を行っております。

萩・石見空港利用拡大促進協議会においては、予算執行時期に配慮しつつ、団体旅行客誘致、平成29年度の運賃助成事業の告知を早期に行っております。

また、既存の助成事業に加え、7月1日から9月30日の期間、東京線2人以上で往復利用された方1人につき1万円の助成を行う新規助成も開始することとなっております。

町の取り組みといたしましては、津和野町萩・石見空港利用促進事業において、萩・石見空港と羽田空港との間を運航する定期便を2人以上で往復利用する方に対し、4,000円の「こだま商品券」を助成する取り組みに加え、搭乗率の下がる6月限定で、萩・石見空港と羽田空港の間を往復利用する方について、1名から1万円を助成する取り組みを行っております。

また、津和野町合宿及び研修等受け入れ促進事業として、10人以上で萩・石見空港を利発着する航空機に搭乗し、教育、文化、スポーツ等に関する合宿や研修等を津和野町内に宿泊し実施する団体に対し、往復登場する場合、1人当たり4,000円、片道搭乗する場合、1人当たり2,000円の補助金を交付する取り組みを行っております。

このほか、萩・石見空港利用拡大促進協議会関係市町において、各自治体での独自運賃助成を行っており、圏域を通して萩・石見空港利用拡大の取り組みを行っているところでございます。

各企業におかれましては、萩・石見空港サポーター企業の参画していただき、利用拡大に向け御協力をいただいております。現在、サポーター企業は1,315社あり、町内においては60社に御協力をいただいております。

一方、津和野町東京事務所では、高津川流域都市交流協議会と東洋大学のさらなる連携協議を受け、圏域内の高校と大学の連携による高大連携プロジェクトの東京窓口を務めております。ついては、益田圏域の地域活性化・空港利用促進をテーマに研究提言を行うべく、7月には東洋大学の学生が萩・石見空港を利用し、本圏域の調査、研究に訪れます。

さらに、都内企業等への取り組み状況であります。東京島根経済クラブ、これは会員数約70社で、事務局は島根県東京事務所でございますが、当クラブの視察研修について萩・石見空港を利用し、県西部地域を視察していただくことを御提案してきましたところ、9月14日から15日で催行することが決定いたしました。視察先として、津和野町が積極的に津和野高校支援を行っていることに着目していただき、町営塾「HAN-KOH」を視察していただくことになりました。

また、松江市に企業立地している都内企業に対し、社員向け旅行に県西部地域をコースとし、萩・石見空港利用促進につなげようとする提案も行っております。昨年計画しました森鷗外記念館ツアーに関しましても、今年度は萩市と提携して、萩・津和野の偉人を巡る高価格帯ツアーとして計画中でございます。萩市が世界遺産に登録されたこととタイアップして、ことし秋の催行を目標に、都内エージェントに営業活動を行っているところでございます。

このように、萩・石見空港利用促進協議会では、官民連携する体制が整えられており、今後も観光客誘致、ビジネスでの需要創出など、経済、地域振興を図る取り組みが行われるものと考えており、町としても圏域自治体として協力をするとともに、町独自の支援策を行うことで個人の利用も促し、首都圏との交流促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先日、観光協会の総会に出ましたら、新たに就任されました池田新会長のほうから、津和野町の宿泊者数を年間10万人、今の大体3倍ぐらいに持っていきたいというそういう思いがありました。できるだけ、やはり滞在型の観光というものを目指すことが、この町に、より経済効果を生むということを考えるわけであります。

先ほどいろいろな形で答弁がありましたけれども、一つには、まずD51の運行であります。お聞きしておりますと鉄橋の強度等、D51は、ほかの今までのC56やC57等と比べまして格段に重量があるということで、鉄橋の強度の検査等もしながら運行していくということをお聞きしておることでもありますけれども、このD51の運行が、まずいつごろになるのかという、そういうことをお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。

議員からの御質問でございますが、D51の運行については、ことしの秋を予定はしております。ただ、JRサイドの御都合もございまして、まだプレスリリースに至っておりません。そういったことで、軽々に時期について、まだなかなか、ちょっと申し上げることはできかねるかとは思いますが、その際には盛り上げるべく、関連団体も含めまして、今調整をしておるといところでございますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） D51は、御存じのとおりSLの中でも最も人気のあるものであり、そしてその効果というものも大変見込まれると思うわけであります。今回の新型客車には、SLの炉に石炭をくべるような、そういうことを体験できるような、子供さん方が、そういう非常に楽しい企画もあり、バリアフリーになっておったり、いろんな意味でお年寄りから子供まで楽しめる形になっております。

着いていただいてから、その中でまた津和野町がそれを受け入れていく体制の構築が重要だと思ひわけでありますが、一つには先ほど申しました安野光雅美術館の中で、せっかくああして絵を展示しておられるわけであります。津和野町は、津和野百景図を歩くという、それが日本遺産になっておることもあり、昔と変わらない風景がたくさん残っておることであります。SLの絵を描いたり、そしてこの津和野百景の絵を描いたり、例えば安野光雅美術館で絵画道具をお貸しして、そしていろんなさまざまな津和野の風景を絵で描いてもらって、そしてそれをまた美術館のほうに展示し、年間数度かは、そして安野先生等に品評していただきながら、その優秀賞を選ぶとか、そういう形ならば、絵を描くだけでも数時間あちこちで滞在することができると思ひます。

まず、その点について所見をお尋ねしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 画材を貸して、またそういったものの展示を含めてやるということで御提案をいただいたわけでございますが、その辺はまだ全く検討をさせていない状況でございますので、今回そういった御提案をいただいたということで、安野光雅美術館の職員とも協議をしたいというふうにお思ひしております。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 答弁の中でありました美術館の敷地内にあるちびっ子広場の空き地に遊具等の設置ということも答弁の中にありましたけれども、具体的にそういう形を今考えておられるのか、今から具体的にそのような形を考えていこうとしておられるのか、そういうところを、まずお聞きしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 以前、簡単な遊具が設置はしてありましたけれども、それも経年劣化で古くなりまして処分をした状態になっております。毎年、草刈りを職員の方で何度かするような状態で、今のところは広場の状態になっております。それ

から、館の裏側にありますので、観光客の方の認知度が、ほぼゼロに近いというふう
に思っております。地域の方でも、そこにそういう広場があることをそんなに知らない
状態でもございます。遊具を設置ができることになれば、またそういったアピール
もしていけることが可能にはなろうかと思いますが、遊具というのも値段が結構高い
ものでございますし、後の安全管理も定期的に行っていないといけないということ
で、かなり費用面もかかってくるというふうにあります。この辺については、我々教
育委員会サイドだけでの考え方ということにはなかなかかならないのかなというふう
に思っております。そういう遊具が置ける環境があるという、そういう認識でお願い
をしたいというふうにあります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） こうしてD51も秋ごろに運行されるだろうというこ
ともあり、そして新しい客車が非常に子供たちが魅力的に遊んでいける。これは、今
まで非常に懸念されていた、津和野は来ても子供が遊ぶ場所がないというのが多くの
方々から聞いたことであります。その点では、今回、駅の整備等でもそういうことを
少し考えておられるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 駅の整備につきましてJRと協議をしておりますが、
なかなかJRさんも組織が大きゅうございますので、いろいろ一つ一つ詰める中で、
また新たな問題が出たりというようなことで、調整に少し時間がかかっております。
8月までには何とか方向性を決めて、いよいよ具体的に着手をしていかんといかん
というふうにあります。

その中でも、スペース的な部分でJRサイドが、こちらが当初思っていたより面積的
に少し多目に出てきておまして、その中でいろいろ多目的に使える部分を、子供さん
にも配慮したというようなところも考えておるところではあるんですが、そういった部
分で、もうしばし、ちょっとすり合わせに時間がかかるかなというところあります。
ただ、そういう気持ちは持って施設整備にはかかってまいりたいというふうにお
ります。

○議長（沖田 守君） 4番、岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 大変、津和野町の観光にとっては、このSLのD51
の運行並びに新型客車の竣工というのは非常に期待を持てるものであります。やはり、
これだけ観光業も厳しい状況の中で、非常に明るいものであります。今後、十分関係
機関と商工会や観光協会、そして各団体と協働の上、より魅力的な受け入れ態勢を構
築されますことを心より念じることであります。

それでは、次といいますか、高津川のことであります。

高津川に関しましては、昨年、一昨年は、ほとんど釣り客を川で見ることができない
という状況でありました。日原地域のこの高津川の風物詩というのは、川にずっと釣り

客が並んでいくという、それが風物詩でありました。でも、昨年、一昨年はそういう風景も見れませんでした。ことしは連日見ておりましたが、随所に釣り客を見ることができます。非常にうれしく思っております。

今回、7万尾放流したことによって——これは多分7月から8月に向けて大きくなっていくものだと思いますが——現状のところの状況と、先ほどありましたが1.5倍の漁獲量があるということではありますが、雨量が少なく、川の水量が極端に減って捕獲しやすい環境になっているということで、それだけなのか、やはり昨年同様多いのか、また、今回放流した7万尾のものが7月、8月にはかなりの期待を持っていけるのか、そういうところを所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長答弁したように、放流数は1.6倍放流しております。それから、捕獲量も同時期に比べて1.5倍となっておりますが、雨が降らないということで、これが一たび増水したときに、どのようなアユの行動が起こるかというのが今のところ経験しておりませんので、その後どうなのかというのは今後の状況を見なければわからないというところでありまして、一たび雨が降れば散らばっていくんじゃないかというふうなことも聞いております。雨が降らないようであれば、今のようにとどまっておる状態が続くだろうとも言われておりまして、こればかりは降ってみないとわからないというところでもあります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今回は津和野町単独の取り組みではありますが、他県においても、津和野町が7万尾放流したというのは非常に好意的に、特に釣り客の間ではネットワークができておりますので瞬時にそれが広がって、それが他県からの釣り客も、ことしは高津川は期待できるんじゃないかというそういう情報がかなり広がっておるようであります。それだけでも、今回の7万尾の放流を決断されたということは、非常な英断だと思っております。

今後、やはりこの高津川というのは圏域の3市町で守っていくものであると思います。広域議会等もありますけれども、また、町長としてもどのように連携をしようと考えておられるのか等についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどからいろいろ数字等も出ておりますけれども、この数年、漁協さんも年間80万尾から100万を超える、そういう放流をされてきたということでありまして、特にことしは、さらに112万尾の放流を漁協さん独自でもされているといったところがございます。それが、今のところ残念ながら天然遡上までにはつながっていないということと、それから、これは私も周りからいろいろ聞く話ではありますけれども、最近の放流アユの傾向として、ふちに集団で生活をして、な

かなか瀬に出ていかないアユが非常にふえてきているというようなどころもあるところでございます。

そうした中で、以前は高津川産100%にこだわっておりましたけれども、去年かおととしぐらいから県外産の、いわゆる追いのいいアユというんだそうですけれども、瀬に出て行って、ほかのアユをしっかりと追うような、そういう元気のいいアユを放流を始めているといったところでもあります。そうした動きの中で、津和野町も今回7万尾の追加放流を、これもまた県外産でございまして、追いのいいアユを入れようという取り組みでもあります。

この背景には、当然、議員御指摘の県外からの入り込み客、釣り人というところの影響も考えておりますが、やはり町内でのそうした料亭さんを中心としたいわゆるアユ資源の確保でございますとか、それから津和野町もああしてCASのセンターを導入しております。その中でも、やはりアユというのはメインの素材ということで考えておりましたが、この生きアユがなかなかとれないというところにいろいろな弊害も出てきているということでありますから、今後やはりCASをしっかりと利活用していく上からも、今回このアユの放流にも踏み切ったといったところでもあります。

先日も、新しくできました津和野開発さんの総会がございまして、道の駅シルクウェイ日原では、昨年もCAS凍結をしたアユを試験的に販売もしていただいたわけでありまして、せっかく総会に出ましたので、そのときの評価というのも質問させていただいて聞いたわけではありますが、製品そのものは非常に評価が高いということですが、今のように量が供給できないのが大きなネックになっているとそういうような状況でもあったということで、これを今後解決をしていきたいという部分からの追加放流でもあったということでもあります。

前置きが長くなりましたが、今後、広域としての連携でございます。まずは、今回この追加放流をした上でのいわゆる実績、成果、そうしたものを私ども独自に研究を、漁協さんと一緒になってであります研究をしていきたいと。その上で来年度以降も、この放流が効果的であるという判断に立てば、これは広域で取り組みたいと、そういう私自身の考えも持っているところでございます。

ただ、やはり三つの市町が連携してということになります。一番最初に考えられるのが、高津川漁業振興協議会という協議会があって、以前はここに基金を積み立てて、それを特別放流にも使っていたんですが、ここ数年はそれをやり方を変えて、産卵場の整備のほうへ基金のお金を使っているという状況であります。これをまた追加放流のほうへ戻していくということになりますと、3市町が、そこでお互いの理解が共通のものになれるかどうかということ。特に、以前追加放流をしておりましたときには、現在——ちょっと確かな数字を覚えていなくて恐縮ですが——1,000万はいかない、800から900万程度基金があるわけでありまして、そのお金を使って放流したら、実は

基金が減った分は、また市町からその年に出し合って、また基金を以前の残高に戻すというそういう仕組みでやっております。

ですから、もしこれからもそういうやり方をするということになれば、要は基金での放流とはいえども、3市町の毎年毎年のお金を出し合っただけの放流という考え方と同じような状況にもなるわけでありますから、そういったときに各市町も、それは財政状況がございまして、そういうやり方等々で一緒になっての追加放流という部分に進めていけるかどうかというのは、いろいろな意見のすり合わせというのが必要であろうかというふうに思っております。

それから、漁協さんのほうも、この漁業振興協議会の事務局を持っておられるわけがありますけれども、今回総代さんからはこういう追加放流の要望もいただいたということで、今回放流をしたということも先ほどお話をしましたけれども、まだまだ漁協さんとしても、役員全体としての意思統一を今後図っていただくということも必要になってくるかというふうにも考えているところであります。そうしたいろんな調整をしていかなきゃならないわけでありますので、まずは、繰り返しになりますが、ことしの成果というものをしっかり検証した上で、また次年度以降の取り組みというものを考えていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今、町長のほうからCASの話もありましたが、先般、試験的にアユずしにしたものをCAS冷凍をして——もう、それは半年以上たったものでありましたが——いただいたことであります。それをいただいたら、本当に半年前に、上と申しますか、魚だけ凍結したのかと思いましたが、酢飯も凍結してあって、それが半年ぐらいたってからいただいたものであります。ほとんどわからないような状況でありました。このような形でアユがふえてくれば、CAS冷凍システムなどを使って、ずしにしたものをまたCAS冷凍しても、それはいろんな形でふるさと納税の返戻品にも使えるかもしれませんし、いろんな形が考えられていくと思うわけであります。

やはり、ことし、川にああして毎日のように釣り客がおられるというのは、例えば鑑札を持っておられる漁協の組合員さん方でも、ことしは釣れるよというそういうことをお聞きすると、やはり鑑札を変わず維持していこうという、そういう思いも生まれておられるようであります。

そういう意味でも、町の観光振興、そして地元の方々、アユの日原と言われてきたこの高津川を、今後も行政とさまざまな機関が連携しながら守っていき、昔のような踏みつけるほどのアユがおったという、そういう時代に戻れるような取り組みを、町も、また民間も、さまざまなところが連携して行っていければと思います。

それでは、4点目の萩・石見空港の件であります。先般、県議会が開かれたようで、予算も可決されておりましたけども、この内容について御存じだったらお聞きしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 予算の総額等については8,400万円ということで、事前に県のほうから情報を得ておりました。内容的には、金額の個別については私も今承知をしておりませんが、基本的には観光対策として団体旅行商品の造成支援、それから航空券購入者へ県の県産品を贈呈するというような形、それから県の政策課題に連動した対策ということで、先ほど町長申し上げましたが、首都圏からバイヤーを招致して島根県西部の農林水産品をPRする商談会、あるいは県西部の工業団地見学ツアー、それから首都圏の女性を招いた婚活企画と、そういったところも各部署の中でいろいろこの石見空港を使って、県といたしましてもそういった事業について助成等を行っていくということで承知をしております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 先ほどの答弁にありました、こうして県議会も8,400万円という多額な予算をつけて、とにかく萩・石見空港の2便化を守っていこうという、そういうことに取り組んでおられるということに大変敬意を表するわけでありましてけれども、津和野町内においても民間の方々でも、そして役場やその他さまざまなどころでも、身銭を切ってもこの空港を利用していこうという、そういうことが出始めております。そういう意味でも、やはり萩・石見空港は津和野町にとってはなくてはならないという、そういう思いを感じるわけでありまして。

その中で、先ほど答弁のあった東京事務所と東洋大学の連携協議を津和野町東京事務所が担っておるというそういう答弁でありました。高校と大学の連携プロジェクトの窓口も務めて、7月には東洋大学の学生が萩・石見空港を利用して本県の調査研究に来られるという状況でありました。東京事務所開設以来、さまざまな形でやっておられ、先般も東京事務所の野菜塾に参加された方々が、実際に津和野に行こうじゃないかということをお話しておられて、またIターンで来られた農林業に従事しておられる方と具体的な話まで詰めておられるということでもあります。

そういう意味でも、萩・石見空港の利用ということもふえていくでありましょうし、特に先ほど御説明がありました高大連携プロジェクト、この件については非常に魅力を感じておるわけでありまして、もう少しこのことについて御説明いただけたらと思えます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 高津川流域都市交流協議会と東洋大学の高大連携プロジェクトでございますが、これも事の発端は、昨年、議員の皆様にも御参加をいただいて、東京事務所の現場の雰囲気も空気感を含めてお感じをいただけたということこ

ろで、大変こちらとしてもありがたかったところでございますが、その昨年の地域活性化シンポジウム、神楽上演に合わせて行ったイベントでございますが、これが事の発端になっておりまして、これを何か継続的に、具体的にこちらに人的に交流があって、人が来てもらえることを含めて進めていけないかということが、その後、松原副学長及び区長がお越しになられて講演会をやられた際にもそういう話が出てまいりまして、よりここまで進んできた。具体的に、今回研究に関する協定を本協議会と東洋大学で結ばせていただいたというところでございます。

今後、ことしの場合は、当面は圏域内、県立の高校として各市町に益田高校、津和野高校、吉賀高校とございますが、特にその三つの高校を当面は対象として考えたい。その中で、今年度については、津和野高校でまず始めてみましょうということで、学生さんが、先生を含めて10名弱になるとは思いますが、7月の20日前後で土日を挟んでになると思いますが、お越しいただいて、まず、どのような形ができるかということ、津和野高校のグローバルクラブもありますので、そちらあたりが中心になるのかもしれないませんが、今、高校さんとも協議を進めておるところでございますが、研究テーマを決めて、お互いで協力してやっとうと。できれば、三つの高校あたりがそろえばコンペみたいな形をやっとう、いいものを競い合っとう出していくというようなことを、お互いで切磋琢磨してやっとういけたらというようなことになっております。

内容については、まだまだ具体的にするのはこれからということになると思いますが、益田市の政策局も含めて、何とかこの流れは継続的なものにして、2番的な、2次的な目的にはなるかもしれませんが、これがひいては石見空港の利用促進にもつながるような形に持っとういきたいということで、今プロジェクトを進めておるという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） この益田圏域には大学がないということで、こうして東洋大学等との連携ができるということは、いろいろな意味で活性化を生み、また津和野高校にとっとうもプラスに作用していくと思っとうしております。東京事務所がああいう形で東洋大学と密に連携し、そして、こちらのほうとも連携が始まっとうおるという、それは大変な期待を持っとうおることでもあります。

また、津和野高校においっとうも、昨年はこの町内の子供たちも多かっとうということですが、次年度以降は減ることが予想されております。そういう意味でも、今後ますます東京事務所等においっとうも、東京といっとうますか、首都圏から津和野高校に留学をしていただいっとう、そしてまた、その親御さんやさまざまな形で石見空港を利用していただいっとう、相乗効果が生まれることが期待をされておることであります。

このように石見空港の2便化といっとうのは、私は町内の観光や経済効果等を考へても死守していくべきものだと思っとうしております。この町内の皆様、そして首都圏に出られてい

る島根県の方々、そして町当局、議会等も一体となって、この萩・石見空港の2便化というものを守っていく取り組みをますます進めていければと思うことであります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問であります、障がい者福祉並びに農業振興についてであります。

ことし4月からスタートした障害者福祉センターは、利用者や保護者から、スタッフや施設への評判がとても高く、あちこちから非常にスタッフの方がいいということや、利用者が本当にここの作業所を利用してよかったということ、直接私もあちこちから聞いております。そういう意味でも、町がこうして主体的につくったこの障害者福祉センターが、障がいを持っておられる方々、そしてその家族の方々に本当に喜んでいただいているということは何よりもうれしく思うわけでありますけれども。

その中で、先般も道の駅のほうに行っておるときに、就労支援のB型作業所にフロンティア日原や山葵生産組合からワサビの茎取りなどの仕事を委託されておりました。その日もIターンの方などが軽トラックでワサビを運んでおられる、そういうような状況も見ました。スタッフの指導も非常に好評で、委託先からも非常に仕事が丁寧だという、そういうお話を聞いております。ワサビは津和野町の特産であり、かつて東の静岡、西の島根と並び称されたワサビの生産地としての復活、それのみにとどまらず、障がい者の就労とそして農業振興、それに同時に寄与できていると考えるわけであります。

その点では、今後はクリの加工や、そして他の農産物の委託なども障害者福祉センターの就労支援のB型作業所に委託をしていただくならば、より相乗的な効果が生まれることも考えられるわけであります。他の農産物の委託も考えられるのか、その点について所見をお尋ねし、あわせて障害者福祉センターの利用対象者や内容が町内外の方々に十分に周知されていないように感じるところもあります。今後の広報や住民の方々の見学の受け入れなどを積極的に行っていくべきと考えます。

また、障がい者福祉は町が責任を持って行う福祉であります、運営等について課題があればお尋ねしたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、障がい者福祉並びに農業振興についてお答えをさせていただきます。

ことし5月、JAが運営する協本のワサビリースハウスの収穫期を迎え、障害者福祉センター利用者やスタッフに収穫作業をしていただき、延べ108名で2棟の収穫を完了することができました。作業内容についても、ワサビ生産者からは高評価で、引き続き作業をお願いしたいとの御意向でございます。今後は定植作業や、最も大変なワサビの花芽収穫についても手伝いの要望があると聞いているところでございます。

また、障害者福祉センター横に作業所が完成したことで、JA日原山菜加工場に出荷されるワサビの前処理を受け、選別したものを搬送されるようになり、加工場も大変喜んでおられます。

秋にはクリの収穫や加工にも携わっていただくための協議を行っているとお聞き、農業分野での農作業や加工に参加いただくことで、農業者や加工業者、障がい者それぞれがウイン・ウインの関係を築くことができることから、障がい者の方々が農業振興の一助を担っていただくものと考えております。

次に、障害者福祉センターの事業内容等が十分に周知されていないということですが、施設を利用しての事業につきましては、基本的に指定管理者であります社会福祉法人つわの清流会が行っておりますので、広報等につきましても法人のほうで行うということになります。

これまで、法人のほうから、ことし4月の事業開始に向けて、3月には町内外の関係者を集めての法人の事業説明会を開催し、また随時、事業の利用希望者、各地区民生児童委員、管内の障害者相談支援事業所、益田養護学校等の見学者が来訪しておられると聞いているところでございます。今後は施設周辺の自治会等とも連携を図り、事業の周知や交流活動等を行うことを検討しているということも聞いております。

最後に、運営についての課題等ということですが、当然のことながら、町といたしましても障がい者の福祉増進のための施策を行っていきますし、そのための拠点施設である障害者福祉センターを建設をしたところでございますが、先ほども申し上げましたが、事業運営自体は基本的に法人が行うことになっておりますので、今後、法人のほうで継続的な事業収入を得て運営ができるよう、支援をしていくつもりでございます。

法人といたしましても、やはり利用者をふやすことが何よりの安定経営につながることから、この部分において努力されるよう、お願いをしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） ここにはめているバッジは、あいサポーターといいまして、障がい者の方々をサポートしていく、そういう研修を受講するともらえるものであります。認知症サポーターもありますが、認知症サポーターにおいても、認知症の方々のことを知ることで、どのように対処していけばいいのかということをお勉強していくことができます。

そのように、あいサポーターも、障がい者がどのような障がいの種別があり、そしてその障がい者の方々にどのように対応していくのかという、こういう研修を町民の方々が受けられるということは、障がい者に対する理解もふえ、そして障害者福祉センターのやっていく事業に関して深く理解をされると思うことであります。

社協のほう窓口かとも思いますが、あいサポーターの講習等を町として推奨しながら、より多くの自治会や団体等でも行っていただけるように推奨していくという考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） あいサポーターの研修につきまして、今検討しているところでありまして、今後またできるようになりましたら広報していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 私も実際受講したわけでありましてけれども、障がいといってもさまざまな障がいがあるということを、この研修で学ぶことができました。だから、やはりそういうことを町民の方々、そしてさまざまな団体の方々が学んで、そしてこういうときにはこういう対応をしたらというそういうことを学べたら、より障がい者に対する理解が深まっていくと思いますので、役場としてもさまざまなところで、このあいサポーターの研修等ができるように準備をしていただければと思うことであります。

あと、児童デイのほうであります。

児童デイのほうは、障害者手帳を持たない方であったとしても、例えば部分的に、もう少しこういうところが伸びればとか、医師の診断等があったら児童デイも利用できると思うわけではありますが、そこら辺が、やはり町民の皆さん方にも障害者手帳がなければ利用できないんじゃないかと思っておられるところもあるかと思えます。

そしてまた、もう一点、今、小学生以上の方が対象となっておりますが、小学生未満の方の対象は考えておられるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 障がい児の放課後等デイサービスにつきましては、議員おっしゃったとおり、特に障害者手帳がないと通所できないというものではありません。これにつきましては、基本的に医師からの病状診断はないといけませんので、もしそういう不安があられるお子さんが心療内科等で、もしくは小児科等で通われちゃって何らかの診断名がつけば、放課後等デイサービスは通えるということになります。

ですから、現在、社会福祉法人つわの清流会のほうにおいても、益田養護学校に通われているお子さんは当然であります。その他町内の支援学級に通われているお子さん、それから、そうでなくても、ちょっと子育てに不安があるお母さん方とお話をしながら、もし不安があれば、放課後等デイサービスのほうが通常の児童クラブよりも、より懇切丁寧に支援ができますよというお話で案内をしているところであります。

それから、未就学のお子さんにつきましても事業的にはあるところなんです。現在のところ、障害者福祉センターのほうでは行っていませんので、益田等で行っておられます専門的な事業所さんに行かれておっての方がいるというところで、今後は未就学のお子さんに対する事業も開始できたらと思っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 今お答えがあったわけでありましてけれども、保健師さんなどが子供さんたちの相談を受けたり、そうしたときに、例えば障がいの放課後デイもありますよとか、さまざまなそういう相談もいろいろ出てくることもあるかと思っておりますけれども、保健師さんも、この障がい者のことについては今さまざま学んでおられると思いますが、いろんな不安があったら保健師さんに相談してもよいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町のほうで行っております1歳半健診であるとか3歳児健診において、ドクターのほうから少し様子を見たほうがいいですよというようなお子さんがおられた場合には、町のほうとして保健師が個別に当たりながら、お話を聞いたり、不安を聞いたりしながら、こういう事業所につなげるとか、そういうことを行っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 岡田君。

○議員（4番 岡田 克也君） 障害者福祉センターについては、障がい者の親御さんが、自分が亡くなった後、この子が1人で生きていけるようにということで、長年にわたって要望されてきたものであります。そのことが実現され、そしてまた施設のスタッフの対応、そして作業内容、先ほど申しました農業等にも貢献しながら、非常に障がい者御本人も喜んでおられますし、その家族も喜んでおられます。今後一層の障がい者福祉の充実を祈念しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上、4番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、10時5分まで休憩いたします。

午前9時55分休憩

午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

発言順序2、1番、後山幸次君。

○議員（1番 後山 幸次君） おはようございます。それでは、通告をしておきました件について、4件ほど質問をさせていただきます。

まず、第1番目でございますが、過疎地域活性化事業についてであります。

総務省は、少子高齢化によりまして過疎化が進む24の都道府県内47市町村の計49の事業に対しまして、自立活性化推進交付金6億700万円を地域の産業振興等を支援するためにというふうにしてつけられております。これは、2017年度の1回目配分するというふうに表示されておりますが、今回、全国より70件の応募の中から絞り込まれたようで、この中の49の事業が選ばれておるわけでありまして、中でも青森県の深浦町は、地元の山菜などをサプリメントの原料として加工する事業に取り組むと

このようにありました。また、京都府の宮津市は、農林業を体験する民宿を運営して、交流人口の増加を生み出すために取り組む計画をされておるようであります。また、鹿児島県の南九州市は、移住促進に向けてイベント事業を開くことの実施を計画をされております。

島根県では、邑南町と雲南市の2事業が選ばれているようではありますが、過疎化が進む津和野町は、このような地域の産業振興などを支援する自立活性化推進事業への挑戦をどのようにされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

過疎地域活性化事業についてでございます。

過疎地域等自立活性化推進交付金につきましては、総務省が過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業の支援として、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（交付率10分の10）、過疎地域等自立活性化推進事業（交付率10分の10）、過疎地域集落再編整備事業（交付率2分の1）、過疎地域遊休施設再整備事業（交付率3分の1）の四つの事業に対して、2月に募集を行ったところでございます。

議員御指摘のとおり、全国で47市町村の49事業に対し、6億697万8,000円の交付決定が行われ、島根県内では出雲市1,264万4,000円と邑南町2,000万円が、それぞれ交付決定を受けております。

本町におきましては、この事業に関しての交付申請は行っておりませんが、総務省が募集を行った地域の暮らしサポート実証事業（交付率10分の10）について、まちづくり委員会や自治会等と連携しながら、高齢者の見守り・買い物支援等の地域課題の解決に向けた取り組みに対し、事業費3,000万円の交付申請中でございます。

そのほか、内閣府が募集を行う地方創生推進交付金（交付率2分の1）につきまして、平成28年度から平成30年度にかけて、「企業誘致のためのIT人材スキルアップ事業」及び「日原賑わい創出拠点づくり事業」の2事業が採択されており、平成29年度は事業費7,532万7,000円に対する交付金3,766万3,000円、また、平成29年度から平成31年度を期間として、新たに「津和野町農商工連携による特産品拡大事業」が新規に採択され、平成29年度は事業費2,020万円に対する交付金1,010万円が交付決定をされているところでございます。

○議長（沖田 守君） 後山君。（発言する者あり） そうですか。町長。

○町長（下森 博之君） 島根県内での「雲南市と邑南町」と申し上げるところを、「雲南市」を「出雲市」というふうには、私、間違えて申し上げたそうございまして、正確には「雲南市」でございますので、おわびを申し上げ訂正をさせていただきたいと思っております。

失礼いたしました。

○議長（沖田 守君） 後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 津和野町も、町長も、いろいろな事業に取り組んでおられますが、何せ自主財源が乏しく依存財源に頼る、この津和野の財政状況であります。国が進めるこういった活性化事業に対しては積極的に今後取り組んでいきたい、このように申し述べておきたいと思います。

では次に、地域おこし協力隊について質問をさせていただきたいと思います。

地域おこし協力隊員の件につきましては、これは、協力隊員、集落支援員の雇用関係を、町民にも周知していただきたいというふうに思うので、私は、きょうは質問をするわけではありますが。

これは、国の地方創生を掲げて、都会地の若者たちを地方に移住させて、集落の活性化を手助けをするという事業であります。人材確保や任期後の定住対策を強化する計画で、全国で隊員数を3,000人とする目標を掲げております。これは、1年から3年間の任期で、人件費は国が支援する、このような地方創生事業で、地域おこし協力隊員を全国の希望される市町村に配属する計画であるわけではありますが、津和野町は、昨年につきまして、本年度、地域おこし協力隊員29名、集落支援員19名、地域おこし企業人2名、合計50名の方が、今、津和野町の活性化のために活動されているわけがあります。

町の集落支援員設置要綱によりますと、第3条、身分は「地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員とする。」とこのようにあるわけではありますが、第5条で、報酬等は「町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の定めるところによる。」とあります。これが集落支援員の身分と報酬に関することでもあります。当然、健康保険にも加入されているわけではありますが。

また、地域おこし協力隊設置要綱では、第5条、「勤務日数は1週間当たり4日以上、1カ月当たり16日以上勤務を要する。」というふうにあります。「1日当たり7時間45分とする。」というふうに記述されております。これの第7条、対価の支払いであります。「報酬は、月額16万600円とする。」これが地域おこし協力隊員の勤務と報酬であります。

また、地域おこし協力隊起業支援の補助金制度もあるわけではありますが、任期が終了しますと、1年以上の者で町内で起業することができるわけでもあります。これの対象経費は設備費や備品等、建物の賃貸料等で100万円が限度であると、このように若者の定住に対する制度もあるわけではありますが。

今回、本町通りの旅館よしのやさんは、町の伝統的建造物群保存事業で、総事業費1,700万円が改修されました。町の補助金、最高額800万円を利用して店舗も改装されたわけでもあります。そして、カフェバー「ポレン」を開店され、運営については、基本的には集落支援員1人、協力隊員2人の3名で運営されるようでもあります。営業時間も午後6時から10時まで、そして毎週火曜日が定休日であるようでもあります。そし

て、来月7月からは昼間のカフェも予定されているようではありますが、今はアルバイトの感覚で働いている、このように思われますが。

現在、津和野町には、地域おこし協力隊員が29名と集落支援員19名が各課に配属されておられるわけでありまして。本来の職務に問題はないのか、各課の指導方針は徹底されているのか。県下19市町村で協力隊員の配属状況は、当町は29名と断トツであるというふうに思っておりますが、他町さんからも、やっぱり津和野はこれだけの隊員を入れられとるといことで注視されているわけでありまして、今後の対応や指導方針について伺いたいと思います。

ちなみに、吉賀町は、たしか4名であったように思っておりますが、美郷、邑南、浜田、これが主に隊員を雇用しておられるわけでありまして、これをどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、地域おこし協力隊員についてお答えをさせていただきます。

集落支援員及び地域おこし協力隊の任用につきましては、任用の根拠法令が地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員となっていることから、一般の行政職員に課せられる地方公務員法第35条に規定する「職務に専念する義務」の適用は受けないこととなっております。

津和野町では、集落支援員、地域おこし協力隊の任用条件の勤務に関しては、月16日、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までの勤務となっております。それ以外の時間につきましては、自身が希望する地域に定住するための準備や起業創業するための活動など、自由に活用することに対して問題はないと考えております。

議員御指摘のカフェバーでの勤務は、集落支援員、地域おこし協力隊としての任用条件に係る勤務以外のものであり、指導に該当するものではないと認めております。

なお、いわゆる副業を行う際には、各課より、町の職員として行う業務に支障が出ないよう連絡や勤怠管理などを行い、月16日の勤務中において、そうした副業を行わないよう注意を促しているところでございます。

なお、県内の地域おこし協力隊員の配属の状況等をお示しになられまして、そのことについてどう思うかという御質問もあつたかというように思っておりますけれども。それぞれ、この地域おこし協力隊制度を積極的に活用する、しないというのは、それぞれの自治体の考え方に基づいたものだというふうにも思っておりますけれども、私どもといたしましては、邑南町さん等々も非常に積極的に活用されているわけでありまして、津和野町としても、やはり、この地域おこし協力隊というのは、貴重な人材として活用していきたいというふうに思っているところであります。

成果の出ていること、まだまだこれからというところ、いろいろではありますけれども、そういう中でも、このたび津和野高校の魅力化、支援というものにも、この地域お

こし協力隊制度を積極的に、数年前から導入してやってきたところをごさいますて、そういう意味では、このたび津和野高校が志願者数で、久々に、10年ぶりに1倍を超えたというような、そういう実績も出てきたというふうにも考えているところでもあります。

これは、誤解がないように申し上げますけれども、津和野高校の校長先生はじめとする関係者の御努力というものが、まず第一にあつてということでありまして、我々は、それを後方から御支援をさせていただくという中で、この地域おこし協力隊制度も使わせていただいているといったところでもあります。単に、生徒数がふえたということだけではなくて、やはり津和野が独自に取り組んでいる魅力化の動き、そうしたものが全国的にも認知をされるようになってきたというところでもあります。

それから、先日、津和野高校の後援会の役員会をやったところでありまして、その場で校長先生のほうから、最近、入学生のいわゆる学力が顕著に向上してきたという、その数字が出ているというようなお話もございました。こういうものも、公営塾を始めた一つの成果というものにもつながっているのではないだろうかというふうにも受けとめているところでもあります。

これらは実績が上がっているほうの実例でありますけれども、いろんな面で、まだまだ農林商工、さまざまにこうしたいろんな人材というのは活用して、本町も、今後も積極的に努力させていただきたいと考えているところでもあります。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） いろいろ協力隊の方が津和野町で、各分野で活動されております。本当に、目に見える活動もあるわけですが、その反面、やはり町民からのいろいろな批判もあるわけですが。

今回、そういったことで若い人が、殿町でそういったカフェをやられるということで、本町通りの活性化したこともある反面、町民も認めるところでありますが、こういった新しい企業が出ますと、また、津和野の何十年もやってきた古い老舗が、今回も明かりを消しました。新町で1軒、今回、食事もされ、一杯飲み屋が消えたということは大変寂しいことであります。これが、本町にカフェができたから、こういった現象になったとは申しませんが、やはり、こういったもんがだんだん減っていくと、廃業していくということは、本当に一抹の寂しさがあるわけですが。

今現在、若者がこうして津和野に来ておりますんで、若者と共存していくためにも、ともに英知を結集して活力ある津和野にしていきたい、このようにも思っておりますが、若い人のためにトラブルや事故に遭わないように、ひとつ勤怠管理を徹底されるように申し述べておきたい、このように思っております。

御答弁がもしかあれば、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員さんの御質問で、地域おこし協力隊員が、夜、こういったカフェ等でお仕事をするということで。

私ども、最初にこの地域おこし協力隊員、こういった制度かというような勉強をさせていただいたところが美郷町であります。美郷町のその隊員の方は、大体が地域にそれぞれお住まいになって、地域課題である、例えば高齢者が多くおられるということで環境整備等、草刈り等も、その地域おこし協力隊員の方がお手伝いする、あるいは買い物にかわりに行ってあげるというような形を、その地域の中で行っていたということでもあります。

その地域おこし協力隊員の方が廃業になったガソリンスタンドを、土曜日と金曜日、そういった週末に、本町と同じようなカフェとして改修をして、そこで地域の皆さんと飲食するというようなことで地域活性化を図ってこられた事例もございます。

そういったところで、私どもとしては、地域活性化と、議員が御指摘になっている、その地元にある企業とどう連携を図っていくかというところで、民業圧迫という言葉があろうかと思いますが、そういったところと、地域でやはりそういった活動をしながら、そういった機会をふやしていくということで、皆さんが来られたときに、一つ、二つ、三つと、そういう選択肢があるというのも、また、これは地域活性化の一つではないかというふうに思っております。

当然、議員が御指摘の勤怠管理というのは、各課とさらに連携をさせていただいて、ファウンディングベース等は、一月に1回、10日前後に集まって、その勤務状況等を報告する会を開いておりますが、その他、各課におられる隊員については、各課のほうでそういった取り組みを行っていただいております。そういった取り組みをしながら勤怠管理を行って、なおかつ、やはり住民の皆さんと一緒に地域活性化を図れる、そういった仕組みというのが、こういった、夜、カフェ等がオープンしてくるというようなところで、どういうつながりを持ってやったらいいのか。

私どもとしては、地域活性化のための地域おこし協力隊員でございますので、地域活性化になるような仕組みでないと、やはりこれはいけないというふうにも思っているところでございますので、そういったことは基本的な考え方として持ちながら、この地域おこし協力隊を有効に活用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 失礼します。関連としまして、先ほど議員からございましたカフェバー「ポレン」につきましては、あくまでも、よしのやさんのほうが事業主体となりまして、空き店舗改修で、今回整備を一部されておられます。額については一部でございますが、されておられます。これは、ほかの事業者、町内の事業者さんにおいても、複数、これまでも活用いただいて、空き店舗を、より活用することで活性化を図るところでも御努力をいただいております。

その上で、今回たまたま、そこで従事する者が、通常の地域おこしなり集落支援の勤務時間外のところで勤務をされておられるということでもございまして、この事業を、直接、町が行っておるということになると、やはり民業圧迫ということにも当たるかと思

いますが、先ほど議員からも御指摘ございましたように、今回、直接的には、よしのやさんが民間としてやっておられる事業に従事をされておられるということと、新町でも、また1軒、灯が消えるというようなこともございまして、そういう中で津和野町にお泊りいただいたお客様に、観光客の皆さんに、夜の選択肢として新たなお店も、別途こういった形で開いていただくということは、それはそれとして、やはり有益なことであるかなというふうに考えられます。

町が直接するということになるといういろいろございますが、そういうことではございませんので、何とぞ温かい目で、頑張ってもらえればというふうに商工サイドとしては考えております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 課長さんに答弁いただきましたが、こういう若い方が津和野の活性化のために一生懸命頑張っておられるというのが、よくわかるんですよ。わかりますが、津和野にも29名と19名の隊員がおられるわけですね。これが、どの程度まで、それじゃあ津和野の古い老舗の事業を手伝いをされていくのか。いろいろ問題はあると思いますが、中にも、また、ほかの職業にお手伝いをされているような方もおられると伺ってはおります。ただ、この方らが事件事故に遭われないように、町は関係はないと申されますが、やはり雇用している以上は責任はあろうと思います。そういったことのないように、ひとつ監視をしっかりしていただきたいというふうに申し上げて質問を置きます。

次に、3番目、寺田納骨堂についてお尋ねをいたします。

私が、ある友人の依頼を受けまして、寺田納骨堂に遺骨をおさめに行くことになったわけでございますが、この納骨堂は建立されて37年間に過ぎているようであります。屋根も部分的に雨漏りがして、補修はされております。屋根の色が変わるとるんで、すぐわかるんですが、屋根に草が生えて、本当、何と申し上げたらいいかわからないようなところでありました。軒先の金具は腐食して垂れ下がっておったり、植栽された桜の木も大きく屋根の上に覆いかぶさったり、また軒先まで伸びております。また、建物の周りの広場というか、周囲も雑草が伸び放題で、とても霊験あらたかな場所とは思われません。

管理者の方にお聞きしますと、これは、担当課の前の税務課長さん、職員で桜を伐採したり、盆前には除草をされたりしていただいておりますというふうに聞いております。寺田の納骨堂の指定管理者は、現在、女性の方でございますが、指定管理費はゼロであります。というのは、これは中の管理をされておるだけでありまして、納骨堂の設置管理条例によりますと、第6条の指定管理者による管理は地方自治法第244条の2第3項に基づくとあります。これは分担金の徴収のことで、必要な費用を充てるために、当該事件により、特に利益を受ける者から、その利益を限度において分担金を徴収すること

ができるというふうな件であります。管理者は、年会費8,000円、盆に付近の除草をするために、出席できない人は2,000円、これを徴収されているようであります。

納骨堂には、この場所は50基収納される建物でありまして、現在は15基が収納されております。ほとんどが無縁仏の状況にあります。そうしますと管理費の徴収も大変難しい状況になるわけでありましたが、お堂の中の管理は、この管理者にさせていただいても、外部の管理は、当然、町が対応されるわけでありましたが、担当課の税務課で、この事務文掌、職務事業内容では周辺整備まで課長職員の責任とは、私は思っておりません。商工観光課で雇っておられます臨時職員、おられますね。こういう形態で対応することはできないのか。そういったことを検討していただきたいと思いますが、御所見を伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、寺田納骨堂についてお答えをさせていただきます。

寺田納骨堂は、昭和54年3月に下寺田地区内における墓地の環境整備を行い、全体で50基の安置所があり、現時点では18基が利用されております。

建設当時から寺田納骨堂利用者の会が組織され、会においては施設維持管理が行われ、施設修繕等は町が行ってまいりました。

平成21年度の指定管理者制度の導入により寺田納骨堂利用者の会と指定管理契約を締結し、最新では平成27年4月1日より平成30年3月31日までとなっております。また、会費で施設維持管理が行われていたことから、指定管理料は支払わない契約となっております。

しかし、高齢化や町外転出等により寺田納骨堂利用者の会の加入者数が減少し、施設維持管理については今後検討を要すると思えます。

施設管理に関しましては、使用者が安全、快適に施設を使用できるよう適切な管理運営を行うこととなっており、昨年の実績は、納骨堂内の清掃は年に4回、敷地内の草刈り等は年に1回実施しております。

しかし、大きな樹木の剪定については、寺田納骨堂利用者の会と協議し、無理であれば、町で剪定するよう関係課と協議して進めていきたいと考えております。

施設の修繕費等については、基本的に町の負担になっており、市町村合併後に修繕をしたのは、平成22年に床の張りかえ、平成24年に屋根修理、平成26年にトイレの解体、平成27年に屋根修理であり、そして今年度は手すりの塗装をする予定でございます。

なお、商工観光課等との連携という、そういう御質問もあったわけでございますけれども、そうした御提案も含めて、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 寺田の納骨堂だけでなしに、いろいろな町には施設があるわけですが、だんだん過疎化が進んで人口も減ってきております。県の人口も70万人割れで、死亡率が出生率を上回る自然減で、将来存続が危ぶまれるとこのようなことが新聞でも報道されております。限界集落も536カ所に上がっており、既に消滅した集落もあるわけであります。

このような状況の中で、表面的な活性化対策としていろいろなイベント、また、事業に予算が計上されることも理解はするわけでありますが、裏面的な町民の生活に密着した諸問題も、まだまだ多くあります。町長の耳に届かない問題も、じょうにあらうと思っております。

町長は、いつも町民の一体感の醸成を図りながら、住民参加の協働のまちづくり体制を整備し、諸政策に取り組むと施政方針でも述べられております。こういったことを考えますと、担当課の対応でなく、こういったことは臨時職員なりシルバー人材センター、こういうところへ依頼されて、せめて1年に4回ぐらいの除草を私は望んでおりますが、表裏一体の行政運営を強く求めるわけでありますが。

担当課の税務課でやるというのは、これは本当、無理なことでありますので、臨時職員とか、そういった嘉楽園の除草や何かもされるわけですから、そういう都度に、そういう方で、せめて年4回ぐらいの除草がしていただけないか、こういうお願いであります。それについてもう一回、御答弁いただきたい。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） 今、議員御指摘のとおり、除草については寺田納骨堂利用者の会ということで、年1回、それも盆前に草刈りをして、あと周りの環境整備をしている状況です。で、どうしても春先になると草が伸びている状況がありますので、これについては担当課と協議しながら、できれば年4回ぐらいはしたいと思うんですが、臨時の職員さんも草刈り等はできるんですが、桜の木の剪定とかというのは、やはり臨時さんというよりはシルバー人材センターとか、そういうところをお願いしてやっていきたいと、関係課と協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 課長さんに答弁いただきましたが、せめて屋根の草ぐらひは何とか早い時点で、本当、何か心の中に寂しさを感じて私は帰りましたが。せめて、ああいう納骨堂でありますので、そのぐらいの管理は平生からしていただきたい、このように強く要望しておきます。

それでは、最後に参事職のことについてお尋ねをしたいと思います。

今年度、職員組織構成表で参事の職が津和野分庁舎には配置されていないわけですが、津和野庁舎の統括責任者は参事と思っておりますが、今年度は配属されない、そのわけをお聞きしたいわけであります。

参事職につきましては、合併協議会において、事務組織及び機構について、津和野町、日原町の委員の中でも分庁舎の統括責任者を配置するという事で紆余曲折はあったわけではありますが、合併協定項目の中で協議決定事項であるわけでもあります。参事を置くということになった経緯がありますので、決定事項については遵守をされるべきではないかとこのように思っておるわけでもあります。

津和野町の行政組織規則第4条、職及びその職務で組織表では、津和野庁舎、職、参事というふうに記述してあるわけでもあります。

また、庁舎等の管理規則第3条、庁舎管理責任者、管理区分は津和野庁舎の管理責任者、参事というふうにあります。

そして、町長の職務代理者の順序に関する規則ではありますが、地方自治法第152条第3項の規定に基づきますと、「町長の職務を代理する上席の職員は、参事または課長の職にある職員」と、順序は、1番、参事、2番目が総務財政課長、3番目、給料月額の上位にある職員とこのように記述してありますね。そうしたことがあるわけですから、参事職の配置をされない最大のわけは何であるのか、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、参事職についてお答えをさせていただきます。

早いもので、合併後12年目を迎えておりますが、これまでの間、厳しい財政状況を改善させ、地域振興とさまざまな町民の皆様からの要望に応えるため、行財政改革を行ってきたところでございます。その結果として、現在、実質公債費比率をはじめとする主要な財政指標は安定的と言えるラインへと改善を見ておりますが、平成25年に発生した災害に係る復旧事業やCATVを初めとする必要不可欠な事業、そして地方創生に関連する地域振興に関する事業など、今後の財政負担を考慮すると、さらなる行財政改革を進めていく必要がございます。

特に、合併後10年間は、行財政改革大綱及び集中改革プランに基づき、さまざまな項目について改革を行ってきた中で、11年目からは、よりシビアな項目にまで改革の範囲を広げ、トライをしていかなければ、地域振興と財政の健全化の両立はなし得られないと認識をしております。

合併協定項目につきましても、合併後、これまでの間、組織機構等を中心にさまざまな見直しを適宜行ってまいりましたが、このたび、参事職につきましても、さらなる改革の一環として、今年度配置を見送ったところでございます。

なお、正確を期して申し上げます、参事職を廃止をしたのではなく、この1年間、任命を見送り配置をしなかったものであり、このことにより年間30万円から50万円程度の歳出抑制の効果を見込んでおります。

このたびの御質問を受けて、先日、管理職で構成をする庁議の場にて、新年度入りより、これまでの間の状況において参事がいないことについて話し合いましたが、行政運営上、今のところ特に弊害は認められないことを確認したところでございます。

前参事とも、町民の方々からの参事に対する要望や相談等は全くなかったという、ここ数年の実績を確認した上で、このたびの措置を行ったところでありますが、4月25日開催の議会全員協議会においてもお話をいたしましたとおり、この1年間、こうした改革にトライをする中で、参事の配置を望む声が多数寄せられた場合には、町民サービスの観点からも、参事の任命を検討したいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 大変寂しいような御答弁でございますが、参事職の廃止ではなく、1年を見送ったと、このようなあれでございます。そして、年間30万から50万の歳出の抑制に効果があったというふうな金銭的なことだけを申されておりますが。

答弁の中で、過去に要望、相談が全くなかったというふうなことが、ここに記述してありますが、そんなことはないんですね。私が今ここで言いますと前課長さんに対して、参事さんに対して大変失礼かもわかりませんが、全くそういった相談件数がなかったということを書かれておりますんで申し上げますが、津和野町のある著名の方より、役場へ騒音の件で連絡がありまして、受付も大変困って、どうしたらいいのかという問題が起きました。そして、参事が対応されましたが、結論が出ませんでした。そして、参事から連絡を受けまして、私と一緒に課の職員と参事と現地調査、状況を徹底的に行った経緯があります。その著名人の方と話し合いの場も3回ほど設けまして、いろいろと話をした結果、時間はかかりました、1カ月以上の時間もかかったわけですが、その問題も解決はいたしました。なぜ、参事が、町長にこのことを申されなかったか、私、不思議でならんのですが、そういったこともあったことは事実であります。

そして今年度も、これも申し上げにくいことではありますが、保険金詐欺と思われるような案件があったわけでございますが、これも役場のほうへ相談の電話がありました。そのときに対応された職員は、担当の方が不在ということで取り次ぎがされなかったわけであります。そして2人の方から、私は相談を受けまして分庁舎に行ったところ、たまたま副町長がおられましたので事の次第を話しました。副町長に、このようなどこで名前を出すのは大変迷惑と思われませんが、行きがかり上、お許しをいただきたい。そして、副町長に事の次第を話しまして、問題は何とかおさめておきましたが、このようなことがあるんです、町長。それで、私は、津和野庁舎に参事は絶対に必要であるというふうに申し上げるんであります。

今後、町民の声もよく聞いていただいて、津和野に参事を置くことがどうなのかということをよく検討していただきたい、このように強く思っておりますが、町長、一言、何かあればいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 前参事とのいきさつのことではございますけれども、私のほうではなかったということで確認をしておりましたので、こういう表現もいたしました。

ただ、実際にはそういうことも、今、議員御指摘のようなことがあったのも事実であったかもしれませんが、そこはちょっと、私ではうかがい知れませんが、私は議員を立てないけん立場でございますから、そこについて反論するつもりはございません。

ただ、大半の要望というのは、各課であったり、あるいは直接もう私のほうに各地域からは、自治会等々から上がってきて、ほとんどその参事が対応するという事例はもうないという中で、繰り返しになります、さまざまな、もう10年改革をやってきて、さらにこれから改革をするというところは、もう改革をするのり代がない中で、本当にいろんな厳しいことまで手をやっけていかないと改革はなし遂げられないという思いで、今回も、ひとつトライをしてみようと、そういう取り組みでもあるわけでございます。

きょう、それで、この一般質問の場で、後山議員からこの質問を、4月25日の全員協議会でも同じような答弁というのは、詳しく御説明をした経過もでございます。それを受けて、このたび後山議員が再度この御質問をされたその真意というのは、私のほうではちょっと図りかねるわけでございますけれども。

ただ、その4月の25日の全員協議会でも同じように答弁をしておりますように、町民の皆様からいろんな声が出てくれば、それは参事職は配置をしますということは申し上げております。そして、それは町民の皆さんの声というものもなかなか難しいところがありますので、やはり、それを代表する議会のほうの皆様方の多数の声として参事職を望まれる声が多いのであれば、それは参事職を、また復活させるということも当然考えますということは、4月25日の全員協議会でも述べているところであります。

ですので、御理解をいただきたいのは、議員さんも12人おられるわけでありまして、お一人の議員さんの御意見だけを取り上げて、私が最終的にそのことを判断するというのは、また難しいところもあるということも御理解をいただきたいと思っております。

私は、4月25日の全員協議会のその議会の雰囲気としては、この改革にトライをしてみようということに、おおむね、その御理解をいただいたというふうに、私はそのときの雰囲気で理解をしたところでありまして、きょうを迎えてもいるというところでございます。

ですので、本当にこの参事職を後山議員として望まれておるということであれば、また、議会のそうした全体的なそういう御判断というものも、私のほうにお示しをしていただきたい。その上で、また、この参事職のことについては、私自身も御意向に沿えられるような形での判断は当然やっていくということは、以前から申し上げているといった次第でございます。

○議長（沖田 守君） 町長に、ちょっと忠告を申し上げますが、全員協議会での話というような答弁が出ますが、この一般質問は議員対町長でありますから、できるだけ全員協議会でのお話をしたというような表現はお控えをいただきたい、かように思います。御注意をいただきたいと思っております。

1 番、後山君。

○議員（1 番 後山 幸次君） 私が言おうと思ったことを議長に言われましたので、言われんようになりました。

やはり、全員協議会というのは、我々議員だけしかわかりません。放送もしません。一般にも公開されません。それだから、今回、全員協議会で申し上げたことを、もう一回、町民に周知していただくために、町長に一般質問したわけであります。町民の中にはそういった声もあるわけですから、それも、真意を図りかねるといふような答弁をされましたが、私も、やはり町民の負託に応えたいということで申し上げておりますので。

今後いろいろな形で、また、この問題については町長のところへお伺いして、謹聴するなり、いろいろの形がありますので、またそのように対応していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお取り計らいのほうをお願いをして、一般質問を終わりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） もう少々時間があるようでございますので。

津和野地域の自治会長、嘱託員会議を4月に開催したところでありますけど、そのときにも、お一人の方から、この参事職のことについて御質問もいただいたというところの経過もございますので、そうした中で、関心を持っておられる方もおられるということとは重々承知をしているといったところでございます。

その議会全員協議会で説明をして、今回取り上げられて、その真意が図りかねるといふこと、少々誤解を与えたかもしれないかもしれませんが、決してそんな否定的な気持ちで申し上げたわけではございませんで。一度そういう説明をして、またその次のステップに行くために、議会のある程度の御判断、お話し合いもされた上で、この一般質問というものにも質問いただければ、それはそれで私なりの、また回答ができたという思いの中で、そういう表現をしてしまったということでもありまして。

誤解を与えてしまったということについては、素直におわびを申し上げたいと、そのように思っております。

○議長（沖田 守君） 1 番、後山君。

○議員（1 番 後山 幸次君） 町長の答弁を前向きに捉えまして、今後いろいろなことで、私たちも、やはり町民からいろいろなことを相談を受けるんでありますから、また、それを持って町長のところへお伺いすることもあろうかと思っておりますが、よろしくお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、1 番、後山幸次君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、1 1 時 5 分まで休憩といたします。

午前 10 時 56 分休憩

.....
午前 11 時 05 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序 3、11 番、板垣敬司君。

○議員（11 番 板垣 敬司君） それでは、6 月定例会において 3 点ほど、質問をさせていただきますと思います。

まず 1 点目は、広域行政についてということで、いろいろ一部組合を含めて広域行政はありますけども、今回は三つの組織を中心に質問をしてみたいと思っております。

益田地区の広域市町村圏事務組合は、消防等の事務を一括しておるところでございますが、その中に、ふるさと市町村圏振興事業という特別事業があります。そのことについて、少し述べてみたいと思いますし、萩・石見空港利用拡大促進協議会という組織もあります。さらに、高津川漁業振興協議会ということで、いずれも高津川流域を占めている 1 市 2 町が主な構成団体となり、さらに石見空港については、萩市とか浜田市、江津市というような、そういうところまでも含めた協議会の構成になっておりますが、今回、きょうまでの間に、町のほうから提案がありましたように、今回、情報通信技術利用事業ということで、航空レーザー計測による森林資源解析調査というような事業、ソフト事業が、町のほうで申請をされていると、そういうことが一つあります。

それから、萩・石見空港の利用促進での、町の独自の運賃助成制度というか、助成で今回、津和野町が当初予算で組んでいるものを、前倒しでという意味もあったかもしれませんが、6 月 1 日からの 1 カ月間で 50 万円という枠を使ってみようという、そういう提案だったと思います。

さらに、高津川の漁協の近年のアユの不漁による、特に日原地区におけるアユが捕獲できていない、漁業として成り立たないということで、7 万尾の追加放流が、今議会の予算で、補正として計上されておられます。

こういった一連の、町としてやることを全て否定するわけではありませんが、基本的には、構成団体をもって運営しております協議会、そういったところへ一括、そういう経費を繰り入れて、協議会の中で、使途を十分精査した中で使っていく、そのようなことが一番、私としては望ましいのではないかなと常日ごろから思っておりまして、この辺についての今回の取り組みについて、町長の所見をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11 番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

広域行政についてでございます。

益田地区広域市町村圏事務組合が中心となって進める益田地区ふるさと市町村圏振興事業は、①高津川流域環境保全活動事業、②高津川環境保全等セミナー・研修会開催事業、③医師確保対策支援推進事業、④高津川流域活性化推進地域協議会事業、⑤地域

限定特例通訳案内士育成事業、⑥高津川交流人口拡大事業があり、高津川流域を通じた住民への環境保全に関する意識の醸成や交流人口拡大等の、住民や団体による主体的な取り組みに対する活動支援等を行っているところでございます。

具体的には、高津川一斉清掃活動や高津川流域の森里海の自然・伝統技術のすばらしさを、圏域の住民に対して研修会等を通じて周知し、環境保全の意識を醸成するとともに伝統技術の伝承を推進する活動等を行っております。この活動に関する平成29年度予算は1,201万6,000円となっております。

高津川漁業振興協議会としましては、高津川漁業協同組合が事務局となり運営されている協議会であり、漁協が160万7,000円、1市2町で125万8,000円を負担して活動しております。事業内容としては、ヤマメ・ウナギの増殖放流事業、アユ・モズクガニの孵化飼育研究事業、漁場環境整備事業等に取り組まれており、基金を活用した産卵場整備事業も行っているところでございます。

萩・石見空港利用拡大促進協議会については、萩・石見空港と羽田空港との間を運行する定期便の2便化継続のため、平成29年度においては14万2,000席を目標として掲げ、圏域の市町が連携し、団体や個人への働きかけや助成制度の拡充等の取り組みを行っているところでございます。

益田地区広域市町村圏事務組合は、単独の市町だけでは十分に行うことのできない地域活性化の取り組みを行い、高津川流域の地域振興を図る上では重要な役割を持っているものと考えております。

町といたしましては、今後も益田地区広域市町村圏事務組合が中心となって情報を共有し、連携することで圏域での体制を強化し、一体感のある定住施策や交流人口の拡大に向けた取り組みの推進に努めてまいります。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 私自身も広域の議会のほうへ出させていただいておりますので、その議会で議論を喚起するというのは当然の責務かもしれませんが、やはり執行部として、十分、平素から積み上げてきている、そして議論を重ねている、そういう背景からして、どうも広域での意見調整が十分に進んでいない、そのように感じるところでございますが、特に農林系の航空レーザー計測については、以前から圏域で、ふるさと市町村圏の振興事業の基金、今現在9億3,000万ばかりかと思っておりますが、そうした予算を振り向けてでも、この流域の状況をそういったもので計測して、これを災害、さらには林業の活性化等々に活用したらという意見等々があったわけですが、担当者のレベルでの協議というものがどこまで進められ、結果的に今回、津和野町独自として取り組まざるを得ないか——まだ取り組むと言ってもエントリーしとるという段階ですから、6月末にその回答があるようでございますが——その辺の、やっぱり今日までの積み重ねの中で、何がやっぱり流域として一体感

が持てないのか、その辺が大変危惧されますけども、担当課長の所見を伺いたと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 私が地域振興課というところにいたときに、広域圏事務組合の担当として、先ほど議員がおっしゃられた事業の取り組みもどうかというような話もしてきたんですが、結局のところ、町長まで、市長まで上がっても、なかなか、そういう資金を広域の中で取り組むわけにはいかんというような流れが続いてきた経緯がありまして、それで、どこかの町が取り組むことによって、そのよさを知っていただいて、益田市及び吉賀町も取り組んでいただけるような流れをつくろうじゃないかというのを森林組合長と相談しまして、今、この計画になっておるところであります。そういった形を早くつくったほうが、益田・吉賀の実現には、近道ではないかなというふうに感じております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先駆的な取り組みを、本町が取り組むことによって関係市町にいささかの影響があり、さらに、これが流域としてつながっていく、そのような御答弁かと思いました。そして今回、環境省の事業採択がなされて、津和野町が目指している森林を活用した事業に直接結びついていくことを大変期待しております。

それから、高津川のもとい、萩・石見空港の利用拡大促進協議会については、従来から広域の議会でも、そして協議会での総会の資料等々をいただいておりますが、非常に、島根県を初めとして、大変な利用促進拡大のための運賃助成等々、施策に向けておられますけども、どうしてもこの搭乗率がいまいち上がってこない、その辺での、協議会の中での問題点、将来に対する課題等々、共通の現時点における課題がありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 搭乗率を上げるために、個人助成、あるいは旅行会社を通じて、1席当たり金額を決めて、ツアーの造成というような形を展開しているということでもあります。

コンテストというのは、今回、山形空港、それから萩・石見空港、それから鳥取空港ということで、前回2年前にコンテストを行ったところがそういったことで、一番の評価を得たのは山形空港であります。ここは、期間的には3年間の枠を配分していただいて、あと、鳥取と萩・石見については2年間ということでもあります。そういった中で、私ども、やはり萩・石見空港の利用拡大促進協議会、先ほど議員さんのほうで江津市という御発言ありましたが、江津市は、この萩・石見空港の促進協議会には加入をされておられません。浜田市、益田市、津和野町、吉賀町、阿武町、萩市ということで構成をさせていただいて、江津市についても運賃助成、あるいは特別負担金ということで150

万円、ことしについては、この促進協のほうに入れていただいておりますということで、協力はいただいております。そういった状況でございます。

今からは、こういった観光面での力を入れようというところが、やはり単なる助成というふうなところでなくて、恒常的に、やはり萩・石見空港のこの市町の魅力をどういうふうに全国に発信をして、今、写真コンテストみたいところで、ツアーの造成をしている事例もあります。きょう、町長のほうで申し上げた教育的な観点から、この萩・石見空港を使おうというようなこともあります。今現在、島根県の職員が益田市に常駐してこの促進に当たっております。10月秋ぐらいのところで、またコンテストが行われるということで聞いております。まだ具体的に、どこの空港、あるいは萩・石見空港の今の利用実態、ああいったことを評価されるかどうかということまで、まだ決まっていないということでございますが、先ほど申し上げた3空港については、コンテストで評価をされて、今年度末までの就航2便ということで萩・石見空港、なっているわけですが、そういったやはり団体客、あるいは個人客に対する誘客のための運賃助成というふうなところの視点から、やはり観光面で魅力を発信して、それに来ていただくような施策というのを、実際どうやって打っていくかということが、今、萩・石見空港の促進協の中では課題として捉えているところでございます。

今、萩・石見空港もアンケート調査などもやりながら、こちらにお越しになったお客様、それから、この圏域から首都圏に出て行かれるお客様に対して、こういったアンケート調査も実施しているところですが、そういった分析を行いながら、やはりもう少し視点の違った誘客というところ、利用促進というのを図っていくところが課題として捉えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 先般、全国の議長、副議長会議が、研修会がありまして、その帰る途上、益田市の副市長ともお会いして、少し時間がありましたので、先ほどの同僚議員の質問にもありまして、その答弁書にもありましたが、東洋大学との高大連携というような話が進められてるようでして、それからまた、先ほどの答弁では、既に協定が結ばれたというような答弁でございましたが、まさに東京事務所が津和野町の出先としてある、その事務所が窓口となって、この圏域の萩・石見空港の利用拡大にもその窓口となり、そして文京区にある東洋大学がとりあえず皮切りだと思いますが、そういう文京区とのつながり、非常にこれから、本町としては文京区とのこれまでのおつき合い、さらにこれからのいろんな展開において非常に重要な要素になってくる、それを受け持つのが東京事務所であるということで、やはり私は東京事務所の設置が、現在のところはすごく将来に向けてよかったなと思っておりますし、ただ、この圏域の中で、この事務所の位置づけというものを圏域で持つ、この益田市を初めとした圏域で賄う、そういう位置づけまでなると非常に有効ではないかなと考えておりますが、そこまではまだ、すぐは進まないかもしれませんが、そのよう

に望むところでございますが、とりあえず東洋大学との協定で、先ほど7月ですか、いつかこちらへ来られるような答弁でありましたが、もう少しそれに至るまでの、そしてこれからの工程の中で、29年度は向こうから何人か、10人ばかり来られて、そしてその提言が津和野町に寄せられる、そんなお話でございましたが、重ねてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 所管の課長が退席しておりますから、これは町長。

○議員（11番 板垣 敬司君） 町長、わかりますか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 前段、何議員さんでしたっけ、あれは……（「1番」と呼ぶ者あり）先ほど岡田議員さんの御質問のときにも、商工観光課長からお答えをしたとおりでございますけれども、ああして都市交流協議会というのを益田市、それから吉賀町さんとともに、この3年、4年かな、ことし4年やってまいりまして、文京区を会場として、石見神楽の披露をしたりといったところから、昨年はまた一歩進んで、文京区内にある東洋大学で、そうしたシンポジウムというものも開催をしてきたと、その辺のつながりの中から、その東洋大学の副学長さんのほうからも、東洋大学の方針として、地方から一旦人材を、大学で入学してもらって、そしてその4年間の教育の中で、それを卒業した後にそれぞれの地域に帰って行って、そしてその地域を発展をさせていくという、そういう人材の育成も東洋大学として将来的にやりたいというお考えもお持ちだということでもありまして、そうしたところ我々も、東洋大学の副学長さんを初めとする関係者の方々とお話をする中で、益田市長さんもおられたかと思っておりますけれども、非常に我々にとっても有効的だということから、この東洋大学とのいろんな連携を図る、そういうものを進めていこうということで始まっているわけでありまして、まず、その第一歩として、今回この石見空港をテーマとした、そうした研究のところから始めていこうということでありました。今後は、またこれを一つの起点にして、さまざまな地域活性化に生かしていきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ぜひ、この御縁を発展的に取り組みを強化していただきたいと思っております。

あと、高津川漁業振興協議会の7万尾の放流事業につきましては、ことし秋口までの状況を見て、それを研究実績として次の年に仕向けるという御回答でしたので、一応、このことについては、この辺で終わりたいと思っております。

2番目の質問でございますが、庁舎と開発センターについてでございますが、従来から、本庁舎については耐震等々で問題があると、また、自然災害においても若干不安があるというような視点から、補強、さらに移転というようなことが検討をされていたかに感じておりますが、また、この2月には日原町の、日原町という言い方は——日原山

村開発センター、それがまた建設の不都合で現在使用中止、さらに、このことについてはどうしたものかということがテーマとしてあろうと思いますが、現在までの、このことについての庁舎内での検討、協議について御説明をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、庁舎・開発センターについてお答えをさせていただきます。

津和野町の庁舎につきましては、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されております。いずれの建物も建築からかなりの年数が経過しており、老朽化が進んでいる状況にあります。

町では、今年度から庁舎の施設問題については内部検討会議を立ち上げて、スケジュールや手法等について検討に入ったところであります。

検討会と並行して、技術的に専門的な知識も必要であるため、津和野町庁舎あり方検討技術顧問業務として、当初の基本構想の検討に必要な既存資料及び諸条件などの洗い出し、検討会の資料作成を含む技術的な支援業務を、中電技術コンサルタント株式会社と契約をしたところでございます。

今後、さらに事務を進めるために、この6月定例議会に津和野町庁舎基本構想業務委託費を提案させていただいているところでございます。現庁舎の現状と課題を整理しながら、庁舎のあり方の方向性を検討し、津和野町が目指す基本的な考え方を津和野町庁舎基本構想として、今年度を目途に作成をしていきたいと考えております。

また、山村開発センターにつきましては、使用可能な範囲（事務室、ロビー、図書館、日原公民館）だけで当面運営をするとともに、施設内の机・椅子等の備品の活用も図りながら、今後について検討をしたいと考えております。

現在のところ、津和野町庁舎等のあり方が検討されており、それとの関連も生じる可能性があるため、並行しての検討を行いながら、今年度中には方向性を出したいと考えております。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今の支援業務を契約したと言われました、中電技術コンサルタント株式会社ということでございますが、一応、契約条項というか、要項の中にはどういった視点が盛り込まれて、どういうパターンで最終的な結論に導きをしようと思っておられるのか、とりあえず、どういうパターンで契約がなされたのか、わかればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 支援業務の契約内容についてでありますけども、前段のところ、中電技術コンサルタント業務といいますか、との契約につきましては、町のほうで、公共工事等の発注に係る技術顧問業務という業務を、そういう業務があるわけなんですけど、それにつきましては、そういった基本的な部分については、そう

いった中電技術コンサルタントさんと契約をすると、随意契約という形になりますけども、そういった支援業務を行うというふうな約束事が平成24年当時にされておりました。その内容に基づきまして、今回、庁舎のあり方について、その中電技術コンサルタントと支援業務という形で契約を交わさせていただいております。

その業務の内容につきましては、基本構想の検討に必要な、いわゆる既存資料の洗い出しというところから資料の提出をしていく中で、いろんな、今から我々が内部の中で検討していく資料づくり等をしていただくような業務内容になっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 私自身が思うには、現行の庁舎を何とか使う、その方法、それから、どっか遊休施設をうまく活用して庁舎に仕向ける、最後に新しく新庁舎を建設する、そういうパターンが考えられますけども、そういうものを、パターンを提示した上で、中電にコンサルタントとしてお願いしとるという部分はないのですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員さんから御指摘といいますか、御質問がありました内容につきましては、いろんなパターンが、今言われたようにあろうかと思っております。現行の庁舎の耐震補強、あるいは他のこういう施設への移転、あるいは新築というふうなパターンがあろうかと思っておりますけども、その辺のパターンについては、その基本構想の中でお示しをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） ちょっと理解に苦しむんですけども、一応、今年度末をもって方向性が、このコンサルタントの中から提示されるわけでしょ。それで費用が、例えば、今の現行の施設を安全安心を基本としてやるならば、どの程度の改修補強費用がかかる、また、遊休施設をどっかから物色して、その遊休施設を改造なりして使うとするならば、どの程度の改修費用がかかり、どうかとか、そういう費用的なものまでも、このコンサルタントにお願いしているわけじゃないんですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、契約を結んどる、金額につきましては、大体49万ぐらいの契約を交わしとるんですけども、それにつきましては、先ほども申しましたように、今この基本構想を、今この6月補正で提案をさせていただいておりますけども、それを策定していくための、いわゆる既存資料の提供、あるいは現状の整理等といった業務を、今、契約をしとるということでありまして、そういった資料を整理していきながら、この6月に補正を認めていただいた基本構想策定業務という中で、いろんな、先ほど議員さんが言われましたパターンがあると思っておりますけども、そうい

った部分を整理をしていきながら概算事業費、あるいは方向性を見出していきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 山村開発センターについては、少し時間が経過して、今日の状況を私は承知しておりませんが、もう一度お尋ねいたしますが、山村開発センターも何とか補強耐震、今の不都合の部分を修復することによって使用に耐えられるか、そういうところまでは、現状のところ検討しておられますかどうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 実際、その検討自体は今入っておりません。というのは、やはり今の庁舎建設との兼ね合いがあるということで、そことで、全体的な総合判断になるかということで、今は細々と運営をしながら、そうは言いながら中にある備品等、これについては今のまま置いておってももったいない状況でもありますので、いずれにしても大きな工事に、もし改修をすることに仮になったとしても、大きな工事になりますので、その辺の備品も持ち出さないといけないというような状況にもなります。そういった状況を考えると、いつまでも眠らせておくのはもったいないので、今、公民館とかで有効利用させたいというふうなことで調査をしている状況です。建物の改修について全くゼロという状況ではなくて、何らかの別の方法で、簡易に安価に改修ができるかどうかということも、専門家の意見を聞こうということには今してはおりますが、まだ正式にその辺の話が進んだわけではないです。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 庁舎が、やっぱり今の状況の中では、木造の庁舎ということで、いずれ建てかえにややれんのかなとか、そんなところも我々思うわけがありますが、さらに山村開発センターも、改修というか補強というか、大幅な改修にすればそれなりに費用もかかってくる、そうすると勢い、本庁舎と山村開発センターをミックスしたような建物が必要なのかなというようなところにも結びついていくわけですが、やはり今後の人口減少問題を捉えたときに、新築というような選択は極めて将来に不安を残すのではないかなと思って、私はできるだけ遊休施設の活用等々で数十年間は我慢するのがふさわしいのかなと、そのようにも考えておりますが、いずれにしてもお金のかかる問題でございますので、今回の年度内における、このコンサルタントの提言を待たざるを得ないのかもしれないかもしれませんが、私は新築という選択は、非常に将来に負担を残すのではないかなと思っておりますが、とりあえず町長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） なかなか難しい問題でございまして、現段階では明確にお答えがづらいというところは御理解いただきたいというふうに思っておりますけれども、議員御指摘をいただいたように選択肢としては、私自身も現庁舎を改修する、

それから既存の、もう耐震改修が必要ない、そういうほかの施設に庁舎を移転させる、あるいは全く新築でつくるというところ、これらをそれぞれ事業費等、また試算をしながら、やはり最も財政に負担をかけないものを検討していくということになるかというふうに思っております。ただ、幾ら安いからといっても将来的に耐久性の問題等も出てきますので、その辺については費用対効果という部分を総合的に判断をしていきたいというふうに思っておりますけれども。ただ、今の時点では、やはりなかなか新築というのは財政状況上、私も厳しくなってきたかなという思いを持っているところであります。

特に、3月議会のときにもお示しをいたしました公共施設等総合管理計画でございますが、これはもう既存の、これまでいろいろつくってきたその施設が、相当に老朽化をしてきておまして、こういうものを今後どのように維持、更新をしていくのかということ、その計画、まだ具体策はございませんけれども、あの資料も見ていただいたらおわかりのように、今後、既存の施設を本当にどうしていくのかという非常に大きな問題がございますので、そういうことも考え合わせた中で新築というよりも、やはり既存の施設をどうするかという判断に、今のところは重きを置くということになるのではないだろうかと私自身は考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） いろいろ検討いただいていると思いますが、コンサルの提言を中心として庁舎内部での検討を加えて、年度内に一定の方向が出ることを期待して、この質問を終わりたいと思います。

続きまして最後の質問でございますが、今現在、簡易水道事業と下水道事業については特別会計で行っておりますが、総務省の指示のもとに今年度が来年度ということで、30年度にはもうその方向にならねばいけないということで、企業会計に仕向けられているというふうに考えておりますが。とりあえず、ことし3月に示された二つの経営戦略を、今後どのような機会、手法を通じて住民に周知するのか、そしてまた、その経営戦略の中には、財政的な運営の中で適正な料金収入を求めるというか、適正な料金収入が必要になるというようなことがうたわれておりますが、この辺について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、簡易水道・下水道事業についてお答えをさせていただきます。

平成29年3月に策定した経営戦略につきましては、これをもとにして今後の事業を推進してまいります。町民の皆様への周知については、津和野町ホームページにおいて行っております。この計画は、向こう10年間を期限としたものでありますが、町全体の財政面を見ながら計画を変更して進めてまいります。

簡易水道事業においては、平成30年4月より公営企業化するため、今後は基本的に単独採算で考えていかななくてはなりません。経営戦略では基準外繰入金を最小限に抑えておりますが、建設改良費等の支出がふえると、それに見合った収入が必要となります。そのため収支バランスに見合った適切な料金収入をどうすべきかという課題が出てまいります。今後、公営企業化に向けての試算を行っていく中で、いつごろ料金改定をすべきかを考えてまいります。

下水道事業につきましては、平成37年度までの計画がありますが、現在の加入率が津和野地区で51.1%と低い現状にあります。今後、下水道化を行う予定地区においてアンケート調査を行ったところ、どこの地区も希望が70%を下回っており、浄化槽の設置と比較した場合に、浄化槽を設置したほうが有利であるという結果が出てきておりますので、そうした結果も鑑みながら今後さらなる検討していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 常に、財政との照合の中で計画がなされておりますけど、企業会計になっても、基準内繰り入れと基準外繰り入れという、その二つの地方交付税に含まれているものをそういうものに繰り入れるということが、企業会計になるとどこまで制限を受けるのか、二つの収益的部分と資本的な部分という二つの性格がありますが、どちらについても基準内繰り入れ、基準外繰り入れがどのように変化があるのか、少しお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 来年4月から、公営企業化になりますけども、公営企業化になりますと、基準外繰り入れ、一般会計繰り入れにつきましては規制がかかってくるということで、基本的には、基準内繰り入れを基本に考えていくということで、基準外繰り入れについては、今度は町長の裁量、一般会計の裁量という形になりますので、今、経営戦略の中では基準外繰り入れをほとんど見込まない中で、10年間の計画を作成したところでございます。

今回の部分については、簡易水道事業についての経営戦略でございますので、公営企業化の会計制度にのっとった経営指針になっておりません。したがって、30年4月以降についての公営企業化の予算については、今度は減価償却費というのが収益的収支の中に入ってまいります。そして支出、収支の中に、それに財源にもとづくものの部分が入ってまいりまして、今のところ考えて、予想されているのが、償却資産が大体1億5,000万、年間出てくるかと思っておりますけども、今の現状でいきますと、今、経営戦略の中で示しております繰入金につきましては、1億円強の繰入金さえあれば、何とか収支バランスが保てるんじゃないかというふうに考えております。したがって、料金の改定についても、そういった収支バランスが乱れたときには考えなくてはいけませんけども、今のところ当面、公営企業化の試算を今年度して検討していきたいと

いうふうに考えておりますので、当面、来年については、料金の改定等は考えていないという現状です。

県内全て、3市町を除きまして、ことしの4月から公営企業化になっておりますけども、その町村につきましては、ある程度、公営企業化になった中で収支バランスが成り立っていないということで、4月から値上げというところも多々あるのが現状でございますが、当町の場合は当面、収支バランスを見ながら考えていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 下水道事業について、答弁にありましたように、今後ももとの基本計画にあったそのエリアが、将来やるか、やらんかということでアンケート調査をされた。その結果がどの地区もということで、70%を超えれば公共下水道に踏み切るといようなことでしたが、結果的に70%に満たなかったという結果でございますが、もう公共下水道はエリアを拡大しない、むしろ合併浄化槽を推進していくんだと、そういう方向性かと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 今回、37年度までの下水道の基本計画につきましては、あと残っている部分については、喜時雨地区、それから高田地区、大蔭地区、それから門林地区、あと、中座一の一部の区域でございます。そこで今回、いろんな下水道全体の、今認可している、工事を着手している部分の加入率が51.1%ということで、大変低くございます。このまま範囲を、37年度までの範囲全ての計画を認可計画に含めて工事をするとすると、ある程度の加入率の部分将来像として持っていかななくてはいけないということで、今回アンケートをとったわけですけども、残念ながら70%を下回っているという現状の中で、合併浄化槽と下水道の試算をした結果、合併浄化槽のほうが金額が少なくて済む、投資額が少なくて済むという結果になりましたけども、まだ決定ではございません。今後、決定はしていかなくてはなりませんけども、このアンケート調査を中心にいろんな検討をして、下水道事業をすることによって、なるべく範囲を広げていきたいというふうに考えております。ただ、既に計画区域内の方もその辺の御心配をされてか、合併浄化槽の設置を希望されている方もいらっしゃる現状がございます。そういった方がふえてくれば、なかなか今度は下水道を延ばすというのが、なかなか難しくなってきますので、その辺は今後の検討課題ということでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 合併浄化槽の設置に関しては、国の補助事業ということでございましたが、町の上乗せは、現在のところまではないように思いましたけ

ども、今後、より河川の浄化等々で設置を推進する上で、上乘せというようなことは考えられませんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 今のところ合併浄化槽、国の基準の枠を5年計画でつくった中で、社交金ということで3分の1の補助ということで、定額になっておりますけども、今までずっと、この合併浄化槽の補助につきましては実施をしてまいりまして、町内200基以上の補助金を出しているところでございます。これを町単で上乘せという問題ですけども、そうなりますと今までやった方との矛盾点も出てきますので、今のところ町単の上積みというのは考えておりません。

○議長（沖田 守君） 板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時51分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて一般質問を行います。

発言順序4、7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 7番、寺戸昌子です。通告に従い、2件質問を行います。

最初に、学校教育についてです。

まず、全国学力テストです。2007年から毎年、全国の小学6年生、中学3年生を対象に統一問題を使い同じ時刻に一斉に全国で学力テストが行われています。2016年度は50億円以上の費用がかけられました。

全国学力テストは、近年、全国的に目的から離れた点数対策が横行する事態も起きています。全国では何位以内を目指すとか、点が上がった学校には県が100万円交付金を出すとか、とんでもない方向に行く例が出てきています。

本来、全国学力テストは、狭義の受験学力を競わせるようなことをあおったり、学校ごとの平均正答率を競うために使うものではありません。

昨年4月、文部科学省はテスト本来の趣旨を確認するよう、全国の教育委員会に通知しています。県教育委員会も同様の通知を、去年5月、各市町村の教育委員会に通知しています。また、ことし2月にも再通知がされています。これは、かなり深刻な事態が全国で起きていることを象徴するのではないのでしょうか。

そこで質問です。

全国学力テストの本来の目的は何でしょうか。

津和野町において、過度な点数競争を招いている実態はありませんか。昨年は町内でも過去問題、類似問題を使つての全国学力テストの事前対策と思われるようなことが行われました。今年度の実施状況はどうだったのでしょうか。

昨年、直前対策がとられていたことに対して、教育長はどのようにお考えでしょうか。改善策はどのようにとられているのでしょうか。

全国学力テスト実施後、本町ではそれをどのように活用されているのでしょうか。

次に、教員の多忙化についてです。

津和野町の子供たちが教育ビジョンに記されているように、全国及び世界に通用する普遍的な学力を身につけさせるためには、学校現場における教育条件の整備が不可欠と考えています。

近年、全国で教職員の多忙化が問題となっています。津和野町内でも心配されており、「学校の職員室の明かりが夜遅くまでついている。大丈夫か。」との声を多数耳にします。

平成24年に作成された津和野町教育ビジョンにおいても、今後、教職員の多忙化解消の取り組みが必要だと記されていました。

そこで質問です。

津和野町における教職員の勤務状況の実態調査は行われましたか。その調査結果はどうだったのでしょうか。教職員の多忙の原因は何だったのでしょうか。その多忙の解消の取り組みは行われているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。学校教育についてという御質問でございますので、教育長からお答えをさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、学校教育についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、全国学力・学習状況調査についてであります。

1点目の全国学力・学習状況調査の目的についてでございますが、学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てます。さらに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的にしております。

2点目の津和野町において、過度な点数競争を招いている実態はないかということですが、津和野町では、そのような実態はございません。

学力調査では、各校において、全国平均・県平均と学校の点数とを比較し、それぞれの学校の強みや弱みを見出し、授業改善に役立てています。同時に、全国平均・県平均と一人一人の児童・生徒の状況を比較して、児童・生徒に対する教育指導の充実を図っております。

3点目の昨年、直前対策がとられていたことに対する教育長の見解についてでございますが、昨年度、4月に授業時間を使って、過去問題等に取り組んだ学校が2校ありました。両校とも短期の数値データの上昇のみを意図としたものではなく、今まで学習したことへの振り返りと、あわせて普段学校で行っているテスト等とは調査方法が異なる、本学力調査への児童・生徒の戸惑いを少なくするために行ったものと伺っております。

確かに調査の直前になり、学力調査への児童・生徒の戸惑いを少なくするためと言えば、直前対策とも言えなくはないと思います。

しかし、議員も御承知のとおり、小学校では問題用紙と解答用紙が別であるだけで、自分の力を発揮しにくいという実態があります。また、調査問題が冊子であること、数ページにわたり問題文や資料があり、その後問いがあることも、小中学校ともに経験の少ないことです。そのことにより、児童・生徒が本来の実力が出せず、自信をなくすことがあるとすれば、これもまた本来の学力調査の意図することではないと考えます。

当然、過去問題と同じ問題がことしの問題として出題されることはありません。児童・生徒の戸惑いを少なくして、できるだけ自分の力を出せるよう配慮することは、本学力調査の趣旨・目的を損なうものではないと考えております。

なお、本年度津和野町内では、4月に授業時間を使って過去問題に取り組んだ学校はありません。

四つ目の改善策はどのようにとられているかでございますが、平成28年4月28日付文部科学省初等中等局長からの「全国学力・学習状況調査に係る適切な取り組みの推進について」の通知をもとに、校長会や日常の訪問指導を通して、各校へ本調査の趣旨・目的の浸透を図っております。また、平成29年2月末には、行き過ぎた直前指導についての通知を出しております。

全国学力調査の調査問題は良問です。今、求められている思考力・判断力・表現力をはかるだけでなく、育てることにおいても取り組む価値があります。授業において過去問題を扱い、学力を育成していくことはむしろよいことだと考えます。ただ、4月の調査前に行うと、いらぬ誤解を招くため、年間の指導計画に位置づけ、児童・生徒の学力育成のために計画的に活用するよう指導しております。

5番目の全国学力テスト実施後の本町での活用についてでございますが、調査終了後、各校において採点していただきます。これは、次の3点をねらいとしております。

1点目として、学力育成についてのPDCAサイクルを早期に確立するために、自校採点からわかる学校としての課題を共通認識し、組織としての改善方策を立案・実施する。

2点目として、調査問題を通して、教員が学習指導要領で求められている力の理解を深める。

3点目として、早い段階で、児童・生徒に返却・解説することで、学習内容の定着や、学習意欲の向上につなげる。

このときは、分析結果等の提出は求めず、5月に行う定期の学校訪問時に聞き取りを行っております。

8月に結果が返却されたときは、各校で学力調査及び学習状況調査結果を分析し、自校採点后に立てた改善方策の見直しを行い、2学期以降実施する。このときは、各学校から分析結果等を提出していただきます。

その後、校長会、指導主事の日常の訪問指導、教育事務所へ申請された訪問指導等の機会を通じて、進捗状況の確認、児童・生徒の学力育成及び先生方の授業力向上への助言・指導を行っています。

全国及び世界に通用する普遍的な学力を身につけるためには、知識や技能の習得に終始するのではなく、思考力・判断力・表現力をバランスよく育むことが大切です。学び方においても、教師の説明を聞いて覚えるのではなく、児童・生徒の話し合い等で考えを深め、問題解決を進めていくことが重要です。本学力調査は、そのような観点からも教員として授業を見直すよい機会となっております。

また、調査結果の要点をまとめ、本町ホームページにて公開をしております。

各校においても学校通信等で結果と今後の取り組みを保護者へお知らせをしております。このような取り組みを通して、保護者・地域の皆さんへの御理解と御協力をお願いし、学校、家庭、地域の力を合わせて児童・生徒の学力育成に生かしています。

二つ目の教職員の多忙化についてでございますが、津和野町における教職員の勤務状況の実態調査を行ったか。その調査結果、多忙の原因、多忙解消の取り組みについてでございますが、教職員の勤務状況の実態調査については、勤務状況報告書により、教育委員会に毎月の報告を義務づけております。また、県の実施による教職員の長時間労働及び医師による面接指導実態調査を各学期に実施し、月100時間を超える長時間勤務の把握に努めております。これまでの調査結果によるとこれに該当する長時間勤務の報告はありません。

多忙の原因については、平成28年3月に実施した教職員の勤務実態調査によると、各学校間の教職員の人数や環境により異なりますけれども、校務分掌に係る業務、部活動の指導及び資料や報告書の作成——これは各種調査の対応、処理を含むものです——についての負担が強く、多忙感の原因となっております。

多忙解消の取り組みについては、校長会等でも指示し、長時間労働の削減に努めております。また、学校安全衛生委員会を開催し、教職員の労働安全衛生管理の徹底に努めております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 全国学力テストについてですが、ちょっと教育長の回答を今聞かせていただいたところでは、昨年度行われた直前での過去問題とか類似問題をするっていうのは、別にいいことなんだけど、通知が来たから仕方なくやめているというような感じに受け取られるんですが、それはどのように受けとめたらよいのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほどの回答の中にもありましたけれども、4月にやればやはりそういう疑念を抱かれるということも、これもやむなしかなと思います。年間を通して、せっかくある良問ですので、それを解説しながら、授業に生かしながら子供たちに説明をしていけば事足りることもございますので、あえて4月にやれとも言いませんし、やるなということもあえては言う必要もないと思います。

ただ、そういう疑念を抱かせないためには4月にやらないほうがいいんじゃないだろうかということによっております。

この過去問題の報道がかなり過熱をした形で報道された経緯があって、町内でやられた2校についてもそういった深い思いでやったわけではないんですけれども、そういうことを疑われるようであれば、またその辺は年間の中で調整をするということで、ことは4月には行っていないというような状況です。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） これ、全国的にされている問題なので、町のほうに文句を言っても仕方ないんですけど、小学生が問題用紙と解答用紙が別であるだけで自分の力を発揮しにくいっていう、こういう制度的な問題がある。それをする必要は、私はあえて、今ものすごい多忙の学校の中でする必要はないと私自身は思っているんですが、それは全国的にされていることなので、しなきゃいけないということで、点数稼ぎ、やっぱりこの問題用紙と解答用紙が別だから、それになれるためにやらなきゃいけないっていうのは、点数稼ぎの一部に入ると思うんです。

それをやるなどは言いませんが、全国的に同じ問題をやるので、津和野町だけやらなかったら津和野町の点数が下がってしまうとかいう、そういう町の学力が、どう言ったらいいのかな、本当の学力はこの全国学力テストでは把握できないんじゃないかと、この辺を、回答をいただくと思っております。

結構な問題になっているので、教育委員さんの中でも何かお話はあったかなと思うんですが、その辺はお話はなかったですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど来、言っておりますように、これで津和野町がその対策をするために4月にこれをやりなさいという形でやったことではないので、教育委員さんも全国のこととして捉えておられますので、そう大きな議論の中には入っておりません。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） よい問題だから、それをもとに勉強をまたやっ
ていうのは、50億も使ってやる制度なので、優れた問題だとは思
うのですが、どうしても点数稼ぎに走ってしまうところがあるので、
それを、何というか、先ほどの言葉ですが、いらぬ誤解を招かぬ
よう、点数稼ぎじゃない、子供の能力を伸ばす方向に使っていただ
けたらと思います。

この中で、ホームページで公開をされていますってことなんです
が、どのような形って、内容って、ざっとでいいので教えていただ
けたら。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 一応、結果がまとまった後にホームペ
ージに載せておりますけれども、調査の目的とかいうことの、調査
の概要をまず説明をして、それから町内の小学校の6年生と中
学校の3年生が受けますので、それぞれの受けた算数、数学、それ
から国語の点数の状況を、町と県と全国の平均を比較をした形で
載せております。それで、その特にどういう問題に強みがある
とか弱みがあるとか、そういった簡単な解説を数項書いて、それ
から全体の、あと、いわゆる生活状況の調査も同時にやります
ので、その辺の中で、全国的な平均的なものと津和野町と比較
をして、差のあるようなことについていい点、悪い点というよう
な形でまとめて載せております。

各校単独の、各小中学校の個々の成績は載せておりません。町
全体を平均した形というのを掲載という形になっております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） はっきりと、各学校のことは載せて
いないと言われていたので安心しました。先ほど紹介させていただ
いたように、順位を争うようなところも出てきておるので、我が
津和野町ではそのことのないようにと思って質問させていただきました。
安心しました。

テストの問題に解答するっていうことは、すごく子供の学習能力
の中では大きな部分だとは思いますが、学校の教育っていうのは
それだけじゃなくて、いろんなことを学んで成長していかなければ
いけないところです。短時間で問題の正解を出していくって
いう、その学力テストの結果にあらわれたものだけで学校の判断
っていうのがされないようにしていただきたいなと思います。

学力を確かで豊かなものにするには、じっくり考えたり話し合
ったりすることがとても大切だと思います。学んだことを自分の
生き方や地域の現状と結びつけて考えることもとても重要だ
と思います。

これまでも熱心に御指導をいただいています。やはり若者の定
住をとということを最重要課題としている我が町にとって、もの
すごく子供の教育は大切なものだと、大切と言ったらおかしい
ですね、大切なのはどこも大切ですけど、すごいアピールする
べきと

ころになると思うので、ぜひ誤解のないようにしっかり指導していただきたいなと思います。

津和野町の大切な小学生、中学生に確かな学力を保障するためには、学習のおくれがちな子供にも目を向けて、より丁寧な対応ができるように支援の教育をふやすなど、一人一人の子供の指導に目が行き届くようにすることが大切だと思います。

教育長も町長も思っておられると思いますが、この学力テストを行うことで、ものすごい時間がとられる。それから自分のコピーをとって解答をまた自分で採点して、そこで時間がとられる。かなり時間をとられてしまいます。そういう時間がとられることを加味しながらまた、なかなか指導が行き届かないこともある子供たちが出てきてしまうのではないかという心配も出てきます。テストで高い点数をとるつちゅう競争にならないように各学校の先生方、校長先生、実際の現場の先生方皆さんと共通の認識を持って、津和野町に来たら一人一人の子供が大事にされていて、おくれでもしっかりすくい上げてもらえる教育をしている町だよということがアピールできる津和野町であっていただきたいと思います。

次に、教職員の多忙化のことについてですが、多忙化の原因の一つにも、今言いましたように学力テストが入ると思うんですが、御回答いただいた中で勤務状況報告書というのを出されるらしいんですが、これは学校での勤務、持ち帰りとかその辺も調査対象になるんですね。おうちで結構される先生おられるので。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 学校内での勤務になりますので、基本的に持ち帰りはいけませんよという指導をしておりますので、基本的に学校内での勤務状況というところでございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 持ち帰りはいけないことになっているんですね。済いません、認識が足りませんでした、土日とか出勤してやる分は入るちゅうことですか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それは入ります。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） その調査の中で、月100時間を超える長時間勤務の把握に努めると言われますが、月100時間超えるというと、超過勤務が100時間ですよ。なので、一般的に過労死ラインが100時間だと思うんですが、これ100時間過ぎましたよってお知らせをいただいてから対策とっても遅いと思うんです。もうちょっと、短くして対策をとっていかれたほうがいいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ありがとうございます。100時間は、あくまでも県が示しておる、いわゆる、今言われたレッドラインというような感じでございまして、余り毎月60時間、70時間という大きな数字が来るようであれば、そこら辺はもう管理職を通して指導させるようにしております。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） ちょっと安心しました。それで、長時間労働の削減に努めておられるということなのですが、その辺は具体的にどのような方法で削減を。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） ここから、教育委員会からこうせえ、ああせえということとは基本的には言いませんが、各校の中で、校長会等を通して毎年確実に1回は長時間の勤務に気をつけてほしいという指導をしております。

それから、各校の中では、いわゆるきょうはノー残業デーのようなそういった設定を設けて取り組んでおられる学校もございます。その辺は各学校の特徴の中で、それぞれのできる形で長時間労働の削減に努めておるという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） なかなか、全国的に教職員の方々忙しいので、津和野町だけ先生方がゆっくりと子供に向き合う時間をつくるっていうのは難しいと思うんですが、幸いといっちは何ですが少人数学級ですし、ゆっくり子供に向かい合って個人個人の特徴を生かした教育に時間がかけられるように、これからますます実践をしていただいて、津和野町に來れば子育てで自分の子供の個性を生かして成長することができるんだという評判が広がるような教育体制を整えていただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、国民健康保険制度についてです。

国民健康保険は日本の皆保険制度を支える公的な医療保険です。誰もが加入することが大原則になっています、誰もが加入することが。任意で入る民間の保険とは根本的に考え方が違います。したがって、応能負担——その方が負担できる能力でというのが原則となっています。負担能力の低い人たちが排除されるようなことがあってはいけないと思います。

今までは市町村自治体でこれは運営されてきました。国民健康保険が平成30年度から都道府県へ広域化されます。しかし、市町村から国民健康保険制度が消えてしまうのではなく、保険料率の決定、資格管理、保険料賦課徴収、医療費逡減予防事業など、市町村が独自で行える部分が残ります。

津和野町では広域化に向け、急な保険税の引き上げは滞納を引き起こすとの理由で段階的な引き上げを行ってきています。また、その上、国民健康保険の仕組みは大変複雑でわかりにくいです。国保加入者は広域化に向けた不安を持っています。

そこで質問をさせていただきます。

広域化により何が変わるのでしょうか。

メリット、デメリットは何でしょうか。

広域化により、国保税は上がるのでしょうか。

国保の加入世帯数と滞納状況はいかがでしょうか。滞納者への相談活動状況はどのように行われているのでしょうか。

現在、基礎年金のみの受給者の国民健康保険税は幾らになっているのでしょうか。

広域化により国保加入者に与える負担への対策はとられるのでしょうか。

県への納付金、標準保険料の試算結果が出ましたが、どう捉えられているのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、国民健康保険制度について、お答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問でございます。

国民健康保険制度は、議員御指摘のとおり日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、少子高齢化の現在において、国保加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いこと、年金生活者の加入者が多く保険料負担が重いこと、本町のような小規模保険者においては、急激な医療費負担の増加により財政運営が不安定になるリスクがあること等により、来年度から国が責任を持って財政支援を行い、都道府県も国保の保険者となって、これまで市町村が個別に運営していたものを、県が財政運営責任を担うなど中心的な役割を果たしていくことになりました。

この制度改革により、スケールメリットが働き、多様なリスクを県全体で分散できることや県下の全ての市町村で支え合えるための調整機能が強化され、本町のような小規模な自治体にとっては特に大きなメリットがあります。また、事務処理の標準化が進むことにより、町民の方々の利便性の向上につながっていくと考えられます。

国保税については、県内で統一することがこの制度改革の目的の一つにもなっているところでございますが、本町においてはこれまでこの制度改革を見据えて、平成26年度及び平成28年度に保険税率等を改定しているところであり、先般の報道発表のとおり県の試算した標準保険税額では、現在より1,773円ふえる見込みとなっております。ただし、この額は現在の試算であること、また、保険税率等の決定はあくまでも最終的には市町村の国保運営協議会で定めることになっておりますので、来年度より早速増額となることが決定をしているわけではございません。

なお、町民の方々にとっては、手続等においては、今後も町の窓口においてこれまでと変わりなく行えることなど大きな変更はございません。

二つ目の御質問であります。5月末の国保加入世帯数は1,251世帯、滞納額はこの5月の出納閉鎖における平成28年度繰越分が375万4,158円、過年度分が1,369万9,524円、計1,742万3,628円となっております。滞納者におけ

る納税相談の方法としては、まずは窓口へ来ていただき、毎月支払っていただける額での分納計画を立てて納税をお願いしているところですが、こちらからの連絡に応じていただけない場合は、差し押さえ等を行うこともございます。

三つ目の御質問であります、現在の基礎年金額は77万9,300円でございますので、単身の場合年額1万7,100円。基礎年金のみの夫婦の場合で年額2万6,700円となります。

四つ目の御質問であります、来年度からの国保税率については、県の定める納付金の額に各市町村の個別事情を勘案した額を加え、これにより標準保険税率が決まることとなっているため、現段階では幾らになるか未定です。平成26年度と28年度の保険税率の改定により県内他の市町村と比較して増減の影響度合いは低いと予想していると同時に、今回の制度改正の目的である県内保険料水準の平準化や今後の安定的な財政運営、効率的な事業運営を確保するためには、仮に保険税が上がることも町としての特別な対策はとらないつもりでございます。

五つ目の御質問であります、先般報道された県の試算結果については、本町においては今回の制度改正を見据え、平成26年度と28年度に保険料率を変更させていただいたことにより、県の示す標準保険料率から大きくかけ離れたものとなっていないため、町民の方々に多くの負担を求める必要がないものと考えております。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 広域化によって、やっぱり国民健康保険税は上がるというふうに御回答から何となく思うんですが、その国民健康保険税というのは、結構負担が重いと私は感じているんですが、町長はその国民健康保険税について所得の割には高いとか、適当だとか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。どうぞ。

○町長（下森 博之君） どこが妥当な水準かというのは、なかなかお答えがしにくいところでございますけれども、今回県で一本化をするということになりましたので、それまでの市町村においてかなり低く抑えられていた市町村があり、また、全体的には高く国保税をお取りになっておられた市町村もあるというところでありまして、それがこの県内が一つになることで保険税も一緒になっていくというのが基本的な考えでございます。

先日、山陰中央新報に県内の試算、見られているかと思えますけれども、例えば飯南町、川本町であれば、今回の一本化によってマイナス1万円以上減額になるというような市町村もあるというところでありまして、一方で、益田市さんは2万円以上高くなるということございまして、そういう意味では一本化でそのままそれを反映されるということになればこれは大変だろうなというふうにも思います。吉賀町におかれまして、約1万4,000円ぐらい今度高くなるというような見込みも示されているということでもあります。

津和野町は、この一本化によって急激に、やはり保険税が上がるようでは、これまたそれで町民の負担を大きくするわけですので、平成26年と平成28年に、計画的に、段階的に少しずつ上げさせていただいたという状況でもございますので、今回、この試算によりますと1,773円の増額になるわけですが、これは島根県の市町村の中においても4番目に、その増減の影響度が非常に低いという結果にもなっているといたるところであります。

今後につきましては、実際に引き上げになるかどうかはまだわかりませんので、できることならこれ以上、上げずに済ませれるものなら済ませたいというふうに思いがございます。

一方で、県から示される納付額というのについては、これについては各市町村ごとのこれまでの国保税の収納率でありますとか、それから特定健診の受診率、そういったものも加味をされて最終的に決定されているというふうに私はこれまでのところ聞いておりますので、そういう意味ではやはり徴収率でありますとか、それから徴収率もここ数年で本町の場合はかなり高くなっております。五、六年前までは残念ながら本当に徴収率も県内でもワースト3に入るぐらいでございましたけれども、今は非常に高いところにまで上がってきているというところでもあります。

それから、特定健診の受診率は、相変わらず余り高い状況ではございませんので、そうしたものもしっかり上げていくということで、最終的に町民の皆さんへの保険税の負担というのが、また軽減される方向にもつながっていくんじゃないかということで、そういう努力というのはしっかりしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 町長は、その負担が軽いか低いか、その辺はちょっと判断がしにくいということなんですが、私は、私っていうか、所得に対して国保税が高いと、はっきり言っていいと思うんです。昔、国は5割ほどお金を出してくれていたものが、どんどん減って今が2割か2割5分ぐらい、たしか、出してくれていない。その、国がお金を出さなくなった分はやっぱり加入者の方からいただいているという現実があると思うんですが、社会保険で、お勤めをされている場合は会社のほうが何ぼか負担をしてくれるけど、国保税の場合は国が2割5分とか負担してくれているのと、あと、法定外の繰り入れをしていただける市町村であれば、市町村が負担をしてくれているというのが今の現実です。

ですから、昨年度はうちの津和野町は法定外の繰り入れをしていないということで、それは医療費が低かったということ、全体で医療費にかかるお金が少なかったので法定外繰り入れをしないで済んだということだったんですが、非常に、所得に対しての国保税が高いなっていう認識を持っていただけるのかなと思ったら、そうじゃなかったものでちょっと残念です。

それで、滞納世帯っていうのが、金額を示してはいただいたんですが、国保の加入世帯数は1,251世帯って教えていただいたんですが、津和野町全体ではたしか、津和野町の全世帯数が3,584世帯、5月末であるので、国保税に入っておられる世帯が半分近く、それと後期高齢者に入っておられる方々もおられるので、結構な世帯数が国保の加入者になるんですが、その1,251世帯の方の中で、金額じゃなくて、世帯としてはどれぐらいの方が滞納せざるを得ない状況にあるのかなっていうのを教えていただきたいんですが。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 濟いません、詳しい資料はきょうちょっと持ち合わせていないんですけども、28年度の繰り越し分でありまして、数十件程度でございます。この1,250世帯中の二、三十件だったかなと思うところなんですが、ある意味、特定の方が結構多いというイメージを私は持っています。

○議長（沖田 守君） 寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） その、特定の方が何度も滞納されているっていうのはちょっと大変なことだなと、今聞いて思ったんですが、その悪質な滞納の方は本当、しっかりきっちりやっていたらかなきゃいけないんですが、もう国保税を払えなくなってしまうという貧困さを持っておられる方もおると思うんです。そこんところが今、何十世帯かおられるっていう中の何世帯かがあるわけで、そこを頭の中に入れておいていただいて、先ほどの答えで、仮に保険税が上がることとなっても町として特別な対策はとらないつもりでありますと、はっきり言い切っているんですが、万が一徐々に上がっていく、万が一っていうか、もう広域化になるとほぼ上がることが決まっているんですが、今までも国保税を津和野町は上げてきたから、今試算では、幾らでしたっけ、1,700円程度で済むっていうことにきているっていうことは、上げてきてるんですね。これから先、また上げるっていうことは、また払えなくなってくる可能性のある方が減るわけじゃなくて、ふえてくるわけなので、仮に保険税が上がることとなっても、町としての特別な対策はとらないつもりでありますと、こう言い切られてしまうととても不安を覚えます。

今、やっどぎりぎりで払っているのに、上がっていったらどうしようっていう考えを持たれる方もおると思うので、ちょっとこう検討していただかないと困るんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、前段の部分ですが、基本的に保険料の金額につきましては、前年度の所得を見ながら、所得割それから均等割、あと人数割、平等割ですよ。そこで規定をしているところではありますんで、収入以上のものをいただくとか、そういうことでは当然ないわけですし、基本的には収入、年金でありましたら、年金額そんな変わるわけではないんで、その年金の中でお支払いいただける金

額に設定がされているのは、これは本町だけではなくて全国的な考え方としてあると思います。

ということの中で滞納があるということは、何らかの事情があってそこでお支払いができなくなるという方もおられます。ですから、私どもとしましては、まず1回滞納されますと督促状を出して忘れていませんかと、もし何かあれば御相談くださいというような形でまずはコンタクトをとります。その中で、本当に困っている方はこういう事情でお支払いができないことになっているというようなことを御相談いただきながら、そういうふうはこちらにおいでくださった方につきましては、その事情を勘案しながら、じゃあどのぐらいずつで、今年度については幾らかずつでもお支払いいただきながら保険証を継続して出しましょうとか、そういう話になっていくわけなんですけど、そのほかの方で、なかなかこちらからのコンタクトに応じていただけない方、例えば若い方でお仕事されとつても、明らかに収入があるのもうちの方ではわかるわけですけども、そういう中で、なかなか窓口に来ていただけない方、こちらから連絡をとつても応じていただけない方については、ここにも書いてありますけれども、差し押さえ等によつたりもすることもあるということですんで、議員おっしゃられる、なかなか生活が苦しくてお支払いが本当にできない方というのがありましたら、ありましたらというか、あるんですけども、そういう方は基本的にはこちらのお話に応じていただいて、大体、お話をさせてもらいながら納付を猶予するとか、金額をちょっと抑えながらちょっと年数延ばして、分割でお支払いいただくとか、そういう形をとっているところでございます。

強制的にこちら側が無理に生活ができないような状況の中でお支払いいただいておりますということは、認識はないです。

それから、後段につきましては、先ほどから町長申しましたが、本町におきましては現在仮の試算の中では、本町の保険料率は県内では約平均値に近いところではあるわけなんですけど、今後は県下で統一したものとなるわけです、保険者が。

その中で、どういう意味合いで統一されていくかといいますと、それにつきましては、一番大事なことは安定的な財政運営と、本町のような小規模市町村にとっては、なかなか急激な医療費の増加があった場合なんかの対応、予算不足等が生じる中で、今後はこの安定的な財政運営が県内統一をすることによってできると、それに合わせまして効率的な事業運営というのでも県下統一でできていくと、これについては住民の方に、国保加入者の方の大きなメリットだと考えております。そのためにも本町だけが保険料を上げないとか、県内の中でうちだけは上昇分を抑えてほしいとか、そういうことにはならないので、やはり県内の足並みを見ながら、基本的には標準保険料率までは持っていかなざるを得ないかなというところで考えております。

それに合わせまして特別な対策はとらないということではありますが、これにつきましても、特別な対策をとるということは一般会計からお金を繰り入れるしか方法はありません。そのことをするかどうかということですが、現在のところでは、そこまでをして

ということは、社会保険の方もおられますので、その他保険者の方との均衡を図った場合には考えてはいません。ただ、今後、例えば上昇率がすごく大きなものになるとか、そういうときにはこれは、特別な対策といたしますか、今度は県の保険者のほうと協議をしていくことになろうかと考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 県で足並みをそろえなきゃいけないということなので、各19の自治体の特徴がこう置き去りにされてしまうかもしれません。なので、県との協議でいろいろ特別な計らいとかそういうのを検討してもらうように働きかけ、うちの津和野町はこうだからこうしてほしいんだっていうのをしっかり県のほうでも協議でも上げていってもらいたいと思います。

なかなか相談しにくいと思います、払えない方。今でもきめ細かにされているっていうのはお聞きしていますが、よりきめ細かに、これから上がっていく可能性が高いのでしっかり見ていて、困られる町民がふえないように目を配っていただけたらと思います。

運営側にとっては、広域化っていうのはさっき言われたみたいに急な大きな医療費が出た場合に県全体でカバーできるので、今までは津和野町でカバーしなきゃいけなかったところを県でカバーしてもらえるのでよくなるっていうことはわかるんですが、加入者側としては、透明性がなくなるっていうか、すぐにはならないと思いますが、今みたいに相談して、困ったときには町に駆け込めば何とかしてくれるんじゃないかっていうところが徐々に薄れていく可能性もあるので、これからずっと国民健康保険が皆保険として成り立つように、一番身近な自治体、津和野町としてしっかり見ていただけたらと思います。

地方自治の原点っていうか、一番の目的はやはり地域の住民の福祉を守る、増進をするっていうことが大きな目的だと思うので、その辺のところをよろしく願います。

以上で私の……、はい。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 国民健康保険税が高いと思わないということで驚いたというふうなお話でもございまして、一々そういう言葉に反応してお答えをするということでもないわけでありまして、少し我々の立場の考え方もお話をさしていただきたいというところであります。

基本的にこの国民健康保険、特別会計でやっておりますので、国等からの補助はいただいたとしても、やはりかかる医療費を加入者の保険料税で賄っていくというのが、やはりこの会計上の大原則というものがございます。ただ、これが今までの津和野町独自でやっておった特別会計ではどうしても収支のバランスがとれなくという状況がありまして。で、合併当時、この国民健康保険税の特別会計、私の記憶では約1億8,000万円程度基金があったわけです。それが、結局収支バランスがとれていないことによ

って、どんどん基金を使い込んできてしまって、やがて底をつくという見込みになって、で、26年度と28年度にもやむなく値上げをさせていただいた。ある程度の基金も確保していかなければ、急な高額医療にも対応できないというような、そういうただ単に一本化に合わせただけの値上げではなかったということも御理解をいただきたいというふうにも思っています。

当然、これまでの間にも、ただ値上げをお願いするのではなくて、やはりそういう負担をされる方の痛みも、我々も感じなきゃならんということで、法定外繰入を何度かして、この会計をつないできたということも事実としてございます。

ただ、この法定外繰入を入れるということについては、一方で大きな反論が出ているということも事実でありまして、特に国民健康保険の運営協議会等でもそういう厳しい御意見を、これは法定外繰入を入れるということは、二重課税になるというようなそういう考え方で厳しく反対をされた方もおられたということでもあります。

以前に、もう大分前ですけども、議員さんももう顔ぶれ変わられましたけれども、中に議員さんからもそういう御意見をいただいてきたということもございます。

だからそういうことも考えあわせた中で、やはりこれを一本化、今回ならなかったら恐らくどんどん町の国民健康保険税というのはまださらに一本化してなる以上に、これは保険税を上げていかないと、恐らく津和野町だけでやっていた場合には会計がもたないだろうと。一方で、じゃあそれをしないために法定外繰入をするということについては、相当な町民理解をまた得ていかないと続けていくことは難しい。そういうような背景がある中で、今回この一本化にとっては、我々にとってはメリットがあるというふうにも考えてのものだということでもあります。

これが、我々の立場の考えでもあるというところで、御理解をいただきたいというのは難しいのかもしれませんが、御説明もさせていただきたいというふうに思っております。

その上で、大きくなることで、やはり身近なそういうものっていうものが薄れていくようではいけないので、いろいろな町民の皆様への対応としてはしっかりやっていきたいというふうにも思っていますし、それから健康づくり等々にはしっかりまた町としてもお金を投じながら、町民の健康の増進というのを図り、少しでも医療費が低減されていくということをしっかり取り組んでいきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 法定外繰入に関しては、私はどんどんやれとは言いません。どうしても大変なときにはやっぱり一番身近な自治体がカバーしてあげないと、国がお金を出さないんだからだれかが助けてあげないといけないっていう考えからです。

国保に入っていない方もおられるんですが、やはり税金っていうのは全部が全部、みんなのために使っているわけじゃなくて、学校を建てるんだったら子供のためとか、いろいろ分野に分かれて税金を投入するわけで、その辺でもやはり、法定外の繰り入れをやむを得ないときにはするべきだと私は思うんです。国はもう、国保が破綻寸前、もうお金がないんだというのを認めたのが、広域化によることで毎年3,400億円を投入するとはっきり言うております。これはもう、国保にお金がないんだというのを国が認めたってということだと私は思います。これでうまいこといけばいいんですが、我が津和野町の国保加入者が苦しまないように、それを守るのはやっぱり津和野町だと思いますので、最後のとりでとして、いろいろとやっていっていただきたいと私は思います。

はい、では。

○議長（沖田 守君） 寺戸君、健康福祉課長がもうちょっと説明したいっていう。健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 御説明したいといいますか、先ほど一つ前の質問のところの2点ほどちょっとお答えをしたいと思います。

まず、一つ目は、今、町内の事情とかは、もう2年前から国保の統一化に向けて作業部会を県内の市町村全てで持っておりまして、それぞれ事務処理、保険料、医療費適正化という3つのワーキンググループによりまして、おのおの本当市町村の個別事情がありますので、その辺の調整にかかっているところであります。

それから、後段のほうですが、今後、国保の加入・喪失とかの資格関係、それから納付に関することは、全て今までと同じように市町村で行います。これは県がやるわけではありませんので、先ほど議員さんが憂慮しておられましたこれまでの対応ができないのではないかということは全くありませんで、これまでと同じように、住民の皆様に困ったことがあったら御相談いただき、納付いただけるようにこちらも懇切丁寧にやっていきたいと考えていますので、そこはちょっと説明をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 力強いお言葉ありがとうございます。やはり、一番頼りにするのは町です。私たち町民のことをしっかり理解していただけるのは町だと思いますので、頑張ってやっていただければと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、2時10分まで休憩といたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序 5、9 番、三浦英治君。

○議員（9 番 三浦 英治君） それでは、9 番、三浦英治です。通告に従って一般質問をしたいと思います。

まず初めに、職員の人事異動についてです。

昨年度、課長職 4 名の退職の影響で大幅な人事異動があり、課や係によっては、経験年数の長い職員がいることによって能率が上がったり、経験年数の浅い職員で構成されたことによって、能率が低下することも考えられます。

町長は、どのような基準でもって人事異動に当たられているのか。例えば、この職種は 3 年、あの職種は 5 年で異動させるといったような基準があるのかどうか。長期在職者、短期在職者については、どのような考え方に基づいて対処しているのかをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9 番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

職員の人事異動についてでございます。

人事異動を行う上での基準については、特に明確な事項を定めているわけではございません。数年内に新しく採用された若い職員は、できるだけさまざまな部署を経験させるため、おおむね 3 年から 5 年程度で、中堅以上の職員については、おおむね 5 年から 10 年程度で異動させるよう心がけておりますが、現在、各部署で進められている事業の進捗状況や、各部署における職員間の相性、職員おのおのの心身の状況等、さまざまな要因を総合的に判断して決定しております。当然のことながら、私自身の考えに偏らないように副町長や教育長とも相談をし、決定をしているところでもあります。

本日の御質問は、これまでの人事異動を御心配されてのものかと拝察をしておりますが、常にベストの組織体制になるような人事異動を目指しているものの、思うようには進めることのできない、また、お話することのできないさまざまな要因が人事にはあることも御理解をいただきたいと思っております。

ここで申し上げられることとしては、課題と捉えておりますのが、地方創生が今後も続くテーマであると思われる中、まちづくりに能動的に取り組む意欲を持つ若手職員の育成が急務であり、一方で合併以来の職員数の減と事務負担の増大が余裕を持った人材育成を阻んでおり、その解決を図らなければ、人事異動における硬直化をもたらす要因になるものと認めております。そのためにも人事評価制度の構築とそれに基づく人材育成の推進が重要と考えております。

○議長（沖田 守君） 9 番、三浦君。

○議員（9 番 三浦 英治君） 人事評価制度についてなんですけども、平成 25 年 7 月豪雨災害で、たしか中断したのではなかったかと思うんですけども、人事評価制度

について、今後の予定というか、どのように構築していくのか、計画がありましたらお知らせください。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 人事評価制度でございますけども、今年度が業務評価、これにつきましては、課長と課長補佐級に対して実施をしております。能力評価につきましては、今年度、全職員を対象にして実施を行います。

それから、業務評価につきましては、来年度に全職員を対象に実施をしていきたいというには考えているところであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 今回、こういうふうな人事に関してですから、余りあれこれも言いませんけども、来年度もたしか3人の退職者が、課長の退職が予定されていると思います。

そうした中で、今回3分の1の職員の人事異動がありました。また、来年どのようになるかわかりませんが、それに伴った職員の負担とかそういうことを考えて、今回一連の質問をしたわけですが、次の質問に行きたいと思っております。

津和野町職員の町内居住対策についてです。

まず1点目、定住化対策として幾つかの政策を実施している中で、我が町の職員でありながら町内に居住していない職員がおり、通勤手当や消費等、大きな影響を与えていると思います。町外居住の職員は何人いるのか。

2点目、大きな災害が発生した場合、職員の招集のおくれなど業務に支障が出るのではないかと心配していますけども、そのような問題についてどのように考えているのかをお聞きします。

3点目に、居住の自由については憲法に保障されているので、町内居住を義務づけることができないことは承知しておりますが、町内居住について何らかの対策を行っているのか。また、町内で家を建てた職員については、住宅手当の増額措置等の住環境の整備や、子育て対策を実施している町村もありますけども、そのような制度があるのかなのか。ないのなら、そのような制度を検討する考えがあるのかをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町職員の町内居住対策についてお答えをいたします。

まず、一つ目の御質問であります。今年度4月1日現在で、140名の職員のうち18名が町外居住となっております。このうち、採用時から町外居住をしている職員が7名で、11名については婚姻等の諸事情により町外居住となっております。

二つ目の御質問であります。災害発生時や緊急事態発生時における職員の参集体制につきましては、全職員を対象とした初動対応優先業務を一覧にまとめ、初動対応マニュアルや避難所運営マニュアルとあわせ、職員に周知し、体制を整備しております。

職員への情報伝達手段としては、職員が所有する携帯電話等にメールで伝達する「緊急情報（職員用）」メールマガジンを運用しており、災害等が予想される気象情報の提供を初め、第1次災害体制（準備体制）から、各災害体制設置の伝達あるいは避難所開設指令など、緊急時に必要な情報を職員に直接伝達することにより、職員が速やかに初動対応業務等を行えるよう災害体制を図っております。

三つ目の御質問であります。居住の自由につきましては議員御承知のとおりでございますが、町内居住についての対策としましては、面接試験時に採用後の居住の質問事項を設けており、できる限り町内居住を促しているところでございます。

また、手当につきましては、地方自治法や条例に基づいて支給することが明らかにされております。当町につきましては、基本的に国に準じた内容での支給としておりますので、国の制度にそぐわない手当の独自の増額や住環境の整備等のための制度は特段ありませんし、国の制度にのっとらない新たな制度を検討することは現在考えておりません。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） まず、2点目の質問の再質問ですけれども、ちょっと災害絡みになりまして、25年7月災害で感じたことなんですけれども、まず消防団との連携という部分で、今、大変消防団、役場の職員が入団しまして定数も何とか維持しているというような状態の中で、現在1分団、2分団——これ自動車、機動部隊です——この団員に係る職員の割合が50%を超えております。25年災害のときもそうでしたけれども、大きな災害があれば、職員全部そっちに行ってしまいます。消防団の機能がなかなか進んでいないという状況がありました。

そうした中で、それとあわせて津和野町防災計画というものが出されておりますけれども、これは議員等それぞれ配布されている中で、消防団、昔は赤本という形で自治会長やら消防団の分団長等に配布されていたものが、当初、配布されて、そのままになっております、差しかえもせずに10年ばかり。そのことを絡めてちょっと質問するんですけれども、せめてこの防災計画の中の津和野町水防計画等、避難勧告等の判断、伝達マニュアルは配布すべきと思います。

また、災害時に職員がとられて機能しなくなるという点を、今年2年続けて、町は防災訓練をやっております。そのときに、その連携も含めて消防団のほうに問いかけるなり、検討しておかなければ機能しないのではないかというふうに考えているんですが、その点についてお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 消防団の関係でございますが、1、2分団の機動部隊に対しましては、半数以上が役場の職員であることは承知しております。このことにつきましては、両分団長へ検討してくださいと、実際災害が起こった場合は、職員につきましては、町のほうの業務のほうについていただくので、その分は残った団員で何とか本当に動けるのか動けないのか、これは今、分団長に投げかけているところでございます。

それと、自治会長等への伝達のマニュアル、これは当然、もう10年以上差しかえがないということでございますので、それは改めて検討させていただいて、わかりやすいものを配布したいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほどの地域防災計画でございますが、この6月の初旬に町の防災会議を実施しております、その中で、防災計画の変更点等を委員さんのほうに確認をしていただいております。その内容につきましては、後日、またうちのほうから、そういった団等のほうにお送りをしたいというふうに考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 防災計画のほう、配布のほうよろしく願います。

それでは、3点目の居住についてですけども、賃貸アパート等を借りていれば、住居手当があります。持ち家に住んでいたら何もないわけですよ、これ、当然のように。それ以上に固定資産税は払わなくてはならないというような、ちょっと不公平なような気もせんでもないんですけども。また、こういう国に準じた内容で手当の支給ということになると、交付金の算定に響くのか、減額されるのかということをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 以前、住居手当というのは、職員ありました。数年前に、もう国が制度をなくしましたので、町も国に準じているということで廃止をしております。基本的には、国の制度に準じている公共団体が多いと思います。それ以下の団体もいらっしゃると思いますが、それを超えるとなると国とか県からの指導が必ず入ります。それを改善しない場合は裕福な団体とみなされて、普通交付税あるいは特別交付税、これに影響してくるものと思われまので、国にない制度以上のものは、町として出せないという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） どうしても町外から来るIターン、Uターン等優遇措置が表面的に見えて、この土地に住んで生活し、働いている者には便宜が少ないんじゃないかという声をよく聞きます。出て行かない、出て行かなくとどまる政策も必要

であるということ、改めて、以前にも言いましたけども、考えてほしいなということをお伝えしまして、次の質問にまいりたいと思います。

津和野町職員の定員管理計画についてです。

津和野町定員管理計画は、平成17年の合併時の職員数150人を平成22年度までに10人削減し、平成26年度までに15人削減するとしています。今年度の職員採用は退職者と同数の9名でした。計画の見直しはどのようにしているのでしょうか。また、現在の職員数と嘱託職員、臨時職員、地域おこし協力隊、それぞれの人数をお聞きします。

2点目に、各行事における職員の動員についてです。

関係団体に補助金が出ていながら、休日にかかわらず職員が動員されているように思います。その場合、休日出勤の手当が職員にあるのか。あるとすれば、その手当は行事の補助関係団体から差し引く必要があるのではないかと。よろしくお願ひします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町職員の定員管理計画についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります、平成19年1月に策定した津和野町定員管理計画につきましては、新町建設計画に掲げる目標年度、目標職員数を踏まえ策定したもので、平成26年度を目標年度として、平成17年4月1日合併前旧津和野町、旧日原町合算職員数157人、平成17年9月25日合併時職員数150人を、平成22年4月1日目標職員数140人、平成26年4月1日目標職員数135人とするもので、平成17年の合併前職員数に比べ職員数を22人削減、平成17年の合併時職員数に比べ15人削減するものでございます。

しかしながら、平成25年7月の豪雨災害を受け、平成26年度以降新規採用者を増員し、災害復旧事業に当たってきたところでございまして、平成29年4月1日現在の職員数は、平成26年度の目標数を上回る140人となっております。

平成28年地方公共団体定員管理調査個別団体表によると、平成27年類似団体別職員数の状況は19人の超過となっており、単純に比較すると、将来的には職員数を19人削減することとなります。

一方で、本町は多くの歴史文化財産を有し、関連する施設の運営に人員を要することを初め、医療施設の公設化や公立保育園の運営にかかわる職員の確保など、単に人口規模による類似団体との比較で適正な職員数を導き出すことは、現実に即していないとも認めております。

昨年、全ての部署においてヒアリングを行い、職員の業務負担について、私が直接それぞれから話を聞く場を持ちましたが、増大する業務量にかなりの負担が以前と比較して職員に重くのしかかっているのが事実であり、機構改革や運営形態の見直しを行わず、このままを続ける限りは、定員管理計画に即した職員の削減は、とても無理であろうと受けとめているところでございます。

今後につきましては、平成27年度に策定いたしました第3次津和野町行財政改革大綱実施計画に基づき、平成32年度までのところで、組織の統廃合も踏まえ、定員管理計画の見直しを行う計画でございます。

なお、平成29年6月1日現在、嘱託職員数55人、臨時職員数67人、地域おこし協力隊員数29人、集落支援員数19人、再任用数1人でございます。

○議長（沖田 守君） はい、まだ。

○町長（下森 博之君） 済みません、大変失礼いたしました。二つ目の御質問になります。超過勤務は、公務のため、臨時または緊急の必要がある場合等において、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたとき、この命令に従って行われるものでございます。

勤務した日から勤務後8週間までの間に、土曜日及び日曜日の週休日に勤務した場合には、勤務日に振りかえて、また国民の祭日及び12月30日から翌年の1月4日までの休日に勤務した場合には、勤務日にかえて休みをとることができます。職員には、勤務後8週間の間までに休日の代休日の付与を行った場合には、休日の勤務に対し、休日勤務手当を支給する必要がありませんし、体を休めることは大事ですので、なるべく期限内に休みをとるように心がけてもらっております。

ただ、これは公務の場合ですので、関係団体への行事等におきましては、職員の動員はないと認識をしております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） まず、1点目の地域おこし協力隊について、ちょっと御質問したいんですが、午前中、同僚議員の回答の中にもありましたけども、津和野町は各課、各職種に配置しておりますけども、例えば、美郷町とか他地域、他市町村では、地域に配置しているように伺っております。この地域おこし協力隊のもっていき方、これ市町それぞれ考えがあらうかと思っておりますけども、その地域に割り振りするという考え方、それと例えばエリア別、例えばまちづくり入れて12地域分かれておりますけども、どのようなところに住んでいるのかわかっていたらちょっとお答えお願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） つわの暮らし推進課のほうで、地域おこし協力隊員という隊員11名ほど、29名のうちの11名はつわの暮らし推進課の所管でございます。ほぼほぼファウンディングベースということで、雇用促進のほうの住宅と、それから一部日原地域でも空き家のほうに入っている職員がおるとということで、ちょっと人数の割り振りについては、詳細はお答えできませんが、つわ暮らしの地域おこし協力隊については、ほとんどが雇用促進のほうの住宅に入っているということがあります。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農林課におきましては、山の関係で、現在10名の地域おこし協力隊おりますが、全ての者が各地域の空き家を探しまして、そこに入って地域活動もともにするという体制で行っております。

それから、集落支援員につきましては、1名は定住住宅のほうに入っておりますが、そのほかは同じように空き家に入って地域活動をともにしておるという状況であります。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 商工観光課におきましては、地域おこし協力隊員は1名でございますが、これはやはり大変、ともにいろいろ活動もしております農家の近くの空き家をお借りして1名住んでおります。集落支援員につきましては、1名は実家から、また1名は結婚されまして、その方と新しいお宅からお通いになっておられると。もう1名、山口大学からこちらのほうへ集落支援としてお越しになりましたが、外国人の方がいらっしゃいますが、この方は町営の住宅に住んでおります。以上です。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 教育委員会の4名の地域おこし協力隊員がおりますが、2名が寺田の町営住宅、それから1名は東一の民家をお借りしております。後田ですね。それから、もう1名は名賀の民家をお借りをして入っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員の御質問の中で、地域に割り振りするというような形の地域おこし協力隊をどう考えるかというような趣旨の御質問があったと思います。その点について、ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

今、各課で御紹介をさせていただいたところで、居住させていただいているということでもあります。今、地方創生ということで、総合戦略を作成をさせていただいて、12のまちづくり委員会の皆様にもこの総合戦略については御説明をし、小さな拠点づくりというそういった意味で、地域でもいろいろ拠点等について検討をお願いしますというようなことでお話もさせてきていただいております。

私どもとしては、今からまちづくり委員会をつくっていただいて、地域提案型の助成事業というの、ことしが3年の期間で変更もさせていただきました。2期目のところの最終年に当たっているということでもあります。この地域提案型助成事業を通じて、地域課題の解決をするような仕組みも整えさせていただいてきた経過もございます。私どもとしては、そのまちづくり委員会が、今後どういうふうな形で地域課題を解決するかというところで、地域の計画等もつくっていただきながら、あるいは地域の拠点というところをお考えになっていただくというような仕組みも、今後は皆さんと一緒に考えていきたいと。

そういう中で、今、私どものほうは集落支援員を地域活動支援室のほうに2名配置をさせていただいております。この2名が、この12地域のまちづくり委員会の地域提案型助成事業等の相談等についてさせていただいているということではありますが、今後について、その地域課題によっては、美郷町がやっているような方式、そういったところを取り入れる、そういったところのお考えが、今後計画として上がってくれば、そういった地域への地域おこし協力隊員、あるいは集落支援員の割り振りというところについては、今後の要検討課題ということで捉えております。

6年目を地域提案型助成事業等については迎える、あるいはまちづくり委員会もそれぞれ組織されて6年目ということで、今後のまちづくりのあり方というのは、やはりその地域の課題を解決するためのどういった施策を打ったらいいかというところで、具体的にやはりマンパワーの確保というのは課題になってくるというふうに承知をしておりますが、そういったところで話し合いを通じながら、将来的にはこの協力隊員の配置というところも検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 今回、3月に災害対策室が一応復旧事業の最後ということで、対策室から各課のほうに回ったと思うんですけども、それによって、職員の多忙性も少しは解消したのかなという気がしておりますけども、以前は、各課もう一人欲しい欲しいという声を随分聞きました、それぞれの課で。そういった面で、災害対策室を引き上げてどんな状態なのか、ちょっと感触があればお聞かせ願えますか。

○議長（沖田 守君） これは、町長。はい、どうぞ、町長。

○町長（下森 博之君） 私も最初の回答でも申し上げましたように、昨年全部署、全職員ということになるかと思いますが、各課ごとに現在の業務の負担感といいますか、そうした問題や課題等について、率直に意見を聞かせてほしいということで、ヒアリングも行ってきたというようなところでございます。率直に申し上げて、やはり相当に業務の負担感というのは重たいということが言えるかと思っております。

というのも、これ回答の繰り返しになってもいけませんけれども、職員数は、災害復旧推進室があるので140ではあります、合併当初から比べるとかなりのもの削減してきたと。一方で、その間に社会福祉事務所、そういうものが町のほうにおりてきたり、それから、医療も公設化を図って、そこに医療対策課というものも設置をしたというような状況でありますとか、あるいは農林サイドも中山間地のいろいろないわゆる国からの事業が、基本的には町がかかわらないと事務が進んでいきません。そういう部分においても相当業務量がふえてきておりますとか、いろいろな面で以前に比べると業務量は増大しているという中での、非常に負担感があるといったところであります。

今回、災害復旧推進室を3月いっぱい閉鎖しましたので、一気にこの春から、今の計画上は135名になりますので、そこまで落とそうかということも考えましたけれども、なかなかやはりそこまで急にやってしまうと、各部署も回らなくなるじゃないかと

いう思いがあったというところと、それからもう一つは、建設課サイドは災害復旧推進室はなくなりまして、実は国から橋梁点検、それからトンネルの点検ですとか、いわゆる全国的な大きな被害が出たああいう事故を踏まえまして、5年の間に全て町が所有しているものを点検をしなきゃならないという、それが義務づけられているという状況でありまして、災害対策のほうがある間は、少しそれを後回しにしながら、町の場合はやってきたという事情もございまして、建設課も今度は災害対策復旧が終われば、その橋梁点検等々に全力を挙げていかなきゃならんという部分を、職員を建設課のほうにも、またさらに重点的に充てたというような状況でもあるといったところでありまして。

そうしたところですから、非常に現状においては、現在のこの140名においても、かなりの一人一人の職員の負担というのは、非常に重たいものがあるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 今回、職員の定員管理計画について質問したのも、以前、私の質問ばかりじゃない同僚議員の中で、この定員管理計画の見直しについて、町長が答弁で見直さなければいけないというのが何度かあったので、それが、調べてみたら26年でしたか、それから進んでいないような感じがしましたので、質問しているわけなんですけども、あわせて今回5件の質問を出しております。本来なら、これ1件目から4件目まで一括で出そうかという思いで出したんですけども、ただ一連でやると、もう話があちこち行って、私自身がわからなくなっちゃうんじゃないかなというんで分けたんで、ちょっと質問も前後するようなことがあるかもしれません。それをお許し願いたいと思います。

今この職員の人数ですよね。これを見ると職員が140、嘱託職員が55名、臨時が67名、これ合わせて262名になります。そこに地域おこし協力隊、集落支援員、再任用を合わせてトータルすると311人になります。300人を超えると大企業です、田舎では。これだけの人を抱えておる業者は津和野町にはありません。

なぜこんなことを言うかというのと、物の考え方、ちょっと整理せんないけんと思うんですけども、以前は管理と百姓、ここ百姓というの説明しとかんないけんのですが、百姓という差別用語に載っている言葉なんですけども、これは以前は百の姓、つまりいろんな職種をあらわしておるんです。漁民もおりや農林業もおりというような職種を示して、近來になってちょっと差別用語に入れられて、また最近は学者の中では、そういう意識も薄まってきたという背景があるんですけども。もう職種は、いろんな職種がありますけども、もう二つの職種しか昔からなかったと。つまり公務員と民間、そこでの考え方は変えないとやれないと思うんですけどね、同じ仕事でありながら。

つまり、例えば今、津和野町の人口七千何人ですか、例えば航空母艦も5,000人、6,000人乗っている船があります。ということは、町民が一つの船の中に乗っている中で、かじをとっている船長が町長なわけで、そこで航海士やら何やらというのは町

の職員なわけですね。つまり、町長の考えによって、町民がどこに行くかというふうになろうかと思うんです。

例えば公務員、これ昔から、私が高校のときから言われておりましたけども、公務員になったら親のほうで、「まあ、ええところに入ったね」というような会話が出るような時代になってきておりました、もう30年、40年前は。

そうした中で、ただ職員の厚生福利なりそういうものを、そりゃ民間とはいいいかもしれないけども、よくしないと、全体によくなならないんじゃないかというふうに私自身は考えております。

そうした中で、例えば公共工事、例挙げますと、例えば屋根の鋼材でガルバリウムというのがあります。これが30年、40年前は、公共工事しか使われておりませんでした。あとは年数がたつと上に塗らなきゃいけない、そうしないとたない。でもそれが公共工事に使われて普及し出すと単価が下がってくる。そうすると、今現在はそれが主流になっております。

つまり、公共的なものに対しては、やはり新たなものをつくるために、そしてそこに携わっている人間もカバーしなきゃいけないというような考え方をしないと、なかなか全体的によくなならないんじゃないか。意識、町民レベル全体が上がらないんじゃないかなというような気がしております。

そうした意味で質問しておるわけなんですけども、一つ、この定員管理計画、今140人ですが、津和野町の職員定数条例を見ますと、これ定数条例の第2条の中に7項目、職員兼任しておるのもありますけども、トータルすると150人なんですよね。でも実質は140人。これでいかに少なくするかというのを私はやっておるわけじゃなくて、何が適正か、つまり評価制度がまだまだこれから続くと思います。例えば、職員が減った場合、これは隣の市でもありましたけども、職員を減らすことによって、臨時と嘱託職員が格段にふえたというようなことが起きたりとか、ちょっとまた違った方向が出てきます。例えば、職員は残業しても、臨時とかは残業ができないとかいう職種のいろいろなものがあると思いますけども、適正な管理とは何かという部分で質問を全体にしているわけです。

それで、第3次津和野町行財政大綱計画に基づいて、32年度までのところで、組織の統廃合も踏まえ、定員管理計画の見直しを行う計画ということなんで、そういうことも踏まえて、計画をしていっていただければなと思います。

2点目の質問です。各行事、いろんなイベントが町内行われ、年間行われておりますけども、多分実行委員会形式等で対応されていると思います。ただ、よく聞くのが、最後の片づけまで町の職員がやらされているとか、それが当たり前なのか、全てとは言いません。明らかに職員は脇役、黒子、そこでその意識を町民全体上げるために、さまざまな施策いろいろやるんですが、最後はやっぱ関係団体の人たちがその気にならないと活性化はできないと思うんです。

そうした中で、逆に関係団体の人たちが前面に出てくるような形に持っていけないと、例えば職員自体も意欲の関係も出てくるだろうし、このイベントによっていろいろあるんですけども、ただ、そういう不満を聞いたりするんですけども、ここで動員という形、これはもう以前退職された課長が各課に割り振っているというような声も聞いたことがあるんです。その点どうなっているのかなと思ひまして、この質問をしたんですけども。

○議長（沖田 守君） 誰が答えますか。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 最初に、議員さんの御質問で、何が適正かというところの部分で、定員管理計画の策定の担当課であるつわの暮らし推進課のほうから、その辺についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

町長申し上げましたとおり、定員管理をするということについては、国が類似団体というのをグループ分けをしているということでもあります。今回、津和野町の場合は、このグループ分けというのが、人口規模とそれから国勢調査で行っている産業の構造別の割合、これによって分類をして、その分類された、私どもで言いますと、町村のところでは何人ぐらい平均の職員数がおるかというところを比較するということになります。

もともと合併時のときに、新町建設計画というのを策定しております。その中で、普通会計職員と本当は特別会計職員ということで、ここを分けるとちょっとお話がごちゃごちゃになりますので、その当時、基本的には1万人以上いた段階のところ、この類似団体の人口、類似団体の職員数の比較をもって、平成26年度10年間後の職員数は何名だということを新町建設計画の時点で定めておりました。これに基づいて、定員管理計画というのも平成19年1月に策定をしたこの数字ですが、これもそういった形の中で定めてきたというのが今までの経過でございます。

先ほど町長申し上げましたとおり、災害等がございまして平成25年で一旦この定員管理計画については、ちょっと白紙に戻ったような形になっておりますが、その後こういった災害のところも復旧も収束してきたところで、今現在19名の超過ということがあります。

これ、国の類似団体ということなので、基本的には人口とかそういった産業構造ということになります。それを基準に過去からずっときているということで、私どもとしては、定員管理計画に目標とすべき数値というのは、やはり町と同じような団体のところで、何人の職員数がおられるかというような比較をされた類似団体のところで、目標数をもっていつているということでもあります。

ただし、やはり美術館とか観光のところでは施設等が多ければ、そこに職員もおられますし、保育園とか公立でやっておられれば、その保育園の職員数もカウントされるということで、職員数的にその平均値というその条件自体は、今の現状の類似団体では産業構造別というくくりの中で分類がされているということでありまして、この産業別の分類でいうと、津和野町は2の2というような形になっています。

全国で62団体ございます。島根県の中では、津和野町が一つということになります。この産業分類でいいますと、第3次が2次と合わせて80%以上ということになります。第1次が津和野町18.4%ということございまして、この第2次、第3次の高い割合のところを、一つの分類として位置づけられているということで、ちなみに吉賀町の場合は2のゼロということで、ここについてはそういった第2次、第3次の割合がもう少し低いところの分類の中に、人口的には5,000人以上1万人未満という分類の中に一緒に入りますが、そういったところで分けられているということになります。

そういった基準を持って、私どもとしては、次に、第3次に掲げております行財政改革大綱実施計画に基づいて、先ほど町長が答弁をしたように、平成32年までのところで、この目標数値というのは、やはり類似団体を基準にして行うべきではないかという中で、検討させていただきたいということになります。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 1点ほど、先ほど言いました職員定数条例、細かいことかもしれませんが、附則で21年6月30日に直されておりますけども、それとまたこういう定員管理計画等の差というのは、どこで調整するのかどこで決めるのか、なぜこういうふうに差額で置いているのか、計画は計画かもしれませんが、どこかでもう年数も大分たっております。ちょっとその点について。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 平成17年の9月25日の時点で、合併のときに例規のほうも当然改正をさせていただいております。そのときの条例上で定める定数というのは、先ほど議員が御指摘になったように、たしか当時150人だったと記憶しておりますが、この150人の条例定数と私どもが目標にしている定員管理計画というのは、平成19年の1月に策定した時点では連動したものになっていなかったということになります。

今回、これまでの経過の中で、途中一部改正というのが定数条例されたかと思えます。これについては、福祉事務所ができた段階、あるいは特別会計職員というのをその中で一部改正になったところを、数字を変更をさせていただいたところが過去あったんではないかと、合併後に。

基本的には、この定員管理計画に基づいて職員数を削減していくものと、それから、定数条例に定める職員数というのは、やはり一致させていくことがベストな状況ということでは認識をしておりましたが、こういった経過の中で、実際に目標するところと実際の実績の数字、ここが私どもとしては、やはりきっちり退職のところを不補充にしていきながら、定数を落としていくというところが、目標は掲げながらも、やはりその目標に達成できるかどうかというところが、ここは慎重にならざるを得なかったというところで、条例の定数と目標数とは、開きが今出ているということになります。

現状、今140名ということですので、条例ですと140人に落とすことは可能ではあると思いますが、これをまた上げるということになりますと、やはり条例改正でございませう。議会の皆様にもお認めいただくような形となりますので、その当時はやはり慎重なところで、定員管理計画の人数と条例定数については、そこを整合性とらなかつたというのが、その当時の状況だったということでありませう。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） ということは、時代とともに物事は変わっていくものであるけど、余りにも開き過ぎると、何のための条例かというふうな気もしますし、条例が基本になります。その都度、その都度の見直し、上げにくいとか下げにくいとかというのは関係ないと思ひます。そこはやっぱりきっちりしていただきたいと思ひます。

次の質問にまいりたいと思ひます。まず、公立から私立に変わった保育園と保育園統合計画についてです。

まず1点目、平成28年度より、木部保育園、直地児童館が社会福祉法人つわの清流会の設立に伴い、直地保育園、木部さとやま保育園として開園されました。1年経過しての状況をお聞きします。

2点目が、日原エリアでは、平成28年度から33年度にかけて、2園を1園にすることとなっています。以前、質問したときの答弁では、そのまま計画どおりで見直されていないとの答弁でしたが、木部保育園と直地児童館が民営化され、今後の保育園統合計画はどうなっているのかをお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、公立から私立に変わった保育園と保育園統合計画についてお答えをさせていただきます。

昨年4月に、町が運営する木部保育園及び直地児童館を社会福祉法人つわの清流会に移管し、この3月で1年が経過したところであります。

平成28年度におきましては、両園とも園児数が当初の計画を上回ったため、保育給付費収入も予算以上であり、適正な運営がなされたと聞いているところでございませう。

3月末の各園の園児数につきましては、木部さとやま保育園が12名、直地保育園が11名となっており、4月からの新年度は、木部さとやま保育園が9名、直地保育園が12名で運営が始まっております。

収支状況を法人の決算書から見ますと、2園での収入額が5,554万4,727円、支出額が5,086万7,493円となっており、法人本部への拠点区分間繰入金を除きましても467万7,234円の余剰金が出ている状況となっております。ただし、昨年度からは、町から両園に対しまして職員を各1名派遣しており、この人件費は町の負担でありましたが、今年度よりこの派遣職員を引き上げているため、今後は、パート職

員等の人件費が昨年度以上に増加することが予想され、経営も引き締めを図る必要があると考えます。

保育内容につきましては、当初の保護者の意向や園児への影響を考慮し、これまでの公立の保育園としての行事等急激に変更することなく、少しずつ法人の目指す保育園への保育に取り組んでいるところであると聞いております。

二つ目の御質問であります。日原エリアの保育園統合計画につきましては、先行した津和野エリアの統合が社会福祉法人への運営移管、民営化としてスタートしており、計画との相違が既に生じている状況にあります。

こうした経過を受けて、今後においても民営化を基本として検討していくべきと考えておりますが、引き続き、受け皿の候補となり得る社会福祉法人つわの清流会もスタートしてまだ1年という中で、今春より障害者福祉センターの運営を引き受けていただいていることや、その他受け皿となり得る民間との調整、そして当然のことながら、保育園所在の地域や保護者の方々の意向等、関係者との話し合いを行いながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 現時点では、福祉法人つわの清流会のほうのこの1年での経過では、余剰金が出ている状況であるということで安心もしましたし、公立保育園のときと比べ、民営化されたことによって、行財政改革に寄与していると理解していいのかどうかという点をちょっと初めに聞きます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 財政上の問題、視点かなと思われまして。ほかの議員さんのほうから同じような質問がありまして、そちらのほうの答弁書をつくっておりますので、簡単にその辺でお話をさせていただきますと、平成27年度の町の決算において、まだこれは公立の場合ですけれども、木部保育園と直地児童館には人件費を含む施設費の合計が6,830万円程度、町のほうから支出をされておりました。昨年度末、木部さとやま保育園、直地保育園に支払われた保育給付費については、これ国のお金も合わせまして、町のほうを経由して各園に法人のほうへ払われるわけですが5,158万円程度ということになっておりまして、この4分の1の金額が町の負担ということで現在となっております。町の負担につきましては、そういうことになりますと、民営化されたことによって1,300万余りのお金を出しておるということになっております。

ただし、じゃあそれだけ全てにおいて公立的になったのかと言われまして、公立の保育園の場合は、給付費はないんですけれども、どこまで数字が確かかわかりませんが、地方交付税の中に公立の保育園分は職員分も含めて、地方交付税に算入されておるといっておられますので、その部分がどうなったかというところとの差し引きになろうかと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） この民営化についてになるわけですが、自主財源の乏しい我が町では、今後、財政状況の悪化が予測されております。その中で、住民サービスの低下は防がなければいけません。国、県からの権限移譲等の状況も定員管理に影響されますけども、職員の取り巻く環境も変わってきていると思います。

また、産休や長期休業をせざるを得ない病気やけが等、職員同士でカバーしなければなりません。過去には専門職、学芸員が一般職に転換したりもしております。まずは、保育園民営化を推し進めることによって、今後の津和野町行財政改革、または適正な定員管理計画の一端が見えてくるのではないかと考えておりますけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 前段の御質問でも定員管理計画の関係でお答えをしているところでありますけれども、機構改革や運営形態の見直しを行わず、このままを続ける限りは、定員管理計画に即した職員の削減はとても無理だろうと認めているということでごさいます、やはりこの機構改革というのは、何らかの形で進めていかなければならないというふうにも思っております。

といいますのも、やはり一般のこの正の事務職員が、相当負担が大きくなってきているという状況でありますから、その定員管理計画がある中でそこをふやそうと思うと、やはり別の組織のほうの機構改革をしていく必要があるということでもありまして、そこには、保育園もこの木部さとやま保育園と直地保育園も民営化してきたという、そういうこれまでの実績がある中で、今後残された公立保育園をどうしていくのかというのは、当然検討していく必要があるかというふうに思っているところであります。

ただ、これにつきましては、やはり職員組合とのいろいろな理解も得ていかなきゃならないといったところでごさいます、実際、職員組合のほうは、今のところ、これは直営堅持というのが基本的なスタンスでございます。これはもう保育園だけでなく、いろんな施設のそうした運営につきましても、直営が堅持だというところのスタンスを持っているといったところでもありますので。

ただ一方で、職員も自分自身たちが、それぞれが非常に仕事の負担を感じているのも事実ではございます。その辺を丁寧に話し合いをこれからもしていきながら、やはりそういうことを解決をしていくためには、民営化ということも考えていく必要があるんじゃないかということ。急激に職員のほうの体制に大きな影響が出ないような形での、また民営化というような部分でも徐々にしていかないと、問題解決していかないというふうに思っております。

そうしたところで、なかなかこの組合交渉というのは、いろんなことがございまして、大変な面もあるわけではありますが、やはりお互い側にとって、労働者にとっても、また

我々にとっても、その改革でよくなるということ、理解をしながらというところを求めて、いろんな改革を考えていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 時間がないので、ちょっと最後の質問一方的になるかもしれませんが。5番目の津和野町健康増進計画についてです。

1点目、平成25年度から34年度の10年計画を3期に分け、各地区健康を守る会を通じ、介護予防部会、食と歯の部会、こころの健康部会の三つの部会に分かれて、現在、2期目の活動をしております。第1期（3年間）の反省と課題点等を集約して、町民にどのように知らせているのか。

2点目が、疾病の未然の防止ということに対して、健康診査の受診率の実態と受診率向上策についてお伺いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町健康増進計画についてお答えをさせていただきます。

津和野町健康増進計画「健康つわの21計画」は、平成25年から平成27年度を第1期としまして、中間評価を行っております。

この中間評価では、第1期の取り組み状況等を把握するために、町民2,000人を対象にアンケート調査を実施し、その調査結果と平成25年度から平成27年度の3カ年の各種健診等の実績をもとに、健康で生きがいのあるまちづくり会議の各部会で評価・検討を行い、今後の課題を整理し、第2期につなげているところでございます。

アンケート調査で得た課題や今後の取り組み方に関する概要については、先般3月末発行の広報つわの4月号に掲載し、町民の皆様へお知らせをしたところであります。

また、各地区の健康を守る会に対しても中間評価についての説明を行い、今後の各地区の健康を守る会の活動に反映されるよう働きかけているところでございます。

二つ目の御質問であります。本町における人間ドックの受診者を含む特定健診の受診率につきましては、平成26年度37.3%、平成27年度35.7%、平成28年度37.5%であり、島根県下の平成27年度の特定健診の受診率を比較してみますと、県下19市町村中、17番目という低い状況にございます。

昨年度は、町といたしましても受診率向上のために、平成26年度、平成27年度のどちらかでは特定健診を受診しているものの、平成28年度の特定健診においては受診されていない方に対する受診勧奨を行ったり、ケーブルテレビのテロップ放送を利用した受診勧奨、また各地区の健康を守る会においても、特定健診の受診率向上を目標に掲げていただいているところでございます。

あわせて、町内の医療機関に対して、診療に訪れた方へ特定健診の受診を勧めただくよう依頼を行うなどした結果、平成28年度においては、前年度より約1.8%受診率が向上したところでございます。

今年度においては、平成26から28年度の3カ年で、特定健診及び人間ドックの未受診者に対し、個別案内を送付し、受診勧奨を行う予定としております。

○議長（沖田 守君） 9番、三浦君。

○議員（9番 三浦 英治君） 質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、三浦英治君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、3時20分まで休憩といたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序6、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。本日、通告に従いまして、2項の質問をいたします。どうかよろしくお願ひいたします。

早速でございますが、第1点目の質問にまいります。第2次津和野町総合振興計画及び公共施設等総合管理計画に関しましてでございます。

このたびの第2次総合振興計画期間は、平成29年から平成38年度までの10年間で、前期基本計画は初年度より5年間ですが、本論に入る前に、第1次総合振興計画期間である平成19年から平成28年までの10年間、ちょっと振り返ってみたいと思います。

平成17年9月、町村合併以降、世相の変遷の激しさは言葉に言い尽くせないものがあります。特に、政治・社会情勢としましては、この間の中央政権の交代・変遷、人口減少と少子高齢化の加速化。

このことに関しまして、ちなみに申し上げますと、当町の平成17年の人口は9,461人、構成は、生産年齢人口51.0%、老年人口38.8%、年少人口10.2%。そして、平成27年の人口は7,638人、生産年齢人口46.0%、老年人口45.3%、年少人口8.7%。過去10年間で1,823人の減少です。この先また、5年後の平成32年、6,862人、10年後の平成37年、6,287人の予想で、今後10年間でさらに1,366人、減少予測です。

現在、これらに関しまして、各地方自治体は、東京一極化人口集中の歯どめ策として、政府の政策指針に従い、まち・ひと・しごと創生策の推進を図っております。

続きまして、経済情勢は、経済のグローバル化の進展と国内のアベノミクス経済施策に伴い、ヒト・モノ・カネの流出入の自由化現象が顕著になり、特に、その証左の一つとしてのインバウンド客が来日2,000万人を突破し、2020年東京オリンピックまでに4,000万人の来日目標を掲げ、政府はこれに沿う施策をさまざま推進・実行しています。

向こう5カ年間で、全国100カ所の日本遺産認定制度もこれまたしかりでしょう。当町も初年度、日本遺産に認定され、観光立町としてのメンツを施し、さまざまな関連補助金のおかげで、大いに観光施策が推進・実行されています。インバウンド把握者数も1,000人を数え、多少なりとも国際化の恩恵にあずかっています。

また次に、自然・気象現象についていえば、地球温暖化現象の影響でしょうか、最近、我が国の気象状況に異変が見られ、毎年、豪雨による災害が国中至るところで発生しております。当町も25年、豪雨災害に見舞われ、本年の10月、ようやく災害完全復旧の見通しです。以降、安全・安心に対する町民意識の関心は高く、当町の防災・減災施策に重要なインパクトを与えています。まちづくり委員会、公民館活動等に見られるように、地域自治の機運の高まりも活発化、顕著になってきています。

さて、本論に入りますが、今般公表されました公共施設管理計画及び第2次総合振興計画によりますと、厳しさを増す地方財政について全般的概要が述べられていますが、それによりますと、地方の財政状況は、少子高齢化や生産年齢人口の減少、地域経済の停滞に伴う税収の減少等により厳しさを増している。一方、歳出においても、高度成長期以降に整備された学校や道路、橋梁、上下水道等の公共施設の老朽化が進んでおり、今後、維持管理に要する費用の増大が見込まれることから、これまで以上の厳しさが予想される。

また、合併自治体においては、普通交付税の特例措置である合併算定がえの段階的縮小や合併特例債の発行期限の到来など、特有の課題に直面しているなどなどです。まさに当町の財政概要そのものです。

そこで、これらの概要を踏まえて、改めて、特に当町の対象とする公共施設、公共インフラにつきまして、公共施設等管理計画を参照して現状を述べますと、公共施設80施設、小中学校等の学校教育系施設8、町民文化系施設7、町営住宅19、スポーツ・レクリエーション系施設6、社会教育系施設13などなどではありますが、これらの公共施設のうち、耐用年数60年とすると、竣工年から60年後に建てかえを行い、中間である30年後に大規模改修を行うとする施設は、30年以上経過しているものが37施設、これは46.3%に当たります。

また、公共インフラも道路、上下水道、トンネル、橋梁等ですが、特に道路は、これまで総延長42万6,643メートル整備され、15年ごとに舗装がえが必要です。また、橋梁は355橋、耐用年数60年と仮定し、今後30年後に順次耐用年数が到来の状況です。

次に、今後40年間、現在敷設している公共施設、インフラ資産を全て保有し続ける場合の財政試算を検証してみますと、公共施設、今後の40年間で総額360.8億円、年平均9.0億円、現状で公共施設に充てている投資的経費9.02億円と同額で、今後、人口減少に伴う歳入減少が見込まれ、公共施設の更新費用の財源確保が困難になり、施設を集約することが必要。

公共インフラ、今後40年間、現在の公共インフラを維持し続ける場合、40年間で総額343億円、年平均8億円、現状の投資的経費3.7億円の2.2倍です。何も対策を講じなければ、将来の更新・維持に必要な財源確保が困難になると説明がされております。

以上の公共施設管理計画試算と地方財政概要を鑑みて、今後の当町の第2次総合振興計画及び公営施設管理計画に関して質問をいたします。

1、公共施設等総合管理計画に関しまして、役場本庁舎、津和野庁舎の改修計画並びに予算額はいかがか。津和野コミセン、日原山村開発センターの耐震改修工事計画はその後いかがか。公共施設対象80カ所のうち、前期5年間で削減、もしくは統廃合の計画はいかがか。

2、商工観光産業の方向性に関しまして、観光関連特産品、土産品の商品開発事業の経過、進捗状況は。特にCAS使用の商品開発、アユ、イノシシ等。津和野栗のブランド商品化のその後の計画の進捗状況等。

3、景観を生かした観光の魅力化づくり、町並み整備事業につきまして、9号線沿いの大規模な樹木等伐採や景観阻害の要因となる建造物、工作物などの設置などに対する規制を行い、景観を生かした観光まちづくりを進める計画ですが、今後5年間に計画が実行可能なのか。

以上、お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第2次津和野町総合振興計画及び公営施設管理計画に関してでございます。

公共施設等総合管理計画では、公共施設について、このまま施設を全て保有し続ける場合、施設の更新費用は、今後40年間で総額360.8億円、年平均9.0億円としております。現状では、将来の推定更新費用は現在と同水準ではありますが、今後は人口減少に伴う歳入減少が見込まれ、将来の公共施設の更新費用の財源確保がこれまで以上に困難になることが予想され、施設を全て維持することは難しく、施設を集約することが必要になってきております。

計画の中では、今後10年で延べ床面積ベースについて約10%程度縮減することを目指しておりますが、個別施設の具体的な計画はございません。

今後についての具体的な取り組みは、個別施設の更新状況を整理しながら、広く意見を聞き、慎重に整備を行っていきたいと考えております。

役場本庁舎、津和野庁舎の改修計画並びに予算額につきましては、板垣議員にお答えをしたところでございますが、庁舎のあり方につきまして、津和野町が目指す基本的な考え方を津和野町庁舎基本構想として、今年度を目途に作成をしていきたいと考えております。

また、山村開発センターの耐震工事につきましては、御承知のとおり工事を中止し、使用可能な範囲（事務室、ロビー、図書館、日原公民館）だけで当面運営をするとともに、施設内の机・椅子等の備品の活用も図りながら、今後について検討をしたいと考えております。

津和野町民センター及び体育館につきましては、今年度耐震診断を行い、診断結果により耐震補強工事が必要な場合は、次年度に工事を行う予定でございます。

二つ目の御質問であります。津和野町では、商工会、観光協会、栗生産部会で「津和野栗再生プロジェクト推進協議会」を立ち上げ、2年前より取り組みを始めております。

最盛期には100トンを超えていた津和野栗も、近年は10トンを下回る生産量となり、需要に対する生産量が追いついていない現状があることから、剪定による増産技術の習得や新植による栽培面積の拡大等に取り組みながら、専門家によるクリ加工品の勉強会等を行っております。

昨年度は、クリをパーシャル保存後CAS凍結し、ペースト製造していく計画を立てておりましたが、昨年のクリ生産量は近年でも少なく、凍結保存することができませんでした。JAと協議して、市場優先ではなく、6次産業優先で今年度は取り組んでいただくことをお願いしております。

また、ことし2月に大阪で開催された農産物商談会に参加して、すりおろしワサビやしょうゆ漬けをCAS凍結した新商品を展示したところ、多くの方に関心を持っていただき、取引が始まったところもあります。ただ、原材料が足りないため、ワサビの生産量を底上げしなくてはならず、生産量拡大が課題となっております。

アユにつきましては、昨年の不漁により、CAS凍結した数は少なく、需要に応えることができませんでした。今年度は既にアユのCAS凍結が始まっており、豊漁を期待したいところでございます。

イノシシ肉については、昨シーズン中に約700キログラムをCAS凍結しており、現在は販路開拓のため、ホームページ開設や町内飲食店でのメニュー開発をしているところでございます。

三つ目の御質問であります。国道9号沿いの樹林については、戦後の植林などにより、針葉樹や竹林が大きく成長し、歴史景観かつ自然景観を阻害するまでに至っております。また、国道9号沿いの空き家についても長期間利用されておらず、今後整備されて利用される見込みがない模様です。

いずれの建物も個人の所有であることから、まず個人で整備していただくことが基本ではあります。しかし、町としましても、このまま放置することもできないため、空き家周辺の定期的な草刈りなど、清掃活動を続けております。国においても、景観を守り生かすための制度が整う中で、町としての対策を検討し、歴史的風致維持向上計画や観光振興計画において将来的な方向性を定めさせていただきました。今後、各審議会や協

議会などの意見を伺いながら、樹木の択伐や空き家の除去・跡地利用など、具体的な計画を定め、所有者等と具体的な協議に入れないか、検討してまいりたいと思います。

なお、その場合、事業については厳しい財政状況を考慮しつつ、優先順位をつけて実施をしてまいりたい考えでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それでは、ただいまお答えいただきました回答に対して再質問をしてまいりたいと思います。

まず、第1点でございますが、公共施設等総合管理計画に関しまして、役場本庁舎と津和野庁舎の改修計画並びに予算額はいかがと、こういう質問を私投げかけましたんですが、ここにもありますように、午前中にも同僚議員から質問があったみたいですが、これに関しまして、津和野町庁舎基本構想というものを計画されまして、ここで話し合うんだと、こういう話です。

話し合うのはいいんですが、私がちょっと記憶して、この問題をなぜ取り上げたかと申しますと、たしか先般来の私の記憶では、この計画は、来年度に日原本庁舎と津和野庁舎の改修計画の予算化が大体されているみたいだったんです。その額が、今の日原本庁舎に関しましては8億を超える、あるいは津和野庁舎は4億を超える。そうしますと十二、三億という大金が注がれるわけですよ。それで、またこれだけやりますと、今の時点で、恐らく向こう30年間はまだそのままいくんではないかと。そのまま既存の建物を改修した場合ですよ。それはそれでいいんですよ。

ここでもう一つ投げかけたいのは、今、合併をしまして12年にならんとしています。昔から大体「十年一昔」と言いますんで、合併時にいろいろ合併協議会で協議書があったと思うんです。その中に、一番問題になった、やっぱり今、本庁舎をどこに置くかということで、今現在、日原庁舎に決まったと。それから支所は津和野庁舎だと。これが今ここに来まして、津和野地域自治会連合会のほうから要望書が出ておると思うんですよ。これを今、10年たって、再度これは今の時点で当時の事情から、10年たって、今、当時の協議書の内容がどういうものであるのか、主なことに関して、特にこの庁舎の、本庁舎、支所の存在、位置関係について協議してほしいと。そして、そういう恐らく津和野地域連合自治会から要望書が出ておると思うんです。

こういうことに関して、やはり大金をかけて改修した後では遅いので、それでそういう要望書は無視できないと思うんですよ、津和野地域から出ていますので。それで、ぜひ日原にも地域の連合会はあると思うんですよ、自治の。その方たちと、行政が中に入りまして、再度今ここに津和野庁舎基本構想として述べていますので、そういうことも含めてこの構想が計画なのか、それを再度聞きたいと思いますけど。

午前中の同僚議員が、現在庁舎の改修、それから遊休施設、話に上がっている日原共存病院の跡を活用してとか、あるいは新しい場所へ新設するとか、そういう話がいろいろ出ていましたけど、そういうことも含めまして、本庁舎の位置づけと、津和野地域な

のか、日原地域なのか、ここに来て、再度この庁舎基本構想の中でお話ししてもらいたいと思いますが、これはこの構想の中に含まれておるんですか、そういう話も。どうですか。ちょっとお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 本庁舎、それから津和野庁舎、それぞれの改修につきましては、先ほど14億でしたか、そういう、議員からもお話がございましたけれども、これはもうあくまでも大まかな数値でございますので、できるだけ私としてはそこから幾らか、どこまで落とせるかというぐらいのつもりで、一番費用がかからない方法を選び出していきたいというのが私の思いでございます。

そのためには、それぞれの選択肢の事業費の見積もりをしていかなきゃなりませんので、そういう中において、また今後検討していくというところではありますが、なかなか、じゃあその新設ということになったときに、それは、今のところでは選択肢としては一番低い順位ではないだろうかというふうにも思っております。

そうした中で、やはり現庁舎を改修するという、あるいは既存の耐震の改修が必要ない施設に移るという方向になりますので、そういう部分においては、基本的にそこに本庁舎をどこに置くかということは、また別の問題であるんじゃないかというふうには受けとめているところでありまして、要はそういう既存の施設であるとか、もう形ができたものでありますし、それから現在の庁舎を改修するにしても、もう形ができていますから、そういうものをまずいかにお金がかからないで、財政負担を少なくしてやるということを第一に考えるということが先決であろうかというふうに思っております。

その中で、これは本当に可能性としては非常に少ない話かもしれませんが、財政的にどこが一番ふさわしいかということ考えた結果として、それが例えば津和野町内のどこにあるかというのはわからないだろうと、今の段階では。そういう観点から検討していくべきだろうというふうに私は思っているといったぐあいでございます。

ですから、今の段階から、また津和野にという考え方、津和野対日原という考え方、そういう論調で庁舎の検討というのをひっくるめて始めてしまうと、これはまた大変な、住民を巻き込んでの、また大きな問題に発展をしていって、かえってそれがまとまらない方向にもなってくるだろうという、私は非常に心配をしております。

津和野地域の連合自治会の方から要望書を数年前にいただいた、それは間違いございません。じゃあ今度は、日原地域はどういうふうに住民の皆さん考えられるかということ私を想像したときに、恐らくそれは相当な、また抵抗が強いものが出てくるだろうと思っております。

私も合併当時は旧日原町の議員でございました。そのときに、やはり日原町議会はもう真っ二つに賛否両論分かれて、本当に苦労したということ。私も今でもあのときの非常にいろんなつらい思いというのは忘れたものではございません。そういう雰囲気を実

際知っておられるのは、もう僕と沖田議長さんとぐらいではないかなと、この場では、思うわけでございますけれども。

ただ、それぐらいまとまりにくかったものが最終的には日原町議会がまとめたのは、やはり名称問題と庁舎の位置の問題でございまして、また、日原町も日原という名称には非常に思い入れを持っていましたけれども、どこかで折り合いをつけていかなきゃならないということから、名前は津和野町、そして本庁舎は日原の庁舎を使うということで我々も一つの折り合いをつけて、何とか。これも本当拮抗しました、賛否両論。しかし、合併になったというところで現在を迎えている。

そういう経過を知っておればおるほど、津和野対日原というような考え方でこの本庁舎がまた議論が始まってくると、恐らくこの10年間に培ってきた、まさに、一体感というものがまたもとへ戻ってしまうんじゃないだろうか。そうしたときに、今これだけ町が厳しい状況になって、本当に一つにまとまって前を進んで歩いていかなきゃならないときに、またそういうような雰囲気になってしまうとしたならば、町の発展はないなという、非常に私自身は心配もしているというようなところでございます。

ですので、もとに戻りますが、あくまでもこの庁舎の問題というのは、まずは財政的な面。そして、できるだけ節約をして、これからも地方創生や町民のためのお金の財源をしっかりと使っていくという観点から、まずは議論を始めていきたいと、そういうふうにも思っておりますので、何とぞこの点については御理解をいただきたいと、そのように思っておりますのでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私が考えますに、新設いうて、ほかの場所をまた新たにという、そういう物理的にちょっと難しいことじゃなくて、私は単純に考えるんですけど、今申し上げました既存の建物に大金を投ずる前に、今の日原庁舎は本庁舎としての役割を持った大改修を行うわけですよ、今のままですと。それから、津和野は支所としての今までどおりのそれで予算を投入して改修を行うと。

ところが、私はその前に、どちらにしても大枠10億を超えるような大金を投入するわけですから、その前にもう10年もたっているんだから、津和野地域連合会のほうからそういうことをもう一度話し合ってほしいと、またぜひ。そういう要望書が出ているわけです、現実に住民の津和野地域から。そういうことは無視できないと思うんです。

そして、余りにも今言う住民感情を町長は非常に懸念されていますが、町長はそのときにいらっしゃったけど、私どもは一町民ですよ。一町民として今10年たちまして、議員、ここにおりますけど、10年たったんだから、そんなに住民感情云々じゃなくて、住民同士が話し合えばいいじゃないですか。そうすると、自治会連合会がどちらもあつたら、そこで話し合って、どういう話し合いになるか、もう一度話し合ってみることにやぶさかではないんじゃないかと。

その上で、どちらかに決まったら、今の庁舎を本庁舎にするなら、本庁舎の役割を持った予算をかけると。それから、津和野町にもし決まりましたら、津和野町の既存の建物に本庁舎の機能を備えた改修をするというんで、本庁舎用に予算をそちらにかけると。要するに、十数億かける総トータルのそのお金の配分ですよ。それが本庁舎になるか、支所になるかによって、改修の方向が違ってくるんじゃないかと思うんですよ、お金のかけ方。

だから、そこをやる前に、一応10年たった今、もう一度住民、地域、自治会を通して話し合いの機会を設けたらどうかと、そういうことを要望しているわけでありまして。そのために、この津和野庁舎基本構想の中にもそういう協議会を設けて、こういうこともやってみよう、そういうことを私は今ここで提示しているわけでございます。ぜひ、余り町長恐れずに——恐れずにといたら失礼ですが——少し住民を信じまして、住民にお話をさせて、その結果を尊重しまして、大改修の前にぜひそういう会を設けてほしいなど、そういうことでございます。この件はそういうことで私は要望しておきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） もう一言だけお伝えしておきたいと思っておりますけれども。まずその前に、一応念のためと申しますけれども、津和野庁舎は支所ではございませんので、津和野庁舎という分庁舎の方式をとっているということになります。

それともう一つは、その津和野地域の連合自治会さんからも要望をいただいたときに、また、その後もあれどうなったかという話もいただいたときも同じことを申し上げておりますが。でしたら、まずは一回、その津和野地域の連合自治会で日原地域の連合自治会に呼びかけていただいて、それで、連合自治会さん同士でまずは話をしてみただけませんか。

それで、日原側の御意見等も聞いて、その上で、また町のほうにもいろいろなこともお示しいただいたらいいじゃないですかということも申し上げているといったところでもございますので、私としては、やはりまずは住民レベルでも、一度そういう同じ組織の団体として話をさせていただければありがたいというふうにも思っておりますし、また、議会の議員さんのほうでもいろんなそういう思いがおありであるならば、このたび広報委員会も常任委員会になりまして、広聴会ということも一つの項目に掲げられておりますので、またそういう広聴会なりで、いろんな多様な意見というものもお聞きいただけるとありがたいなというふうには考えておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） そういうことでしたら、再度そういうふうに申し上げているならば、再度行政のほうからも、もう一度そういう話があるかどうかということでも声をかけていただければ幸いです。

それでは、次にまいります、コミセンの問題です。

津和野コミセンと日原山村開発センターの耐震工事。この問題は、今、要するに日原山村開発センターが中止のままで、今からどうしようかという案の中で、今、日原の賑わい創出事業があります。最終的に6億数千万という大金をこれへかけるわけです。で、ここに入る機能というのが、図書館がひつついてくる、カフェ棟ができる、それからトイレ棟、それからミーティングルーム、さまざまと。そうしますと、現在ある山村開発センターの大集会室を除いて大概の機能はここにそろってくるのではないかなと、そういうふうに思うわけです。そうしますと、それこそ公営施設管理計画において統廃合していかなければ、この先はとんでもない。何らかの手を打つというのは、まさに今こういう機会にこういうことを考えなきゃいけないと思うんです。そうしますと、コミセンの、今の開発センターの機能を、要するに日原賑わい創出のそういう施設といかに兼用できるか、あるいはそこに統廃合できるかというのを真剣に考えてほしいなど、そういうふうに思うわけでございます。

それと、津和野のコミセン、これは今、耐震の審査してみないと今後のことはわからないと思いますけど、これもまたいろいろ、審査結果の後の話になると言いますので、後ほど私、文化施設のことでちょっと質問しますんで、そのときにこのコミセンの話はちょっと追及させてもらおうと思いますんで。そういうところで、ひとつしっかり検討してほしいなど、そういうことでございます。

第2点の商工観光産業の方向性、要するにこれを私はなぜ述べるかと申しますと、観光地である限りは、最終的に経済的恩恵を受けると、この町が。そのために全てをやっているわけです。それで、観光客の方が来られますと、私どもが経済的恩恵を受ける機会、そのときというのは、来られて宿泊をされる方は宿泊のとき。それから、昼間来て飲食をされます、そのとき。それから、必ず、来られたらお土産買って帰るんですよ、お土産。

お土産品としての名産品あるいは特産品というものが、これが非常に、今、津和野、少ないということなんです。今、数えられるのは地酒と源氏巻と、それから、いろいろ述べておる、私が、アユとか、それから、ワサビとか挙げているんですけど。こちら辺がしっかり整ってればいいんですが、これさえも、実際のこと、アユはCASを導入以来不漁で、これも商品にならない。それから、ワサビも生産が不足してもうちょっとぱっとしない。イノシシはぼちぼち出とるから、あんまりこれはブランド化ちゅうふうにはイノシシはちょっとあかん。そうしますと、あとお菓子類は源氏巻だけなんです。

それでクリを、じゃあどうか、ちゅうと、これもちょっと今あんまりぱっとしない。それで、この津和野栗のブランド化5カ年計画によれば、大体、今年度のこの計画だと、新開発商品の製造ラインを模索して、加工製造の一括管理をする組織・団体の模索と、こう書いてある。次に、もうそういうラインをする第3次段階に入っているんですよ、もう3年前から。

ところが、総合振興計画の文章によりますと、しまろく事業補助金を活用して事業を実施。1次部門の生産基盤の確立を中心に取り組み、第2次、第3次部門の取り組みが弱いことが課題。本町の観光商業への波及が十分に機能していない状況だと、はっきりこう述べているちゅうのはわかっているんです。

だから、なぜここで私がこう思うと、なぜ努力しないのかと。それから、はっきり言いまして、今、商工会のこの前、総会で資料をとりましたら、今、厳しいですよ。商工会員が平成19年度、415軒あったんです。平成28年度、324軒、この間91軒減少しています。それから、毎年二、三軒ずつ減少していきます、今。それで、その原因は、後継者不足、店主が高齢化しているとか、それから人口減少もちろん、消費経済が停滞してきておるわけです。

だから、何とかここで食いとめなきやいけないちゅうんで、行政のほうも今頑張ってくれているのはわかるんですよ。後継者支援対策、中小・小規模企業支援対策法とか、それとか起業者に対する固定資産税の減免とか、もう頑張ってくれているのはわかるんだけど、やはり一番利益を、恩恵を受けるそのことは何か言いますと、その商品を、特産品、そういうものをつくって、そしたら必ず買うときに、要するに、利益を得られるわけです。

だから、抽象的なことよりも具体的にそういうところへしっかり取りかかって、それで、早く特産品つくってくださいよ。そのことを要望したい。そうすることで、ちょっとせっかく来られておる観光客からしっかり経済的恩恵を享受しないと、この町は、今言うように、商工会も観光協会もどんどんいなくなりますよ。そういう点でちょっとどうですか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘につきまして、町長からの回答にもございますが、さまざまのいろんな動きは出しておるということではございます。確かにクリについても、まず一時確保する施設も必要になってくると思うんですが、その前段として、どうしても、やはりものがないとどうしようもないという部分があって、昨年も市場価格が近年では突出して、要は全国的に品薄な中で、キロ当たりの単価が1,000円を超えるというようなことで、近年ではまれに見る高値の取引をされて、どうしてもそちらへ出すということが多くて、なかなか商品開発のほうまで回ってこなかったというところがございます。

そういうところもあって、今回、本部長さん、また営農部長さんも入れて、再度確認をして、今年度につきましては、出てきたものについて、まず四国の加工業者にある一定程度回すというのは、長い商取引の中でやむを得ぬところですが、市場に送る分については、それより先にまずこの6次化の作業を優先して回していただけるというような話も再度できましたので、今年度については、具体的にどういったものをつくっていくかという動きになってくるというふうに思っております。

そう言いつつ、やはり基本の基として、生産量を上げていかんといかんということで、「桃栗三年」と言いますが、生産部会の部長さんあたり言われると、3年と言いつつ、5年にかかるということもございますんで、そちらの努力もやっぱり地道に続けていくということで、今や大手の原料の業者さんあたりも、トン単位で地元のクリがもらえんかというようなお話も最近になって出てきておるといことがございます。これも、今まではよそから入った原料でやっておられた方が、やっぱり地元を目を向けたいという思いになってこられたということなので、決して無駄にはなっておらんのかなという思いもございます。

さらには、一番簡単な方法で焼き栗というようなので、そういう機材も個別商業の包括的支援事業あたりを導入して入れられた業者さんもいらっしゃるんで、このあたりは本当一番手間かからず商品化できて、また温かいものがその場で売れるということでも人気もあるので、こういった動きが街の角々でクリの香りが漂うようなことも考えていけば、また一つ、そのクリというものも際立ってくるのかなという思いでございます。

本当、町長からの答弁、回答にございますとおりでございますんで、このあたりをより具体化していくように、農林課、商工観光課、一緒になって頑張っていきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） はい、わかりました。ちょっとお忙しい、きついかわかりませんが頑張ってください。

それから、もう1点ちょっと、東京事務所の活用です。これ、どうしても、この前商工会の理事会の会合でこのことが出たんですが、この東京事務所を開きましてことして3年目ぐらいになりますか、どうも東京事務所ちゅうのは、町民あるいは商工会員から言われれば、それはそっちのことでしょうと。それは何か行政が勝手にやっとなるような、そんな話なんですよ。これは、そういう意識はびっくりしましたね。私、説明したんですよ。年間1,000万もかけて、町民の税金を、それで出店していろいろな役割を持たせてやっておるんだから、もうちょっと我々商工会もここを活用することを考えなきゃいけないでしょうと。

それで、幸いにも今年度から酒類の販売の許可をとりましたんで、現地で地酒などを——好評なものもありますんで——販売できるんだから、どしどし声をかけて。それから、地酒のみならず、今、菓子類、そのほか特産・名産品ちゅうものを、今回現地で販売できるから、声かけて、その場合、必ず応募させると。それから、ある1社だけ特定で選定するんじゃなくて、商工会員全員にとりあえずは一回声をかけると。それから、出てきたところの商品を並べると。そういうことは平等にやってほしいと。

そういうことで、一応商工会のほうにも言っておきましたんで、一応商工会のほうから、観光協会なり、おたく、観光課にも連絡あるんじゃないかと思ひますけど、その節にはしっかり、これは町民のための津和野東京支店だと、こういう感覚で早く愛される

ようにしないと、いつまでたっても東京事務所は、あんな1,000万もかけて、無駄なことをしてと、こういう話になるから、そこは早く融合させないといけんと思いますんで、早く声をかけて、自分たちのもんなんだという意識に早くさせる。それにはやっぱり行政のほうがもうちょっと周知徹底しなきゃいけない、この活用方法を、東京事務所の。そういうことをお願いします。

3点目でございます、時間がありませんので。景観を生かした観光の魅力化づくり、町並み整備事業についてですけど、なかなかこれは難しいいろいろな（ ）がありますけど、難しい事業だと思います。いろいろ相談されてやって、民有地になりますと、やっぱり木々1本切るにしても、その木々を買って切るということですので、これは大変難しい問題だと思いますけど、ちょっとこれも次の質問に関連しているかもしれませんので、そこに回します。そういうことで、第1問目の質問をこれで終わります。

第2項目めの質問に入ります。津和野地域文化協会設立に関してでございます。

第2次津和野町総合振興計画によれば、「文化、芸術は人々が真にゆとりと潤いを実感でき、心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであるとともに、人々を引きつける魅力を持ち、創造的な経済活動の源となり得るものであり、全ての人の豊かな生活の基盤として位置づけることは必要です。その上で、芸術、文化の保護・活用を推進しています。文化団体の活動を支援し、関係団体の相互交流及び体系的な組織になるように育成する。さらには、基本方針として、町民の文化、芸術に対する関心を高め、個性豊かで、多様な地域文化の振興に向けて、町民の自主的な活動を支援します。また、津和野町の歴史への理解を深めるため、文化財の保存、活用等、文化施設の整備・充実を図り、津和野文化の伝承に努める。」とあります。

あたかもこの計画の趣旨に沿うように、平成28年12月4日、津和野地域文化協会が設立されました。さまざまな文化保存団体及び個人技能者で結成され、会員数21グループを数えます。この協会設立の趣旨・目的は、「津和野地域の文化活動の推進を図り、地域の文化向上を目指すとともに、協会の基盤の充実を図る。町民の文化活動の拠点を整備し、次の世代を担う子供たちに受け継がせる目的。近い将来、日原地域とともに、新津和野町文化協会として活動をともしたい意向。」とあります。これらのことを踏まえて質問します。

1、行政として活動を育成する上で、活動団体へどのような財政的支援が可能であるか。

2、活動の拠点施設整備（コミセン等使用）、あるいは新設（多目的文化会館など）、将来計画の可能性はいかがか。

3、将来、日原地域文化協会との連携、合併促進のための行政指導はいかがでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、津和野地域文化協会の設立に関しての御質問にお答えをいたします。

まず、1番目の質問でございますが、活動団体への財政支援の可能性についてでございます。現在、津和野町文化協会に対しては、津和野町として直接補助金等の財政支援は行っておりませんが、津和野町文化協会と津和野町立公民館でつくる「あいこい交流文化祭実行委員会」に対して、文化事業補助金として10万円を交付しております。

津和野地域文化協会に対しましても、同様の形で補助金を交付することは可能であると考えております。

二つ目の活動拠点の将来計画の可能性についてでございますが、文化活動の拠点整備につきましても、大変重要なことだと認識をしているところです。津和野町民センターについては、耐震診断を実施する予定です。仮に耐震判定で改修の判定が出ることになれば、耐震工事にあわせて改修工事を行いたいと考えていました。

一方で、御承知のとおり、山村開発センターが使用できなくなり、町民センターを改修することとなれば、同時期に町内の主要施設が使えなくなることになり、諸活動の場所が不足すること等も考えられます。今後の施設の整備内容については、耐震判定内容が判明した段階で具体的に検討したいと考えます。

また、現在、町の財政は大変厳しい状況であり、長年、町の振興計画等で上がっております文化ホール等の新設については、現在のところ検討の段階にはない状況です。

三つ目の将来の日原地域の文化協会との連携、合併促進のための行政指導についてですが、町の文化振興は、町の施策としても大変重要なことでもあります。

津和野町文化協会及び津和野地域文化協会については、あくまでも町民の自主的な団体ではありますが、町の文化振興の主役を担っていただく重要な組織であると考えています。

議員御承知のとおり、津和野地域文化協会の設立趣旨には、将来的な一体化を目指すことも示されており、できれば早く二つの組織が一本化されるよう期待をしているところです。しかし、津和野地域文化協会は昨年12月に設立したばかりの団体ですので、今の段階で行政が余り主導することは適切ではないと考えます。

○議長（沖田 守君） 丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） まず、第1点の財政支援の問題ですけど、ある程度将来的に、前向きな回答をいただきました。早速、今、津和野地域文化協会が、9月の文化の日に日原と何らかの合同イベント、文化に対する、文化祭みたいな、そういうことをやりたいと、まず初年度。そういう計画を持っているみたいです。そうしますと、それをやるのに、やはり幾ばくかの財政が必要になるんじゃないかと思うんです。そういうところで私はちょっとこういう質問をいたしましたけど、前向きに、そういうときにもぜひ考えてやってほしいなと、そういうふうに思う次第です。

2番目、活動の拠点の施設整備です。これは、新設は無理だなと。それは私も今、公共施設管理計画を読みまして、とてもじゃないが、こんな財政で新設はとても無理だと。そうしますと、既存の、津和野地域で言うたら津和野コミュニティーセンターですよ。ところが、これは今、耐震診断やっていますんで、もし、これでやらざるを得ない、それで大改修に移るんだというときに要望したいんですよ。

というのは、これを文化施設も兼用できるように、今、非常に、音響施設とか照明とか、そういうものがやっぱり文化施設として必要な、そういうのができていない。だから、そこも一緒に何とか兼ねて、町民センターを有効に使えるようにしてほしいなと。そうしますと、ある程度ここが照明とか音響施設がそれなりにいい設備になりますと、それなりの芸術家の方々、ミュージシャン、それからそういう人たちを別に呼べる。そして、その方たちもプライドを持って津和野に来てくれると思うんですよ。

今みたいなコミセンで呼んだって、自分の芸の立派な人が芸を披露するのに、こんなところでやるのかと、それはちょっと嫌になりますよ。だから、やはり迎える側も迎えるなりに設備をちゃんとして、相手に失礼のないように、そういうことを心がけていくのがもてなしなんですよ。

だから、我々、文化、教育、歴史の町で、今、文化を強調してやろうとするなら、文化拠点施設がない、これ。だから、そういう点で私はこういう質問を投げかけて、今後そういう計画があった場合は、ぜひ兼用できるように、文化施設兼用になるような建物に大改修を行ってほしいなと、そういうことでございます。

それから、3番目の、今、日原等の合同の文化協会に関しては、今の段階では、行政の指導する段階ではないという。確かにそうかもわかりません。できたばかりで「はい、ひっつけ」言ったって無理かもわかりませんので。それ相応の年がたちましたときに、またそういう時期が来るかと思えますけど、そのときには、ぜひ行政のほうで、そんなに強力的に、強圧的に結びつけというんじゃないで、それなりにじわりと指導をしてやってほしいなと、そういうふうに思うわけです。

それで、最後になりますけど、先ほどから、例の景観、これ文化が出ましたので、津和野町も文化、歴史、教育の町ということになりますと、観光客を迎えるのに、いろいろ今取りそろえてやらなきゃいけないけど、やはり1問目の質問でありました景観が、特に国道沿い、それから、今、鳥居が、国道9号から入る鳥居があります。それと稲成参道の車道のところの鳥居があるんですよ。そこが大きな木々に覆われて見えなくなっている、町内から。で、観光業者の方々が来て言うんです、ぜひあれを見えるようにしてくれと。

そんなに、なしてこだわるのかなと思ひまして、よく考えてみますと、この鳥居というのは、これはものすごく重要な意味を持つんですよ。鳥居というのは、要するに我々俗界に住む人間と神様のおわされる神域を結界する、要するに区切る。そこ一本入りますと神域なんです。非常に貴重な物事の役割を持っているのが鳥居です。さらに驚くこ

とは、そこに塗られている朱色、この色は古代からいろいろあるんですけど、この色の持つ意味というのは、最悪を避けて、いろいろな、それから人間の活動、生气というものを呼び起こすという、非常に魔力的な何か、そういう普通の色じゃないんです。それが塗られている鳥居ということです。

これは要するに、かつて中国の神話であります、天を四つの神が守るという風水四神獣のことで。東西南北を青龍、白虎、朱雀、玄武と、こういうものが過去の高松塚なんかで出てきたでしょう。全くそういうふうを守るわけですよ、その地域を。

だから、我々としなくても、この鳥居が我々のこの津和野町を上から守ってくれていると、そういうふうを考えれば、決しておろそかにできるものじゃないから、お金はかかるかもわかりませんが、ぜひこれは町内からも見えるように努力してほしいなど、これは観光課長、どうですか。これは前々から申し上げているので、ひとつ農林課長と相談されまして、木々の伐採、そのほかよろしくお願ひしたいと。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） これ、丁議員さんから以前にもお話を、御相談をいただいております。先ほどもございましたが、民地でございますので、これが具体的に、見える阻害をしているものだけを抜き切りというか、択伐というような対応ができる、皆伐というのはどう考えても逆に景観を損ねますので、択伐ができるもんかどうかということも今協議をしておるところではございます。そういうそれをやるうえで、またそれが何かの事業でとれるかということも踏まえて、もう少しお時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それじゃ、いろいろ申し上げましたが、これをもちまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

○議長（沖田 守君） 本日は、これにて散会といたします。御苦勞でありました。
午後4時17分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 29 年 6 月 20 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 29 年 6 月 20 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (12 名)

1 番 後山 幸次君

2 番 川田 剛君

3 番 米澤 宥文君

4 番 岡田 克也君

5 番 草田 吉丸君

6 番 丁 泰仁君

7番 寺戸 昌子君
9番 三浦 英治君
11番 板垣 敬司君
8番 御手洗 剛君
10番 京村まゆみ君
12番 沖田 守君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	吉田 智幸君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	和田 京三君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	中村 博己君	会計管理者	竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。昨日に引き続いてお出かけをいただき、まことにありがとうございます。

これから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は12名の全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、2番、川田剛君、3番、米澤宏文君を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） おはようございます。議席番号2番、川田剛であります。通告に従いまして、2点、質問をさせていただきます。

まず、1点目、自転車活用推進について質問させていただきます。

本年5月1日、自転車活用推進法が施行されました。社会統計基本調査、2011年の調査によりますと、25歳以上の島根県のサイクリング人口は2万2,000人で、100人当たり3.93人ということであります。これは全国的には第45位で、全国的には少ない県内人口であるんですけども、この調査結果について、家賃や最低賃金や鉄道旅客輸送量と正の相関が高く、軽自動車普及率と負の相関が高いことから、鉄道社会で家賃や最低賃金が高い都市部にサイクリング人口が多い、また、地形との相関では可住地面積率と正の相関があり、森林率と負の相関があることから、森林が少なく平野が多いところでサイクリング人口が多いとの統計の結果は出ております。

自転車の活用は、自動車への依存低減や災害時における機動的な役割、健康の増進など公共の利益の増進が図られることから、自転車の活用を推進させていくことが重要であると考えます。

また、この統計では、島根県中山間地域においてはサイクリング人口は少ないという結果になっておりますが、津和野町には多くの自転車愛好家、いわゆるサイクリストの方が訪れております。また、先日示されました第2次津和野町観光計画にも自転車の活用とその環境整備がうたわれております。

平成28年3月、昨年、益田市は2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技ロードレースのキャンプ誘致を表明しております。これまで、益田市において開催されてきた自転車競技イベントに加え、サイクリスト誘致に関する事業がさまざま展開されているものと期待されます。

そこで、これらを踏まえて、津和野町における自転車環境の整備における現在の課題と今後の方針についてお伺いします。

また、サイクリスト誘致に関し、周辺自治体との連携についてお伺いをいたします。

三つ目に、自転車活用推進法第11条に規定された自転車活用推進計画の津和野町の策定についてお尋ねします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。

それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

自転車活用推進についてでございます。

自転車活用推進法は、平成29年5月1日付で施行された国土交通省を所管とする新法です。基本理念として、1、自転車は二酸化炭素等を発生せず、災害時にすぐれた機動性があること、2、自動車依存の低減による健康増進、交通混雑の緩和等、経済的・

社会的な効果を目指すこと、3、交通体系における自転車による交通の役割の拡大すること、4、交通安全の確保の4つが上げられ、地方公共団体に実情に応じた施策を実施するとともに、公共交通事業者には、自転車と公共交通機関との連携等に努めることを責務としております。

御承知のとおり、平成24年度に高津川SEA TO SUMMIT実行委員会により、高津川河口から安蔵寺山までをコースとしたイベントが開催され、また本年4月には、益田市の誘致推進実行委員会による高津川源流ライドが開催されるなど、高津川の自然を自転車に乗って楽しむイベントが大変人気となってきております。

今後、サイクリストの誘致などを積極的に進めていくためには、サイクリングコースにおける案内施設や休憩所、自転車ナビマークやナビラインなどの整備が必要になってきております。

一方、津和野地区においては、昭和50年代においては3,000台を超える貸し自転車があり、自転車を活用しての観光が主流でありましたが、現在では貸し自転車をなりわいとしている事業者も2者だけとなりました。このように自転車を活用しての観光を促進するため、民間資本による環境整備を行っていただくことは、現状を踏まえれば難しい状況でございます。

今後、同推進法の制定を機に、国の方針により自転車の活用が全国的な取り組みに発展し補助制度なども充実をしてくれば、環境整備も可能となり、新たな観光客誘致もつながってくるのが予想されます。状況を見定めながら、益田市や吉賀町とも相談をし、計画の策定について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） サイクリストに対する再質問をさせていただきますが、この自転車というのは、今述べましたもののほかに考え方がいろいろあると思います。まずは、通勤、通学、買い物など移動手段として、生活の手段としてのサイクリスト。また、津和野に車や列車、バス等で来られた方が観光のために自転車を活用されるサイクリスト。そして、近年ふえておりますのが、津和野町外から自転車で、わざわざ国道等を通って来町されるサイクリスト。自転車の種類は違いますけれども、道路交通法に規定される自転車というのは変わりありません。

かつては、自転車というのは放置自転車があったりですとか、歩道を通行するなど、害の部分が多く、これまでの法律では規制される側でありました。しかし、このたびの法律では、この自転車を活用して生活を豊かにしていこう、公益性を高めていこうという目的で定められております。

現在、この津和野町で貸し自転車業者が大分衰退して、減ってきているということも知っております。ただ、近年、多くのサイクリストが国道を通って津和野に来ている姿、皆さんもごらんになっていると思います。

先般、文教民生常任委員会で、ほかの調査でありましたけれども、今治市を訪れさせていただきました。しまなみ海道ということで、全国的にもサイクリストで集う場所があります。多くの自転車、サイクリストがしまなみ海道を通過し、風光明媚な景色を自転車をとめて見ておりました。あれだけの方々が訪れるというのは、やはりおもてなし、自転車の駐輪場の整備ですとか、自転車の通行の整備が整っているからだと思っております。

そこで、この津和野町において、今後どのような対応をしていくのか。まず1点目、交通安全対策や自転車の保険の加入の必要性、車道通行に対する徹底についてどのように対策を行っていくのか。また、レンタサイクルの案内ですとか、サイクリストに対するマップ、駐輪場の整備、これらは観光計画にも上げられておりますが、具体的にどのようなシステムを構築していくのか。また、国道沿線の景観整備、列車への持ち込みやバスへの持ち込み、これらサイクリストの受け入れ態勢について方針をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしくお願いたします。

議員からの御質問でございますが、議員のほうからも御質問の中でもございましたが、自転車活用推進法が5月1日付で施行されたということでございまして、何分、今でき上がったばかりということで、いよいよこれから、この法律をもとに推進計画というか計画をつくるということが、各市町村、計画づくりに努めるようにということになってくるというふうに存じております。

そういった中で保険等の問題については、まだまだこれからのことではございますので、その法律の状況、また国からの指導等も十分見定めた上で考えてまいりたいというふうには思っております。

その一方で、おっしゃいましたように津和野町の観光振興計画の中でも、今回、回遊観光の促進ということで、サイクリングシェアシステムの構築というようなものを具体的な施策の一つとして上げております。

これは、やはり津和野観光というのは歩いて回るのにもいいんですが、自転車で回るということについても大変適した距離感覚といいますか、大きさといいますかということだということを思っております。それゆえに、往年、華やかかりしころ、あれだけのレンタサイクルが稼働しておったということだと思っておりますので、やはりこの姿をもう一度、こういう新たな法律ができて国の後押し等も始まれば考えていけることができるのではないかと。その上では、やはり回遊性を向上させるということになりますと、現在は自転車をレンタサイクルでお借りして、それを乗って回って、また戻すなり、乗り捨てもオーケーだと思いますが、今、都会等で行われておるシステムでは、例えばコンビニで借りることができる、それで、もうどこへ乗り捨ててもいいと。さらには、いわゆる補助動力がついた電動アシスト自転車等も、バッテリーがなくなればコンビニ等に行け

ば新たなバッテリーが借りられるとか、そういったものをトータルで、最初、受け付けしたものを、いわゆる I C を使って登録をすることで、どこへ乗り捨てても、またそれぞれの状況がわかるというようなことも含めてできるということを聞いております。そういった部分のシステムも、津和野という、ある程度の規模の大きさからいっても大変適当な部分だと思いますので、こういった法律、新たな追い風になるのではないかと考えております。

そういう部分で、そういうシステムを検討していきたいし、さらには駅前等の整備等についても、駐輪場や、昨日も申し上げたことなんですが、J R さんとの駅舎の協議の中でも、なかなか J R さんの占有したい面積の部分もございまして難しい部分もでてくるかもしれませんが、ある程度サイクリストに対応したものもできないかと、例えばシャワーがあったりとか、そういったこともできないかというようなことも出てはおります。そういった部分も踏まえて駐輪場の整備や、さらには今言ったシステムを運営する組織というものもつくっていく必要が出てくるのかなというところを思っております。

こういったものを、ぜひとも国のほうにもおかれまして、財源的な部分でも、本当、健康づくりという部分では大変よろしいかと思っておりますし、エコを考えても大変いい理念というか法律だというふうに考えておりますので、そういった部分で積極的な後押しをいただいて、我々もそれに乗っていけるようになればというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2 番、川田君。

○議員（2 番 川田 剛君） できたばかりの法律ですので、これからの整備、しっかり検討していただいて、サイクリストのおもてなしにつながっていくようお願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

福祉施策についてであります。

平成 28 年 4 月、木部さとやま保育園、直地保育園をスタートいたしました。そして、本年 4 月より障害者福祉施設を開設され、障がい者の通所や就労支援などの事業を展開しております。そこで、現在までの保育事業及び障害者福祉事業の状況をお尋ねいたします。

二つ目に、平成 30 年度より国民健康保険の保険者が県となります。昨年度、津和野町においては国民健康保険税の改定が行われましたが、県内でも多くの自治体が引き上げを実施しております。そこで、統合に向けて現在の状況、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

三つ目に、今年度は第 6 期津和野町老人保健福祉・介護事業計画の最終年度であります。今後の人口減少や人口構成の変化など、超高齢化社会に向けて、第 7 期計画においてはどのような考え方で臨むのかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、福祉施策についてお答えをさせていただきます。

9番、三浦議員にもお答えをしたところでありますが、木部さとやま保育園及び直地保育園の平成28年度の運営状況につきましては、両園とも園児数が当初の計画を上回ったため、保険給付費収入も予算以上になり、適正な運営がなされたと聞いているところでございます。

3月末の各園の園児数につきましては、木部さとやま保育園が12名、直地保育園が11名となっており、4月からの新年度は、木部さとやま保育園が9名、直地保育園が12名で運営が始まっております。

収支状況を法人の決算書から見ますと、2園での収入額が5,554万4,727円、支出額が5,086万7,493円となっており、法人本部への拠点区分間繰入金を除きましても、467万7,234円の余剰金が出ている状況となっております。

ただし、昨年度は町から両園に対しまして職員を各1名派遣をしており、この人件費は町の負担でありましたが、今年度より、この派遣職員を引き上げているため、今後はパート職員等の人件費が昨年以上に増加することが予想され、経営も引き締めを図る必要があると考えております。

保育内容につきましては、当初の保護者の意向や園児への影響を考慮し、これまでの公立の保育園としての行事等を急激に変更することなく、少しずつ法人の目指す保育園への保育に取り組んでいるところであると聞いております。

津和野町障害者福祉センターにおいて、この4月から始まった障害福祉サービス事業につきましては、まだ始まったばかりではありますが、登録者は現在のところ、就労継続支援B型事業所わさびの里に10名、放課後等デイサービス事業つくしんぼに8名となっていると聞いております。

ただし、利用者の全ての方が毎日来所されているわけではありませんので、事業の経営を安定させるためには、各施設の定員20名に向けて登録者をふやし、各事業、毎日10名程度の利用者の確保が必要かと考えます。

B型事業所の作業内容につきましては、茎ワサビの収穫や加工前処理、4月から事業統合をしました就労継続支援B型事業所つわぶきの里でも行っております石見紙工業の製品加工、今後は、夏野菜、冬野菜の洗浄や選別、出荷包装等の業務を請け負うことが決まっており、当面の作業は確保できていると聞いているところでございます。

二つ目の御質問であります。国民健康保険制度については、平成30年4月からの改正に向けて、島根県が主導し、島根県市町村国保広域化等連携会議により検討を進めてきているところであり、この会議の中に、各市町村を構成員とする事務処理ワーキンググループ、保険料ワーキンググループ、医療費適正化ワーキンググループを設け、各3から5回の協議を行い、それぞれの業務内容が固まってきている状況でございます。

今後、年末までに国が算定係数を提示、県が納付金額を確定し、年明けに町として国保運営協議会を開催することにより、来年度の税率等を決定していくということになると考えております。

三つ目の御質問であります。第6期計画においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して生活を営むことができるように、医療、介護、予防、生活支援、住まいを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目指してまいりました。

今年度策定する第7期計画では、今後、高齢化がさらに進展することが予想されておりますので、地域包括ケアシステムを計画の柱の一つとして位置づけ、さらに強化していくために、医療介護の連携の推進、介護人材の確保等を計画に盛り込む考えでございます。

また、現在、県内において介護保険を市町単独で運営しているのは、益田市、津和野町と吉賀町のみとなっております。財政基盤の強化や事務の効率化等を考慮して、将来的に広域化を視野に入れて3市町で協議、連携しながら計画策定を進めていきたいと考えております。

最初のほうでございます。1番目の御質問でございますけれども、「両園とも園児数が当初の計画を上回ったため、保険給付費」と私申し上げたみたいでございまして、正確には「保育給付費収入も予算以上に入り」ということでございますので、おわびを申し上げ訂正をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まず、1点目の社会福祉法人についての質問をさせていただきます。

平成27年12月定例会におきまして、この社会福祉法人に対し負担金及び補助交付金が1,700万円拠出しております。基本財産として1,000万円、本部運営費として200万円、施設整備費として500万円が入っております。第1期、これは平成28年3月1日から28年3月31日の1カ月間の第1期の決算資料であります。これを拝見させていただきますと、この合計1,700万円は、この社会福祉法人では寄附金収入で上がっております。

この派遣職員に関しては、社会福祉法人に職員が派遣され従事し、給与が町から支払われております。これは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条の2の規定にのっとり、平成28年の4月1日、津和野町で施行されました公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に、これはのっとりしておりますので問題はないと思うんですけども、ここで受け入れ法人の会計処理、この税務処理というのが寄附金に当たるのか、それとも津和野町の負担で法人にとっては負担がないということになるのか、会計処理、税務処理はどのようになっているのかを、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 先ほどの御質問ですが、会計処理につきましては法人のほうで行われておりますので、こちらのほうが特に関与していることではありま

せんが、つわの清流会と津和野町と協定を結びまして派遣をいたしたところでございます。これらにつきましては、会計上の受け入れがどうなるかというのは、ちょっとそこまではこちらのほう調べておりませんが、つわの清流会には公認会計士さんが入っておりますので、その方のアドバイスなり、会計上の処理の問題につきましては行っておられるので問題はないと考えております。

あわせて、先ほどの町長の答弁書の中に一つ訂正を、濟いませぬ、お願いしたいところがありまして、各施設の就労継続支援B型事業所わさびの里と放課後等デイサービス事業つくしんぼの「各施設の定員20名に向けて」というお言葉があったと思うんですが、大変申しわけありませんが、B型事業所につきましては定員が20名であります、放課後等デイサービスにつきましては10名でありましたので、ここで訂正させていただきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 公認会計士さんがいるから問題ないというのは、恐らく問題はないと思うんですけども、先般、昨日の一般質問で同僚議員からもありまして、職員の派遣というのが、我々から、額面で見ると1,700万円の寄附といえますか負担金及び交付金になっているわけなんですけれども、職員の派遣というのも一つの——負担金及び交付金の額はないですが——法人に対する補助だと受け取ると思うんです。職員さんですから、もちろん給与等が表に出ることはないと思うんですが、その方が完全に100%、社会福祉法人に出仕といえますか派遣されているということは従事されているわけですから、それも負担金及び交付金ではないにしろ、交付金のような扱いになるのではないかと。

一般でいいますと、民間に公務員が派遣されることは難しいと思うんですが、あくまで社会福祉法人ですから、これはもちろん問題はないんです。問題はないんですが、この会計処理によって、人が労務をしているわけなんです。その法人にとって、それがどういう処理をされているかというのは重要になるのではないかと行って質問したんですけども、それは決算書などでも確認できないですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 恐らく決算書のほうには、そういう数字は何も出てこないと思っております。

ただ、私どももこういう手法取り入れたのは、現在、全国各地で公立の保育所が民営化されている状況があります。そういう中で、広島県なんかで、毎年、二、三園でしたか、必ず公立の保育所が民営化されています。これは広島市のほうのホームページを見られますと出ておりますけれども、そういう中で広島市なんかでも急激に民営化されて、例えば経営者、それから保育士等が急遽全て交代する、保育内容が全て変わる、これが一番、保育園児なり保護者に多大なる影響を与えるところでありますので、そういうとき

には必ず最低1年間の、移管した保育園への職員の派遣ということが、広島市なんかでも必ず行っていることであります。

ただ、そういう文献といいますか書類なんかもちよつと確認をしましたがけれども、そういう中に保育士の派遣が相手方法人の収入に当たるとか、そういうとこ全く出ておりませんでしたので、私どもも民間企業ではありませんし社会福祉法人でありますので、公益法人でありますので、特に問題はないということで行っておりました。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 僕も問題があるとかないとかでは全くないんですよ。

僕も調べますと、全国で、やはり民営化ということが行われていきます。そうすると株式会社になる場合もありますけれども、その過程で財団法人ですとか社会福祉法人になっている段階で、公立保育園の保育士さんが派遣されている事例って、たくさんありました。

ただ、その中で、派遣する側というのは給与をもちろん負担をする。津和野町でいえば、津和野町が給与を負担する。もちろん、それ相応の金額が下がらないと、全国でもそれが当たり前のようでしたが、受け入れ側の処理というのがどこにも出ていませんでしたので、あえて、まだ決算のほうも公表されておりましたので、わかればと思ひまして聞いてみたんですけど、もしわかれば、また研究していただければと思います。

それと、負担金及び交付金の部分でいいますと、津和野町補助金等交付規則というのがあります。補助金とか交付金とか負担金とありますけれども、津和野町においては補助金等ということで補助金、利子補給金、負担金交付金というのが一つの交付金等とくくられているわけなんですけども、この11条において、ここでは実績報告がうたわれております。これ、読み上げます。「実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。」と、全ての事業でこの実績報告は行われていると思いますので、あの報告書だなと皆さん思われると思うんですけども。

負担金及び交付金の中で1,700万円が、基本財産1,000万円、本部運営費として200万円、施設整備費が500万円、これは初めてつくった社会福祉法人ですので、当然ゼロからのスタートです。津和野町の支援がなければできません。これはもう当然問題ではないんですが、一方でこの施設整備費500万円というのは、交付金についてはあくまで施設整備費の交付金として支出しているわけです。そうすると実績報告とすれば、500万円をオーバーしていれば、それは社会福祉法人の持ち出し部分とかで500万円丸々だとは思いますが、例えば400万円であれば、その100万円を施設整備費としては使っていないわけなんです。例えばその100万円、施設整備で使わな

かった場合は、本部運営費ですとか基本財産に流用できるのかどうかを確認したいんですけれども。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 議員の言われます平成27年度に支出が決定した額につきましては、確かに1,700万円でありました。これの1,000万円は基本財産で、社会福祉法人に1,000万円ほど基本財産を所有するか、それ以上の土地建物等の財産を持たなければということで、不動産ありませんので、現金を持たしたと。

それから、議員言われます本部経費200万円というのと施設整備と言われますけれども、これはそういうものではなくて、これ700万円合わせまして運転資金であります、いわゆる。その運転資金の法人としての分配が、本部経費として200万円を使った、それから施設経費として使ったということで、木部さとやま保育園、それから直地保育園の4月・5月分の運営費——保育所の運営収入は2カ月おくれで入ってきますので、その運営費として、運転資金として回しているということの理解であります。施設を改修したとか、そういうためのお金ではないということで理解をしておりますが。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） それは確認されたほうがいいと……。

これはホームページでとれる決算報告書の中には、基本財産は1,000万円で本部の運営費用は200万円、両保育園の施設整備費500万円——各250万円——で1,700万円の寄附金を受けているとあるんです。

これは、もしかすると社会福祉法人の中での分けたのかもしれません。1,700万円をもらって、これは基本財産にしようとかという分け方をしたのか、それとも1,700万円の根拠というのが、恐らく運営費であったりですとか基本財産であったりですとか、もちろん積算されて交付されていると思うんです。

ですので、町が、もし運営費ということで700万円をお渡ししているんだったら問題ないんですが、こちらには施設整備費各250万円というふうに書かれていましたので——僕の質問の趣旨はここから始まるんですけども——施設整備費が250万円、それを250万円を使っていないのであれば、交付の目的はあくまで施設整備でありますので、使っていないのであれば精算すべきではないのかなという意味で質問させてもらいましたので、ここ、ちょっと確認してもらえますか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） その決算書、私も確認はしておりますが、文言のところまでは確認をしておりませんでした。

確かに、この社会福祉法人の会計、本部経費、それから拠点区分としまして、保育所、一つなんですけれども、拠点区分ごとに会計を出しますので、木部さとやま保育園と直地保育園が、それぞれ拠点区分として会計上、分かれております。

その木部さやま保育園の施設整備という言葉がついておるんであれなんです、施設費としての拠点区分間会計ではないかと、その中に250万円が入っておったのは確認をしております。ですから、施設改修など、当然のことながら何もしておりませんので、施設整備ということのうちの方がお金をを出しておるんなら、それは使っていないものということになりますけれども、うちのほうはあくまでも運転資金としての、当法人と協議をしまして運転資金として拠出しているものでありますので、特に問題はないということで認識をしておりました。

また、今後確認をしておきたいとは思いますが。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 運転資金なら運転資金でもいいんです。運転資金というんだったら問題はないんですが、どこを見ても施設整備費としか書いていませんので、それで交付されて運転資金に回されるということが本当に適正かどうかというのは、ここは確認されたほうがいいと思いますので、一応提言させていただきます。それと、作業のことでありますけれども、作業の確保ということは、以前のつわぶきの里からの引き継ぎということで石見紙工業の仕事ですとか、新たに施設整備もしましてワサビの収穫等もできるわけなんです、一方で、請負だけではなくて、施設利用者にとって——B型事業所のほうです——作業工賃の増額も考えないといけないと思います。請負になりますと、やはり決められた金額になります。ここにもパンを販売されるにされる事業者さんもありますし、近隣の町村では山菜を乾燥させて販売するというようなことも拝見させてもらったことがあります。そうすることによって、自分たちで利益を生み出すという活動も必要なのではないかなと思います。そういったことはされていかないのかというのと、それと将来1人で生活できるようにするというのも、もちろん目的の一つにあると思いますが、津和野町としては、その方々、今、通われている方々、利用者の方々が、今はまだ介助される御家族の方がいらっしゃると思います。その介助される方が亡くなったりとかしますと、もうその方は1人で生活をしていかないといけない。そういった方々が実際に生活する場、将来1人で生活するように、これからしていくわけなんです、実際に生活する場という環境の整備も考えていかないといけないと思うんです。すぐに建てろとか何かを整備しろというわけではありませんが、そういった考えが津和野町でお持ちなのかどうかお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず1点目であります、現在、請負作業、議員言われますように、山葵生産組合であったり加工場であったり、石見紙工業であったりということで、請負作業のみで行っているところであります。

これには、ちょっといろいろ考えがありまして、この近くでいいますと横田にありますのぞみの里がパンをつくっておるとか、吉賀町のよしかの里では手づくり品の入浴剤をつくっておるとか、いろいろやっておるところでもありますが、生産・製造につきま

しては、まずもってその施設整備が必要に必ずなってきます。そのために資本が当然必要になるわけです。そういうものがなかったあげくに、物を売らなければいけない、営業ということが出てくるわけでありまして、こういうものを立ち上げの段階からいきなりやるということは、かなりのかけになります。それと、資本金がないというのもあるんですけども。そういうことよりは、まずは請け負える事業があるのであれば、請負で、きちんとそれに対するお金をいただくと、それを皆さんで振り分けると、そういうことで、まずは基盤づくりのためには請負作業が、まずもって一番安定的に収入が得られるものであるということで考えてやっております。

大きい法人になりますと、そういう製造とか生産のようなこともやっておられるところがあります。それは、ほかの事業で得た収入をもって資本投下されておられるところがそういうぐあいにやっておられますが、まず一番最初に立ち上げの段階から、そういうところをやっておられるところはほとんどありません。まず、かたい仕事を見つけないということ。

それからもう一つは、本当は他の社会福祉法人さんも請負作業を望んでおられるわけなんです、全国的には。そのほうが、はっきり言って利用者さんにとっては非常にやりやすい業務になります。でも、都会にありまして、なかなか請負作業がないという中で、それぞれが生産したり製造したりという作業にかかわっていつているということでもあります。

現在、わさびの里におきましては、工賃、月に1万円程度を目標にやっておるところでございます。月に1万5,000円工賃があるとなかなか優良企業ではないかと、2万円以上あると、もうこの世界では大企業並みと言われるぐらいの工賃ということで、今のところは、まずもって1万円を目指しながらやっておるところでございます。

2点目でございますが、これまでも障がい者の方、お子さん等お持ちの親御さんからいろいろ御要望があった中で、やっと今、津和野町としては障害者福祉センターを建設をし、事業を立ち上げたところであります。当然、今後、親御さんが考えられることは、自分がいなくなった後に、自分の子供がどうやってこの町で1人で生活ができるかというところは当然出てくるお話であります。

今のところは、益田市内にグループホームなりが数事業所あるわけなんです、はっきり言いまして、今どこもいっぱいあります。すぐに入れてほしいといってもなかなか入れない、順番待ちのような状況になっているのが現実であります。

町内からも、益田のそういうグループホームに入られておられる障がい者の方、たくさんおられます。やはりそういう方々のためには、町としてもできるだけ努力、支援をしながら、このつわの清流会が障害福祉事業を手がけることとなりましたので支援をしながら、できたら町内にいずれはグループホームをつくり、町内で生まれた障がい者の方は町内で育ち、町内で暮らせる、仕事もできる、そういう町をつくっていけばいいなというのは現在のところ考えておりますが、具体的な計画は今のところはありません。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） ぜひ、今、津和野町にはそういったところはありませんので、益田市とか周辺市町と連携していただいて、不安をなるべく取り除いていただける施策をお願いしたいと思います。

では、国民健康保険のほうに入らせていただきます。

先般、同僚議員がるる、同様な質問していますので、余り聞くことがちょっと少なくなってしまったんですけども、28年度の国保税改正の際、医療費の上昇によって現行の保険税率では賄えないということでありました。まず、この津和野町における医療費の現状について、県内では、今どの位置にあるのか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これ今、28年3月から29年2月の保険者別1人当たりの費用額の速報値が出ております。いわゆる28年度につきましては、県内19市町村中16番ということで、かなり昨年度は医療費が抑制されておったということになっております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 医療費が下がることにこしたことはありません。

やはり、この医療費が下がってきた要因というのが何なのか。昨日の一般質問の中では、特定健診の受診率が非常に悪いというお話がありました。では、ほかにどのような要因があって、この医療費が下がってきたのか、分析されておられましたらお答えお願いします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町のほうで、昨年度の医療費が下がったことにつきましての分析というのは、まだ行っておるわけではありませんが、なかなか難しい問題ではあると思います。大きな治療をせんといけん病気になられた方が、例えば少なかったとか、例えば極端な話、雪がたくさん降ったので病院に行けなかったとか、いろんな要因があるのかなとは思いますが、本当申しわけないんですが細かい分析はされていないので、今のは私の個人的な感想として聞いておいていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 27年度決算において、一般療養給付費が5億9,159万円、前期高齢者交付金は4億9,333万4,000円なんです。28年度においては一般療養給付費、いわゆる全体の給付費が5億7,052万円、そのうち前期高齢者の交付金、歳入では3億6,400万円なんです。29年度予算は、一般療養給付費5億7,924万1,000円、前期高齢者の交付金は3億1,608万4,000円です。

津和野町の場合、65歳から74歳までの前期高齢者医療費の占める割合が約7割ございます。この前期高齢者医療費に関する影響、これはどうでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今、議員さんが言われました前期高齢者、この納付金におきましては平成20年度に、この交付金が改正されました。いわゆる国民健康保険におきましては若年者の加入者が少ないと、保険者間の中でそこを医療費を調整していこうということで、この前期高齢者交付金制度が始まりました。

議員さん言われますように、約7割が、当町の場合はその状況の中で交付金でいたしておると。残りの1億数千万円、これが一般療養の給付費になると。考えられることは、この65歳から74歳の前期高齢者が、全体的に入院の部分の割合等も少なかった部分が、今回の当町にとって医療費が低減されたという状況につながるのではないかと考えております。

国民健康保険の被保険者は全体で約2,000人ということで、医療費が、議員さん言われましたように約7割弱ということで、加入者の部分においても5割以上が前期高齢者の割合になっておりますので、その辺の医療費が下がった要因とも言えると考えております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 我々は、この議会では、国保会計というのは法定外繰り入れがあって基金が枯渇していくということで、医療費の抑制というのは非常に懸念する問題だと思いますが、どういった原因かわからないにしても、医療費が下がったということは非常にいいことだと思います。

29年度の予算資料によりますと、国民健康保険財政調整基金、いわゆる基金の残高は3,497万1,352円という資料が出ております。平成26年に法定外繰入金は3,500万円で、4,000万円の基金を積み立てております。27年度、1,900万円の基金繰入金、28年度においては1,100万円の計上がありましたが、ことしの3月の最終補正で、この1,100万円は入れておりません。現在、3,400万円ばかりが基金繰り入れされているわけなんです、この原資というのは、これは法定外繰り入れの原資ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 先ほどの基金積み立てで繰越金が出て、そういう状況になって、今、三千数百万円あります。

現実的には、急激な高額医療に備えて、国民健康保険でもその基金を積み立てておこうという状況でありました。今、議員さん言われるように数値的には、その法定外繰り入れの部分が、結局、現在の国民健康保険の基金の財源になっているということは、数字上ではそのように言えると思います。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君。

○議員(2番 川田 剛君) 法定外繰り入れというのが、税の公平性といいますか、ほかの保険者からすると、やはり法定外繰り入れを余りするべきではないというのは事実ですけれども、一方といいますか、津和野町というのは所得が低いと、松江市に比べたら低いということでもありますけれども、保険というのは所得割、均等割、平等割とあります。その中で、所得割は平成27年度が県内平均7.88%で、改正によって8%、県平均にまで上がっています。均等割は2万5,000円、平等割は1万9,000円ということなんですけれども、均等割、平等割というのはおいといたにしても、一番の問題というのが、所得に格差があるからということでの税制改正が意味が含まれると思います。

ですので、例えば津和野町で1人当たりの所得が100万円だとして、松江市が300万円だとします。その200万円の差額という部分、この部分が低いから大変なんですよというのであれば、法定外繰り入れはしようがないと思うんです。均等割、平等割については保険者の負担していただいて、所得割の差額部分については法定外繰り入れをしますよという積算根拠があれば、我々議会としても、それは負担になるから仕方がないですねという話になるのではないかと思います。

今の法定外繰り入れというのは、あくまで26年、27年に入れられた法定外繰り入れが基金残高として残っているのであれば、一度精算していただいて、今後、またそういった必要性になったときはきちんと明確に根拠出していただいて、法定外繰り入れが必要なんだということであれば、我々も納得して法定外繰り入れ認めようじゃないかというふうになるんじゃないかと思うんですが、所見をお伺いします。

○議長(沖田 守君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(土井 泰一君) うちのような小規模な市町村におきましては、いろいろそういうことも起こるということでありまして、今後、来年度以降、県内統一した広域化した保険者になるということでもあります。

今後は、昨日お話しさせてもらった部分もありますが、県内でかくかくの個別事情を勘案しながら保険料率統一して、最終的には県内統一した保険料率になるということでありまして、これにつきましては当然、均等割、平等割なんかも同じものになるというところで、例えば、前年度、医療費が安かった、次の年は保険料率が下がります。下がるというのは、県への納付金が少なくなるという意味において下がると。でも、その次の年には、今度は医療費が町内高かったと、そうなったときには逆に次の年、納付金はふえます。そういうことによってうちの保険料率は高くなるということで、県が指定をしていくことになっております。

それに対する対応を今後どうしていくかということになるわけですが、毎年毎年、医療費のかかった給付ぐあいによって料率を変えていくのか、それとも上がった年は基金を使って、下がった年にはそのままやるのかとかいう話になるわけですが、今後は、

基本的には県が示す料率に合わせていけば、一般財源を繰り入れることは、今までのようには必要なくなるかなというのを感じております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） おっしゃる意味はわかるんですが、ただ一方で、これまでの分析ですね。先ほど、分析まだということで、これからされると思うんですが、僕が言ったのは前期高齢者の部分ですけれども、もしかすると特定健診によって下がるかもしれない、医療費の抑制という部分からも、なぜ減ってきたのかという分析をしっかりといただいて、そこからだと思いますので、まずは分析、そして法定外繰り入れが、平等の部分からいうと、やはり一度精算していただくほうが、僕はきれいではないかなというふうに思います。

時間がないので、そのまま介護保険に入らせていただきます。

第7期の介護保険料のことになるんですが、第6期の計画の中に総給付費というのが出ております。津和野町の総給付費の見込みが、第6期計画では平成27年度に13億4,600万円、平成28年度に13億5,700万円、平成29年度に13億1,900万円という計画になっているんですが、現在までの実績がわかりましたらお尋ねすると、もう一点が介護認定者の計画と実績の差異、総人員で構いませんのでお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、要介護認定者数であります。平成29年5月現在で要支援1が189人、要支援2が94人、要介護1が154人、要介護2が101人、要介護3が107人、要介護4が94人、要介護5が70人、計526人、要支援、要介護合わせまして809名ということになっております。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 27年度の介護給付費の実績は約12億600万円です。28年度が11億9,300万円になっております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 3期目を迎えるに当たりまして、このたびの補正予算で900万円の基金積み立てがあります。現在までが7,260万円ありますけれども、900万円積み立てられまして、合計で8,260万円が基金残高になる見込みとなっております。

この基金の内訳なんですけども、まず津和野町で必要な介護サービス費の総額、これに65歳以上の方の負担割合の22%を掛けて、そして町の65歳以上の方の人数で割って、さらに12カ月で割って算出される金額が介護保険料の基準額となります。この8,260万円は、津和野町の65歳以上の介護保険料の22%部分が8,260万円ということによろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 介護給付費におきましては、国県等で37.5%、そして支払い基金が残り、そして、今、議員さん言われましたように65歳以上の保険料が22%、残りの40歳から64歳、28%が、いわゆるその負担で成り立っております。

基金におきましては、現在7,200万円で、このたび900万円積み立てたということで、今、言われますように8,200万円部分、介護保険料は3年に1回の改定であります。当然、4期・5期計画におきまして、今、議員さん言われるように22%部分、いわゆる給付費を多く見たわけではないんですが、人口減少あるいは要介護認定者の、先ほどの計画より少なかったという状況におきまして、現在の第6期目の2年目においてはそこまでの基金がありましたけど、この3年目において、3年目は大体給付費が最終年度になりますのでふえますので、そういう状況では基金をあるいは取り崩すような形になると思います。議員さん言われますように、第1号保険料が、給付費全て約8,000万円で3億6,000万円ぐらいの給付になりますが、それは、議員さん言われますように22%部分の基金の財源となっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） つまり給付の財源の内訳として、国や県、津和野町があつたりして、社会保険支払基金から交付され、22%が今言った65歳以上の保険料ということですので、それ以外というのは返還していくわけですね。ですので、余っている部分というのは22%、65歳以上の第1号保険者の額が、今、積み立てられて8,260万円で、これ逆算すると3億7,500万円の給付費が計画より少ない。つまり、先ほど僕が申し上げました13億円が12億円になっているという、その差異が出てきているわけです、3年間で。3年間で見積もって、現時点、2年間の中で3億7,000万円の差異が出ているということは、第7期計画においては、この保険料の算定に関して3億7,000万円も高く見積もっていたわけですね、単純に言うと。介護保険料が安くなるように反映されるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 22%部分の介護保険料が基金になっているのは事実でありまして、第7期計画におきまして、この第6期計画においても基金を、そうはいつでも全額この保険料の部分に繰り入れるということはありません。

やはり施設介護等が伸びていきますと、要介護5で1月当たり40万円ぐらいありますので、この方が療養型あるいは老健等に入所した場合は、年間でもう数億円ということですので、その部分を踏まえて、第6期で残った残額の基金を勘案しながら、安くなる介護保険料が住民にとっても我々にとってもベストでありますので、基金繰り入れは当然この介護保険料、第7期の中では参入をして介護保険料の算定をしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○議員（2番 川田 剛君） まだまだ地域包括ケアですとか、いろいろ聞きたい部分もあったんですが、時間も限られてまして、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

.....
○議長（沖田 守君） 10時10分まで休憩といたします。

午前10時00分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序8、3番、米澤宥文君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 3番、米澤宥文でございます。

通告に従い、質問をいたします。

まず1点目に、津和野暮らしのガイドブック再発行及びその中の指定避難所、一時避難所、避難場所などの簡単明瞭な説明ということであります。

平成25年7月28日、昭和18年以来80年ぶりの集中豪雨の被害で津和野町は激甚災害の指定を受け、4年が経過いたします。その後も全国各地で集中豪雨が頻発しております。ことしも梅雨入りとなりました。先日のテレビ報道で、集中豪雨が一番多いのは8月、2番目が9月、3番目が7月との放送がありました。

平成24年2月発行の津和野暮らしのガイドブック、この中に指定避難所、一時避難所、避難場所が掲載されております。

激甚災害後の平成25年10月に、津和野町発行の防災チラシで防災情報の用語解説がありましたが、非常にわかりにくい解説であります。

そこで、質問を2点いたします。

まず一つ、平成24年発行の津和野町暮らしのガイドブックに、届出情報、防災情報、避難所、避難場所やマップの掲載があります。平成25年の激甚災害発生後、変更部分があると思いますが、再発行の予定はありますか。

二つ目に、暮らしのガイドブックの中に、指定避難所、一時避難所、避難場所の簡単明瞭な説明がありません。これは、ぜひ必要と思います。

例えばでいいますと、私の今までの記憶では、原則的に指定避難場所は津和野地域に15カ所、日原地域に14カ所、これは避難準備情報、避難勧告、避難指示が伝達されたときの避難所であると思っております。

次に、一時避難所は、火災や風水害また地震などで、家屋の浸水や損壊で住めなくなったとき、指定避難所や自宅から一時的に避難する避難場所と思っております。これは津和野地域に55カ所、日原地域に32カ所指定されていますが、中には急勾配の山裾

や川のすぐそば、谷の出口などに位置するのもあります。もちろん、安全なところもかなりあります。

しかし、災害時に、この一時避難所に地区などで避難すると集団被災となり、大惨事になるおそれがあります。一時避難所は、その語句から勘違いしている人が多くおられます。災害時の避難に安全な場所ではありません。

そして、避難場所は、地震や大火災時に集合する広場やグラウンドを指定しております。

以上の説明文を記載するべきではないでしょうか。特に、一時避難所については、すぐに裏が山や川、谷があるところが多くあります。間違って避難すると大変な惨事になるおそれがあります。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町暮らしのガイドブック再発行及び指定避難所等の簡単明瞭な説明についてでございます。

津和野町暮らしのガイドブックにつきましては、町の監修・情報提供により、株式会社ゼンリンが主体となって、広告収入により発行されたものでありますので、町の判断により再発行できるものではないと考えております。情報の更新等につきましては、平成29年度以降に更新を予定しております防災ハザードマップや広報紙等により、住民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

また、避難所等の指定につきましては、災害対策基本法に基づき、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所として、指定緊急避難場所を指定しており、災害の危険に伴い避難をしてきた人が、危険性がなくなるまで一定期間滞在するときや、災害で家をなくしたり戻れなくなったりした人が、一定期間生活をするときの施設として、指定避難所を指定しております。

あわせて、地震や大規模な火災等が発生をした場合に一時的に避難する場所として、広場やグラウンドを広域避難場所として指定しております。

一時避難所につきましては、一時的な身近な避難場所として、または各自が一時的に集まってから避難するための集合場所として、集会所など、地域にある一定の人数が収容できる施設を登録しているところでございます。

災害等が発生し、避難の必要がある場合は、それぞれの避難所等の目的を御理解いただいた上で、自主防災組織や自治会等と協力をし、自主的に避難行動をとっていただく必要があります。

避難所等は、住民の皆様の避難行動に極めて重要な情報でありますので、議員御指摘のとおり、避難所等のそれぞれの目的などをできる限りわかりやすく、住民の皆様に周知するよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤宏文君。

○議員（3番 米澤 宏文君） 平成24年にゼンリン山口支店が津和野町暮らしのガイドブックを発行、これは先ほど言いました分です。これには指定避難所などの解説はありません。

平成25年10月に津和野町が防災情報の用語解説を発行、これには指定避難所、一時避難所の解説がありますが、先ほども言いましたように、わかりにくい解説であります。

そして、一番最新版ですが、平成28年6月改定の津和野町地域防災計画では、新たに指定緊急避難場所が指定されております。この中に指定緊急避難場所の説明はありません。

指定緊急避難場所とは——ちょっと読み上げをさせていただきます——平成26年改定の災害対策基本法、従来の災害対策基本法においては、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらず、東日本大震災では被害拡大の一因ともなった。このため、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別された。

一つ、指定緊急避難場所とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波などの異常な現象の種類ごとに、安全性の一定の基準を満たす施設または場所を市町村長が指定する。これ、種類ごとといたしますのが、まず地震、次に大火災、風水害、この三つの指定に分かれております。

そして、指定避難所とは、災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定するとあります。

また、もう一つ、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所についても規定をされております。

これまでの避難所の意味合いが大きく変更されたと思っております。早期の指定緊急避難所、指定避難所、一時避難所、広域避難場所——これは広域がついております、以前は避難場所でしたが——この説明が必要ではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 避難場所の指定と申しますか説明というところでもありますけども、議員がおっしゃいましたとおり、平成25年当時に防災情報の用語解説ということで、住民の皆様にご覧いただきお配りしておるところであります。

す。それ以降におきまして、先ほども議員のほうからおっしゃいましたとおりですが、災害対策基本法等の改正が行われまして、避難所のいろいろ種類等が設定をされてきておるところでございます。

今、非常に説明がわかりにくいという御指摘でありましたので、今後は、また新たに防災情報の用語解説というふうなチラシ等をつくりまして、住民の皆様、その中で避難所等の説明をしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） このことにつきましては、担当課において、各自治会や町内会に出向いての説明が必要ではないかと思っております。

これにつけ加えますと、各地区、そして各建物ごとに避難の条件は変わってきます。これは当たり前のことですが。資料につけておりますように、堅固な建物であれば、2階であれば逃げない避難という手があります。平成21年に兵庫県の佐用町で起きた、20人の犠牲者が出た災害も、津和野町と同じような中山間地です。これも夜中8時ごろの避難でしたが、19人が屋外で亡くなられております。1名が室内で亡くなられておる。これは平家建てで、水が天井まで来たために逃げ場を失って、1名が亡くなられたということでもあります。

資料にもつけておりますが、基礎と建物がしっかりしておれば、ボルト等で固定してあれば、そう簡単に流れるものではないと、津和野町の激甚災害でも実証されております。ただ、山裾、そして川のそばなど、谷の入り口の家屋などは、もちろん避難が必要だと思います。以上、参考までですが、ぜひ説明に行っていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。

消防団協力事業所並びに消防団応援の店、また団員勧誘態勢ということでもあります。この3項目について質問をいたします。

津和野町の消防団は6月1日現在で定数350人、実数312人で32人の定数減があります。慢性的な定員減が続いております。団員は日ごろの訓練や火災、そして自然災害など、いざというときに一生懸命活動をされております。消防団は、町内最大の人員、装備を備えた頼りになる組織であります。

消防庁は事業所の消防団活動の一層の理解と協力を得るため、平成18年度から消防団活動に協力事業者を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」が構築されております。この制度は、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所の社会貢献として広く認められるものであります。これにより事業所の信頼性が向上するとともに、協力により地域防災体制の一層の充実が図られます。

まず、一つ目の質問であります。消防団協力事業所。消防団員減少や全国平均70%のサラリーマン団員が活動しやすい環境整備や確保を促進するため、消防団協力事業所支援減税制度が平成28年4月から始まっております。津和野町の減税制度の取り組み

は、または計画はいかがでしょうか。岐阜県や長野県では既に実施しておられます。町内には4事業所の登録がありますが、さらなる勧誘はされておりますか。対象となる減税項目は、法人事業税、個人事業税とあります。企業または事業所のトップの方が協力的であれば、入団や勤務時間中の火災や水防、また各種の活動がしやすくなります。

津和野町の年間の出動件数、火災出動件数は、大体平均4件であります。事業所のサラリーマンをされておられる団員の方が、もしも出動するとしても、1年に1回あるかないかではないかと思っております。

参考までに、救急出動は、津和野、日原を合わせて500件以上が救急出動件数であります。

2番目に、全国消防団応援の店。消防団員はそれぞれ仕事を持ちながら、御家庭の協力のもと、地域の防災に尽力されておられます。その団員さんに、御苦労さんの気持ちから割引などのサービスをしていただいているのが消防団応援の店であります。全国の登録店舗数は、平成29年6月で1,356店で、津和野町内に1店、益田市には5店、そして島根県では46店が登録されておられます。平成28年7月現在で、島根県、愛媛県、佐賀県、長崎県、宮崎県の5県で導入されておりますが、現在では導入自治体数は100件を超えておると報道されておられます。特典としましては、消防団員証を提示して飲食店でドリンクサービスや美術館の割引サービスなどが受けられます。消防団員応援の店の登録の呼びかけはされておられますでしょうか。

3番目に、消防団員勧誘態勢。平成29年、今から62年前には200万人おられました消防団員が、平成28年には86万人の半数以下となり、津和野町でも慢性的な定数減が続いております。消防団は地域防災の中核であり、一朝有事の際に住民の安心には欠かせません。町内で装備を有し、命令系統で活動する組織は警察署や消防署が存在しますが、消防団員は312人の圧倒的な人数であります。この人数をもって、消防団は火災、水災、地震、山や川での行方不明者捜索、また大型バス事故、歳末警戒などに活動する崇高な団体であります。

募集要項に各種の優遇措置を列記して、勧誘を図るべきではないでしょうか。例えば、身分、年報酬、退職金——これは5年以上でつきます——あと出動手当、各種保険、建物等の保険も公費で加入しておられます。このようなことを列記して勧誘してはいかがでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（沖田 守君） 質問者、米澤君。ただいまの質問で平成29年と言われましたが訂正をされませんか、昭和29年の間違いですよ。

○議員（3番 米澤 宥文君） 済みません。3問目の質問は昭和29年でございました。訂正いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、消防団協力事業所並びに消防団応援の店、また団員勧誘態勢についてお答えをさせていただきます。

まず、消防団協力事業所についてでございますが、消防団協力事業所につきましては、島根県において制度融資の利率を引き下げるものと、入札参加資格の加点といった支援措置が用意されております。

平成28年4月現在の調査において、減税制度があるのは全国で3県、市町村にはありません。本町においては、協力事業所が社会貢献を対外的にアピールできるよう表示証を交付してきております。支援減税制度につきましては、他市町村の制度も確認をしながら検討してまいりたいと考えます。

また、新たな協力事業所の勧誘につきましては、これまで十分な取り組みができておりませんので、今後検討したいと考えます。

二つ目の御質問であります。全国消防団応援の店は日本消防協会において運営されている制度であり、本町においては1件の登録があります。消防団員の福利厚生の一つとも言える制度であるとともに、地域内の消防団活動に対する意識向上にもつながることが期待できますので、引き続き登録の呼びかけを行いたいと考えます。

三つ目の御質問であります。現在の消防団員の勧誘は、分団長を中心に、地域にお住まいの方へ直接お願いに行く方法や職場での勧誘など、人のつながりによって取り組まれており、これまでは具体的な内容を記載した募集要項といったものは示しておらず、口頭での説明が主なものと認識しております。

団員報酬や退職金等の制度内容については、資料に基づいて説明する必要もあると感じておりますが、一方で、団員報酬等は分団ごと一括でお支払いをしており、団員への配分等は各分団により取り扱いがさまざまです。一律の情報提供が難しい面も考えられます。こうした分団ごとの取り扱いの差は、地域の実情や分団の歴史等によって形成されたものと考えられますが、団員の意欲をそぐことのない取り扱いにするよう、消防幹部会等での協議もお願いをしていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 全国消防団応援の店について質問いたします。

まずは、町の第三セクターの道の駅なごみの里並びにシルクウェイにちはらなどが率先して加入するべきではないでしょうか。困難なことでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 消防団応援の店ということで、これにつきましては、先ほども回答の中で日本消防協会において運営されている制度であるというふうにお答えしているところでありますけども、今現在、町内におきまして、1件の方が応援の店ということで登録をいただいております。今、議員のほうから道の駅のほ

うに、そういった応援の店になるように協力をとということでございましたので、今後お願いをしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） ちょっと後先になりましたが、消防団協力事業所の支援減税制度の税目は法人税と個人税事業税であります。消防団の活性化をさらに図るために、島根県に事業税など優遇措置による支援推進を提案されてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 消防団協力事業所につきましては、先ほども答弁の中でお答えしておりますけれども、町内に4事業者、今そういった登録をしていただいております。

島根県におきましては、先ほども回答しておりますけれども、県の中小企業融資制度、それと入札制度の中での、総合評価制度の中での加点というふうな優遇措置がされておるところでございます。

今、減税制度について、県のほうにということでございますけれども、その辺につきましても町の消防団の幹部会等の中で検討させていただいて、方向性を確認していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 以上、質問いたしました消防団協力事業所並びに消防団の応援の店、また消防団勧誘態勢について、3点がそろえば入団の勧誘が易くなるのではないのでしょうかと思っております。ぜひとも、よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、米澤宥文君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、10時50分まで休憩いたします。

午前10時38分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序9、8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 8番、御手洗剛でございます。

ことしも春作業、農家の皆さん、ようやく田植えが終わったという状況でございます。しかし、異常な天気が毎日続きまして、雨のない日々が続きます。農家の中には、こ

としの作付けが一部できないという声もあちこちで聞いておるような状況でございます。

そうした中で、本日、2項目の農業関係について質問をさせていただきます。

まず、1点目でございます。農業の担い手の育成確保についてであります。

我が国の農業の担い手は、近年、農家の高齢化、後継者の不足等が顕在化する中で大幅に減少する方向でございます。本町の平成28年度末における担い手の現状は、農事組合法人が12、集落営農組織が7、認定農業者が27名、認定新規就農者が17名、うちU・Iターン者が13名の状況でございます。担い手の多くは、農業生産における地域のリーダーとしての役割だけでなく、農地の保全面においても、遊休農地防止に向けた日常的な取り組み等で地域に多大な貢献をしているという現実を見逃してはならないと考えます。

しかし、米生産を主体とする認定農業者の中には、高齢化とともに労働力不足が原因で、近い将来、農業生産の一線からリタイアを余儀なくされる者も多くあると感じております。

このような現状を踏まえ、新たな法人組織の育成や新規参入者の促進など、関係機関と連携し、全力で取り組むことが急務であると考えます。このことについての見解をお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農業の担い手の育成確保についてでございます。

水稻の生産は、地域の農地の保全面や遊休農地防止について非常に大きな役割を担っております。現在、津和野町では農事組合法人や集落営農組合が大半を集積しており、農林行政において集落営農組織化を推進していることもあり、近年では、平成26年度に添谷で12番目となる農事組合法人が設立され、平成27年度には山入で営農組合が設立されております。他地区においても、今年度以降、集落営農組織化の機運が高まってきておりますが、既存の農事組合法人においても組合員の高齢化によるオペレーター不足などの問題が出てきており、新たな人材の確保は急務であると考えます。

現在、当町では、東京や大阪で開催される新農業人フェアへ積極的に参加をして、都市部からのIターンで新規就農を目指す方を呼び込み、Uターンで新規就農を目指す方を合わせて、年間10名程度の農業研修生を確保しております。一昨年より、年間5から6名の新規就農者が出ておりますが、各地に定住して農地管理の担い手となって活躍いただけるものと信じております。

ただ、リタイアする方々の農地を管理するには人材が不足することから、当町出身者のUターンを促進することが必要と考えており、退職後の第2の人生を故郷で生活していただけるよう、新たな施策を考えたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 本町におきましては、農林課の中に農業担い手支援センターがいち早く設置をされ、職員の皆さん方はその業務、特に新規就農者、認定農業者の育成確保に関すること、定住対策に関すること、また集落営農に関すること、観光農業、農家民泊等に関すること等に精力的に活動をされておるところであります。農業担い手支援センターにおける他の指導機関との連携の状況について、お伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、町長の答弁にもありましたように、毎年10名程度の新規就農を目指す農業研修生が来ておるわけですが、それと同時に、新規就農を実際に開始している方々もおられます。そういう方々を、毎月、担い手担当者会議ということで、県の普及部の方、それからJAの方等々含めまして、各研修生等の状況の確認、それから指導方法なりを検討して、皆さんと一緒に新規就農できるようにと、新規就農してもちゃんと食べていけるよという会議を行いながら、今、指導体制をとっております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 農業担い手支援センター創設時期におきましては、JAなり県の皆さん方も、常時ではないにしても、ある程度、毎日のように出勤を、同じテーブルの中ですするという状況もあったわけですが、今日は年間に何回かといいますか、そういった状況の開催で、一堂に会しての協議がなされているように見えております。なかなか、県なりJAが、常時といいますか、月に何回かとか、そういった形で参画しての協議は、現在は難しいという状況になっておるのかどうか、それについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員おっしゃられるように、もう随分前になると思うんですが、常駐する形での指導体制というのをとっておったんですが、今は農林課のほうには常駐はされてはおりません。

しかし、会議は月1度であります、農家の見回り等はそれぞれしていただいております、それを月1度の会議の中で皆さんに報告して、ともに共有するというような形で現在進めております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 本日の読売新聞でございましたが、島根県の発表によりますと、昨年度の新規就農者は近年で最多の173名で、定住と就農を連携させた支援が奏功したと見ているというふうなことが書いてありました。新規就農者の内訳では、自営農業者が48人、営農法人などへの雇用就農が125人あるとされてお

ます。大変、そういった意味では県を挙げて、こういった担い手づくりに邁進されている状況がうかがえるところであります。

本町においても、U・Iターン者を含む新規就農者が17名と、近年、増加傾向にあると思いますが、受け入れ態勢や、将来、地域の担い手となるための条件整備で何が必要であるか、何が足りないか、今後の方向性についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） Uターンで、自分の親が経営しておるところに帰ってくる場合には、農地もありますし機械もあります。そういう面では、何かの更新をする程度で営農活動がすぐできますが、Iターンで来られる方は、農地もなければ機械もありません。

そういった中で新規就農をするとなると大変厳しいことがありますので、今、町のほうの単独事業でも300万、新規就農する場合には300万という資金を補助するという制度もありますし、それから県のほうのがんばる事業という制度を使って県単の補助を受ける。それから、国のほうからは青年就農給付金というものが、最長で5年受けることができます。

ただ、これはおおむね40歳以下の新規就農者でありまして、Iターンで津和野に来られる方の中には50歳近い方、50歳を超えられた方もいらっしゃるというのを感じております。

それから、先ほど町長の答弁も中にも、60歳を過ぎた、仕事をリタイアされて帰られる方を迎え入れたいところではあるんですが、そういう方々も自分の家に機械があるとか、そこが集落営農、法人組織があるとか、そういうところであればいいんですが、個人でそういう営農を始めようとする場合にはなかなか資金がないというところが一つの問題点になっておりまして、この辺の解決策が今から必要ではないかというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 私も農業委員会に参画をさせていただいております。農業委員会としても、今から新規、特にIターンの皆さん方、今、課長が申されましたように、将来就農するための一つの要件として農地の取得ということを考えたときに、一挙に30アールというふうなことなり、20アールを持つというような状況で、新規Iターンの方が思っておられない状況もあるというふうに見ております。これも、今後、農業委員会としても検討し、また、そういったことの対応ができるようなことも考えていかななくてはならないというふうにも感じておるところであります。

いろいろ、今、課長のほうから支援策についてもお示しがあつたように、極力、今後定住ができるようなことでの支援策というものを充実することによって、新規就農の――最近、地域おこし協力隊の皆さん方もあつたり、そういった中で、当面はそういう意

気込み、定住を前提としたことで取り組みがあっても、なかなか定住しづらいというふうなことの払拭を、やはり町としてもやっていく必要があるなというふうに実感をおとるところであります。

また、せっかく入られた方、新規就農者の方々の集まりとして、最近では——これは任意の組織で存在であろうと思いますが——百姓塾が活発に活動されておると聞いております。この状況についてお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、年間4回程度行っております百姓塾は、そういった新規就農を目指す方、それから新規就農者、それから認定農業者も含めまして、集まっているいろいろな体験談を話をしたり、それから先輩の話を聞くとか、そういう会をした後に皆で懇親会を持つということで、それぞれ皆さん悩みを持たれたり、いろんな困ったこととか、そういう相談もその場でできるような会を持っておりまして、大変好評で、最近では50名以上の方が集まるような会になっております。

そういったことを続けることによりまして、定住に向けた安心感といいたしめようか、そういうものが生まれてきておるのではないかなというふうに思っております。この百姓塾は、今後も続けていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 行政主導でなくて、やはり支援といふような形の中でこういった活動がなされることは、本当、意味のあるものではなかろうか。特に新しく当町に入られた方が、不安の中で就農を目指すといひますか、定住を前提に取り組みをされている中で、やはり同じような仲間が一堂に会していろいろと現状を語り、また将来に向かって活動ができるような動きをつくるということは、大変意味のあるものであろうというふうに推測いたします。今後とも、町としても支援方をお願いをしたいと思ひます。

地域の担い手としての要件としては、やはり安定した収益確保と労働力の維持が最低要件と考えます。収益確保のためには水稻の栽培だけでなく、野菜や果樹、畜産等の他の作物との複合経営を行うことが必要であろうと思ひます。そして、年間を通じた所得確保が求められております。

しかし、現実には、所得向上のためには雇用を含めた、特に労働力の確保が困難な状況が見えておるのも、現実の状況であります。

特に、米作を中心とする町内の認定農業者におきましては、生産規模が5ヘクタールから30ヘクタールの方もおられ、その中には、後継者がなく、経営を雇用労働に依存しておる方もおられ、雇用者の高齢化により、今後雇用の確保ができない状況もかいま見られております。長年、地域を守ってきた担い手がリタイアすれば耕作できない農地がふえ、一挙に荒廃が進むことが予測できます。

雇用の確保につきましては、一義的には経営者そのものが行うことが当然ではありませんが、今後のこのような状況を踏まえた対応としては、新規参入者の就業の機会を含めた人材バンク等の設置が、経営を維持するためには必要な時期を迎えておる。労働者の確保対策を講じるものとして、大変喫緊の課題として迫られているということに感じておりますが、このことについての対応なり、また本町には、現在、認定農業者とともに12の農業法人が存在をいたしております。地域農業の中核としての大きな役割を果たしておられますが、農業法人にあっても、労働者の高齢化で、規模拡大はもとより持続的な経営を危ぶまれるところも出てまいりました。今後、労働力の確保のためには、法人間の連携によって労働力の融通と申しますか、こういったことの協議なりが今まで以上に必要と考えますが、このことへの対応なり見解についてお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員の言葉の中に人材バンクというようなお言葉がありました。旧日原ではフロンティア日原という会社で請負業と申しますか、農地を管理していただくという手法をとりながら、町内の農地を管理してきた経緯があります。

ただ、この方法にも、最近は農業機械が大きくなりまして、圃場整備していないところは対応できませんというようなことがありまして、圃場整備していない小さいまちについては請け負いができない状態があります。

法人、一番新しく立ち上がった添谷であります。もう既に後継者を心配しております。新規就農したい人がおったら、ぜひ、うちへ来てもらいたいということでありましたが、空き家を見つけていただければ紹介はできるかもしれないということをお話しておるんですが、その空き家がないということでありまして、今、新規就農を目指す方々も空き家を見つけて入っているわけですが、中心部より離れたところの農地があるようなところの家が空き家が少なくなっておりまして、中心部には空き家はまだまだありますが、農地がついているところの空き家が少なくなっている現状がありまして、その辺も、何とか人が入れるところを確保せんじやならんという悩みも今出てきておるところです。

それから、先ほど町長の答弁にもありましたように、よそへ仕事に出られている方を呼び返して、新たな担い手になっていただくという方法がとれば一番いいと思うんですが、大変難しいことではあるんですが、それぞれの集落のリーダーとなっている方々が目立ってきているようにも思ひまして、ぜひ集落挙げて帰ってこいよという呼びかけをしていただかないと、とうとう、その集落の農地が守られなくなるのではないかと申すふうに思ひますので、町民の方々にも協力をお願いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 特に今、現実的な話として大規模な認定農業者、想像を絶するような経営規模の米作農家もあるわけでありまして。

ただ、側から見ても、一番不安な状況というのが雇用なんです。大型機械を運転するとか操作するとかいうことではなしに、やはり手間としての位置づけの方があれば、当面の間といいますか、ある程度の間はその経営が維持できるが、手間がないとすれば、もう縮小せざるを得ないという現実、これがあるだけに、人材バンクの話をさせていただいたわけであります。

確かにフロンティア日原もあり、当町にはシルバー人材センターも存在するわけですが、やはり身近で、サラリーマンの方であっても、そういった方々が休みの日にはてごができるといいますか、そういった形の協力ができるようなものがあれば、認定農業者の方も安心して、一時的な労働といいますか、専門的な部分ではなくて、てごができるということが、そこへ申し込めば、今度の土曜日、日曜日には当てができるというふうなことを実現できるような対応が必要になってきた段階ではなかろうかなという思いがしておるところであります。

シルバー人材センターも、当然応援はあろうかと思いますが、やはり地域の実情がわかる方々の協力があれば、より雇用するほうにとっても力強いものではなかろうかなという思いがするところでもあります。

今後、いずれにしても、農地を持続的に守るという観点に立てば、何らかの新しい発想のもとで、そういった公に示せるようなものをつくるという動きを切に要望するわけですが、そのことについて見解がございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 雇用での労働力となりますと、例えば若い方であれば年間雇用というのが必要になってきます。そういった場合、どうしても農作業というのは、例えば水稲であれば春の作付と収穫というところで、あとの期間をどう雇用するかという問題がありまして、今12法人ありますが、どこの法人も雇用的な人材確保はしておりません。

その辺を考えると、フロンティア日原が冬場の野菜づくり等が確立してくれば、年間雇用ができる可能性があるかなというふうに見ておりまして、そういった体制づくりも必要ではないかというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 担い手の所得確保のための対応としてはそういったこと、また、専属で就労する方々にとっては、年間を通じた勤め先があるというとは必要であろうかと思いますが、現実問題としてそういったことでなくて、それがあれば一番それは望ましい動きであります。現実を対処する上では、やはり1週間のうちに1日でも応援ができるような受け皿といいますか、そういったこともひとつ今後考えていく必要があるのではなかろうかなというふうな思いでおるわけであります。

一番ふさわしいのは、やはり地域の方々の協力といいますか、特に若い方々の協力がないと集落維持なり農地の維持ができないという現実もあるということでもあります。今後、検討材料にさせていただきたいなと思っております。

法人が他地区に比べれば多い地域であるわけですが、先ほどありましたように、法人の中にあってもなかなか雇用が難しい状況も出てまいっております。そういった中で、法人の規模も違いますので、大規模の経営をされておる法人には、やはり労働力の融通といいますか、そういったことも、今後、法人間で、協議の中で、ひとつ取り組みがなされるような動きも、支援センターとしても検討するというふうなことも必要であろうというふうに思っておりますし、幸いにも、わくわくつわの協同組合といったような法人を束ねるような組織もでき上がっておりますので、今後そういったことでの協議といいますか、それも町も入りながら、検討の一つの材料にさせていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

関連をいたしますが、我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にあります。このような中、食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能を将来にわたって発揮させるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整える必要がございます。

そのために、生産効率を高めるための農地の大区画化・汎用化や農業経営基盤強化のための畑地かんがい等、農業の生産基盤整備が重要であります。

今年度より本町の奥ヶ野区と堤田地区が本事業を導入し、農地の大区画化と汎用化に取り組むことになりました。この両地区は担い手への農地の集積率が高く、圃場整備事業による地元負担は、国からの上乗せ補助によりまして実質的に負担金がなく実施できる見通しであると聞いております。

このような状況を踏まえまして、町内他の地区へも事業内容を周知し、取り組みを促進させることが肝要であると考えますが、このことについての見解をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農業競争力強化基盤整備事業への取り組みについて、お答えをさせていただきます。

県営圃場整備事業（農業競争力強化基盤整備事業）の負担割合といたしまして、国が55%、県が27.5%、町が10%、農地所有者が7.5%となっております。しかし、担い手の経営農用地面積の割合、いわゆる集積率が85%以上となった場合には、事業費の7.5%が助成される制度が組まれておりますので、実質農地所有者への負担がなくなります。

ただ、事業対象となるための条件に、担い手の集積率が50%以上であること、受益面積が10ヘクタール以上であること、農事組合法人等がない場合には特定農業法人等が育成されることとなっております。

今年度より事業開始となる2地区については、いずれも農事組合法人があり、事業完了後も担い手が存在する地域となっております。担い手への集積率も85%以上期待でき、両地区とも問題はないものと考え、事業を推進してまいりました。

このような条件があることから、まずは農事組合法人が存在する地区が対象となるため、今後は津和野町法人連絡協議会等で当事業を周知しながら、地域での話し合いを重ねていただき、将来計画を立てていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 御回答ありましたように、本事業の採択要件としては、事業完了時に受益面積に占める担い手の経営農用地面積の割合が50%以上、受益面積が10ヘクタール以上あること、担い手の経営農用地が事業前に比べ一定以上面的に集約すること等が示されております。

こういったことの中で、本町の現状における担い手への農用地の集積率は幾らか、これについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 担い手の集積率については、ちょっと数字のほうを持ち合わせておりませんので、今、御回答をすることができません。申しわけございません。

○議長（沖田 守君） 8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 認定農業者なり農業法人が担い手であり、中間管理機構等のお世話になって土地を集積する対象にあるというふうに思います。津和野町の場合はかなりのところが、今、集積をしている現状ではなかろうかなと推測はいたしておるところであります。

こういった新たな事業が、国のほうでも対応されてきたということでもあります。そういったことは、やはり従来の米作中心の経営では農業者の所得は向上できない。安定した所得を上げるためには、年間を通じたことを、農業を変えていかななくてはならないというふうなことで本事業も進められようとしております。話を聞くところによりますと、最近になりますと、もう県でも相当数のところが申請手続をされているようにも聞いておるものであります。

事業導入に当たっては、農業生産性の向上などの事業の本来目的を踏まえた上で検討を進めることが重要であるとされております。できるだけ早い段階から、農家や地域住民の参加を促し、将来の維持管理を含めた地域合意を形成することが必要であるとされております。

そういったことの中で対象地域は、ある面、限定をされるものと思います。今後の団地としての面積は10ヘクタール以上というふうなことの要件がありますので、地域は

限定される中で、それと同時に、この事業導入のためには相当の準備なり調整期間を要するものと考えております。

先ほど回答ありましたように、法人を中心とした中での協議もしていくというふうなことのお話もありました。今後における地域を、現在、対象地域をどのように、何地区、こういったことが可能であるか、そういったことについて町として考えておられるかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほどからもありますように、10ヘク以上の受益面積が必要となりますので、どうしてもその面積を確保できる地区なり法人組織でないと、この事業に着手はできないということになりますので、町長の答弁にもありましたように、まずは農事組合法人が結成されている地区をまず当たってみて、そういう——第2圃場整備という言い方をしているんですが——第2圃場整備が必要な地区があれば、その地区の方々に協議をいただいて、その希望があるかないかを検討いただくということを進めていきたいというふうに思っています。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） この事業の導入の要件の中には、要綱を見ますと、圃場整備完成後においては、全体面積の10%以上の高収益作物の作付を必要というふうなことであります。

奥ヶ野、堤田地区は、それも想定をしながら事業を取り組まれようとしておりますが、この両地区の高収益作物への対応をどのようにされておるのか、また今後を含めて、町としてどのような作物をそういったところに振興していかれるのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 国のほうも米づくりだけに、一本でいくんではなくて、違う畑作を取り入れるようにというのは、この条件になっておまして、両地区とも——現在のところですが、今からまた変わるかもしれませんが——アスパラの生産に取り組みたいというふうなことを聞いております。

ただ、これは圃場整備完了後に取り組むこととなりますので、その間にまた別の作物が見つければそういう方向も考えられるかもしれないというところではありますが、現在のところはそういうふうな作物を考えられております。

町としましても、こういう圃場整備をするからそういうものに取り組むというんではなくて、米一本ではなくて、畑作に切りかえていきたいと思いますということを、現在いろいろな方面から進めておまして、それに見合う高収益作物が何であるとか、それから必要な野菜類は何であるかというのを、今後はまち・ひと・しごとの事業等で検討しながら生産、それから出荷までの一連の流れをつくっていききたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 農業関係、2項目について質問をさせていただきました。特に、担い手づくりなり雇用面で大変な状況にある本町であるという認識の中で、今後の対応、担当課としても関係機関と連携しながら一層取り組んでいただきたい。地域に理解されるような動きをつくって、どうにか高齢化の中で農地が守られるような対応になればというふうな思いでおるわけであります。

また片方では、集積率の高いところ、85%以上の集積をしている法人等においては、新たな動きで、やはりこの津和野町の農業の一つのモデルになっていただけるように、町としても、今後一層の支援をいただきたいなと思っております。

以上で、質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 以上で、8番、御手洗剛君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時35分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続きまして、一般質問を続けます。

発言順序10、10番、京村まゆみ君。

○議員（10番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、私の一般質問を始めます。2項目、質問いたします。

まず、1項目めです。津和野町公共施設総合管理計画について質問いたします。

3月末に示されたこの計画の対象となる全体の施設数は幾らでしょうか。

計画によると、整備から30年以上経過した施設が全体の46%を超え、このまま全ての施設を40年間保有し続ける場合の経費は年平均9億円となり、公共施設総量の縮減が必要とあります。また、道路、橋梁、下水道などインフラについては、現状の2.2倍の経費が必要となると衝撃の数字が示されております。

歳入減少が見込まれる中で、ケーブルテレビ更新、山村開発センターの問題、庁舎問題、給食センター等々、津和野町総合振興計画や中期財政計画などと照らして、集約、廃止、民間委託などの具体的な案があるかどうかを伺います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野町公共施設等総合管理計画についてでございます。

平成29年3月に公共施設等総合管理計画を議会全員協議会にて報告をさせていただいたところであります。この計画の中で対象としている公共施設等は、小中学校等の学校教育系施設、町民文化系施設、町営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設など、

広く町民に利用される公共施設（公共建築物）、及び道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラ等であります。そのうち、公共施設（公共建築物）は196施設（361棟）を対象としております。

二つ目の御質問であります。公共施設等総合管理計画では、公共施設及びインフラについて、人口減少に伴う歳入減少が見込まれ、必要な財源を確保することが困難になるため、このまま施設を維持し、インフラを更新し続けることが難しくなり、今後10年で延べ床面積ベースについて、約10%程度縮減することを目指しています。

現段階で、集約、廃止、民間委託などの具体的な計画は、丁議員にお答えしたようにございません。

今後の具体的な取り組みは、個別施設の更新状況を整理しながら、広く意見を聞く場を設け、公共施設の適正化を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 昨日、同じ質問をなさった同僚議員がおられますので重なるところもあるかと思いますが、昨日の答弁と同様で、具体的な計画は今のところはないということであります。

この計画の41ページには、この計画の実行計画、アクションプランを策定して、それを踏まえて再編、新設、更新、大規模改修を行うとあります。また、公共施設整備事前協議制度を導入するとも書かれてありました。

一方で、このたびの補正予算案に津和野庁舎基本構想策定委託費356万円が提案されております。また、昨日、板垣議員の質問の答弁の中で、山村開発センターの問題も、庁舎の問題、あり方と関連が生じる可能性があるから、並行して検討するとおっしゃいました。確かに喫緊の課題で、これに着手するということがは必要に迫られてのことと理解いたします。けれども、今後10年間で延べ床面積10%縮減を目指すという目標が掲げられたこの計画からすれば、庁舎問題やセンターの問題を個別施設の計画とせず、アクションプランの一部として計画をつくっていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） これからアクションプラン等をつくっていくわけですが、すけれども、このたびの計画の数多くの施設の中で、今喫緊に重要な課題になっている、しかも一番重要で大きな施設ということ、これが庁舎であろうかというふうに思っております。まず、この庁舎の方針が決まることで、その他の施設等の活用の方針というものも決まってくるというふうにも考えているところでございます。

そうした中で、まずは庁舎をどうするのかということを第一に考えながら、一方で山村開発センターというものが、現実として町民の皆さんに、現在御迷惑をおかけしている、そういう状況でもございますので、それとの整合性をどうとっていくかということと、それから、にぎわい創出の関係で、一部、山村開発センターの図書館、それから集

会所になり得るようなもの、そういうものは現在のこの創出事業のほうに進めてもいるところでありますので、そうしたところとの整合性というところであります。

いずれにいたしましても、やはりこの庁舎の問題というのが固まってこない、どうしてもその他の施設等々についても、なかなか検討が難しいという側面もございますので、そういう状況の中で進めていきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） そういう意味からすれば、この庁舎の問題を先に向づけて、それがアクションプランの基本になるというふうに考えてもいいのかなというふうに今感じました。

特に私が危惧するのはインフラ整備のほうについてですが、現状で年間3.7億円がかかっていると言われる維持管理費、更新費が、今後40年間、このまま全てを維持すれば年間8億円で現状の2.2倍もの経費がかかっていくということであります。

ただ、インフラというものは必要最低限、文化生活をするために、そこに町民が住む限りは縮減は非常に難しいとも思います。だからこそ、これからの10年間を見ながら、どういう町の形をつくっていきたいか、町民が幸せを感じられる町として維持していけるのか、その方向づけをした上で、個別の計画をしていくべきだとも考えます。何と何を合わせるかとか、今、県も小さな拠点づくりということを推し進めようとしていますが、そういうこととあわせて民間に委託するとかPFI方式などなど、この計画の中にもそういうことも書かれておりますが、私が文教の委員会で以前、下水道について調べたときに、下水道をこのまま進めるかどうかということでアンケートをとるということでした。今回、70%以下の加入しか見込まれないということで、そこをもう一度検討するということでしたが、以前、清水センターを見に行ったときに、今ある浄水施設が、一時期だけ加入率が高くなって加入する量がふえると、もう一基新設しないと賄えないということを知りまして、それがそのまま2基目をつくって、ずっとそれだけの量を処理しなければならないのなら必要かもしれませんが、また人口も減って行って利用する人が減っていくということが考えられる中で、2基目を建設しなければいけないものなのかどうかというところをひとつ伺いしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（和田 京三君） 昨日、板垣議員さんにも御回答したように、下水道につきましては、今、計画の段階のものが数カ所ございます。そういった部分のところについて、今後の計画をつくっていかなくてはいけないということでアンケート調査をさせていただきました。その結果、70%以下ということでございますので、今後の見直しが必要になってくるということでございます。

先ほど議員さんのほうからありました清水センターにつきましては、全ての計画区域を実施した場合に、清水センターにもう一基の浄水場を設置しなくてはいけないという状況にあります。今後検討して、高田、喜時雨、大蔭、それから門林等をどのようにし

ていくかによって、清水センターにもう一基、浄水場を設置しなくてはいけないかどうかを検討していく形になろうかと思えます。

それと、昨日も回答しましたように、現在、津和野地区の加入率が51.1%という中で、想定の部分については、これが100%近く加入をした段階での浄化槽の設置というのを想定しておりますので、現在51.1%ということでございますので、清水センターに新たに浄水場を設置するということは、今のところ検討課題ということでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 下水道を整備したところについては、できるだけ加入率を上げていこうという努力をしてくれということ、ずっと議会としても言っているわけですが、そのことによって、またもう一基新しいものをつくらねばならないというのは、何ともやるせないというか、困ったことだなというふうに思えます。ぜひ、さまざま検討をなさって、今後どういう方向がいいのか、下水道については特に慎重に判断していただき、浄化槽設置を推進していくということも、一つ方法ではないかなと思えます。

この実施計画についても広く意見を聞くということも大切ですが、それぞれの施設のランニングコストや人口減少など考えれば、大変急がねばならないように感じます。実施計画の早期策定を重ねてお願いして、次の質問に移ります。

二つ目の質問として、子育て支援策と財源確保についてです。

皆さん御承知ではありますが、現在1億2,800万人の日本の総人口は、2060年には8,600万人まで減ると言われています。現在、2.2人で1人の高齢者を支えています。40年後には1.2人で1人を支えなければならないという試算が出ております。そういう時代を生きていかねばならない若者世代のために持続可能な仕組みをつくるのが、私たちの責任であるとも考えます。

我が町もさまざまな支援策を講じておりますが、さらなる子育て支援を考えなければならないときではないかと思えます。厳しい町財政の中ではありますが、財源確保のための施策はあるはず。そこで5点質問いたします。

まず、第2子半額、第3子以降無料の保育料軽減策は、保護者にとって大変ありがたい制度であります。また、子育て支援センター利用者は、町内外関係なく無料で利用ができます。その一方で、家庭で子育てをしている人が一時預かり保育を利用する場合は、1日に給食費を含めておおよそ2,000円程度の負担が必要であります。これを見直すべきではないでしょうか。

2点目として、念願のファミリーサポートセンターが設立されました。登録、利用状況を教えてください。

3点目、近隣市町村では公立保育所の民営化が進みました。公立保育所のままで運営する場合と、民間運営になったときの国や県からの補助や給付金はどのように違うので

しょうか。具体的に、木部保育園と直地保育園の運営に係る町の負担はどのように変わったかを教えてください。

4点目として、日原保育所の施設改修や新設を望む声を聞きます。公立保育所の施設改修、新設の補助金はあるのでしょうか。

5点目、大学進学に対する給付制度を新設してはいかがでしょうか。

以上、5点について質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、子育て支援策と財源確保についてお答えをさせていただきます。

一時的保育事業につきましては、公立の保育所では、町内に住所を有する児童の場合、4時間以内800円、4時間以上1,600円となっていて、給食が必要であれば、3歳未満であれば400円、3歳児以上であれば300円の加算となっております。なお、民間の保育所の場合は各園で決定することとなっております。

昨年度の公立3園での一時的保育として預かった児童数は31人、利用日数は136日でありましたが、保育所の保育士の配置人数は各年齢の児童数により定められており、一時的保育の申し込みにより定数を超える場合など、急遽パート職員を雇用して対応している状況となっております。

利用料につきましても、益田市と比較しても100円から300円程度安く設定されており、厳しい財政状況からも、現在のところ見直しは困難と考えております。

二つ目の御質問であります。本年4月より開設したつわのファミリーサポートセンターの登録状況は、子育ての援助を受けたい「おねがい会員」は7件、子育ての援助をする「まかせて会員」は5件となっております。利用状況としては、現在のところ降園後の預かり1件となっております。

「まかせて会員」5件中4件が日原地域の方の登録のため、今後、津和野地域で依頼があった場合の対応ができるよう、民生委員等を通じて町民の皆様へ会員登録のお願いをしているところであります。あわせて、今後も広報等で広く登録を呼びかけていきたいと考えております。

三つ目の御質問でございますが、現在、益田市においては保育所数29カ所中1カ所は指定管理ではありますが、運営は全てが民間事業者であり、吉賀町におきましても僻地保育所を除きまして、保育所4カ所全てが民間事業者となっている状況であります。

保育所における国や県単の事業補助金につきましては、多くの事業があるわけですが、公立保育所が利用できないものも幾つかあるという程度の違いとなっております。

保育給付費につきましては、民間事業者には園児数等の規定に沿って、町を經由して支払われますが、公立の場合は支払われないこととなっております。

具体的に、昨年度の木部さとやま保育園と直地保育園が民営化されたことによる町の負担についてですが、平成27年度の町の決算において、木部保育園と直地児童館には、

人件費を含む施設費の合計6,831万9,826円を支出しておりますが、昨年度、木部さとやま保育園と直地保育園に支払われた保育給付費は、合計で5,158万5,310円となっており、この4分の1が町の負担となっております。

四つ目の御質問であります。日原保育園につきましては、昭和47年3月に建設されており、既に45年を経過しているところでございます。これまでも大規模改修等により修繕を何度か繰り返してまいりましたが、最近においても給水やエレベーター等に修理を必要とする部分があり、改修について検討しているところでございます。

御質問についてであります。公立保育所の場合は新築であれ改修であれ、国の補助は現状においては全くなく、町の予算で賄うしかない現状となっております。

五つ目の御質問でございます。議員御提案の大学進学に対する給付制度の新設については、さらなる子育て支援策として有効であると思っておりますが、新たな歳出の増加を伴うものであり、財政面から慎重にならざるを得ないと考えております。

本年2月29日開催の議会総務委員会において、平成33年度までの本町の中期財政計画をお示ししておりますので、御参照いただければ幸いです。この中で、仮に大学進学給付を新設した場合の歳出の項目に該当する補助費等は、平成27年度の実績値13億6,142万5,000円に対して、平成33年度10億5,116万1,000円まで減額をさせる計画です。この数字を達成することにより、平成33年度の経常収支比率は89.6%となります。

こうした状況にありますので、現時点で大学進学の給付制度を新設することについては、趣旨は十分にわかるものの、慎重にならざるを得ないことを御理解をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 順番に再質問していきます。

まず、一時預かりについてですけれども、なかなか現状を見直すことは困難だということでしたが、子育て支援センターの財源と一時預かり保育事業の財源には、国や県の補助金があるかないかを、まずお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 子育て支援センターにつきましても、一時預かりにつきましても、国、県の事業によって補助金があります。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 何分の何とか、そういうことはわかりますか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず、支援センターにつきましても、支援センターにつきましてもは国3分の1、県3分の1、市町村負担3分の1ということで、現在、津和野町子育て支援センターを運営しているところであります。

一時預かりにつきましては、これは一時預かりをしている保育所によって違うところがありますが、まず国、県の3分の1ずつ入りました子ども・子育て支援交付金というのがあります。これにつきましては、保育士の専任配置をしているという保育所につきまして該当するということでありまして、現在、町内でありましたら日原保育園、青原保育園のほうで一時預かりの補助金をいただいております。

それから、それ以外に保育所につきましては、今度は県単の事業がありまして、しまねすくすく子育て支援事業、いわゆる「しますく」というやつですが、これで国の事業が該当しない部分につきましては補助金があるということで、これは金額的には利用日数とか子供の数とかは関係なく、1事業所につき6万3,000円ということでありまして、28年度の実績として畑迫保育園と幼稚園がもらっておるということになっております。

それから、あわせまして小規模保育事業の事業所が、今、町内に3カ所あるところがありますが、こちらにつきましては国の補助金はありませんで、「しますく」のほうにも該当がしないということでありました。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今の話聞いて、子育て支援センターは国と県と町が3分の1ずつということですが、今年度の予算を見れば956万ついているので、当初予算が、単純計算して300万円ぐらいが町が負担している支援センターの金額ということだと思います。これは基本は無料で利用しています、利用者は。しかも、町外からの利用者もとても多いそうですが、その方々も町民の利用者と同じく無料です。

先ほどの一時預かり事業については、金額が県単でとっている「しますく」だと6万3,000円ということでしたけども、国と県が3分の1ずつの——ちょっと金額がはっきりわかりませんが——補助もあるというふうに理解させてもらって考えたときに、保育園は保育園で第2子半額、第3子以降無料、その上に今は給食も完全給食となり、米飯も給食として出ます。

その中で、家庭で子供に向き合って育てるという人に対する支援を、もう少し町として後押ししてもらえないかなというのが私の思いです。ただ、お金の面で全て無料にしろとかそういうことではなくて、この町に住んで、家庭で四六時中、子供と向き合っている母親に、例えば月に1回でも保育園に預けていいですよ、それは自分の息抜きのために預けていいですよみたいなことを保障してもらおうと、親の気持ちが楽になるというか、家庭で子育てすることを津和野町は支援していますよというような姿勢を見せてもらえると喜ばれるんじゃないかなという思いがしています。

昨年度の公立保育園での一時預かりが、先ほどの答弁で136日ということでした。これ単純に2,000円で計算しても27万2,000円で、民間が同じぐらいやっただと多く見積もっても50万円ほどの収入です。逆に、多分、保育士を急に雇うという

ことのほうが問題なのだろうとは思いますが、例えば子育て支援センターの運営の中に一時預かり事業を組み込んだりということできないのかなというのが1点。職員の勤務体制も細かく把握していないので、ちょっとその辺ができるかできないかもわかりませんが、国、県の補助があるということですので、そういうことを考えるということができないかを伺いたいと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） まず最初に、一応実績的に一時預かりのほうを、町のほうの27年度実績事業費は105万9,000円でありました。

それともう一つ、済みません、訂正させてほしいんですが、小規模保育事業につきましては一時預かりの補助金がないと申し上げましたが、小規模保育事業所でありまして利用者数が定員内であれば1人当たり2,100円の助成があるということになっておるそうです。

それから、支援センターにつきまして一時預かりをしてはどうかということでありましたが、あくまでも支援センターは保育所ではありませんので、保育士の配置人数とかも決まっておるわけではありません。または、保育士の資格の無資格の方がそこで働いておられても何の問題がないということになりますので、そういうことになると安全安心という面におきましては、支援センターで一時預かりというのは難しいかなという気持ちもするところでもあります。

それとあと、2,000円が高いか安いかわという問題があたりかと思いますが、町長の答弁のほうにもありましたが、益田市と比較してもそれは安いでありますので、妥当な線ではないかなというところでお答えをしておきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 2,000円が高いか安いかわというところでいえば、保育料の場合は前年度の町民税によって支払う保育料が決まります。だから、保育料が高い人にとっては安いかもしれないけど、例えばすごい低い金額に保育料が設定される家庭にとっては、二、三日、保育園に預かり保育で入れれば、もう1カ月分の保育料とかわらないみたいな人もおられるかもしれませんし。2子、3子も2,000円、例えば1歳児とゼロ歳児を2人預けて、お母さんが熱が出てといたら2日で8,000円で、それが高いか安いかわということになれば、私は高いと思います。

プラスそれを負担することは、必要だから預けますということでもいいんですけど、町として保育園に入る子に対してはいろんな支援をしている、第2子半額、第3子以降無料。でも、保育園に入れずに、まだ家庭で子供を見ている人も何か支援していますよという姿勢を見せるということが、親にとってはうれしい安心につながるというところでの提案ですので、そのようにしていただければなと思います。

もう一つ、次のファミリーサポートセンターについてですが、以前このことについて説明を婦人団体のところでしていただきましたが、もしも預かってけがをさせたときと

かが一番心配だという声が多かったです。それについて、加入の保険と補償内容をお知らせください。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 現在、ファミリーサポートセンター、今年度から開所できたところでございますが、これについての保険ですが、この保険というものが、全国的に共通に一般財団法人女性労働協会というところが実施されております地域子育て支援補償保険というのがあります。ほとんどのファミリーサポートセンターが、この保険に入っておられるということを伺っておるところでございます。

補償内容につきましては、依頼する子供の傷害保険ということで、これは子供さんの保険になります。死亡保険が300万円、それから入院保険金が1日3,000円、手術保険が3,000円、通院保険が2,000円ということになっております。それから、サービス提供会員傷害保険ということで、これは「まかせて会員」のほうになりますけれども、これにつきましては死亡保険金が500万円、入院保険金が3,000円、手術保険金が3,000円ということになっております。その他、損害賠償保険もあわせて掛けております。これについては、ものによりまして金額が違ってはおりますが、通常の対物補償2億円であるとか、訴訟対応費用は1,000万円であるとかというところの保険に入っております。

また、あわせて、これとは別にお見舞金制度というのがありまして、この保険の対象にならない部分におきましても、ちょっとけがをしたというようなことがありましたときには、物によりましてお見舞金が1,000円から最高3万円まで出るようなものにも入っておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 今の損害賠償のほうはしっかりついているのならば、その辺もあわせて、まだまだ周知が行き届いていないと思いますので、ぜひその補償内容、加入保険のこととかもあわせて周知していただきたいなと思います。

次の三つ目の質問についてですが、木部と直地の保育園の27年度の決算額が6,831万円ほどの支出だったということで、28年度の保育給付費が5,158万円で、そのうちの4分の1が町の負担という答弁いただきました。これを単純に5,158万円のうちの4分の1が町の負担ということになると、1,289万円が町の負担で、その前の年の27年度の6,800万というのを考えると、町の負担が6分の1ぐらいということに計算ができるんですけど、そういう計算をしていいものでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 実質的なお金の出入りにつきましては、そういうことにはなりますが、ただし公立の保育所の場合は、公立の保育所の園児数等によりまして、交付税にお金が算入されておることであることとありますので、その金額がはっきりしてはおりませんが、その部分がなくなるということになります。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 民間になったことで財源内訳がはっきり見えてきて、公立の保育園と比較ができると思うんですけども。この公立保育園については一般財源化されていて、幾ら入っているかわからないということではありましたが、無理を言って財政のほうで計算を出していただいて、28年度に公立保育園として保育園運営に係る交付税として8,740万ぐらいが入っているということでした。昨日、三浦議員の質問に対して、その公立保育園の運営費の中に職員の給与部分も算入されているという旨の答弁がありましたが、そこはそれでよいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 交付税というのは、なかなか厄介な算出方法になっておりまして、単純に言えば基準財政需要額、これは一般の行政を執行するために行う一般財源、それから税収の75%に譲与税等を加えた基準財政収入額、この差額が地方交付税でございます。

その中の基準財政需要額というのは、また単位費用といいまして国が定めた単価、例えば道路でいいますと1キロ当たりの金額に測定単位、津和野町でいえば人口であるとか学級数であるとか道路の延長面積とかいったものでございます。それにあらゆる補正係数、例えば道路でいいますと都市部の道路と、こういう村部の道路を比較した場合は、都市部のほうは交通量が多いので道路部分が早く消耗するというので、道路維持費がかなりかかってくるということで、その補正係数は高くなります。津和野町のようなところでは、同じ面積であっても道路交通の少なさからいえば道路維持費がそんなにかからないということで、そこで多少、都市部と比べたら補正係数が低くなると。その三つを掛け合わせたものが基準財政需要額でありまして、そのうちの先ほど申し上げました単位費用、これは国が決めた単価でございます。保育所でいったら標準的な財政規模10万人当たりの人口として計算されております。その中で保育所の職員の給料、あるいは保育所を運営する経費を国が計算した中で一般財源を算出したのが単位費用となっておりますので、津和野町の交付税の中に幾ら職員分の給料が入っているかというのは、計算をすることはできませんけれど、国から言わせれば単位費用で計算しているので地方交付税の措置をしているという言い分になっているところでございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） わかりませんが、でもありがとうございます。

28年度の当初予算で公立保育園の施設に係る予算が1億5,500万円でした。今の28年度の普通交付税に算入されているという保育園分の8,740万を引くと6,750万円ほど、交付されてはいないけども、自腹を切って運営しているというような形になるのかな——単純に計算してですよ——思います。

ただ、この中に例えば1,000万円保育料が入っているとすると、それを引くということになれば5,500万円ぐらいなのかなと思いますが、それが5,000万にして

も、毎年、それを津和野町は公立の保育園を通じて子育て支援に投入していると同じことだと私は思います。その公立保育園を民間に委託するということは子育て支援の形を変えるということで、町財政の健全化に寄与することは一目瞭然であると思います。だから、近隣の市町村は早くから民営化に着手したのではないのでしょうか。

また、先ほど4番目の質問の日原保育園の改修費について、公立保育園に対する補助がないということを言われましたが、もう築45年経過して、日原保育園は本当に大規模改修も何回かしているにもかかわらず、今もあちこち改修が必要な状況だと伺っています。

先ほど1項目めの質問でも述べましたが、公共施設の総合管理計画の実行計画の中に、この保育園の民営化というものも位置づけて、民間委託という方法をとって補助金を活用しながら、庁舎とかセンターと一緒に考えていくということもあり得ると思います。

もう一つ、民営化についての三浦議員に答えられたところで、委託先をつわの清流会ということを中心に考えておられるようですが、そこも限定せずに、町外でも実績のある保育園を運営しておられるところでやる気のあるところが手を挙げてくれるかもしれませんので、そういうことも考えていただいたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） いわゆる財政支出の問題であります、この保育園にかかわるというところであります。先ほど副町長からも説明がありましたように、なかなか交付税の計算式というのは非常に難しく複雑でということで、はっきりどのぐらいいただいているかというのがわからないわけであります。

ただ、そうはいうてもということで、今回の後質問を受けて、僕のほうも財政のほうへ、大体でいいからということで、財政の勤も入れていいからというようなところで、先ほど言いました6,831万、このうちのどのぐらい交付税が入っていると思うかというような、財政にもう一度計算をしてもらいましたら、大体ですけれどもといったところの前提ですが、2,600から2,800万ぐらいじゃないかというようなことを回答としてもらったといったところでございます。

ですから、単純に計算して、その差し引きの部分と、あと保育料を引いた部分というのが町の本当の持ち出し分ということになるかと思います。それでも、先ほどの4分の1の町負担分の約1,300万、これから比べても町財政に与える影響は、やはり公立よりも民営化で運営をしたほうが非常にいいということは言えることは、これは御指摘のとおりであろうかというふうに思っております。

それから、公立保育所が施設を改修するに当たって補助金がないというところでありますが、これも国の制度というのがいろいろ変わるので、また時代がかわったら、今は全国的には待機児童等の問題もあつたりしますから、場合によっては公立のそうした保育園施設の改修にも補助金という時代になるかもしれません。

ただ、そんなことは想像しながらやるわけにはいきませんし、この数年の国の動きとしても、保育園というのは民営という部分を重点的に考えてきたということが言えると思うし、そうした中で、これからも町も、三浦議員にもお答えをしたように、いわゆる定員管理の職員の問題、そういうものも抱えておりますので、総合的に考えるならば、やはりこの保育園を民営化をさらにしていくということを我々としても検討していかなきゃならない。それは役場全体として、職員労働組合との交渉も含めてということになります。しっかり理解をしていけるように努力もしながら、やはりそういう時代になってきているのではないだろうかということも私自身も受けとめているところでもあります。

実際、もっと具体的に言いますと、あさって、年に定期的に職員労働組合とのいろいろ交渉をするわけでありまして、それを行いますので、そのときにまたこういう話題も出しながら、お互いが考えるという場も持っていきたいというふうに考えているところでもあります。

それから、民間としての受け皿というのが社会福祉法人つわの清流会、これまでの経過がありますので、そういう中で、やはり清流会を無視しては今後も進められないという思いで、三浦議員の回答にもそういうことを盛り込んでおります。

ただ、三浦議員の回答にはこのように書いておるわけですが、つわの清流会とともに「その他受け皿となり得る民間との調整」、これは京村議員がおっしゃったようなことを想定してということでありまして、そのほかにも民間のそういう受け皿となり得る組織というのはございますので、そういうことも当然選択肢に入れながら、これからは考えていきたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 町長には、その職員組合との交渉など、いろいろ重たい部分もあるとは思いますが、私も何年か前に、この民営化という質問をしたことがあります。そのときにも職員組合との交渉ということを言われて、それから、もう何年も過ぎました。これだけ先行き不安なさまざまな状況を提示されている中で、逆に職員の皆さんを守ることもなると私は思います。保育士として誇りを持って働いておられる職員の方のことが一番ひっかかることではないかとは思いますが、昨年、二つの園を民営化した折に派遣職員という形をとられました。そういう方法も過渡期においてはあろうかと思っておりますので、そういうことも提示しながら、ぜひこれを前向きに進めていただきたいと思います。

そして、民営化によって浮いた財源の一部で、今の一時預かり保育とか、例えば大学進学への給付制度なんかにしても可能になってくるのではないかと思います。特に我が町のように周辺に大学がない、どうしても家庭を離れて生活をしなければならない、国公立の大学に行ったとしても、生活費と学費と合わせれば150万、200万、年間かかる。私立にすれば本当にもっともっとかかって、それが1人ならいいけれども、2人、

3人、産めよふやせよと言っている町ですので、ぜひその辺を、特にそういうところの支援もしていただきたいと思いますが、再度その辺についていかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大学生と申しますか、そうしたものへの給付のことでございますけれども、最初の回答にもお話をしておりますように、こういうものを始めてしまうと、これは経常経費になるというところでやめることができなくて、毎年毎年の必要経費になってしまうといったところでありまして。それが、要は財政指標としては常々実質公債比率というのを申しますけれども、やはりもう一つ重要な指標として経常収支比率がございます。これが90%を超えないようにということで、日ごろ努力をするわけでありまして。今後、中期財政計画の中でそれを達成していくためには、補助費等が、27年度の実績で13億6,000万のものを、平成33年度には10億5,000万まで、約3億円、今よりもどこかを削っていかなきゃならないという、そういう状況であります。そういう中で、大きな金額ではなくても、こういう経常経費になるというのは非常に慎重にならざるを得ないということ、何とぞ御理解をいただきたいと。趣旨は、当然よく理解しているつもりでございます。

それともう一つは、国のほうもこの2018年度から、いわゆる給付型奨学金というのを始めるというような計画もあるというふうに聞いております。これは住民税の非課税世帯で、1学年2万人ということですから、全ての国民が該当になるというそういうものではないわけでありまして。しかし、こうした大学生というものに対してのこれまで制度というのがなかっただけに、大きな一歩だというふうに思っております。

また、安倍総理も施政方針では、この教育の無償化ということに——憲法改正と絡めてという話も出ておりますが——強く、このほうに力を入れていきたいというようなことも出されておりますので、そうした面で今後この給付型奨学金が始まって、さらに大学生へのどういう制度というのが出てくるかということ、これは大きな期待を持ちながら、私自身も見つめているといった状況であります。

そうした国の動向等も鑑みながら、町としてもできることは考えてみたいと思いますが、財政との絡みの中で、現在においては慎重にならざるを得ないということで御了解をいただければと思っております。

○議長（沖田 守君） 京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 国のほうもそういう制度を設け始めたというところですので、なおさら津和野町は子育て支援を進めていくんだという姿勢を見せるということも、また大事だと思います。町長言われるように、経常費用になってくるといことは本当に考えていかねばならないことではあります。

しかし、先般2日に厚生労働省が発表した人口統計などによると、1人の女性が生涯に産む子供の数、合計特殊出生率が2年ぶりにマイナスとなり1.44人になったというふうに発表されました。この産まれる子供の人数が、冒頭お話しした高齢者を支える

人数に直結していきます。少子化問題にもがっぷり取り組んでスピード感を持っていた
だくようお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 以上、10番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで、2時5分まで休憩といたします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

今定例会最後の発言者、発言順序11、5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 5番、草田吉丸でございます。それでは、通告に従い
まして一般質問をいたします。よろしく願いをいたします。

1点目でございますが、林業施策について。

津和野町の林業施策は、地域おこし協力隊を中心に自伐型林業の推進、また、平成2
8年に制定されました美しい森林（もり）づくり条例による森林整備やバイオマスガ
ス発電を主体とした再生エネルギーによる地域再生計画等、山林が90%以上を占める
本町にとっては大変重要な取り組みであります。これらの林業施策を推進していくため
には幾つかの課題もあります。

その一つが、長引く木材価格の低迷などの影響で山林所有者の山離れが進み、山林管
理を放棄した持ち主や、相続登記が更新されないまま境界や場所がわからなくなった持
ち主が増加していることでもあります。特に不在地主については連絡もとりにくく、整
備計画の作成にも支障を来すことになると思われま。

このことは、現在進められております地籍調査の境界確認においても多大な労力を必
要とします。先般示されました林地台帳整備、航空レーザ計測と森林資源量の調査は、
これらの林業施策推進のために大いに活用できる調査事業と思われま。そこで、次の
点について伺います。

1点目でございますが、山林の固定資産税徴収状況と不在地主の状況について。

2点目でございますが、山林管理を放棄した不在地主や相続人のおられない方等、希望
者からの寄附及び譲渡を募集し、町有財産化する取り組みについて検討されてはいか
が伺います。

3点目でございますが、先般の全員協議会で示された航空レーザ計測と森林資源解析調
査について、その概要と活用について、お伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、草田議員の御質問にお答えをさせていた
だきます。

林業施策についてでございます。

町面積の90%以上を占める森林の整備と活用については幾つかの課題があります
が、それらを一つずつ解決していくことで、雇用の創出やU I ターン者の定住化、再生
可能エネルギーとして活用することなどにより、地域再生への道が開けるものと考えて
おります。

まず、御質問の1についてですが、固定資産税のうち、山林部分だけを抽出すること
は大変困難ですが、平成28年度固定資産税における山林の課税状況では、面積は1万
781ヘクタール、うち法定免税点（評価額30万円）未満のものが1,539ヘクタール
、筆数が4万6,651筆、うち法定免税点未満のものが9,322筆、評価額が6億
7,591万円、うち法定免税点未満のものが9,203万円となり、山林に対する課税
額は875万8,000円になります。

また、徴収状況は納税義務者ごとに賦課をしていることから、地目ごとに徴収状況
を出すことは難しいので正確には示せませんが、平成28年度の未納件数が54件あり、
そのうち山林を所有しているものが13件という状況となっております。

また、町外に住所を有する不在地主についてですが、固定資産税納税通知書の送付先
が町内になっているものが3,755件あり、町外になっているものが1,146件あり
ますので、これが不在地主に該当するものと考えられます。

しかしながら、納付書送付をもとに状況把握を行っただけでは、課税されていない
の件数を把握することができませんので、正確な不在地主の状況について把握するこ
とは難しい状況でございます。

御質問の2につきましては、森林の場所や境界などがわからないので、町へ寄附や譲
渡したいという問い合わせが年間に数件ありますが、町の財産管理面からすれば、地籍
調査が未実施の場所であれば境界が明確でないことから、寄附や譲渡の対応を行って
いないのが現状でございます。

しかし、鳥取県日南町では、そのような森林を寄附により町有財産化する制度を開始
しており、智頭町では管理できない森林を預けてもらう山林バンク制度を実施して
おりますので、それらの先進事例を研究することにより、本町でも対応できる対策について
考えたいと思います。

御質問の3につきましては、先般の全員協議会で御説明いたしましたとおり、昨年の
森林法の一部改正で、平成31年3月までに各自治体において林地台帳を整備するこ
とが決定しましたので、本町では、より正確な台帳整備を行うことを目指して、事業整備
を行いたいと考えております。

その事業内容は航空レーザ計測、そのデータを活用して地面の凹凸状態をあらわした
地表面地図の作成と森林資源量調査、航空写真撮影などに分かれております。地表面地
図を作成することにより、林道や作業道を開設する場合のルート踏査が容易になると
ともに、ルート上での切り土と盛り土の土量計算を行うことも可能となります。

また、ふだん緑の木々に覆われている山林では、土砂流出や水の吹き出し位置などを
知ることはできませんが、地表面地図により発見することが可能になるなど、防災面でも
活用することができます。

さらに、地籍調査分野では机上での事前確認を行うことも可能となったり、文化財分
野では城跡周辺の空堀の遺構や、かつては棚田であった場所などを確認することができ
たりと、さまざまな分野での活用が考えられます。

森林資源量調査については、航空レーザ計測のデータを解析することにより、樹木の
種類、本数、樹高、胸高直径、材積量などを知ることができますので、今後の搬出間伐
や主伐などの施業において、本数や材積量を的確に把握することができるようになると
ともに、精度の高い林地台帳の基礎データとして活用することができます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 今回、不在地主という言葉で私は質問させていただい
ておりますが、不在地主ということは、津和野町内に山林を所有されており、住所は
町外の方を不在地主というふうに呼ばせていただいております。

1点目の質問についてでございますが、税の関係から不在地主の数、あるいは全く所
有者が確認できない山林がどのくらいあるのか、把握できないかという思いで質問をし
たところでございますが、法定免税点未満のものもあるということもあって、大変正式
な数値については難しいというような回答でありました。

特に不在地主、あるいは相続がきちんとなっていない土地、そういったものも随分あ
るんじゃないかというふうに思っておりますが、最初に税の徴収の関係で、そういった
土地の徴収で、特に相続がしておられない土地、あるいは所有者が不明のような土地が
あるというふうに思いますが、そういったことに対する徴収の非常に苦勞されている状
況もあるんじゃないかなというふうに思うわけですが、その辺の実態についてお聞きを
いたします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（吉田 智幸君） それでは、議員御質問の相続者がわからないという
場合でございます。土地で相続者がわからない場合、相続に該当するだろうと思われ
る家族等に承継通知という文書を出しまして、その人に、どなたがこの固定資産税
を払われるか決めてくださいということで、そこで決まれば登記上相続がされていな
くても、その方が支払われるという手続になっております。

それともう一つ、財産放棄とか、私はもう要らないから財産放棄をしますよと正式な
手続をやって、その土地がどなたのものか、どなたにも帰属しない場合があります。そ
ういう場合は一応公示送達というのを送りまして、その後、年度末に不納欠損として落
とさせていただいております。そういう手続を踏んで、所在地がわからないものは処理
をしているという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、草田吉丸君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 多分にそういった納税者が確定できないような土地があるというふうに思いますが、そういったところはそういった手続を踏んで、もう税からは除外をしているということだろうと思います。そこで、ここに回答にありました未納件数が54件あって、そのうち山林を所有しているものが13件という状況になっているということがありました。私、この13件というのが数字を見たときに、どちらかといいますと少ないなというような感じがしたわけですが、そういった処理をされているということで、この数字が13件というような状況であろうというふう感じたところであります。

一方、不在地主ということで、町内になっているものが3,755件、町外になっているものが1,146件あるということでございましたが、これが町外に住んでおられるわけですから、不在地主に該当するというふうと考えられるという回答でございました。正確な、これが数字とは多分ならないと思いますが、大体そういった件数が不在地主に当たるのではないかと、そういうことであろうというふうに思っております。なかなか、この税のほうでこういった不在地主を確認するという、回答にありましたように完全には把握できないということでありましたので、何かこれについては別の方法で、そういった調査はぜひしていくことが必要ではないかなというふうには考えているところであります。

次に、2点目の質問でございますが、希望者から寄附及び譲渡を募集して町有財産化する取り組みを検討されてはどうかということでございますが、問い合わせは何件かあるが、なかなか境界が明確でないために寄附や譲渡の対応を行っていないとの回答でありました。

私も町内の高齢者の方から話を聞きますと、自分も高齢化して相続人がいないんだという方が、そういった方が山を持っておられて、この山を将来どうなるかと不安であるということで、できれば町が管理していただければ町のほうに寄附でもしたいというような、そういう話も聞いたことがございます。そういったことが何件か出てきているのではないかなというふうに思っていますが、確かに後がどうなるか、持ち主の人も大変心配をされているというふうに思います。できれば、こういったものをきちんと町が管理するように、町有林としてそういうことができれば、一番私もいいと思うし、町有林にしておけば、いろんなことにも活用ができるというふうには思っております。

難しいのが、境界を確認というのが難しいということでございましたが、確かに台帳上だけで所有権を移転して町有林にしてしまうということ、そうはならないと思います。町の財産である以上、現地を確認してきちんとした測量もしながら、そうしてやらなければいけないというふうには思っておりますが、今現在は地籍調査も森林組合のほうで委託をされています。そういったところからいいますと、森林組合と連携をしながら、こういった山林について早急に地籍調査といたしますか、境界確認をして寄附や譲渡対応

を受けるといふ、そういう対応はできないもんか、その辺について、まずお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長の答弁にありました日南町の例があるんですが、これがことし3月の新聞に載ったものであります。日南町では、寄附を受けて町有林化した後に、町の森林組合が管理をしていくという、そういう流れをつくったということがあります。こういう事例がありますと、我々もできないことはないわけですが、先ほど言われたように地籍調査がまだ終わっていないところが8割程度あるので、その辺から寄附を受けても、なかなか境界が確認できないと。後の質問でもありますように、レーザ計測をすることによって、その辺が、机上でもある程度の切り分けができるようになれば、もっとその辺の受けることができる山がふえてくるのではないかと期待を持っていますので、そういったことを通じながら、いつかの段階では寄附の募集をかけていきたいと思っております。

そういったことを一度財政のほうにも話をしたことがあるんですが、町有地になると税が減るんじゃないかというふうなことを言われまして、ちょうど草田議員からの質問がありましたので、これを分析してみますと、1ヘクタール当たりの課税額が950円程度ということになっております。それから、評価額が30万円以下が法定免税点ということで、これをヘクタールに直すと4.8ヘクタール、だから4.8ヘクタール以下の山を持って住宅も何もない人は非課税になるということらしいです。ですから、町内に住んでいない方が4.8ヘクタール以下の山を持っていたら税金がかかっていないという状況だそうです。

そういったことを考えましても、トータルでも875万8,000円ですから、一遍に皆さんが山をくれるわけではありませんので、税収に響くことは余りないのかなというふうに思っておりますので、そういう部分からしても早目に募集をかけていきたいなというふうには思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） すぐこのことをというよりは、やっぱり準備もありませんから、ならないかというふうには思っておりますが。いずれ町内は全体の地籍調査を実施するということですので、こういった寄附地だけでもやっておれば、そこは地籍調査で決まってくるわけですから、後々は楽になるんじゃないかなというふうな気もしております。

ただ、そういったことをやる時に一筆調査あるいは測量等が出てきますので、経費的にはかかるんじゃないかなと思うし、地籍では補助金があつて対応しておりますが、一筆調査をするのには、なかなかそういった補助金がないという財政的な面も確かにあるというふうに思っております。

先ほどの日南町の取り組みについて回答もありましたが、私もこの新聞に、山陰中央に出ておりましたので非常に興味を持って読ませていただきましたが、課長答弁されたように、ここは山林を手放したい希望者に寄附を促す新規事業に取り組んでいるということであります。無償で山を引き取って町有林にして、管理は森林組合が請け負うというようなことで聞いております。

ここでも森林組合のほうで全組合員1,500人を対象に意向アンケートを実施したということでありまして、都市部など町外に住む不在地主——約300人おられるということでありまして——300人の回答で、そのうちの170人の43%が寄附か譲渡をしたいという意向であったということであります。全体でも12.4%が手放したいという意向であったということでありました。対応としては、申し出があった場合には森林組合が現地を調査して、庁内の審査でそれを譲り受けるかどうか、そういったものを判断して、町有財産化手続をして森林組合が管理すると、そういう取り組みであるというふうに聞いております。

少し私も日南町のほうに問い合わせをしてみました。ここは林野庁のモデル事業、林業成長産業化地域創出モデル事業というのを取り入れて、鳥取大学とも連携しながらそういう研究をしているということでありました。この成果というのが、多分、今年度相当進むんじゃないかなというふうに思っておりますので、こういった先進事例をぜひ参考にさせていただいて、津和野町としてもいろんな不在地主対策、そういったものもぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますし、智頭町につきましても山林バンク、こういった支援制度を立ち上げたということがありますので、こういった部分、特に地域おこし協力隊の林業関係者にとっては大変力強い取り組みであるというふうに思いますので、ぜひこういったところも参考に、何か早くそういった寄附あるいは譲渡に対してどういうふうな取り組みをするかというルールづくり等をぜひ進めたい、そういうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） やっていかうということは課内でも話しておりまして、先ほど申しましたけど、レーザ計測とあわせてやることによって、スピード感は出てくるものと思っておりますので、その辺を進めていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） それでは、その辺についてよろしく願いをいたしたいと思っております。

3点目の質問でございますが、林地台帳整備のための航空レーザ計測と森林資源解析調査についてありますが、このことにつきましては回答いただきましたとおり、林道や作業道開設、また防災、地籍調査、文化財の確認等、幅広く活用できるとのことでありますので、これは財政的にも10分の10事業で市町村負担がなくできるという事業で

ありますので、これについてはぜひ期待をしたいというふうに思っております。これも先般の説明で、津和野町が先行して行うということでもあります。

これからは各分野でいろいろと高津川流域というのは連携して、こういった山の問題も取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますが、この事業について益田市、吉賀町との連携についてはどのようにお考えかについて伺います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 10分の10というのは総務省の事業でありまして、その対象の事業は3,000万、残りの事業は特別交付税措置される70%が特別交付税措置されるという事業であります。その3,000万を除いた部分の70%は交付税なんです、残りの30%は持ち出しということになりますので、その部分があることで、なかなか益田、吉賀町は一緒に足並みをそろえるということとはできないんですが、例えば高津川森林組合にとっては津和野の山だけではありませんので、吉賀も益田の山も相手にしなきゃいけないということがありますので、おくれてでも益田、吉賀が、この同じような計測をしていたことで全体が活用できるようになるということに対しては森林組合長も説得に歩いていくということでもありますので、近い将来は同じデータを持つことができるものと思っております。

○議長（沖田 守君） 5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） ぜひ、その辺の連携についてもよろしくお願いをしたいと思えます。

寄附あるいは譲渡についてどのように対応していくかという、そのルールづくりが急がれると思います。先進事例を参考にしながら、ぜひその取り組み強化をお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

高額療養費についてでございますが、医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた部分が後で払い戻される制度であります、この払い戻しに時間を要し、経済的に苦しい思いをされている実態を耳にいたします。制度上の手続があるとは思いますが、もう少し短縮できないのかについて伺いをいたします。

あわせて、限度額認定書及び高額療養費貸付制度についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高額療養費についてお答えをさせていただきます。

高額療養費制度についてですが、この制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払った額が月の初めから終わりまでで一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度となっております。

負担の上限額は加入者の年齢や所得等によって異なりますが、払い戻しを行うためには、まず国民健康保険加入者の方に高額療養費の申請をしていただき、その後、保険者である津和野町が審査を行った上で支給する流れとなっております。

短縮できないかとの御質問ですが、審査をするためにはレセプトといいます受診医療機関から保険者へ提出する診療報酬の請求書が確定した後に行う必要があります、そのレセプトが確定するのに2カ月以上の期間が必要なことから、手続等を含めると払い戻しを行うまでに少なくとも3カ月以上を要する状況となっております。

町といたしましても、負担軽減のため、なるべく早く払い戻しを行うべく業務を行っておりますが、どうしても一定の期間が必要であることを御理解をいただきたいと思っております。

限度額認定証とは、入院等により多額の費用を要することが想定されている場合において、事前に町に申請し、町が認定証を発行することによって、加入者の医療機関での支払いを負担の上限額にとどめることができるものでございます。限度額認定証の交付を受け、受診の際に医療機関に提示することで、限度額以上の御負担をいただく必要がなくなることから、先ほど申しました高額療養費の支給申請を省くことも可能ですし、不要な額を一時的に御負担いただくこともなくなります。家計の圧迫等を防ぐためにも、医療費が高額となることが想定される際には、事前に町まで御相談いただけたらと思っております。

高額療養費貸付制度とは、高額療養費の払い戻しが診療した月から3カ月以上後になることから、その間の当面の医療費の支払いに充てる資金として、無利子で高額療養費支給見込み額の割合相当額を本人に貸し付ける制度であり、全国健康保険団体等が主に行っております。

当町においてはそのような要綱等はありませんが、類似した内容としまして津和野町国民健康保険高額療養費委任払実施に関する要綱が定められております。この要綱では条件を満たした加入者が医療機関と同意した後に町に申請を行い、町の承認を得た上で、高額療養費該当部分を町が直接医療機関に支払う内容となっております。

しかしながら、限度額認定証の交付を事前に受け、受診の際に医療機関に提示していただくことで、この制度を利用する必要が基本的に不要となりますので、事前に町まで御相談いただくことがよろしいかと思っております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） これ、きちんとした手続をした場合は3カ月以上を要するという回答でありました。なかなか一般の方にはそういった手続等が理解できないというような場合もあると思っておりますので、なるべく詳しく説明をしていただくということが大事ではないかというふうに思っておりますが。限度額認定証というものを受ければ、こういった手続は必要ないということでもありますので、これが一番、本当に皆さんにとってはいいい制度であるというふうに思いますが、この限度額認定証の町民の方への周知というのは、今どのようにされているのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これは、あくまでも国保の話としてのお答えをさせていただきますけれども、限度額認定証といいますか、御存じの方は、基本的に長期入院等医療費がかさむ場合には限度額認定証を窓口のほうへとりに来られます。それ以外には、例えば国保の世帯加入の場合には、こういう国保の窓口申請届け出をというようなチラシなりをお配りをしておったりするところがございます。そういう中で周知といいますか、御相談があれば、お知らせをしているということになっております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） この限度額認定証については国保関係ということですが、普通の社会保険とかそういったものには、こういった制度というのはないということですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 私のほうで答えられるのは国保のことでございますので、国保ということですが、協会けんぽであっても、共済であっても、健康保険組合であっても、それぞれの保険者において限度額認定証の制度というのがあります。ですけど、うちで限度額認定証が出せるのは国保の方のみということになりますので、そのほかの方はそれぞれの保険者のほうへそれぞれの申請をしていただくということになっております。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 事前に届け出ということですが、例えば入院するとき、長期入院をある程度しなければならないというようなときに、医療機関の窓口とかに行った場合にも、こういった認定証というものが出せますよというような、そういうことは医療機関の窓口等でも説明されているのかどうか伺います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 入院がある医療機関におきまして入院をされる場合、事前の入院の申請をするときに、医療機関のほうから限度額認定証をもらってきてくださいというような形の御説明がほとんどあるのではないかと思います。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） そういったことで、こういった認定証については制度がありますので、皆さんがこれを利用して、一旦、高額の医療費を払うことがないというふうな対応をぜひしていただきたいと思いますので、その辺の周知についても、今後についてもよろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。大変御苦勞でありました。

午後 2 時 41 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 29 年 第 3 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 29 年 6 月 22 日 (木曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 29 年 6 月 22 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 69 号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正
について

日程第 3 町長提出第 70 号議案 平成 2 9 年度津和野町一般会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第4 町長提出第71号議案 平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 町長提出第72号議案 平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 町長提出第73号議案 平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 町長提出第74号議案 平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 町長提出第75号議案 平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 町長提出第76号議案 平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 町長提出第77号議案 平成29年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 町長提出第78号議案 平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 町長提出第79号議案 平成29年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第80号議案 第2次津和野町総合振興計画(基本構想)の策定について
- 日程第14 請願第1号 森林環境税(仮称)の早期創設の実現を求める請願について
- 日程第15 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第16 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第1 発議第1号 森林環境税(仮称)の早期創設の実現を求める意見書(案)の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第69号議案 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第3 町長提出第70号議案 平成29年度津和野町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 町長提出第71号議案 平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第5 町長提出第72号議案 平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 町長提出第73号議案 平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 町長提出第74号議案 平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 町長提出第75号議案 平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 町長提出第76号議案 平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 町長提出第77号議案 平成29年度津和野町診療所特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 町長提出第78号議案 平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 町長提出第79号議案 平成29年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程第13 町長提出第80号議案 第2次津和野町総合振興計画(基本構想)の策定について
- 日程第14 請願第1号 森林環境税(仮称)の早期創設の実現を求める請願について
- 日程第15 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について
- 日程第16 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第1 発議第1号 森林環境税(仮称)の早期創設の実現を求める意見書(案)の提出について

出席議員(12名)

1番 後山 幸次君	2番 川田 剛君
3番 米澤 宏文君	4番 岡田 克也君
5番 草田 吉丸君	6番 丁 泰仁君
7番 寺戸 昌子君	8番 御手洗 剛君
9番 三浦 英治君	10番 京村まゆみ君
11番 板垣 敬司君	12番 沖田 守君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
総務財政課長	……………	岩本 要二君	税務住民課長	……………	吉田 智幸君
つわの暮らし推進課長	……………				内藤 雅義君
健康福祉課長	……………	土井 泰一君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	藤山 宏君
環境生活課長	……………	和田 京三君	建設課長	……………	木村 厚雄君
教育次長	……………	中村 博己君	会計管理者	……………	竹内 誠君

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成29年第3回定例会、6月定例会の最終日の4日目の会議を始めたいと思います。

岡田克也議員より、遅刻の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、草田吉丸君、6番、丁泰仁君を指名いたします。

日程第2. 議案第69号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第69号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） この変更になる文章、一生懸命読ませていただいたんですが、ちょっとわかりにくいので、説明をもう一回お願いしたいところがあります。

第5条の3項の金額が、扶養親族に対する金額が変更になるんですが、その辺第1号に該当する扶養親族については、433円のところが改定で333円になります。それ

って下がるところもあれば上がるところもあって、ちょっとこの辺は、全体的に見てどのようになるのかなが知りたいのですが。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 改定の内容で、特に、金額面についてですけど、1号につきましては配偶者ということで、現行ですと433円の加算額ということでありまして、このたびの改定で333円になります。第2号につきましては、そこにも書いてあるんですけども、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫というところが、子だけに改正をされています。その部分につきましては、現行217円でありましたものが267円に訂正されるということで、あと3号から6号まであるわけなんですけれども、現行でいいますと、3号が60歳以上の父母及び祖父母、4号が22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟、妹ということと、5で重度心身障害者ということになっておりますけれども、改正におきまして、3号といたしまして、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、4号としまして、60歳以上の父母及び祖父母、5号といたしまして、これは22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟、妹ということと、6号で、先ほどの5号にあたります重度心身障害者ということになるんですけども、現行でいきますと、加算額が217円でありまして、この部分については、同額の217円の改定ということで、ちょっと文章を見ると非常にわかりづらい改定内容になっているんですけども、先ほど議員がおっしゃいましたように、加算額として増額されている部分もあれば、減額されている部分があるという内容になっております。以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第69号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第70号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 商工費57ページ、照明関係、殿町から弥栄神社間の照明整備設計委託料1,368万8,000円、それから、工事請負費として照明整備工事費3,412万8,000円計上されていますが、この殿町から弥栄神社間と申しますと、今、殿町のどこら辺からなんでしょうかというのが第1点。

それから、恐らくこれを照明設備しますと、今もそうなんです、殿町から本町一帯、夜、まことにライトアップされて、幽玄の美を醸し出しているというか、能の舞台にでもしたらいいようなものすごいすばらしい景観です。ところが人が全然通っていないんです。何とっていいのかわ、ちょっと異様な本当幽玄な世界です。それで、そうしますと、これ、照明設備しますと、今度また、殿町からこの弥栄神社までずっと照明が夜、ライトアップされるのではないかと思うんですが、この照明器具、昼間は恐らく景観に合ったような照明器具になると思いますけど、殿町は今、灯籠みたいなそういうあれで非常にマッチしているというんですが、そういうものを使うのか、そういう昼間に合うデザインの照明器具を使うのか。

それから、もう1点、今、夜、そういうふうに照明がこうされて、ちょっともったいないと思うんですけど、大体、年間、水光熱費は、夜間にともしておる、あれどれぐらいかかっているもんかなとそういうのを、ちょっと私ももったいないと思ながらもやらざるを得ないし、観光客の方は、夜、歩かれ、またあれを見てもうすばらしい、夜も幽玄の美を味わっておると思います。だから、そういう点で、今度、弥栄神社までやるとなると、大体、年間、どれぐらいかかっているのかなと、もし、おわかりいただければ、その3点、ちょっと教えてほしいなど、そういうふうに思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おはようございます。よろしく願いいたします。

今回の照明と申しますのが、まず、設計のほうにしましては殿町、これは、いわゆる本当殿町、沙羅の木さんの前からスクランブルを越えて弥栄神社に向けてということ。さらに、設計のほうでは、もう少し広い範囲に、例えば、稲成神社前とか、そういう計画はそこまではある程度、もうちょい大きい枠で含める予定がございます。それで、具体的に工事として行うのは、今回、先ほど申し上げましたように、沙羅の木さんの前、いわゆる殿町から始まって、弥栄神社のところまでのいわゆる亀井の御紋の入った灯籠というがございますよね。あの灯籠が、特に、弥栄神社のコーンとコーンバーで囲いをしてありますが、もう倒れそうな状況になっておりますので、これを何とかせんといかんということと、ことしが亀井氏入城400周年ということもございますので、亀井の御紋の入ったものでございますので、これあたりをリニューアルをしていきたいというところでございます。つかないものも出てまいっておりますし、さらには、今言った倒壊のおそれのあるものもあるということで、殿町から弥栄神社に向けての工事を

行くと、その灯籠の修繕を行うということと、掘り割り、鯉の泳いでいるショウブますのあるほうにつきましては、ショウブますの新たに更新をしまして、そこについてライトアップも改善させていただいております。こちらのほうはもうほぼオーケーだと思うんですが、反対側のほうがちょっと古い、機器がかなり古くなっておるということもありまして、以前、パナソニックさんの御指導を受けて実証実験的にやったこともありまして、その御指導もいただきながら、今回、そのあたりを整備していくということが工事の主になってくると思います。

それと、稲成丁の宗家さんの前になりますが、ちょっとしたスポット、庭というかミニパークみたいなのございます。このあたりについても、そういうあたりの機器も含めてちょっと古くなったものを含めて更新してつながりを持たしていきたいと。できれば、今、議員もおっしゃいましたように、大変美しい夜になると情景ではありますが、おっしゃるような人が歩いていないちゅうことでは、これはこれとして問題だということもあって、できれば、夜、稲成神社にお参りいただくような形を何か保安面で怖い部分はあるわけですけど、何人かで通っていただくとこれはこれでまたとても雰囲気のあるものでございまして、そういったあたりについてもちょっと、今後、考えられないかなという思いを持って、今回、進めさせていただきたいということです。

それと、年間の光熱費については、ちょっと今、手持ちで資料を持ち合わせておりませんので、また調べさせていただきたいとは思いますが、すぐにちょっと申し上げることができないかなと思います。

ただ、今回、更新することによって、また、今までもコミセンの川沿いのほうも含めて、桜のライトアップ等も含めてLED化を進めておりますので、今回も照明を直すということになるとLEDということになると思います。そうすると、かなり電気料のほうは抑えられてくると思いますので、そういった部分でもコスト減を進めていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかに。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） まず、20ページの地方創生推進事業費のところですけれども、国庫支出金が486万1,000円で、あと地方債などが減って一般財源となっていますけれども、この国庫支出金は、この事業費、いろんな事業がここに書いてありますけど、どこに振り分けられているのかというのをひとつ教えていただきたいのが一つ。

それから、その中で、日原賑わい創出拠点づくり事業委託料の200万のところが第2期賑わい創出活用実証実験調査ということになっていますけれども、たしか、1期当初予算でもこの実証実験というお金が出ていました。その辺との兼ね合いというか、どうなっているのかということと、芋煮についての予算が二つ上がっていますけれども、これは、ことは場所はどこであるんだったのかということと、工事請負費が1,35

1万円減額、これが国の補助金が出なかったという、交付金が出ないというような減額になるという説明があるんですけども、当初予算見ると、これ、丸丸削られているというところで、同じ金額がなくなっているんですけども、なぜ、これ、全然認めてもらえなかったのかということと、これが振り替えて、52ページのところの空家解体商工振興費で752万円という形になっているんですけども、これ半額になっているのか、これで足りるのかというところがどうなのかということをお聞かせしてもらいたいです。

それと、23ページの津和野町農商工連携推進協議会補助金が1,124万円、これについてもちょっと説明をお願いします。

それから、76ページ、77ページのところで、教育委員会の森鷗外記念館費で、以前、全協で説明があった種市さんの収集本の予算ということですけども、これは、買わなければならないということで上がっているんでしょうけれども、運搬費が250万円と書庫が84万とあって、既に、ほかの予算が来ていますけれども、今後、維持管理費など経常経費が必要になってくるのではないかと思います、その辺はどのようにお考えなのかということをお聞かせください。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） それでは、ちょっとそれぞれかなり広範に広がりましたので、整理をしてちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、まず、地方創生につきまして、基本的に財源の関係でございますが、これは基本的に今回新たに農林課の関係の農商工連携の関係がふえてまいりました。これがかなり大きくふえたということで、この中に日本三大芋煮関連も入れていただいておりますけれども、そういった形の中で、その上で各課ですみ分けてやっているということにして、基本的に事業費の半分が地方創生が当たるというふうに思っております、ふえたり、減ったりがあるので、どうしてもこういう形になっているということが一つでございます。

それから、委託料、賑わい創出の委託料につきまして、当初でも実証実験があったんではないかということですが、おっしゃるとおりでございます、当初、実証実験ございまして、今回、最初に出しました計画の中で実証実験を二つ出しておったんですが、一つについては、去年の段階では、これはなかなかはまらんだろうということもありまして、こちらとしては諦めておったんですけど、いわゆる子育て庭場とか、お母さん方を主体に、将来、そこを運営ができんかということを想定した中で、まず、実証実験一つ行うということと、もう一個は、今回、そこをレンタルスペースとして貸し出した場合に、何か事業収入が求められることができないかというようなことで、二つの切り口で1回実証実験進めていきたいと、受ける団体もちょっと違ってくるのかなというふうに思っております。そういった形でいろんな方面でこう実証実験を行うということをこの2口の中でやらさせていただきたい、これも認められたという部分もありまして今回上げました。その部分では、当初は認められておらなかったんですが、去

年の段階では、新規建物の備品購入費も今回は認められるということになりましたので、これは財源的に助かりますので、今回つけ加えさせていただいておるところでございます。

その一方で、議員の御指摘のように、工事請負費が1,351万3,000円、これを大変、対象外になっているということで、これについては、我々も大変残念というか、非常にショックではあったんです。経過を申し上げますと、去年の段階で、あの土地をお譲りいただく段階で、どうしても最後の詰めで、どうしてもちょっと時間がかかりましたので、我々もいよいよ工事、いろんな事業に着手できるのが11月回るといようなことになりました。そういった中で、基本造成も2期に分けるとしようがないなということで、繰り越しが認められませんので、この事業。2期に分けて1,300を翌年に振らせていただくということに考えまして、県庁を通しまして国ともかなり複数回折衝しまして、事前にこういうことにしますが、よろしいでしょうかということで随分調整をさせていただいて、おおむねこれでよろしいですよということがありましたので、我々も当初予算で上げさせていただいたところなんですが、それが最終段階になりまして、どうも国のほうとして、これ、うちだけということではなくて、国全体、トータルとしてこの地方創生の中で、会計監査等もあったという話も聞いておりますが、KPIいわゆる数値目標に直接影響してこない、それに関連する道路の開設とか基本的な造成等について、これについては数値目標に直接関係ないから各町村自分でやってくださいということで、その最終局面で落とされてしまうということになりました。そういったことで、当初、申請で上げておりました金額で要望はしておいてくださいということだったので、1,300で上げておりました。それが落ちるということになったので、我々としても基本造成やらんわけにはいきませんので、それをより精査をして絞り込む中で、半額程度に落ちた中で、これ、商工振興費のほうで上げさせていただいたということです。単純にまだ概算ですので、これがもう少し、別の部分で広がってくる可能性はあるんですが、一応、上げさせていただいた金額については、いわゆる1,300の半分が地方創生で、半分は過疎債等を充てていただくということになると思いますので、その部分でいうと、実質的な増はさほどと、今の段階ではですけど、という部分はあるのかなとより精査をさせていただいたということで、1,300は当初の金額でございますので、お許しをいただきたいというところでございます。

それから、三大芋煮につきましては、今、包友会さんやその他団体とも調整をさせていただいております。今回、山形県の中山町、愛媛県の大洲市、それと津和野町ということで三つの市町で連絡協議会を正式に立ち上がりました。各市町も同様に、今回、補正予算等で協議会に対する負担金等も計上させていただいておるところで、いよいよ一緒になって進めていこうということでございます。一緒になってやる中では東京等のPRもございますが、今回の三大芋煮事業の委託料等については、これは、当然、町内でやるものと考えておまして、基本的に包友会さん等の話の中では、まず、芋煮と

地酒の会という、これはもう基本的に今までやっているものを生かしていこうということで、場所が、まだ現時点でははっきり何とも言えない部分がございます。プラス今回、三大芋煮のテイストもある程度その中で出ささせていただいて、やっぱり昨年テレビCM等も効果がございましたので、そういったところも踏まえて、こちらでそういう部分は対応しながら、秋のイベントの一つの核として、芋煮と地酒の会プラス三大芋煮のテイストを入れて、イベント化していこうということを、今、協議中でございます。まだ、場所はちょっとはっきり言えないというのが正直なところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（中村 博己君） おはようございます。よろしく申し上げます。京村議員から御質問がありました種市さんの資料の維持管理ということでございますが、今回、一応、この5,000冊、確認をして約5,000冊ということで購入を考えております。それで、今回、予算計上させていただきました収蔵に必要な中性紙の箱等に保管するなど、あと収蔵棚を設けるなど、今度購入するものはできるだけ大事なものも多いものですから、収蔵庫に納めるようにして、今現在、収蔵庫に入っているものを今回購入する棚等に振り分けていくような作業が必要じゃないかと考えております。

それで、今後、これを維持管理していく上では、どのような維持費が必要かというのが、ちょっと今考えておりませんが、とりあえず購入をして大事にこの中性紙等の箱に入れて大事なものは収蔵庫にという形でございます。また、購入をしてすぐにはこれまた全協のときにも御指摘がありました、活用が大事だということもありますが、すぐにはちょっと活用、考えていかなくはいけません、すぐにこれを購入して活用というところまではいかないと思いますので、それを見据えて大事に維持管理をしていき、できるだけ早くこれを活用して、町の観光にも寄与するような形に持っていきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 23ページ、地方創生推進事業費の農林課分の協議会補助金の部分でございます。この事業につきましては、大きく四つに分類を分けまして取り組んでいくということになっておりまして、一つには農業生産力向上高付加価値作物栽培支援費という項目を設けまして、委託費の中に研究開発費ということで、土壌分析等に係る経費を64万8,000円、それから市場調査ということで市場のニーズ分析等々で135万円、それから2項目めで新商品開発及び既存商品のブラッシュアップ費という項目で、マーケティング費という項目で108万円、それから試作費、加工品試作費等々で60万円、それから三つ目の項目ですが、地産地消推進費ということで、人材採用経費ということで90万8,000円、マネジメント費で96万2,000円、それから広報費としまして、デザイン、それからウェブ、それからチラシ等の制作費でトータル150万円、それから地産地消のマーケティング調査費

で162万円、それから四つ目の項目では、地産外商支援費としまして、この協議会委員の報酬が17万5,200円、それから事務費としまして11万800円、それから視察費としまして30万円、それから販売管理システム構築費としまして、東京等への輸送費を54万円、フェア開催経費としまして10万円、開発費としまして135万円を計上しておりますが、主にこの事業に取り組むものにつきましては、ファウンディングベースを考えております。この協議会自体は新たに立ち上げを考えておりまして、構成メンバーとしたら、町商工会、観光協会、JA、それから株式会社津和野開発、県西部農林振興センター、津和野野菜部会、青空市部会、それから金融機関にも入っていただいて協議会を構成する予定になっております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 失礼いたします。一つ補足をさせていただきます。

日本三大芋煮の協議会負担金295万円の支出を予定させていただいておりますが、これにつきましては、大洲市が事務局になっております日本三大芋煮連絡協議会に対する支出になりまして、この中で、先ほど申し上げましたように東京での情報発信のイベントを考えております。当初、津和野町があれだけの足場もあるのでということで文京区で何かできないかということで、3市町が東京事務所のほうに集まりまして、文京区からも区民課長や副区長さん等にも御尽力をいただいて、実際、あらゆる場所も3市町で見て回るというようなこともやって、関係者ともいろいろ協議もしたところなんです、いかんせんちょっと今の状況でいくと、場所が手狭であったり、また、スケジュールが合わない等によって、今年度のところはなかなか難しいかということでもあります。文京区については、中山町、文京区の区長さんの御先祖が中山町出身というようなことがあって、我々もああいうことで、何とか、我々として文京区の開催がひとつできないかということ、町長以下さらにちょっと推し進めたところなんです、やはりこれ、いかんせん3市町で集まった協議会でございますので、我々だけの思いではなかなかならないところで、現時点では、TBSさんのTBSラジオが食にまつわるイベントというようなのを予定をされておられます。今からでこういうことでスタートするということになりますと、我々も地方創生のお金があつてこそということでございますので、こういう補正等もあつての対応ということになると、なかなか独自のイベントを立ち上げていくというのも厳しいかなというところがあるので、そういうTBSのラジオのイベント等に、ある程度、入り込むことで何かできないかということ、現在、模索をしておるといってございまして。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 済いません。今の津和野町農商工連携事業推進協議会補助金のことでちょっともう一回聞きますけども、これは、1,124万円の事業費のうちのこれも今の地方創生の推進事業の交付金が入っているということなんです。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） そのとおりでありまして、ここに上げている金額の2分の1が補助金、それから交付税であとの金額の9割は措置されるということになっています。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。8番、御手洗君。

○議員（8番 御手洗 剛君） 土木費の道路新設改良費として社会資本整備交付金等の減額処理で5路線で9,630万7,000円の減額をするということになっております。ああして公共事業が減る中で、このことに伴っての対応といたしますか、当面の対応はどういうふうにされるかについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 議員の御質問にお答えをいたします。

議員さんのほうから御質問ありました社会資本整備総合交付金と、それから地方創生道整備推進交付金、この事業が昨年度要望を津和野町としておりました事業費が、これ当初予算のほうに反映して計上させていただいたところですが、4月1日の時点で内示が示されまして、社会資本整備総合交付金、社交金と呼んでおりますが、それについては平均で51.6%の内示率、それから地方創生道整備推進交付金、この道整備交付金と呼んでおりますが、それについては70%の内示率となっております。

これを踏まえまして、当初予定しておりました各路線の事業の推進をどういうふうに図っていくかということも内部でも検討をいたしました。

社交金の部分について、いわゆる道路改良に当たるパッケージ、そうしたメニューがあるんですが、それについては内示率が31.75%という低い率になっています。そうしたこともありまして、これでいきますと、工事の進捗が見られない、地域住民皆さんの要望にお答えができないということで、国のほうの交付金は変わらない、今後先も補正でつくとかそういうところも考えられませんが、その足らず分は起債、過疎債とかになります。そうしたものを充当して一定程度の工事の進捗を見たいというふうを考えております。社交金については、パッケージメニューが四つあるわけですが、道路改良については内示率が低い、いわゆる橋梁関係のものについては98%ぐらいの内示率をいただいているところです。そうしたところは、当初予算どおりの事業費をもってやっていきたいというふうに思っているところです。ですので、不足になるところについては起債等を充てて充当してやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（沖田 守君） ほかに。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 55ページの商工費、歴史的風致維持向上事業費の(3)、旧城下町等サイン整備事業費委託料486万、それから同時に工事設計費で2,592万円上がっておりますが、委託してすぐ工事というわけにはいかんと思いますが、これはどれぐらいの期間をおいて工事を実施されるのか、また、その主な整備事業とはどのようなものでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） サイン、おおむね現在もかなりの数進めてまいっております。かなり充実はしてきたところでございますが、今後は、やはりさらに解説と誘導等もサインを推し進めていきたいという思いでございます。そういったところで、工事自体は、年度内において行いたいと。多少、変更がやる場所によっては調整がきかずに新たなところとか、そういう予定ほど大きいものがない場合は、また、小分けをして別な部分でというようなこともあります。おおむね今のところ、20カ所程度をさらに設置をして進めていきたいという思いであります。

○議長（沖田 守君） ほかに。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 19ページの負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊起業支援補助金の100万円が上がっておりますが、これ、こういった取り組みを行っていくのかというのをお尋ねいたします。

それと、47ページ、新規農林就業者支援事業補助金の301万5,000円ですが、この取り組みについてお尋ねをいたします。

それと、57ページの先ほど照明整備、殿町から弥栄神社の御説明をいただいたわけなんですけども、我々もずっと子供のころからあの照明というのは目にしていまして、当たり前風景かと思っていたんですが、今、説明聞いてちょっと思ったのが弥栄神社の中に入っていますよね。説明では稲成神社までの誘導という御説明があったと思うんですけども、町が設置するに当たって、更新ですからしたほうがいいとは思いますが、神社の敷地内にあるっていう部分は、政教分離の関係からするとどうなのかなとちょっと疑問に思ったんですけども、この辺はどういった解釈をすればいいのか、お願いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 19ページの地域おこし協力隊の起業支援補助金でございます。これは平成26年の10月1日から本町に地域おこし協力隊として来ている小林愛真美さんという方おられますが、この方が、今回、29年の9月30日で3年の任期を終えられるということでもあります。これまで小林さんについては、津和野の地域の中で、かき氷等を売ったりとか、屋台等やってきた実績があります。今回の事業スキームといたしましては、移動式の屋台を継続して行っていくということで、屋台では津和野町の農産物、既存の加工品を使用した商品を加工提供し、今まで使用されていなかった形で津和野町の消費促進に貢献するというような形の中で100万円の助成を受けるということでございます。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 47ページの新規農林業就業者支援事業費補助金の301万5,000円のほうだと思っておりますが、これは、新規農林業就業者支援事業というものがございまして、ここに1名が月10万円の12カ月で120万円というもの

が1名、それから農林業研修生支援事業というものがございまして、1名の方で月15万円の11カ月ということで181万5,000円、11カ月で181万5,000円、数字が、申しわけございません。月15万円と家賃補助で1万5,000円がありまして、その11カ月分で181万5,000円、合わせて301万5,000円となっております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 先ほどの御指摘でございますが、照明施設を当初のやはり灯籠についても町が整備をしたということでございまして、これの更新という考え方で進めさせていただきたいと、以前にもキリスト教の教会についても夜間の照明を町として設置をさせていただいたりということの例もございまして。政教分離の点については私も詳しく十分理解せずに申し上げてはいけないのかもしれませんが、我々としますと宗教自体の本質、宗教を信仰するとかいろいろな部分の本質にかかわるという部分ではなくて、やはり観光的素材の一つという考え方の中で整備をつけて施設の更新ということも踏まえて対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 同僚議員がたくさん聞きましたが、重複するかもわかりません。

まず、18ページ、総務の企画費の負担金補助金、これは栄町の自治会と高田自治会の衣装代というふうに出してあるわけですが、この500万円の内訳、どっちがどう何ぼか、負担割合ね。それと、これは高田の自治会の衣装代ですが、これは流鏝馬の衣装代じゃないですか。そこのところはどういうふうになっておるのでしょうか。高田の自治会でその流鏝馬の衣装代が計上してあるのか、流鏝馬は鷺原が自治会でたしか管理されておるんじゃないかと思うんですが、そこのほうの意味合いはどういうふうになっておるのか、高田とどのような関係があるのか、お知らせいただきたい。

それから、同僚議員も言いましたけど、54ページの今の弥栄さんからの照明の件がありますが、今、殿町の外灯も右側についとると左側についとるとライトアップすると電球が皆違うんですね、色が。こういうことの統一はできるのか、できんかですね。庁舎側は白い、反対側はオレンジちゅうようなことになっておりますが、ライトアップは、また白いというふうなことで、今度はLEDで計画されているようですが、できりゃあ一つの色で統一したほうが見やすいと思うんですが、それで、この管理は、今度電球が切れたり、いろいろなことがあったときの管理はどういうふうになるんか、商工観光課のほうで見られるのか、その点がどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、事業の内訳でございます。栄町自治会につきましては、総事業費270万円ということでございまして、助成申請額は2

50万円、これにつきましては、伝統芸能の継承と活動促進のため、神楽の衣装を整備するということでございます。高田自治会につきましては、総事業費は269万円、助成申請額が250万円ということで、伝統芸能の継承と活動促進のため、流鏝馬の衣装等を整備するということで事業が250万円で助成決定額が採択されたものでございます。

2地域とも助成額につきましては、250万円ずつということになります。この金額については、一般財団法人自治総合センター、宝くじの収益等によって、この250万円ずつの500万円は補助金として出されるということでございます。

先ほど議員のほうから御質問にあった、高田自治会が鷺原のほうの流鏝馬ということはどういうことでしょうかということでございます。一応、整備の事業概要ということで提出をいただいております書類のところでは、高田自治会では奉仕活動の一環として毎年4月の第2日曜日に流鏝馬場で開催される鷺原八幡宮流鏝馬神事に自治会員を中心に隣接自治会の鷺原一自治会と協力してそういった準備を行うということで、今回、事業計画のほうが出されております。そういった協働してこういうことをやっていくんだということの中で、流鏝馬の衣装等についても高田自治会のほうで購入するというような事業計画が提出されたということでございます。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございます照明の、まず、色合いといますか、についてでございますが、おっしゃるとおりでございます、やはりイメージを合わせていく必要があるということでございます。以前、ショウブますについての部分で白壁のライトアップということでLEDをつけかえて、コストが下がるんでLEDをつけかえたんですが、ますをつけかえたとき、これも関係者が集まって決めたということでは聞いておるんですが、どちらかという白い色のLEDでありまして、これが灯籠の部分とかと合わないということも御指摘がございまして、その後、暖色系のガラスをはめることで、今はどちらかという黄色っぽい色とか、ちょっとやわらかい色に変更をかけております。こういった形でやはり整備する上でもその辺を配慮して進めてまいりたいというふうに、そういった方法で統一をしていきたいと、これは景観審議会のほうからもそういった指摘が出ておりますので、そういった分に合わせていきたいという思いでございます。

それと、電球等につきましては、亀井の御紋が入った灯籠についても、これまでも電球は町のほうで準備をして、例えば、稲成丁の商店街さんにかえていただくようなことがございました。切れるということをご想定できますので、それについては、町で今までも準備をしておったということでございます。今回、LED化ということになると思いますので、比較的、耐久年数は伸びるかなというふうに思いますが、何かあれば、やはり町として負担をせざるを得んのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 19ページの地域おこし協力隊、違った、済いません、21ページの三大芋煮の連絡協議会負担金のことなんですが、先ほど説明していただいた中であつたのかなとは思いますが、この負担金というのは、3市町がつくっている連絡協議会が一旦引き受けますよね。その中で、その年に開催するところに対して補助を出したりするとかそういう意味になるんですかという、ちょっと使い道が、どういう使い道かなというのを、それから77ページの種市さんの本を今、この補正で3分の2購入されますけど、今度、3分の1を購入するとき、また運搬費が、これの半分というと百二十万円かかるのかなというのは、はい、その辺を。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 三大芋煮につきましては、連絡協議会の負担金は、おっしゃるように、三つでつくった団体に対して、事務局を大洲市さんがやられますけれど、そこで管理される口座に入れた上で、当然、規約も含めた上で監査等もおりまして、適正に管理をしていくということにはなると思います。具体的には、先ほど申し上げました東京に送る情報発信や三つの市町で共通のパンフレットをつくって配布をしたりとか、そういった形で情報発信等いろんな部分でできないかということを考えております。各町村が各市町で行うイベントについては、今回も委託料で上げておりますが、あちらのほうで対応するということになるので、別でちょっと考えざるを得んのかなと。ただ、三つの市町の芋煮もやはりお互い共通認識持つという上で、これがどこまでまだいけるかですが、毎回、大人数が動くんではかなりコストがかかりますので、そういったあたりイベント時には、各市町がお互い購入をするというような形で味をきっちり伝承した上で、購入をするような形で比較的経費をかけず、何人か来ていただくようなことは出てくるのかもしれませんが、それもそれぞれの自己負担でということになるのかもしれませんが、そういった形での連携はあるかもしれませんが、協議会の経費が直接各地元のイベントにということにはならないのかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 教育次長。

○教育次長（中村 博己君） 種市さんの資料の件ですが、種市さんのほうから一括3,000万で払ってもらえれば一番いいですがということで、厳しければ2年に分けてと、今年度2,000万、来年度で1,000万という申し出がありまして、うちのほうとしては、財政も厳しいんで2カ年にわたってお支払いをするということです。資料につきましては、今回、上げさせた金額で一気に5,000ほど運びます。お金、資料代につきましては、2年に分割をしてお支払いをするということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、草田君。

○議員（5番 草田 吉丸君） 23ページになりますが、地方創生推進事業費の賃金の関係で360万あります。これ、有機栽培技術の向上と加工品開発専門員ということでございますが、これについて少し内容を説明いただきたいなど、これ、単年度だ

けでなのか、また、継続してこういったことは続けていかれるのかといったところについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この賃金であります、2名分の9カ月で2名分、単価的には月20万ということで、専門的な技術を持った方にここに当たっていただきたいということでもあります。最長で3年間、これは採択を受けることができますが、毎年、計画を立てて、それで採択されるかどうかということは、またそのときに決まりますので必ず3年間お金が来るというわけではありません。そういった関係もありまして、一時的ではあるんですが、例えば、有機栽培を農家のほうが習得できるまでの間、指導していただくというような形。それから加工開発にしましても、そういった知識を持った方についていただいて、新商品開発を単年で行っていただけるようにという形での雇用というふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、後山君。

○議員（1番 後山 幸次君） 16ページの総務費、一般管理費、津和野庁舎の基本構想業務委託料356万4,000円がつけてありますが、ようやくこの基本構想をされるようですが、今後も庁舎としての目的とある基本構想であるのか、それとも耐震構造を施したりして資料館としての存続のための基本構想であるのか、基本構想というのは、考えを組み立てるということではありますが、どのようなことであるのかお伺いをいたします。

それと、50ページの水産業振興費委託料200万、高津川へ7万匹のアユを放流されておりますね。これの放流結果はどのようであったのか、効果はどうであるのか、ちゅうて言うても今、シーズン中で釣れよるんじゃけえわからんかもしれないませんが、評判はどうであるのか、7万匹入れて大変その漁協は町の協力を喜んでおられるとは思いますが、結果がどうなんか、そのようなことがわかればお知らせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 庁舎の基本構想についてでありますけども、基本構想の、今、内容として一応想定しておりますのが、今の現庁舎の現状と課題というふうなところを整理していきながら、今後の庁舎のあり方について、その方向性について検討してまいりたいというふうに考えております。例えば、このたびの一般質問等でもいろいろ御質問がありましたけども、この現庁舎につきまして、そのまま耐震補強をして使用していくのか、あるいは別のところへの移転を考えるのか、遊休施設等への移転等を、いろいろ比較検討するものがあるかと思っておりますけども、そういった一つ一つのパターンをこの基本構想の中で整理をしていきながら、あり方について方向性を見出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） アユの放流であります。5月30日に青原で2万尾、ここ日原のこのすぐ下ですが、ここで3万5,000尾、豊岩のところで1万5,000尾の放流をしております。

一般質問で町長の答弁にもありましたように、漁協のほうで25万尾入れておりますので、ことしは32万尾というアユが日原エリアに入ったわけでありまして。まだ、増水が起こっておりませんので、どうも上から見ても、そのとき放流した10センチに満たないやつが今、十数センチに成長して泳いでいるのが見えますので、まだ移動はそれほどしていないようですが、それと渇水という形になっておりますので、漁獲量は例年よりも多いと聞いております。で、漁協のほうに出る量を見ても1.5倍と言っておりますので、この渇水が続くと、さおがけ等々の量はふえてくるように思いますが、その辺の結果につきましては、漁協の日原の総代さんのほうにも調査したものを出してほしいというふうにお願いしておりますので、その結果が出たときには、また報告をさせていただこうと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第70号平成29年度津和野町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第71号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第71号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。—

—ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第71号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第71号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第72号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第72号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 先般の一般質問でもいろいろ質問させていただいたんですが、この介護保険料がこのたび基金繰入金に入って、この結果として反映していただくという御答弁をいただきましたけれども、最後の答弁、町長の中で、今後、介護保険が一元化していくという御答弁をいただいております、この国民健康保険については一元化の流れの中で段階的に保険料を上げてきたわけなんですけども、介護保険の一元化というのが第7期では難しいかなとは思いますが。第8期になるのかという部分で、今現在、どのような見込みをされているのかということと、それに向けて、一元化に向けては、また調整というのが必要になってくるのか、今年度の補正予算でも組まれていくのか、方向性についてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 今回の御質問に当たり、町長が最後に、町長の答弁のほうで益田広域で広域化を検討していきたいというお話をさせていただいております。これにつきましては、平成12年から介護保険が始まってから、県内でも、その後、1期計画、2期計画と進む中で、それぞれの地域が広域化でやっていたり、広域化でやっていたところが市町村合併したりというようなことで統一化されてきておまして、現在、県内の町村でも大田市が単独で、今やっておられます。それから、この旧益田市、まだ合併する前からしたので、旧益田市のほか6町村、7カ市町村で平成15年あたりに広域化の話が出たようなんですけれども、なかなかまとまらず、結局、その当時の7市町村で単独で行こうということで、それがそれぞれ合併しまして、今、益田市、吉賀町、津和野町ということの単独で行っておるということでもあります。

それから、市町村合併もありまして、もう十数年たちまして高齢化率も各市町村かなり高くなっております。介護費もかなり高くなってきているというところで、やっぱり

国保の県内の統一化と同じような意味合い、財政の安定化という部分におきましては、やはり広域化が必要ではないかというところを、今、検討しております。これは、また、うちだけで言ってもどうしようもないわけなんですけど、現在、吉賀町、益田市さんのほうにお話を持っていってしまして、それぞれ、まだ、これは、全然、進めるとかそういう話じゃなくて、私もこの4月から担当課長になったばかりなんですけど、まず1回目の会合を7月あたりに、まずは意見交換会というレベルでありまして、益田市がどう考えているか、今後の課題としてはどうかと、吉賀町もどうかというようなところ、当然、うちもですが、そういうところで、今後、どうしていくかというところを検討しながら、当然、7期では難しいですけども、8期あたりからそういうふうに進めるのであれば、今回の7期の計画には各市町村にその意向をやっぱり記述しておかなければならないということになりますので、その辺を今後、まずこの1年で7期の計画をつくる段階においては、方向性だけでも示せるような形に、8期以降で統合できるような形に持っていけるかどうかというところでありまして。

こういう話が出ましたのも昨年度までの各担当、それは3市町の担当ですけども、3市町の担当が会議等で集まるたびに、そろそろ広域化をしていかんとそれぞれの市町村が持たなくなってくるというようなお話は私も聞いておりまして、こういう形でちょっと、ちょうど7期の計画の作成年度ですんで、こういう形で進めていくように、今、準備に本当入ったところでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第72号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第72号平成29年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第73号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第73号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。
これより議案第73号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第73号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第74号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第74号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。
これより議案第74号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第74号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第75号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第75号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第75号平成29年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第76号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第76号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第76号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第77号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第77号平成29年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第77号平成29年度津和野町診療所特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第78号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第78号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第78号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第79号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第79号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第79号平成29年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

ここで10時25分まで休憩といたします。

午前10時12分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第13. 議案第80号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第80号第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の策定についてを議題といたします。

執行部から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加でお願いをいたしますのは、議案第80号第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の策定についてでございます。

第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の策定について、津和野町議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年津和野町条例）第9号第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第80号について御説明をいたします。

第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の策定について、議会の議決を求めるものでございます。第2次津和野町総合振興計画につきましては、3月に開催された全員協議会において、議員の皆様にご説明をさせていただきました。その後、津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会で御意見等もいただいたところでございます。今回、別紙のとおり、第2次津和野町総合振興計画を提案させていただきます。

まずは、概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

目次のほう、お聞きください。第2次津和野町総合振興計画は、第1部として序論、第2部として基本構想、第3部として前期基本計画の概要、第4部として前期基本計画、この4部で構成をしております。

まず、第1部、序論でございます。2ページのほうごらんください。

第1章、計画の概要ということでございます。

計画策定の背景と目的でございますが、本町では市町村合併による津和野町誕生とともに、平成19年度に第1次津和野町総合振興計画を策定し、人と自然に育まれ、温もりのある交流のまちづくりを基本理念として、豊かな自然を生かしたまちづくり、教育と文化の薫り高いまちづくり、地域に根ざした新たな産業の創出、定住施策の推進と福祉、交流による開かれたまちづくりの五つの視点から後世に受け継いでいく責務を基本として快適な住みやすいまちづくりに向けて各種事業に取り組んでまいりました。

後段のところでございますが、第2次津和野町総合振興計画は本町の特性や地域資源を生かしながら、地域のさまざまな主体による住民自治と協働のまちづくりをさらに推進し、本計画において目指すべき新しい将来像を描くとともに、その実現を図るための基本的な方策を明らかにするため、作成をするものでございます。

(2)といたしまして、計画の性格と役割。

まず、総合的かつ計画的な行動、行政運営の指針ということでございまして、本計画は本町におけるまちづくりの長期ビジョンであり、本町において最上位の計画として位置づけるということでございます。

3ページ、(3)計画の構成と期間でございますが、本計画は基本構想、基本計画で構成をいたします。平成38年度を目標年度といたします。

基本構想につきましては、長期展望の中でまちづくりの基本理念と町の将来像を示し、その実現に向けた施策の基本方針と大綱を定めるものでございます。基本構想の計画期間は、平成29年度、2017年度を初年度とし、平成38年度、2026年度までの10年間といたします。

基本計画でございます。

基本計画は、基本構想に示された政策の基本方向に基づいて取り組むべき施策を具体的に示し、それらを組織的、体系的に推進するために定めるものでございます。基本計画の計画期間は10年間を前期と後期に分け、前期基本計画は平成33年度、2021年度を目標年度とする5年間といたします。基本計画の期間は前期5年、後期5年の10年間といたしますが、急激な社会情勢、経済情勢の変化により計画を見直すこともございます。

続きまして、4ページからは、第2章、時代の潮流、7ページから、第3章、本町の現状を記載しております。

11ページをごらんください。第4章、まちづくりの主要課題と今後の方向につきましては、第1次総合振興計画の課題等をもとに、第2次に向けた今後のまちづくりの方向を示しております。

特に、14ページでございます。(2)今後のまちづくりの方向性といたしまして、第1次総合振興計画の五つの目標で示された、ふるさとの自然を愛し、住みよい環境を

つくるまちづくり、学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり、働くことを喜びとし、豊かな産業を育てるまちづくり、助け合う心を大切にし、明るい家庭や地域をつくるまちづくり、多くの人々と交流し、開かれたまちづくりにつきましては、第2次総合振興計画においても重要な視点でございまして、継続した取り組みを行っていくこととしております。

続きまして、17ページ、第2部、基本構想でございまして。

第1章、まちづくりの目標でございまして。(1)といたしまして、基本理念でございまして。第1次津和野町振興計画では、新町建設計画の基本目標である人と自然に生まれ、温もりある交流のまちづくりを基本理念として設定し、私たち一人一人が生きがいを持てるような社会参加を促し、豊かさを実感できる地域社会の実現が何よりも大切という考え方のもとに、さまざまな取り組みを進めてきました。この基本理念に示す本町の地域特性と、今後、目指すべき方向は長期にわたって普遍的なものであり、第2次計画においても変えることなく継承をしていきます。基本理念といたしまして、人と自然に生まれ、温もりある交流のまちづくりを進めるということとございまして。将来像といたしましては、人と人のきずなで結ぶ津和野ブランドによる協働のまちづくりということと掲げさせていただいております。

19ページ、(3)の基本目標でございまして、まちづくりの基本目標は、今後10年間の将来像である人と人のきずなで結ぶ津和野ブランドによる協働のまちづくりを実現するために達成すべき町の姿を具体的に示したものでございまして。

基本的には、移住定住施策の推進、津和野ブランドづくりと宣伝活動の推進、コミュニティの再構築と協働のまちづくりによる人づくり、連携による地域づくりといった今後のまちづくりを方向を踏まえて、以下五つの基本目標のもとに設定をさせていただいたところでございまして。

24ページには先ほど御説明しました総合計画の体系ということと示させていただいております。

26ページでございまして。第2章、10年後の津和野町のまちづくりの方向といたしまして、(1)施策の大綱、基本目標別基本方針、それから、31ページに(2)計画の推進といたしまして、町民と行政の協働、効率的な行政運営を上げています。

続きまして、第3部、前期基本計画の概要でございまして。33ページ、第1章、前期基本計画についてでございまして、前期基本計画ではその計画期間、平成29年度から平成33年度までの5年間で取り組む施策の内容をお示しをしております。

また、第2章、政策分野別のまとめ方につきましては、施策ごとの現況と課題、基本方針、施策の内容、主要指標を明確にいたしまして取り組んだ後の結果を評価し、次期諸計画や事業の改革や改善に生かしていくこととしております。

36ページからは、第4部、基本計画、基本目標1、ふるさとの自然を愛し、住みよい環境をつくるまちづくりから計画の方策まで前期基本計画を具体的に示すものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 基本計画、私も一般質問で取り上げましたけど、一般質問で取り上げる原稿を書きながら、いろいろ考えましたけど、今の現時点でまず、この計画が成り立つのは、今から5年、10年先のことで一番考えたのは、まず、人口減少が一般質問で申し上げましたように、5年後の人口と10年後の人口ともう雲泥の差になるんですね。人口に比例しまして、地方交付税の全然減収という事態に陥るわけですね。つまり、財政状態が非常に現在も逼迫していますけど、緊縮せざるを得ないと。この計画は現在の財政状態を鑑みて、現在の財政状態でこれを考えていると。5年後、10年後の財政状態というものを鑑みながら、この計画はこのとおりで進んでいくのかと考えた場合に、私はこれは非常に無理なところが出てくるなど、だから、いろいろ変更が生じる場合があるということは書いていますよね。それはそれであるであろうということはそのとおりでと思うんですけど、大体、そこら辺を、大体、財政状態と人口減少というのを絡み合わせて、5年後、10年後に本当この計画のどの程度までが達成できそうなのか、そういうことは一応考えられると思うんですけど、ほいで財政が足りない場合どうするのかと、それから、やはり今の政権によって補助金が非常に出てきているということで、随分、助かっている施策があるわけですね、観光関係にしましても。そういうところも政権が変わることによって、全然、また、かつてのある政権によりましては緊縮財政をとるんだということで、補助金がほとんどなくなるとかそういうところをカットしてきますと、一種の地方交付税と自主財源だけでやっていかないといけないというような事態が出てきた場合、この計画が本当に、ちょっと危惧を感じるわけですが、そういう点はどういうふうに考えられますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回の計画につきましては、前回の総合振興計画では一応事務事業の概要というようなところの中で、それぞれ実施する事務事業がどういうものであるかというところまでをお示しをさせていただきながら推進してきた。今回は、主要指標というのを新たにつくりました。この主要指標というのがこの総合振興計画に記載をしてある前期の基本計画、具体的な事業という中で、どういうふうな事業をしながら、どういうふうな目標を立てていくのかと。目標があって実績があるというところで、私どもとしては行政評価システムというのを、今、ちょっと中止をしておりますが、災害等で中止になっておりますが、この行政評価システムを導入しながら、各職員個々に基本的には検証をしていただく。この行政評価シ

システムの中には、やはり活動指標と成果指標という二つの指標を設けますが、その中で予算的なものもこの中に入れ込んでおります。1人当たりでこういった金額がかかったとか、協議会に負担する金額がこんだけかかって、効果はこれだけでしたというようなそういう評価の仕方をやっていく中で、議員、先ほど御指摘になりました財政状況というところ、財政は財政として中期財政計画というのを各課でヒアリングをしながら、5年、10年先の財政上の計画を立てていく、そういう仕組みがあります。私どもとすれば、各担当課でこの中身というのを精査をして今回上げているわけですから、その成果指標がどうであったのかと、実際にできたのか、できないのか、できないとしたら予算をかけるべきなのか、また、予算がないとすれば、この成果指標を達成するにはどうしたらいいかというようなところを、基本的にはやはり行政評価システムの中で検証していきながら、地方創生交付金もそうですが、KPIも重要業績指標というその指標を国は求めてきます。これが達成できたか、できないかがこの推進交付金を交付されたその財源として実施した内容について、本当に評価できるか、できんかというところを国も求めてきています。私どももそういった形の中でその評価をしながら、効果の上がるものについてはその予算立てをするかもしれません。効果のないものについては、厳しい財政状況の中で中止していくかもしれない。そういう評価をしながら、私どもとしては行っていきたいということで考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 最後のページでちょっと気になったのであれなんですけども、益田圏域の自立圏（発言する者あり）最後のページ、益田圏域定住自立圏共生ビジョン策定とありますが、これ以前、協定結びまして国からお金をいただいているいろいろな事業をしていました。協約の内容というのは残っていると思うんですけども、事業としてはもうあれで終わりなんですか。これも協約が残っているだけで終わりなんですか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 平成28年度で計画期間終了しております。先ほど議員が御指摘になりましたように、この定住自立圏参加しているということで、事業自体には1,500万の交付金といいますか、そういったものが、今、来ています。ことしから向こう5年間の定住自立圏の具体的な計画を平成29年度から、次の年度入っていますので、練ることなんですけども、益田の政策企画課というところがそういう所管をしておりますが、今、そういったところで計画を練っているところでだんだんこの予算的なものが厳しくなってきました。定住自立圏でもう少し見直しをして益田広域の中で使えるお金というのをどういうふうに積算していくか、事業を行っていくかということで、今、事業を検討中ということでございまして、また、それが策定されれば、議員の皆様にもお知らせをさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） ほかに。8番、御手洗剛君。

○議員（8番 御手洗 剛君） ちょっと目につきましたので、確認をさせていただきたいと思います。

51ページの第9章の公共交通の中で、3の萩・石見空港の東京路線の現状の下に、JR山口線の利用状況なり、町営バスの利用状況の推移ということで上げてありますが、特に、町営バスの利用状況の推移で1日当たりの利用人員が、平成27年度では津和野地域で1万7,441人、日原地域が7,400、この単位ちゅうんですか、1日じゃないんでしょ、これ。ちょっと確認したいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 大変申しわけございません。これ、数字のほう、再度、確認をさせていただきます、これ1日当たりの利用人員でいきますと人数的にも多いということになりますので、その辺については後ほど修正をさせていただきたいと思います、済いません。まことに済いませんでした。

○議長（沖田 守君） これは、課長、あれ（発言する者あり）いいですね。ほかにありますか。3番、米澤君。

○議員（3番 米澤 宥文君） 53ページですが、やはり目についたんで、今年度からの構想5年間の一番下から三番目の点です。火災避難情報等を町民にいち早くお知らせするため、防災行政無線の整備を行う、もうこれ終わっていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 失礼します。防災行政無線につきましては、ほぼ整備、先般も御報告させていただいておりますけども、9割は整備をされたというふう聞いておまして、今、随時、その設置に向けて受け付けをしているという状況でありますので、そういう意味を込めてこういう書きぶりにさせていただいております。以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、京村君。

○議員（10番 京村まゆみ君） 済いません。これは今から議決するということですかね、これ、ですよね。議決が必要なものであれば、先ほどの51ページのところのバスの利用状況の人数についても、差しかえするなり何なりしないと議決ができないんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 今回、条例で定めさせていただきましたのが、基本構想という点で、津和野町総合振興計画の基本構想について議決をさせていただくということでございまして、この具体的な事業についてはその議決の内容に入っているかという、これについてはその基本構想、それから基本計画、具体的な基本計画の内容ということで、先ほど山口県央でも益田の定住自立圏でも基本のところだけを議会の皆様に議決をしていただいて、具体的なところをそれに基づいて私ども

で計画をさせていただくということで、今回の部分については訂正をさせていただきますが、この内容については議決の内容ではないということでございます。基本構想について議決を要するというので条例上も定めさせていただいております。

○議長（沖田 守君） 10番、京村君。質問はそのことなのですが、執行部もね、一応基本構想を議決してもらおうという前提ならば、最低限ミスを少なくして、そして提案しないと、少なくとも基本構想の議決とはいいながら、そこら辺は、重々、注意をしておきたいと思います。ほかにありますか。——ありませんか。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 済いません。先ほどの修正等につきましては差しかえをさせていただきます、議員の皆様にも、後ほどまた、御提出をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 細部についてはいろいろ執行部から先ほどあったようなことで、若干の差しかえ等があるかもわかりませんが、基本的な考え方について御意見があれば。2番、川田君。

○議員（2番 川田 剛君） 議決のことでちょっと確認なんですけれども、例えば、予算書であれば、一番最初の部分が予算の議決で、中身はいじれたりするわけじゃないですか。この計画の議決するものというのは、基本構想というのはわかるんですけども、このどこの部分を議決するのかという確認をちょっとさせていただきたいと。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 済いません。内容的に申し上げますと、第2部の基本構想の17ページのところからが今回の議決の基本構想に当たるものでございます。具体的な前期基本計画の中身等については、いろいろ検証する中で変わっていくことがございます。これについては、また全協等でも御報告をさせていただきながら、大もとの部分の考え方はここの部分での議決ということでよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第80号第2次津和野町総合振興計画（基本構想）の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 請願第1号

○議長（沖田 守君） 日程第14、請願第1号森林環境税（仮称）の早期創設の実現を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、本請願について紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 請願文書表の中に趣旨等が羅列してありますが、今回の請願は島根県森林組合連合会を初め4団体からの請願でありまして、特に、我が町においても約9割を森林が占めているという状況の中で、ここにありますように、森林は国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しております。

また、木材の供給を通じて地域産業の活性化と雇用の創出に寄与しております。

しかしながら、現在、所有者や境界が不明確な森林の増加や担い手不足、長期にわたる木材価格の低迷等により森林の荒廃が深刻な状況にあります。

そのような中であっても、地方はこのいろいろな事業を取り組みながら、森林整備対策、林業・木材産業対策に取り組んでおるところでございますが、長期的な視点に立った安定的な財源がまだまだ十分に確保されていないということで、この請願にありますように、新たに森林環境税を早く税として創設して、これを先ほど述べたような施策に宛てがっていただきたいと、そのようなことで、本日、請願を趣旨として述べております。よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 我が国の森林に関する、今、置かれている環境、大変厳しいものがあるということに関して課題がたくさんある、今もう解決しなければいけない喫緊の課題だということについてはわかるんですが、この森林環境税というこの税が一体どんなものがよくわからないので質問をさせていただきたいんですが、2015年の12月に、自民・公明が発表した平成28年度税制大綱の中で、森林吸収源対策、その中において、これに必要な財源として都市・地方を通じて国民に等し

く負担を求めるといふのがあるんですが、多分、これに関係して、この森林環境税といふのをつくっていただきたいといふことでお願いを全国的にされていると思うんですが、この国民に等しく負担を求めるといふところにすごい不安を感じるんですが、その辺はどのような負担になってくるのか、この税が成立したときに。

それから、現在ある島根県独自の水と緑の森づくり税といふのがあるんですが、それは、もし、この森林環境税といふのができた場合は、どのように考えていけばいいのかなといふのの説明をしていただきたいんですが、お願いできますでしょうか。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣敬司君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 2番目の質問については、いただいた資料によりますと、既に、全国では37都道府県が地方団体として課税自主権を活用して森林環境、水源環境の保全を目的とした超過課税を行っています。御承知のとおりだと思いますが、現在、個人住民税が約262億円、法人住民税に上乗せしたそのものが約57億円、合わせて319億円というものが都道府県の中で独自に課税をしておられるといふことは御承知のことだと思いますが、これをあまねく全国国民の皆様方に環境税としてお願いをしたいといふことでございまして、現在、行われているこの超過課税が、新しく国全体でそういう森林環境税が創設された後の取り扱いについては、現在行っている課税をやめるのか、引き続き、それはそれで続けていくのかといふことはまだ明確には私は理解しておりませんが、恐らく、国が新しい創設した場合には、県としてはどちらかといえば、やめるのではないかなと私は思っておりますが、一応、ただの私の所見でございます。

最初の質問についての趣旨がちょっと理解できませんでしたので、もう一度、御質問をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 森林環境税といふのがもし成立した場合に、どのように国民に税金を課していくのか、今現在、森林を守るために国がお金を出してくれています、それは所得の高い人とか利益をたくさん持っておられる企業から税金を集める、それから、低所得者の人からは取らないといふ応能負担の税金の中から森林を守るための税金が投入されているんですが、これ国民に等しく負担を求めるといふ言葉が入ってしまうので、今現在ある島根県の水と緑の森づくり税条例といふのは、本当に個人等しく、多分、年額500円ぐらいが個人に振り分けられている税金なので、ひょっとしてこの森林環境税といふのが成立した場合に、国民全体に、貧しい人も富める人もほぼ関係なく課税されてしまうんじゃないかなといふ不安があるので、その辺をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 今現在、このたび総務省の関係で事業申請しておりますが、これもやっぱり約500億円と言われておりますけど、それをこのような森

林の公益性に基づいた使途に使うということで、事業メニューがあるようでございますが、それはそれとして、国が集めた税を地方に配分するというところで地方交付税の中に、特別交付税ということで500億円が28年、29年と続けて行われておるようでございますが、それにかわるものというふうに私は理解しておりますが。所得が低い人にも高い人にもということでございますが、基本的には均等というような状況じゃないかと思っております。十分、私もその辺の理解はしておりません。

○議長（沖田 守君） 2番、川田君、補足説明がありますか。（「ないです」と呼ぶ者あり）大丈夫。（「はい」と呼ぶ者あり）寺戸君、以上のような説明ですが、なかなかわかりにくかったと思っておりますが、まだ課税の中、こういう方法で等しく課税をするという方向性が固まっているということではないという、で御理解をいただけるかどうかということですが。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 以上で、紹介議員に対する説明、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 請願理由で述べられているとおりに、我が国の森林はとても大変な状態にあつて、喫緊の課題を解決するのは喫緊の課題だと思っております。でも、今、質問させていただいた中で、自民党、公明党が提案されたその税制大綱の中には等しく負担を求めるという言葉が入ってしまっているのです、私としては、きちんと所得の低い方のことを考えての税制になるかというのが非常に不安が残りました。それから、今、国は森林の整備の予算を出してくれていますが、2008年度は1,624億円出してくれていました。ところが、2015年度には1,202億円と422億円、26%もの削減をされています。たったの何年間か、7年間の間に26%削減を、国からの予算が削減されています。これは、国が責任の意識をちょっと後退させていると私は思います。現在、国の意識がこういう考えの中で応能負担ではなくて、所得の低い人も高い人も等しく負担を求めるともしれない森林環境税というのがもし導入されますと、森林環境税があるだけそっちから森林を守っていつてもらいましょうということで、どんどんそっちの国の整備の予算が減らされるんじゃないかという不安を持ちます。国民一人一人に負担をしてもらえばちょっと足りないけど、この森林環境税上げていけばいいんじゃないかという方向に持っていかれたらとんでもないことになってしまうので、国が責任を持って抜本的対策をもっとするべきだと思います。国全体の森林を守ることなので、津和野町の森林を守ることだけ考えればいいわけじゃないので、国全体が均等に森を守っていかないといけないというので、国が責任意識をもっと高めなければいけないと思います。

県独自でやっている水と緑の森づくり税というのは、もしこの森林環境税というのができた暁には、やめられるかもしれないけど、やるかもしれない、その辺もはっきりしていないですね。それは、各都道府県にお任せしますという国の考えなのかなとその辺

も不安です。これ、二重課税ということで、これもまた大変な問題なので、その辺はつきりしていないところで請願というか、意見書を上げるということに対する不安をすごく感じます。

ということで、お金がないのはどうすれば、森林守るために、今、お金がないんだよ、どうすればいいかということになりますと、やっぱりCO₂をたくさん出している企業や人たちが負担を負うべきだと思います。環境を守るための税金なので、環境破壊でお金をもうけられている方が出されるべき税金だと私は思います。

ということで、私はこの請願に反対をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、川田剛君。

○議員（2番 川田 剛君） 賛成の立場で述べさせていただきます。

この請願は、現在、全国で、各県単位で行われている税制を国で行っていただきたいという筋の一つであります。現在、島根県では、平成17年度から水と緑の森づくり条例で、均等割で500円を徴収しております。これを全国に広げることによって、現在、実施されていない自治体、また、森林が少ないところの自治体に関してもこの森林がある県、森林がある都道府県が均等に税収をいただきたいというものだと思います。均等割なのか、それとも所得割なのかという部分があるかと思いますが、これは全国一律にこの森林の恩恵を受けているわけですので、均等割で僕は問題ないと思います。この税制が創設され、森林環境整備に当たり、さまざまな事業展開ができると思っておりますので、ぜひとも賛成していただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、請願第1号森林環境税（仮称）の早期創設の実現を求める請願については、採択と決定いたしました。

日程第15. 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告について

○議長（沖田 守君） 日程第15、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長から、調査について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをします。本件について、申し出のとおり中間報告を受けることにしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、木質バイオマスガス化
発電調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

木質バイオマスガス化発電調査特別委員長の発言を許します。11番、板垣君。

○議員（11番 板垣 敬司君） 木質バイオマスガス化発電調査特別委員会中間報告
書。

平成28年第3回（3月）定例会において設置された木質バイオマスガス化発電調査
特別委員会の調査について、会議規則第47条2項の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。木質バイオマスガス化発電に関すること。

2、調査目的。地域再生計画の中核施設となる木質バイオマスガス化発電事業につい
て、議会における判断材料とするため。

3、調査方法。机上調査。

4、調査の経過。第12回、日時、平成29年6月5日（月）、午前10時40分。
場所、日原第2庁舎議場。出席者、委員10名、議長、（欠席）御手洗剛委員、町長、
下森博之、農林課長、久保睦夫。調査事項、第11回（3月13日）以降の進捗状況及
び木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業（環境
省、経済産業省連携）の申請について。

5、調査概要。

1）中電との接続協議の回答日が8月2日となっている。

2）環境省、経済産業省連携事業「木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能
エネルギー導入計画策定事業」を申請した。補助率は10分の10で市町村の場合、上
限1,500万円。事業申請額1,447万7,000円で採択の可否が6月末となっ
ている。採決された場合、コンサルタントによる計画策定が平成30年2月末になる予定
である。

3）総務省の「情報通信技術利活用事業」（木材産業活性化事業）を申請。補助率は
10分の10で事業申請額は2,975万4,000円。航空レーザー計測と森林資源解
析調査事業は予算額6,623万5,000円で総務省と林野庁の「森林吸収源対策」の
地方財政措置で対応することを計画しております。採決は6月末となっている。

6、中間報告。

①中電との接続協議の回答日が8月2日となっている。

②経産省連携事業の事業採択が6月末となっている。また、事業はコンサルに委託す
ることになり、策定期限が平成30年2月末の見込みである。

③総務省の事業採択もバイオマスガス化発電事業のファクターになり得る。

このような状況をさらに見きわめる必要があり、継続調査とする。

平成29年6月22日、津和野町議会議長、沖田守様、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会委員長、板垣敬司。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。この委員会は、議長を除く全議員の構成であります。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議ないようでありますので、委員長に対する質疑は省略します。

以上で、木質バイオマスガス化発電調査特別委員会の中間報告を終了します。

日程第16. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第16、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4番、岡田克也君。

○議員（4番 岡田 克也君） それでは、平成29年第2回（3月）定例会にて許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。

調査事件。

津和野町におけるケーブルテレビの交換の必要性について。

調査目的。

津和野町におけるケーブルテレビの交換の必要性について現状を調査し、議会における判断材料とするため。

調査方法。

机上調査・現地調査。現地調査については、サンネットにちはらであります。

調査日。

平成29年4月25日（火）、午後1時から。場所、委員会室、サンネットにちはら。出席者、つわの暮らし推進課、内藤課長・村上主任主事、サンネットにちはら、青木次長・山本副主任主事、総務経済常任委員会委員、沖田議長。以上であります。

調査内容。

平成13年4月に旧日原町でケーブルテレビ施設整備実施（平成13・14年度）、平成15年4月に島根県西部最初のケーブルテレビ局として旧日原町で開局、平成17年4月に旧津和野町でケーブルテレビ施設整備実施（平成16・17・18年度の3カ年）、平成17年4月に旧津和野町で開局、旧津和野町と旧日原町での共同運営となった。平成23年4月に吉賀町へのエリア拡張に伴い、鹿足郡事務組合として運営を開始した。

津和野町エリアのデータ。

世帯数3,543世帯(平成27年度末)、ケーブルテレビ加入数3,516世帯(平成27年度末)・加入率99.24%、旧津和野エリア約2,000世帯、旧日原エリア約1,620世帯、インターネット加入数1,166世帯・加入率33.2%、旧津和野エリア約490世帯(加入率約25%)、旧日原エリア約730世帯(加入率約45%)、インターネット提供速度、1メガと10メガであります。

ケーブルテレビ設備の改修の必要性。

センターモデム、1台434万8,000円、平成16年から27年に設置、8台ありますが、後継機種はありません。光変換器、1台134万4,000円、平成13年から18年に設置、町内56台、予備は島高原に1台のみあります。光送信機・受信機。1台が345万4,000円、平成13年から18年に設置しました。光送信機61台、受信機55台、予備機は2台のみ、この機器がなくなれば、全てのサービスがとまります。同軸幹線増幅器、1台25万円、平成13年から18年設置、町内659台、雷による破損が起こっております。HFC(Hybrid Fiber Coaxial 光ファイバーと同軸ケーブルの混在)方式は、同軸ケーブルの工事が容易であるが、通信速度が遅く、超高精細(4K・8K)放送の伝送が不可能であり、また保守に必要なコストが高額であり、伝送路での電気代がかかるなどデメリットが多い。FTTH(Fiber to the Home 光ファイバーのみ)の方式は、故障が少なく、通信速度が速く、超高精細放送の伝送が可能で、保守コストが安価であり、改修費用も安価で、耐災害性も高いなど、メリットが多い。多いで丸で切ってください。訂正です。HFC方式は機器の製造も打ち切られるなど、将来的に維持が不可能になると思われる。

活用の可能性のある平成29年度国庫補助スキームは、①4K・8K時代に対応したケーブルテレビ光化促進事業、補助率、市町村2分の1、予算予定額8.8億円、②情報通信基盤整備推進事業、超高速ブロードバンド未整備、条件不利市町村が対象であります。補助率は、財政力指数が0.3未満の市町村、ここに付け加えてください。2分の1、市町村が2分の1、予定予算額が6.7億円となります。

実施計画概算事業費であります。国庫補助と過疎債、辺地債、そして自己財源等は、この表のとおりであります。金額としては、第1期、7億9,716万8,000円、第2期、6億4,732万8,000円、第3期、2億9,265万2,000円、合計で17億3,714万8,000円が概算事業費であります。

調査意見。

津和野町(旧日原町)では、ケーブルテレビ回線をHFC方式を採用したが、HFC方式は、FTTH方式と比較して、保守コストが高額であることなどから、全国的にFTTH方式が中心となり、HFC方式の機器の製造も中止となるなど、今後は機械の更新も見込めなくなった。現在のケーブルテレビ関連機器が故障や破損すれば、加入率が99.24%となっているケーブルテレビの視聴が不可能となるおそれが生じている。テレビが視聴できなくなるということは、高齢者を中心に重要な情報収集手段を失うこ

とになる。当町にとって、17億円という多大な財政負担が生じるが、ケーブルテレビ回線をF T T H方式に転換することはやむを得ないとする。これだけの財政負担は、津和野町の実質公債費比率を著しく悪化させ、財政を逼迫させることが予想される。国庫補助金、国の交付税措置のある有利な過疎債・辺地債を活用し、できる限り、ここで町政と書いてありますが、町財政、「財」を入れてください。町財政負担を軽減し、補助金額によっては工期も勘案しながら、島根県と連携して事業実施すべきである。なお、F T T H方式に交換すれば、光ファイバー網が整備されるため、地理的条件を問わないI T企業誘致にも力を入れることができると考える。

平成29年6月22日、津和野町議会議長、沖田守様、総務経済常任委員会委員長、岡田克也。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。ありがとうございました。

日程第17. 議員派遣の件

○議長(沖田 守君) 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定いたしました。

日程第18. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長(沖田 守君) 日程第18、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

各委員会の閉会中の継続調査の申出について

委員会	目的	事項	期限
木質バイオマスガス化発電調査特別委員会	木質バイオマスガス化発電に関する調査及び検討	木質バイオマスガス化発電について	9月定例会まで

総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	離島・中山間地等の地理的不利地における高校支援について	9月定例会まで
文教民生	〃	学校給食のあり方について	9月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会運営に関する事項	9月定例会まで

お諮りをいたします。申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

先ほど請願第1号森林環境税（仮称）の早期創設の実現を求める請願についてが採択をされました。この請願は意見書の提出を求める請願であります。

つきましては、発議第1号森林環境税（仮称）の早期創設の実現を求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第1号としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。日程の追加をお願いをいたします。

11時40分まで休憩といたします。

午前11時26分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

追加日程第1. 発議第1号

○議長（沖田 守君） 追加日程第1、発議第1号森林環境税（仮称）の早期創設の実現を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸昌子君。

○議員（7番 寺戸 昌子君） 森林は国土・環境の保全や水源の涵養など多様な役割を担い、そこでは地域を支える重要な産業である林業が営まれています。しかし、森林の荒廃は進んでいます。森林環境の整備、保全は喫緊の課題ですが、しかし、国の森林整備予算は、2008年度1,624億円から、2015年度1,202億円と42.2億円、26%の削減がされています。国の責任意識が後退しています。現在、この考えの中で応能負担ではなく、所得の高い人も低い人も等しく負担を求められるかもしれない森林環境税が導入されれば、さらに意識は後退します。森林整備の財源確保は、国民一人一人に負担してもらうことになる、足りなくなれば、また負担をふやせばいいとなってしまいます。国が責任を持って、抜本的対策で取り組むべきです。島根県独自の水と緑の森づくり税と二重の課税になる可能性も払拭できません。国民に等しく負担を求める森林環境税ではなく、2012年から実施されている地球温暖化対策税、この税の拡充で対応をするべきと考えます。地球温暖化対策税は、石油・石炭税の上乗せ措置として実施されております。

このように、低所得者への配慮とか国の責任の後退とか二重課税の懸念があるので、この意見書の提出に反対をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。

本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、発議第1号森林環境税（仮称）の早期創設の実現を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

この意見書につきましては、各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成29年第3回津和野町議会定例会を閉会といたします。大変御苦勞さまでございました。お疲れさまでございました。

午前11時44分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員